

328.1-G464ㄅ



正

328.1
464

大東亞戰爭法

(附·說解·關係令·省令·告示)

戰時統制法令叢書·第七輯



銀行問題研究會



始



328.1
G464



正改月五年七十和昭

大東亞戰爭完遂法令

戰時統制法令叢書第七輯

- 國家總動員法.....
- 戰時民事特別法.....
- 戰時刑事特別法.....
- 防空法.....
- 言論、出版、集會、結社等臨時取締法.....
- 產業設備營團法.....
- 重要物資管理營團法.....
- 食糧管理法.....
- 兵器等製造事業特別助成法.....
- 敵產管理法.....
- 社債等登錄法.....
- 戰時金融庫法.....
- 南方開發金庫法.....
- 國民醫療法.....
- 戰爭保險臨時措置法.....
- 戰時災害保護法.....
- 輸出入品等臨時措置法.....



大 阪

銀行問題研究會發行

昭和十七年
五月改正

大東亞戰爭完遂法令

目次

(括弧内ノ大令ハ大藏省令、内令ハ内務省令、厚令ハ厚生省令、大告ハ大藏省告示、商告ハ商工省告示、大訓ハ大藏省訓令ヲ示ス)

917
143
E

憲法

法人等ヲシテ行政官廳ノ職權ヲ行ハシムルコトニ關スル法律(昭一七・二・法律一五)……………一

裁判所構成法戰時特例(昭一七・二・法律六二)……………二

裁判所構成法戰時特例施行期日ノ件(昭一七・三・勅令一六六)……………四

裁判所構成法戰時特例樺太施行ノ件(昭一七・三・勅令一六七)……………四

戰時下領事官ノ裁判特例法(昭一七・二・法律六五)……………四

戰時下領事官ノ裁判特例法施行期日ノ件(昭一七・三・勅令一七三)……………五

二、民事法

戰時民事特別法(昭一七・二・法律六三)……………六

戰時民事特別法施行期日ノ件(昭一七・三・勅令一六八)……………九

戰時民事特別法樺太施行ノ件(昭一七・三・勅令一六九)……………九

戰時民事特別法ニ依ル調停手數料等ニ關スル件(昭一七・三・勅令一七〇)……………九

三、刑事法

戰時刑事特別法(昭一七・二・法律六四)……………一〇

戰時刑事特別法施行期日ノ件(昭一七・三・勅令一七一).....一六
 戰時刑事特別法樺太施行ノ件(昭一七・三・勅令一七二).....一六
 戰時刑事特別法一部臺灣施行ノ件(昭一七・三・勅令一七七).....一六

四、國防、保安法

防空法(昭一二・四・法律四七).....一六
 防空法施行令(昭一二・九・勅令五四九).....一六
 防空法施行規則(昭一六・一二・内令三九).....一九
 防空法中改正法律施行期日ノ件(昭一六・一二・勅令一一三四).....一九
 防空監視隊令(昭一六・一二・勅令一一三六).....一九
 防空従事者扶助令(昭一六・一二・勅令一一三七).....一九
 言論、出版、集會、結社等臨時取締法(昭一六・一二・法律九七).....二六
 言論、出版、集會、結社等臨時取締法施行規則(昭一六・一二・内令四〇).....二六
 言論、出版、集會、結社等臨時取締法施行期日ノ件(昭一六・一二・勅令一一七七).....二六

五、經濟法

産業設備營團法(昭一六・一一・法律九二).....四〇
 産業設備營團法施行令(昭一六・一二・勅令一〇四六).....四六
 産業設備營團法施行期日ノ件(昭一六・一二・勅令一〇四五).....五一
 重要物資管理營團法(昭一七・二・法律六九).....五一

重要物資管理營團法ノ施行ニ關スル件(昭一七・四・商・厚令一).....五七
 重要物資管理營團法登記令(昭一七・三・勅令一二三).....五七
 重要物資指定ノ件(昭一七・五・商告四八七).....五九
 食糧管理法(昭一七・二・法律四〇).....五九
 兵器等製造事業特別助成法(昭一七・二・法律八).....六八

六、財政、金融法

會計法戰時特例(昭一七・二・法律一〇).....七三
 會計規則等戰時特例(昭一七・四・勅令四五二).....七三
 會計法戰時特例施行期日ノ件(昭一七・四・勅令四五〇).....七七
 敵産管理法(昭一六・一二・法律九九).....七七
 敵産管理法施行令(昭一六・一二・勅令一一七九).....八〇
 敵産管理法施行規則(昭一六・一二・大令七六).....八一
 敵産管理法ニ基ク敵國指定ノ件(昭一六・一二・大告五八五).....八二
 敵産管理法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件(昭一六・一二・勅令一一七八).....八三
 南洋群島ニ於ケル敵産管理ノ件(昭一六・一二・勅令一一八〇).....八三
 關東州敵産管理令(昭一六・一二・勅令一二五一).....八三
 日本銀行法(昭一七・二・法律六七).....八三
 日本銀行法施行令(昭一七・三・勅令一七五).....八四

日本銀行法施行期日ノ件(昭一七・三・勅令一七四).....一九六

日本銀行法ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス使用人ノ範圍指定ノ件(昭一七・四・大令三〇).....一九六

社債等登録法(昭一七・二・法律一一).....一九九

社債等登録法施行令(昭一七・四・勅令四〇九).....二〇一

社債等登録法施行規則(昭一七・四・大令一).....二〇一

社債等登録法施行期日ノ件(昭一七・四・勅令四〇八).....二〇七

戰時金融庫法(昭一七・二・法律三二).....二一七

戰時金融庫法施行令(昭一七・二・勅令一一七).....二一六

戰時金融庫法施行規則(昭一七・二・大令一〇).....二一三

戰時金融庫法施行期日ノ件(昭一七・二・勅令一一六).....二一四

南方開發金庫法(昭一七・二・法律三三).....二一四

南方開發金庫法施行令(昭一七・三・勅令一四八).....二一四

同法ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做サル職員ノ範圍指定ノ件(昭一七・三・大令一一).....二一四

七、厚生法

國民醫療法(昭一七・二・法律七〇).....二一五

日本醫療團令(昭一七・四・勅令四二七).....二一五

國民醫療法一部施行期日ノ件(昭一七・四・勅令四二六).....二一六

戰爭保險臨時措置法(昭一六・二・法律九六).....二一六

戰爭保險臨時措置法施行規則(昭一七・一・大令二).....二一六

戰爭保險臨時措置法施行期日ノ件(昭一七・一・勅令二四).....二一七

戰爭保險臨時措置法朝鮮等施行ノ件(昭一七・三・勅令二〇六).....二一七

南洋群島戰爭保險臨時措置令(昭一七・三・勅令二〇七).....二一七

保險料指定ノ件(昭一七・一・大令一六).....二一七

戰爭保險ノ目的物タリ得ザルモノ指定ノ件(昭一七・一・大令一七).....二一七

戰時災害保護法(昭一七・二・法律七一).....二一七

戰時災害保護法施行令(昭一七・四・勅令四五五).....二一七

戰時災害保護法施行規則(昭一七・四・厚令二六).....二一八

戰時災害保護法施行期日ノ件(昭一七・四・勅令四五四).....二一七

小形船舶乗組員手帳法(昭一七・三・法律八三).....二一七

八、雜

大東亞戰爭ノ呼稱ニ關スル法律(昭一七・二・法律九).....二一九

九、附錄

國家總動員法(昭一三・四・法律五〇).....二一九

國家總動員法ノ施行ニ關スル件(昭一四・九・勅令六七二).....二一九

國家總動員法朝鮮、臺灣及樺太施行ノ件(昭一三・五・勅令三一六).....二一九

南洋群島ニ於ケル國家總動員ニ關スル件(昭一三・五・勅令三一七).....二一九

關東州國家總動員令(昭一四・八・勅令六〇九)……………一九九

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律(昭一二・九・法律九二)……………一九九

物資統制令(昭一六・二・勅令一一三〇)……………二〇三

臨時資金調整法(昭一二・九・法律八六)……………二〇六

臨時資金調整法施行令(昭一二・九・勅令五二七)……………二一〇

臨時資金調整法施行細則(昭一二・九・大・農・商令一)……………二一四

貯蓄債券ノ割増金ニ關スル件(昭一三・二・大令七)……………二二四

報國債券ノ割増金ニ關スル件(昭一五・四・大令三一)……………二三四

法第十六條ニ基ク命令ノ件(昭一三・二・大令六八)……………二三五

臨時資金調整法臺灣施行ノ件(昭一二・一〇・勅令五九五)……………二三六

臨時資金調整法樺太施行ノ件(昭一二・一〇・勅令六〇三)……………二三六

關東州臨時資金調整令(昭一二・一・勅令六五一)……………二三七

南洋群島臨時資金調整令(昭一二・一・勅令六五三)……………二三七

土地等收用者ノ報告ニ關スル件(昭一七・四・大令二七)……………二三八

國民貯蓄組合法(昭一六・三・法律六四)……………二三九

國民貯蓄組合法施行規則(昭一六・六・大令三三)……………二四二

主務大臣ノ職權事項ヲ地方長官ニ行ハシムル件(昭一六・六・勅令七八一)……………二四六

國民貯蓄組合取扱規程(昭一六・六・大訓一一)……………二五八

昭和十七年
五月改正
大東亞戰爭完遂法令

一、憲法

法人等ヲシテ行政官廳ノ職權ヲ行ハシムルコトニ關スル法律

政府は曩に國家總動員法に基く重要産業團體令を制定公布し、これに依り産業經濟に關し統制力ある團體を組織整備し、其の團體をして政府の施策の立案及び遂行に緊密に協力せしむると共に、右の施策大綱に基き、自律的に當該業界の統制運営に當らしむることとしたのである。而して敘上の趣旨に鑑み、現在各種統制法規に於て行政官廳の職權と定められてゐる事項の中、政府の施策方針に關するものは別とし、爾餘の實施に關する職權事項に付ては、實情に即し本法に依つてこれを當該統制團體に委譲し、以て生産配給等其の業界の内部に於ける統制事務を圓滑且敏速に運營せんとするものである。

憲法（法人等ヲシテ行政官廳ノ職權ヲ行ハシムルコトニ關スル法律）

法人等ヲシテ行政官廳ノ職權ヲ行ハシムルコトニ關スル法律

（昭和十七年二月十七日）
法律第十五號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル國家總動員法第十八條ノ規定ニ依ル法人等ヲシテ行政官廳ノ職權ヲ行ハシムルコトニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

法人等ヲシテ行政官廳ノ職權ヲ行ハシムルコトニ關スル法律

法令ニ定ムル行政官廳ノ職權ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ國家總動員法第十八條ノ規定ニ依ル法人其ノ他ノ法人ヲシテ行ハシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ同項ノ法人ガ行政官廳ノ職權ヲ行フ場合ニ於テハ當該職權ニ係ル罰則ノ適用ニ付テハ同項ノ法人ハ之ヲ當該職權ヲ行フ行政官廳ト看做シ同項ノ法人ノ役員又ハ使用人ニシテ同項ノ職權ニ屬スル事務ニ從事スルモノハ之ヲ當該事務ニ從事スル官吏ト看做ス
前項ニ定ムルモノノ外第一項ノ規定ニ依リ同項ノ法人ガ行政官廳ノ職權ヲ行フ場合ニ於ケル必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

裁判所構成法戰時特例

今や我國は國家の總力を擧げて大東亞戰爭の目的完遂に邁進しつゝあるが、この秋に當り國民權義の保全と國內治安の維持を以てその職責とする司法部門に於ては、戰時體制下殊に第一線及び占領地域に相當多數の職員を進發せしむるの必要を考慮し、且現在の狀態に於て豫想せらるゝ交通上の問題をも參酌しつゝ、本來の機能を十分に發揚して裁判檢察の運行を的確迅速ならしめんことを期し、戰時民事特別法及び戰時刑事特別法の制定と相俟つて裁判所構成法に於ても戰時下絶対必要なりと思量せらるゝ特別措置を講ずるに至つた。即ち本法の趣旨を概説すれば左の通りである。

- (1) 區裁判所に於ける刑事事件の事物管理を已むを得ざる限度に於て擴張せること
- (2) 民事刑事とも訴訟は三審制が裁判所構成法の原則であるが、特殊事件を限り處理の敏速を圖る爲に控訴審を省略して二審制に改めたこと
- (3) 民事、刑事の訴訟の上告は總て大審院のみが

その裁判權を有してゐるが、前記の控訴審を省略せる事件の中で、第一審を區裁判所に於て審理したものには、その上告を控訴院に於て管轄せしめることとしたこと

(4) 民事に付訴訟事件に非ざる決定事件のみに關しては、抗告裁判所の爲した裁判、即ち決定に對して更に抗告を爲し得ざることに改めたこと

裁判所構成法戰時特例

(昭和十七年二月二十四日)
法律第六十二號

股權密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國議會ノ協賛ヲ經タル裁判所構成法戰時特例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

裁判所構成法戰時特例

- 第一條 戰時ニ於ケル裁判所構成法ノ特例ハ本法ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 戰時刑事特別法第五條第一項並ニ昭和五年法律第九號第二條及第三條ノ竊盜ノ罪ニ付テハ區裁判所其ノ裁判權ヲ有ス但シ豫審ヲ經ザルモノニ限ル
- 第三條 左ニ掲グル訴訟ノ第一審ノ判決ニ對シテハ控訴ヲ爲スコトヲ得ズ
 - 一 裁判所構成法第十四條第二ノ訴訟

二 民事訴訟法第六編ニ定ムル訴訟但シ同法第五百九十一條第三項(第六百二十條第一項ノ規定ニ依リ適用スル場合ヲ含ム)第六百二十三條第一項及第六百四十七條第三項ノ訴訟ヲ除ク

前項ノ判決ニ對シテハ直接上告ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ訴訟ノ請求ニ附帶シテ果實、損害賠償、違約金又ハ費用ノ請求ヲ爲シタル場合ニ於テハ前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ第一項ノ訴訟ト看做ス

第四條 左ニ掲グル罪ニ付言渡シタル第一審ノ判決ニ對シテハ控訴ヲ爲スコトヲ得ズ

- 一 刑事第二編第七章ノ二、第三十六章及第三十九章、昭和五年法律第九號、戰時刑事特別法第一章、陸軍刑法第二條ニ掲グル各條(第七十九條乃至第八十五條及第九十九條ヲ除ク)、海軍刑法第二條ニ掲グル各條(第七十八條乃至第八十五條及第一百條ヲ除ク)、防空法、食糧管理法並ニ言論、出版、集會、結社等臨時取締法第十七條及第十八條ノ罪
- 二 刑法第七十四條及第七十六條、國家總動員法(第四十四條ヲ除ク)、昭和十二年法律第九十二號、外國爲替管理法、軍機保護法(第二條乃至第七條及此等ニ關スル第十五條乃至第十七條ヲ除ク)、軍用資源秘密保護法(第十一條乃至第十五條及第十九條ヲ

憲法 (裁判所構成法戰時特例)

除ク)、要塞地帶法、國境取締法、陸軍輸送港域軍事取締法、軍用電氣通信法、除軍刑法第七十九條乃至第八十五條及第九十九條、海軍刑法第七十八條乃至第八十五條及第一百條、大正十五年法律第六十號並ニ不穩文書臨時取締法ノ罪但シ此等ノ罪ニシテ外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ與フル目的ヲ以テ犯シタルモノヲ除ク

前項ノ判決ニ對シテハ直接上告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ上告ハ第二審ノ判決ニ對シ上告ヲ爲スコトヲ得

理由アル場合ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

上告裁判所ハ第二審ノ判決ニ對スル上告事件ニ關スル手續ニ依リ裁判ヲ爲スベシ

第五條 前二條ノ第一審ノ判決ニシテ區裁判所ノ爲シタルモノニ對スル上告ニ付テハ控訴院其ノ裁判權ヲ有ス

前項ノ判決ニ付區裁判所ノ爲シタル上告棄却ノ決定ニ對スル抗告ニ付亦前項ニ同ジ

控訴院ノ上告審トシテ爲シタル決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得ズ

裁判所構成法第四十八條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六條 控訴院ガ上告裁判所タル場合ニ於テ法律ノ同一ノ點ニ付會テ大審院又ハ上告裁判所タル控訴院ノ爲シ

憲法（戦時下領事官ノ裁判特例法）

タル判決ト相反スル意見アルトキハ決定ヲ以テ事件ヲ大審院ニ移送スルコトヲ要ス
前項ノ決定アリタルトキハ訴訟ノ上告ヲ爲シタル時ヨリ大審院ニ繫屬シタルモノト看做ス
第七條 民事ニ付抗告裁判所ノ爲シタル決定ニ對シテハ更ニ抗告ヲ爲スコトヲ得ズ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法ハ本法施行前裁判所ノ受理シタル訴訟ニ付テハ之ヲ適用セズ
第二條ノ規定ハ本法施行前犯シタル昭和十六年法律第九十八號第二條第一項ノ竊盜ノ罪ニ關スル事件ニシテ本法施行後公訴ヲ提起スルモノニ付、第四條乃至第六條ノ規定ハ本法施行前犯シタル昭和十六年法律第九十八號ノ罪ニ關スル事件ニシテ本法施行後公訴ヲ提起スルモノニ付亦之ヲ適用ス
戦時終了ノ際ニ於テ必要ナル經過規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

裁判所構成法戦時特例施行期日ノ件

（昭和十七年二月十三日勅令第六十六號）

朕裁判所構成法戦時特例施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ

公布セシム
裁判所構成法戦時特例ハ昭和十七年三月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

裁判所構成法戦時特例樺太施行ノ件

（昭和十七年三月十三日勅令第六十七號）

朕裁判所構成法戦時特例ヲ樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
裁判所構成法戦時特例ハ昭和十七年三月二十一日ヨリ之ヲ樺太ニ施行ス

戦時下領事官ノ裁判特例法

大東亞戦争下に於ける司法上の特別措置として
は裁判所構成法戦時特例、戦時民事特別法及び戦時刑事特別法等が制定公布せられ、これらの特例は領事裁判にも適用されることになつてゐるが、領事裁判は國內裁判とは幾分事情を異にしてゐるので、これらの特例を領事裁判に適用する上に於ては當然設けられなければならない規定があるの

である。殊に近時中華民國在留邦人の數が激増するに伴ひ、領事官の裁判事務は急速に増加しつつあるに反し、大東亞戦争勃發以來日華間の海路連絡は著しく制限せらるゝ懸念なしとせざる爲に、従前の制度では今次戦争下に於ける領事裁判の圓滑なる運営は頗る困難となるべき情勢に立到つたそこで政府は以上の如き點を考慮して領事官の裁判に關し特例を設けんが爲に、「戦時ニ於ケル領事官ノ裁判ノ特例ニ關スル法律」を二月二十三日付公布するに至つたのである。

戦時下領事官ノ裁判特例法

（昭和十七年二月二十三日法律第六十五號）

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル戦時ニ於ケル領事官ノ裁判ノ特例ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

戦時下領事官ノ裁判特例法

第一條 戦時ニ於ケル領事官ノ裁判ニ關スル特例ハ本法ノ定ムル所ニ依ル
第二條 領事官ハ明治三十二年法律第七十號第八條ノ規定ニ拘ラズ死刑又ハ無期若ハ短期一年以上ノ懲役若ハ

憲法（戦時下領事官ノ裁判特例法）

禁錮ニ該ル罪ニ付公判ヲ爲スコトヲ得但シ豫審ヲ經ザルモノニ限ル

第三條 裁判所構成法戦時特例第五條ノ控訴院ハ領事官ノ爲シタル判決ニ對スル上告及上告棄却ノ決定ニ對スル抗告ニ付テハ之ヲ長崎控訴院トス但シ中華民國福建省、廣東省、廣西省及雲南省ニ駐在スル領事官ノ爲シタル判決ニ對スル上告及上告棄却ノ決定ニ對スル抗告ニ付テハ之ヲ臺灣總督府高等法院覆審部トス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法ハ本法施行前領事官ノ受理シタル訴訟ニ付テハ之ヲ適用セズ戦時終了ノ際ニ於テ必要ナル經過規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

戦時下領事官ノ裁判特例法施行期日ノ件

（昭和十七年三月十三日勅令第七十三號）

朕昭和十七年法律第六十五號戦時ニ於ケル領事官ノ裁判ノ特例ニ關スル法律施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
昭和十七年法律第六十五號ハ昭和十七年三月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

二、民事法

戦時民事特別法

戦時に際しては國を擧げて外敵に當るべきことは言ふ迄もない。従つて私權關係に付て紛争を生じた場合には、常にも増して敏速且つ妥當に解決をしなければならぬのであつて、この見地から言つて、戦時下に於ては平時と異なる應急臨時の特別規定を設けることが望ましいのである。そこで政府は、第七十九議會に「戦時民事特別法案」を上提し、その協賛を経て二月二十三日付該法律を公布するに至つたのである。即ち本法に於ては戦争に起因する障礙、其の他の影響を考慮して、訴訟上の期間に相當の餘裕を設け、一定條件の下に強制執行の一時停止、執行處分の取消又は破産宣告の猶豫、和議條件の相當なる緩和等をなし得るものとしたのである。又訴訟手續の圓滑なる進行を圖る爲に管轄の規定を緩和し、且攻撃防禦の

方法を提出すべき期間を定め得るものとし、證人、鑑定人の訊問に代る書面の提出、簡易なる呼出の方法を認められた外に、調停制度を擴張し其の運用の適正を期せんとするものである。尙防禦、其の他公益上の必要ある時は、訴訟記録の謄寫等を制限し、用紙の關係から裁判所のなすべき公告は官報のみに依るものと規定されてゐる。

戦時民事特別法

(昭和十七年二月二十三日)
法律第六十三號

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル戦時民事特別法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

戦時民事特別法

第一章 通 則

第一條 戦時ニ於ケル民事ニ關スル特別ハ本法ノ定ムル所ニ依ル

第二條 戦争ニ起因スル避クベカラザル障礙ニ因リ期間ヲ遵守スルコト能ハザル場合ニ於テハ其ノ期間ヲ伸長ス但シ他ノ法令ニ定アルモノニ付テハ其ノ定ニ從フ前項ノ規定ニ依リテ伸長セラレタル期間ハ障礙ノ止ミタル時ヨリ一週間ノ經過ニ依リテ滿了ス

第三條 裁判所ガ官報及新聞紙ヲ以テ爲スベキ公告ハ官

報ノミヲ以テ之ヲ爲ス

第二章 民事訴訟

第四條 裁判所適當ト認ムルトキハ土地ノ管轄ニ關スル規定ニ拘ラズ申立ニ依リ又ハ職權ヲ以テ訴訟ノ全部若ハ一部ヲ他ノ裁判所ニ移送シ又ハ自ら裁判ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ハ訴ニ付專屬管轄ノ定アル場合ニハ之ヲ適用セズ

第五條 裁判所構成法戰時特別第三條第一項ノ訴訟ノ請求ガ他ノ請求ト併セ一ノ訴ヲ以テ提起セラレタル場合ニ於テハ裁判所ハ口頭辯論ヲ分離スルコトヲ要ス

第六條 裁判所特ニ必要アリト認ムルトキハ攻撃又ハ防禦ノ方法ヲ提出スベキ期間ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ期間經過後ニ於テハ攻撃又ハ防禦ノ方法ハ裁判所ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ口頭辯論ニ於テ之ヲ主張スルコトヲ得ズ

第一審ニ於テ前項ノ規定ニ依リテ主張スルコトヲ得ザリシ攻撃又ハ防禦ノ方法ハ裁判所ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ控訴審ニ於テ之ヲ主張スルコトヲ得ズ

第七條 裁判所ハ機密ノ保持其ノ他公益上ノ理由ニ依リ訴訟記録ノ謄寫又ハ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ相當ナラズト認ムルトキハ之ヲ禁止スルコトヲ得

民事法 (戦時民事特別法)

第八條

期日ニ於ケル呼出ハ民事訴訟法第五百四條ニ定ムル方法以外ノ相當ト認ムル方法ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ期日ニ出頭セザル當事者、證人又ハ鑑定人ニ對シ法律上ノ制裁其ノ他期日ノ懈怠ニ依リ不利益ヲ歸スルコトヲ得ズ

第九條 裁判所相當ト認ムルトキハ證人又ハ鑑定人ノ訊問ニ代ヘ書面ノ提出ヲ爲サシムルコトヲ得

第十條 民事訴訟法第三百五十九條ノ規定ハ裁判所構成法戰時特別第三條第一項ノ判決ニハ之ヲ適用セズ

第十一條 債務者ガ戦争ノ影響ニ因リ債務ヲ履行スルコト困難ナル場合ニ於テ債務者ガ誠實ニシテ債務履行ノ意思アリ且債權者ノ經濟ニ甚シキ影響ヲ及ボサザルモノト認ムベキ顯著ナル事由アルトキハ裁判所ハ債務者ノ申立ニ依リ擔保ヲ供セシメ又ハ供セシメズシテ強制執行ノ一時ノ停止又ハ既ニ爲シタル執行處分ノ取消ヲ命ズルコトヲ得

民事訴訟法第五百七十條ノ二第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三章 破産及和議

第十二條 破産ノ原因タル事實ガ戦争ノ影響ニ因リテ生ジタル場合ニ於テ債務者ガ誠實ニシテ債務履行ノ意思アリ且債權者一般ノ利益ヲ甚シク害セズト認ムベキ顯

民事法（戰時民事特別法）

著ナル事由アルトキハ裁判所ハ破産ノ宣告前ニ限り債務者ノ申立ニ依リ破産手續ヲ中止スルコトヲ得
民事訴訟法第五百七十條ノ二第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 強制和議ノ條件ガ各破産債務者ニ付平等ナラザルトキト雖モ裁判所ハ債權ノ額其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シ債權者間ニ差等ヲ設タルモ衡平ヲ害セザルモノト認ムルトキハ強制和議認可ノ決定ヲ爲スコトヲ得
前項ノ規定ハ和議法ニ依リ和議開始ノ決定及和議認可ノ決定及和議認可ノ決定ニ之ヲ準用ス

第四章 調停

第十四條 民事ニ關シ紛争ヲ生ジタルトキハ當事者ノ相手方ノ住所、居所、營業所若ハ事務所ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所又ハ當事者ノ合意ニ依リテ定ムル地方裁判所若ハ區裁判所ノ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得但シ他ノ法律ニ定アルモノニ付テハ其ノ定ニ從フ

第十五條 裁判所其ノ管轄ニ屬セザル事件ニ付申立ヲ受ケタルトキハ決定ヲ以テ事件ヲ管轄裁判所ニ移送スルコトヲ要ス但シ事件ノ處理上適當ト認ムルトキハ之ヲ他ノ地方裁判所若ハ區裁判所ニ移送シ又ハ自ら處理スルコトヲ妨ゲズ
裁判所其ノ管轄ニ屬スル事件ニ付申立ヲ受ケタルトキ

ト雖モ事件ノ處理上適當ト認ムルトキハ決定ヲ以テ之ヲ他ノ地方裁判所又ハ區裁判所ニ移送スルコトヲ得
前二項ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第十六條 受訴裁判所適當ト認ムルトキハ事件ヲ調停ニ付シ自ラ調停ニ依リテ之ヲ處理スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ調停主任タル判事ハ受訴裁判所之ヲ指定ス

第十七條 調停ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ適當ノ場所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

第十八條 借地借家調停法第二條、第四條ノ二、第六條、第八條乃至第二十三條、第二十六條乃至第三十一條及第三十二條第一項、金錢債務臨時調停法第五條乃至第十條並ニ人事調停法第六條及第十條ノ規定ハ第十四條ノ調停ニ之ヲ準用ス

第十九條 第十六條及第十七條ノ規定ハ他ノ法律ニ之ヲ準用ス
金錢債務臨時調停法第七條乃至第十條ノ規定ハ借地借家調停法及商事調停法ニ依リ調停ニ之ヲ準用ス
人事調停法第六條及第十條ノ規定ハ借地借家調停法、小作調停法（農地調整法第十三條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、商事調停法及金錢債務臨時調停法ニ依リ調停ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ以テ定ム
第五條及第十條ノ規定ハ本法施行前裁判所ノ受理シタル訴訟ニ付テハ之ヲ適用セズ
戰時終了ノ際ニ於テ必要ナル經過規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

戰時民事特別法施行期日ノ件

（昭和十七年三月十三日勅令第六十八號）

朕戰時民事特別法施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
戰時民事特別法ハ昭和十七年三月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

戰時民事特別法樺太施行ノ件

（昭和十七年三月十三日勅令第六十九號）

朕戰時民事特別法ヲ樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
戰時民事特別法ハ昭和十七年三月二十一日ヨリ之ヲ樺太ニ施行ス

民事法（戰時民事特別法）

戰時民事特別法ニ依ル調停手数料等ニ關スル件

（昭和十七年三月十三日勅令第七十號）

朕戰時民事特別法ニ依リ調停ノ手数料等ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
正十一年勅令第三百三十九號ハ戰時民事特別法ニ依リ調停ニ付之ヲ準用ス

附 則

本令ハ戰時民事特別法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三、刑事法

戰時刑事特別法

大東亞戰爭は國家總力戰であり、其の目的の完遂を期する爲には、國內の治安を確保し、國民をして安んじて職域奉公の誠を盡さしめると共に、國防上有害なる犯罪に付ても、これが豫防及び鎮壓の爲め、有效適切なる方策を講ずることが最も緊要である。然るに現行の刑法及び刑事訴訟法は、専ら平時に於ける犯罪と刑事手續とを規定してゐる關係上、戰時犯罪の豫防及び鎮壓の法規として其の儘運用することは適切でないのであつて、戰時下特に公共の安寧等を甚だしく阻碍する犯罪に對しては、其の刑罰を加重整備して、一般豫防の目的を達すると共に、刑事手續に付ても亦戰時に應じき特例を設くるの必要があるのである。そこで政府に於ては、これが臨時應急の措置として「戰時刑事特別法」を立案し、第七十九議

會の協賛を経て二月二十三日付該法律を公布したのである。

即ち本法の内容を概説すれば、曩の第七十八臨時議會を通過せる戰時犯罪處罰に關する規定の外放火、騷擾、住居侵入及び往來妨害等の犯罪に對する刑法所定の刑罰を加重し、且つ新たに國政變亂の目的を以てする殺人、公共防空及び公共通信の妨害、瓦斯電氣の公共利用の妨害並びに國防上重要な生産事業の遂行妨害等の犯罪に關する規定をも整備して、治安の確保に資すると共に、手續規定に於ても證據の取調、判決の方式及び上告審の手續等に關する臨時の特例を設け、裁判所構成法戰時特例と相俟つて、事件の迅速且つ適正なる處理を圖り、以て戰時下に於ける犯罪の豫防及び鎮壓に萬遺憾なからんことを期してゐるのである。

戰時刑事特別法

(昭和十七年二月二十三日)

(法律第六十四號)

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル戰時刑事特別法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

戰時刑事特別法

第一章 罪

第一條 戰時ニ際シ燈火管制中又ハ敵襲ノ危険其ノ他人心ニ動搖ヲ生ゼシムベキ状態アル場合ニ於テ火ヲ放チテ現ニ人ノ住所ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物、汽車、電車、自動車、艦船、航空機若ハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

戰時ニ際シ燈火管制中又ハ敵襲ノ危険其ノ他人心ニ動搖ヲ生ゼシム状態アル場合ニ於テ火ヲ放チテ現ニ人ノ住居ニ使用セズ又ハ人ノ現在セザル建造物、汽車、電車、自動車、艦船、航空機若ハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス但シ公共ノ危険ヲ生ゼザルトキハ之ヲ罰セズ

第二條 戰時ニ際シ燈火管制中又ハ敵襲ノ危険其ノ他人心ニ動搖ヲ生ゼシムベキ状態アル場合ニ於テ火ヲ放チテ前條第一項及第二項ニ記載シタル以外ノ物ヲ燒燬シ因テ公共ノ危険ヲ生ゼシメタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ十年以下ノ懲役ニ處ス

第三條 第一條第二項及前條第一項ニ記載シタル物自己ノ所有ニ係ルトキト雖モ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ貸貸シ若ハ保險ニ付シタルモノヲ燒燬シタルトキハ他人ノ物ヲ燒燬シタル者ノ例ニ同ジ

第四條 戰時ニ際シ燈火管制中又ハ敵襲ノ危険其ノ他人心ニ動搖ヲ生ゼシムベキ状態アル場合ニ於テ刑法第七十六條若ハ同條ノ例ニ依ル同法第七十八條ノ罪又ハ此等ニ關スル同法第七十九條ノ罪ヲ犯シタル者ハ三年以上ノ有期懲役ニ處シ同法第七十七條若ハ同條ノ例ニ依ル同法第七十八條ノ罪又ハ此等ニ關スル同法第七十九條ノ罪ヲ犯シタル者ハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ傷害ニ至シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ懲役ニ處シ死ニ致シタル者ハ死刑ニ處ス

刑法第八十條ノ規定ハ第一項ノ罪ニ付テハ之ヲ適用セズ

第五條 戰時ニ際シ燈火管制中又ハ敵襲ノ危険其ノ他人心ニ動搖ヲ生ゼシムベキ状態アル場合ニ於テ刑法第二百三十五條、第二百三十六條、第二百三十八條若ハ第

二百三十九條ノ罪又ハ此等ニ關スル同法第二百四十三條ノ罪ヲ犯シタル者竊盜ヲ以テ論ズベキトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役、強盜ヲ以テ論ズベキトキハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ懲役ニ處ス

戰時ニ際シ燈火管制中又ハ敵襲ノ危険其ノ他人心ニ動搖ヲ生ゼシムベキ状態アル場合ニ於テ刑法第二百四十四條前段若ハ第二百四十一條前段ノ罪又ハ此等ニ關スル同法第二百四十三條ノ罪ヲ犯シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處シ同法第二百四十四條後段若ハ第二百四十一條後段ノ罪又ハ此等ニ關スル同法第二百四十三條ノ罪ヲ犯シタル者ハ死刑ニ處ス

第一項ノ強盜ヲ爲ス目的ヲ以テ其ノ豫備又ハ通謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第六條 戰時ニ際シ燈火管制中又ハ敵襲ノ危険其ノ他人心ニ動搖ヲ生ゼシムベキ状態アル場合ニ於テ刑法第二百四十九條ノ罪又ハ之ニ關スル同法第二百五十條ノ罪ヲ犯シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

第七條 戰時ニ際シ國政ヲ變亂スルコトヲ目的トシテ人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ處ス前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ二年以上ノ有期懲役又ハ禁錮ニ處ス

第一項ノ罪ヲ犯スコトヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ被教唆者又ハ被幫助者其ノ實行ヲ爲スニ至ラザルトキハ二年以上ノ有期懲役又ハ禁錮ニ處ス
第一項ノ罪ヲ犯サシムル爲他人ヲ煽動シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ
第三項乃至前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス

第八條 戰時ニ際シ防空ノ實施ニ從事スル公務員ノ當該職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ七年以下ノ懲役ニ處ス

第九條 戰時ニ際シ刑法第六條ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス
一 首魁ハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス
二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス
三 附和隨行シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條 戰時ニ際シ公共ノ防空ノ爲ノ建造物、工作物其ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第十六條 戰時ニ際シ刑法第二百四十四條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス
戰時ニ際シ刑法第二百五條ノ罪ヲ犯シタル者ハ無期又ハ五年以上ノ懲役ニ處ス
戰時ニ際シ刑法第二百六條第一項又ハ第二項ノ罪ヲ犯シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ懲役ニ處ス
因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑ニ處ス
第二項ノ罪ヲ犯シテ刑法第二百七條ニ定ムル結果ヲ生ゼシメタル者亦前項ノ例ニ同ジ

第十七條 戰時ニ際シ刑法第三百三十條ノ罪ヲ犯シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十八條 戰時ニ際シ刑法第四百三條又ハ第四百四條ノ罪ヲ犯シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス
戰時ニ際シ刑法第四百六條前段ノ罪ヲ犯シタル者ハ

ノ他ノ設備ヲ損壞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公共ノ防空ノ妨害ヲ生ゼシメタル者ハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス
戰時ニ際シ氣象ノ觀測ノ爲ノ建造物、工作物其ノ他ノ設備ヲ損壞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ氣象ノ觀測ノ妨害ヲ生ゼシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス
第十一條 戰時ニ際シ郵便又ハ電氣通信ノ用ニ供スル建造物、工作物其ノ他ノ設備ヲ損壞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公共ノ通信ノ妨害ヲ生ゼシメタル者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ處ス

第十二條 戰時ニ際シ瓦斯又ハ電氣ノ用ニ供スル建造物、工作物其ノ他ノ設備ヲ損壞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ瓦斯又ハ電氣ノ公共ノ利用ノ妨害ヲ生ゼシメタル者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ處ス

第十三條 戰時ニ際シ國防上重要ナル生産事業ノ設備其ノ他當該生産ノ用ニ供スル物ヲ損壞若ハ隱匿シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ其ノ物ノ效用ヲ害シ當該事業ノ遂行ノ妨害ヲ生ゼシメタル者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ處ス

第十四條 前四條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十五條 戰時ニ際シ業務上不正ノ利益ヲ得ル目的ヲ以テ生活必需品ノ買占又ハ賣惜ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

刑事法 (戰時刑事特別法)

死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ懲役ニ處ス因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑ニ處ス

戰時ニ際シ刑法第四百七條ノ罪ヲ犯シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第一項前段、第二項前段及前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二項前段ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備又ハ通謀ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

第二章 刑事手續

第十九條

戰時ニ於ケル刑事手續ニ關スル特例ハ本章ノ定ムル所ニ依ル但シ第二十條ノ規定ハ裁判所構成法戰時特例第四條第一項ニ掲グル罪並ニ刑法第七十三條、第七十五條及第二編第二章ノ罪ニ關スル事件ニ限り之ヲ適用ス

第二十條

辯護人ノ數ハ被告人一人ニ付二人ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十一條

辯護人ハ訴訟ニ關スル書類ノ謄寫ヲ爲サントスルトキハ裁判長又ハ豫審判事ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

辯護人ノ訴訟ニ關スル書類ノ閱覽ハ裁判長又ハ豫審判事ノ指定シタル場所ニ於テ之ヲ爲スベシ

第二十二條 裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ハ機密ノ保持其ノ他公益上ノ理由ニ依リ裁判所ニ於テ之ヲ被告人其ノ他訴訟關係人ニ交付スルコトヲ相當ナラズト認ムルトキハ之ヲ交付セザルコトヲ得

第二十三條 豫審判事ハ商工會議所其ノ他ノ團體ニ對シ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

裁判所ハ公判期日前前項ノ團體ニ對シ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

刑事訴訟法第三百四十二條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ集取シタルモノニ付之ヲ準用ス

第二十四條 刑事訴訟法第三百三十四條ノ規定ハ第五條第一項並ニ昭和五年法律第九號第二條及第三條ノ竊盜ノ罪ニ關スル事件ニ付テハ之ヲ適用セズ

第二十五條 地方裁判所ノ事件ト雖モ刑事訴訟法第三百四十三條第一項ニ規定スル制限ニ依ルコトヲ要セズ

第二十六條 有罪ノ言渡ヲ爲スニ當リ證據ニ依リテ罪ト爲ルベキ事實ヲ認メタル理由ヲ説明シ法令ノ適用ヲ示スニハ證據ノ標目及法令ヲ掲グルヲ以テ足ル

第二十七條 國防保安法第三十四條第二項ノ規定ニ依リ上告裁判所原判決ヲ破毀スル場合ニ於テ其ノ事件裁判

トヲ得

第三十條 刑事手續ニ付テハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外一般ノ規定ノ適用アルモノトス

第三十一條 第二十一條乃至第二十四條、第二十六條及前條ノ規定ハ軍法會議ノ刑事手續ニ付テハ準用ス此ノ場合ニ於テ刑事訴訟法第三百四十二條トアルハ陸軍軍法會議法第三百八十八條又ハ海軍軍法會議法第三百九十條トシ刑事訴訟法第三百三十四條トアルハ陸軍軍法會議法第三百六十七條又ハ海軍軍法會議法第三百六十九條トス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

昭和十六年法律第九十八號ハ之ヲ廢止ス

第二十六條及第二十四條乃至第二十九條(第二十四條及第二十六條ニ付テハ第三十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ハ本法施行前公訴ヲ提起シタル事件ニ付テハ之ヲ適用セズ

戰時終了ノ際ニ於テ必要ナル經過規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

昭和十六年法律第九十八號ニ違反シタル者ノ處罰ニ付テハ仍舊法ニ依ル

所構成法戰時特例第四條第一項第二號ニ掲グル罪ニ關スルモノナルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ事實ノ審理ヲ爲スベキ旨ヲ言渡スベシ

裁判所構成法戰時特例第四條第一項第二號ニ掲グル罪ヲ犯シタルモノト認メタル第一審判決ニ對シ控訴院ニ上告アリタル場合ニ於テ其ノ罪方外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ與フル目的ヲ以テ犯サレタルモノナルコトヲ疑フニ足ルベキ顯著ナル事由アルモノト認ムルトキハ控訴院ハ決定ヲ以テ事件ヲ大審院ニ移送スベシ此ノ場合ニ於テハ事件ハ上告ヲ爲シタル時ヨリ大審院ニ繫屬シタルモノト看做ス

第二十八條 上告裁判所訴訟記録ノ送付ヲ受ケタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ上告申立人及對手人ニ通知スベシ

上告申立人ハ前項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ上告趣意書ヲ上告裁判所ニ差出スベシ

上告ノ對手人ハ第一項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ附帶上告ヲ爲スコトヲ得

刑事訴訟法第四百二十二條、第四百二十三條及第四百二十四條第一項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第二十九條 上告裁判所上告趣意書其ノ他ノ書類ニ依リ上告ノ理由ナキコト明白ナリト認ムルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ辯論ヲ經ズシテ判決ヲ以テ上告ヲ棄却スルコトヲ得

戰時刑事特別法施行期日ノ件

(昭和十七年三月十三日)
勅令第七十一號

朕戰時刑事特別法施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

戰時刑事特別法ハ昭和十七年三月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

戰時刑事特別法樺太施行ノ件

(昭和十七年三月十三日)
勅令第七十二號

朕戰時刑事特別法ヲ樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

戰時刑事特別法ハ昭和十七年三月二十一日ヨリ之ヲ樺太ニ施行ス

戰時刑事特別法一部臺灣施行ノ件

(昭和十七年三月十七日)
勅令第七十七號

朕戰時刑事特別法ノ一部ヲ臺灣ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

戰時刑事特別法第四條、第五條及附則第五項ノ規定ハ昭和十七年三月二十一日ヨリ之ヲ臺灣ニ施行ス

國防、保安法

防空法

防空法は去る昭和十二年四月二日法律第四十七號を以て公布されたものであるが、これは主として従來に於ける防空演習の經驗と、他國の立法例を基礎として立案されたものに過ぎなかつた。従つてその後には於ける防空諸情勢の變化と、防空法施行の實際に鑑みて、不備缺陷と認められる事項も少くなかつたので、政府は本法をして、現下の國際情勢に即應せしむべく、第七十七議會に防空法中改正法律案を提出し、その協賛を得て、これが改正法律を公布、實施すると共に、改正防空法施行令を公布する外、新たに防空法施行規則、防空監視隊令、防空従事者扶助令を制定公布し、大東亞戰爭決戰下の國土防衛に萬遺憾なきを期するに至つた。尙從來の防空法に於ける防空の範圍は、燈火管制、消防、防毒、避難、救護及びこれらに必要な

る監視、通信、警報等であつたが、改正防空法では更に偽裝、防火、防彈、應急復舊の四つが追加され、これらの事項に付ても防空法の諸規定が全面的に適用されることになり、その内容が頗る實戰的なものとなつたことが注目される。

防空法 (昭和十二年四月二日)
法律第四十七號

改正 昭和十六年十一月二十五日法律第九十一號
朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル防空法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

防空法

第一條 本法ニ於テ防空ト稱スルハ戰時又ハ事變ニ際シ航空機ノ來襲ニ因リ生ズベキ危害ヲ防止シ又ハ之ニ因ル被害ヲ輕減スル爲陸海軍ノ行フ防衛ニ則應シテ陸海軍以外ノ者ノ行フ燈火管制、偽裝、消防、防火、防彈防毒、避難、救護及應急復舊竝ニ此等ニ關シ必要ナル監視、通信及警報ヲ、防空計畫ト稱スルハ防空ノ實施及之ニ關シ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ニ關スル計畫ヲ謂フ

第二條 防空計畫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣、地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム以下之ニ同

國防、保安法 (防空法)

シ)又ハ地方長官ノ指定スル市町村長之ヲ設定スベシ
第三條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空上重要ナル事業又ハ施設ニ付行政廳ニ非ザル者ヲ指定シテ防空計畫ヲ設定セシムルコトヲ得
前項ノ防空計畫ハ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ
第四條 防空計畫ノ設定者ハ其ノ防空計畫ニ基キ防空ヲ實施シ又ハ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備ヲ爲スベシ
第五條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空計畫ニ基キ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ヲシテ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ヲ爲サシムルコトヲ得
地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空計畫ニ基キ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ヲシテ防空ノ實施ニ際シ必要ナル設備又ハ資材ヲ供用セシムルコトヲ得
第五條ノ二 地方長官防空上必要アルトキハ一定ノ區域ヲ指定シ其ノ區域内ニ於ケル木造建築物ノ所有者ニ對シ期限ヲ附シテ其ノ建築物ノ防火改修ヲ命ズルコトヲ得
前項ノ木造建築物ノ範圍竝ニ防火改修ノ程度及方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第五條ノ三 前條第一項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ於テ期限内ニ工事を完了セザルトキ若ハ工事を完了ノ見

込ナシト認メラルトキ又ハ建築物ノ所有者ノ申請アリタルトキハ地方長官ハ市町村長ヲシテ建築物ノ所有者ニ代リテ前條ノ防火改修ノ工事ヲ施行セシムルコトヲ得

第五條ノ四 主務大臣ハ防空上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ空襲ニ因ル危害ヲ著シク増大スルノ虞アル建築物ニ付其ノ建築ヲ禁止若ハ制限シ又ハ其ノ建築物(工事中ノモノヲ含ム)ノ除却、改築其ノ他防空上必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第五條ノ五 主務大臣ハ防空上工場其ノ他ノ特殊建築物ノ分散ヲ圖ル爲必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ區域ヲ指定シ其ノ區域内ニ於ケル特殊建築物ノ建築ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

主務大臣ハ防空上空地ヲ設クル爲必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ地域ヲ指定シ其ノ地域内ニ於ケル建築物ノ建築ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第五條ノ六 前條ノ規定ニ依ル區域又ハ地區ノ指定ノ場合ニ於テ從來存シタル建築物(工事中ノモノヲ含ム)ニシテ其ノ後新ニ建築セラレタリトセバ同條ノ規定ニ依リ其ノ建築ヲ禁止又ハ制限セラルベキモノニ付テハ地方長官之ガ除却、改築其ノ他防空上必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第八條ノ二 地方長官ハ監視、警報傳達其ノ他防空ノ實施上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ警報ヲ發スル設備又ハ裝置ノ使用ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第八條ノ三 主務大臣ハ防空上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ區域内ニ居住スル者ニ對シ期間ヲ限リ其ノ區域ヨリノ退去ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第八條ノ四 主務大臣ハ防空ノ實施ニ際シ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ鐵道、軌道、航空機、船舶、車輛等ニ依ル又ハ物件ノ移動ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第八條ノ五 空襲ニ因リ建築物ニ火災ノ危険ヲ生ジタルトキハ其ノ管理者、所有者、居住者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ガ應急防火ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テハ現場附近ニ在ル者ハ同項ニ掲グル者ノ爲ス應急防火ニ協力スベシ
第九條 防空ノ實施ニ際シ緊急ノ必要アルトキハ地方長官又ハ市町村長ハ他人ノ土地若ハ家屋ヲ一時使用シ物件ヲ收用若ハ使用シ又ハ防空ノ實施區域内ニ在ル者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得
行政執行法第五條及第六條ノ規定並ニ之ニ基キテ發スル命令ハ前項ノ命令ニ基キテ爲ス

第五條ノ七 地方長官防空上必要アルトキハ命令ヲ以テ定ムル物件ノ管理者又ハ所有者ニ對シ其ノ物件ノ移轉ヲ命ズルコトヲ得

第六條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特殊技能ヲ有スル者ヲシテ防毒、救護其ノ他防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ防空ノ實施ニ關スル特別ノ教育訓練ヲ受ケタル者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ハ其ノ從業者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

第六條ノ二 行政官廳ハ防空上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ適當ト認ムル者ヲ指定シ監視(之ニ伴フ通信ヲ含ム)ニ從事セシムルコトヲ得

前項ノ指定ヲ受ケタル者ノ服務、訓練、給與等ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 防空ノ實施ノ開始及終止ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 燈火管制ヲ實施スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實施區域内ニ於ケル光ヲ發スル設備又ハ裝置ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ其ノ光ヲ秘匿スベシ

第十條 主務大臣ハ防空計畫ノ設定者ニ對シ防空計畫ノ全部又ハ一部ニ基キ防空ノ訓練ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ防空ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於テハ第五條第二項、第六條、第八條、第八條ノ二及第八條ノ五ノ規定ヲ準用ス

第十條ノ二 防空計畫ノ設定者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ防空ノ實施ニ從事スベキ者ヲシテ防空上必要ナル事項ニ關スル講習ヲ受ケシムルコトヲ得

第十一條 防空ニ關スル調査ノ爲必要アルトキハ行政官廳、地方長官又ハ市町村長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ關係者ニ對シ資料ノ提出ヲ命ジ又ハ官吏若ハ吏員ヲシテ關係アル場所ニ立入り検査ヲ爲サシムルコトヲ得世シ私人ノ邸宅並ニ業務上ノ秘密ニ屬スル事項及設備ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 行政官廳、市町村長又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ爲ス防空ノ實施ニ從事スル者之ガ爲傷痍ヲ受ケ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ行政官廳又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ扶助金ヲ給スベシ
第八條ノ五ノ規定ニ依リ應急防火ヲ爲シ又ハ之ニ協力

スル者之ガ爲傷痍ヲ受ケ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ市町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ扶助金ヲ給スベシ

第十三條 地方長官第五條第二項(第十條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ防空ノ實施又ハ訓練ニ際シ必要ナル設備若ハ資材ヲ供用セシメ又ハ地方長官若ハ市町村長第九條第一項ノ規定ニ依リ土地家屋物件ヲ收用若ハ使用スル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ損失ヲ補償スベシ

地方長官第五條ノ四又ハ第五條ノ六ノ規定ニ依ル建築物(工事中ノモノヲ含ム)ノ除却、改築其ノ他ノ措置ヲ命ズル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ損失ヲ補償スベシ

地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第五條ノ四ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限アリタルガ爲又ハ第五條ノ五ノ規定ニ依ル區域若ハ地區ノ指定アリタルガ既ニ著手シタル建築ヲ廢止シ又ハ變更スルノ已ムナキニ至リタルニ因リ生ジタル損失ヲ補償スベシ

前三項ノ規定ニ依リ補償ヲ受クベキ者補償ニ付不服アルトキハ其ノ金額ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ、供用、收用、使用、除却、改築、廢止、變更其ノ他ノ措置ノ後六月ヲ經過シテ補償金額ノ決定ノ通知ヲ受ケザ

負擔トス

第五條ノ二又ハ第五條ノ三ノ規定ニ依ル防火改修工事ノ施行ニ要スル費用ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ建築物ノ所有者ノ負擔トス

物件ノ管理者又ハ所有者第五條ノ七ノ規定ニ依リ物件ノ移轉ヲ爲スニ要スル費用ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ノ負擔トス

第十二條第一項ノ規定ニ依ル扶助金ヲ給スルニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ給スル場合ニ於テハ國庫、第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者之ヲ給スル場合ニ於テハ其ノ者ノ負擔トス

第十二條第二項ノ規定ニ依ル扶助金ヲ給スルニ要スル費用ハ市町村ノ負擔トス
第十三條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依ル損失補償ヲ爲スニ要スル費用ハ北海道又ハ府縣ノ負擔トス
特別ノ事情アルモノニ付テハ第一項、第二項及第五項ノ規定ニ對シ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十六條 前條第三項ノ規定ニ依リ建築物ノ所有者ノ負擔スル費用ニ對シテハ市町村ハ其ノ三分ノ二以內ヲ補助スベシ

前條第四項ノ規定ニ依リ物件ノ管理者又ハ所有者ノ負擔スル費用ニ對シテハ北海道又ハ府縣ハ其ノ二分ノ一

ルトキハ其ノ期間經過シタル日ヨリ六月以內ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十四條 第六條(第十條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ特殊技能ヲ有スル者特別ノ教育訓練ヲ受ケタル者又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ從業者ヲシテ防空ノ實施又ハ訓練ニ從事セシムル場合ニ於テハ地方長官、市町村長又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實費ヲ辨償スベシ

前條第四項ノ規定ハ前項ノ實費辨償ニ之ヲ準用ス

第十五條 防空計畫ノ設定、防空ノ實施、防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備又ハ第十條第一項ノ規定ニ依ル防空ノ訓練ヲ爲スニ要スル費用ハ地方長官之ヲ爲ス場合ニ於テハ北海道又ハ府縣、市町村長之ヲ爲ス場合ニ於テハ市町村、第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者之ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ者ノ負擔トス

但シ監視及之ニ伴フ通信ニ付テハ其ノ實施、實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備又ハ第十條第一項ノ規定ニ依ル訓練ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス

特殊施設ノ管理者又ハ所有者第五條第一項ノ規定ニ依リ設備又ハ資材ノ整備ヲ爲スニ要スル費用ハ其ノ者ノ

以內ヲ補助スベシ

第十七條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ左ノ諸費ニ對シ其ノ二分ノ一以內ヲ補助ス

一 第十五條第一項ノ規定ニ依リ北海道、府縣、市町村又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ負擔スル費用

二 第十五條第二項ノ規定ニ依リ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ノ負擔スル費用

三 第十五條第五項又ハ第六項ノ規定ニ依リ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者又ハ市町村ノ負擔スル扶助金

四 第十五條第七項ノ規定ニ依リ北海道又ハ府縣ノ負擔スル損失補償金

五 前條ノ規定ニ依リ北海道、府縣又ハ市町村ノ負擔スル補助金

第十七條ノ二 第五條ノ三ノ規定ニ依リ市町村長ノ施行スル防火改修工事ニ要スル費用ハ市町村費ヲ以テ一時繰替支辨スベシ
前項ノ規定ニ依リ繰替支辨シタル費用ノ辨償金ノ徵收ニ付テハ市町村稅徵收ノ例ニ依ル
前項ノ辨償金ニシテ辨償ヲ得ザルモノアルトキハ國庫ハ市町村ニ對シ其ノ損失ノ二分ノ一ヲ補償ス

國防、保安法 (防空法)

二二

第十八條 防空ノ實施ニ從事スル者ノ業務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス威力又ハ偽計ヲ用ヒ其ノ業務ヲ妨害シタル者亦同ジ

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第六條ノ二第一項ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザル者
二 第八條ノ規定ニ違反シタル者又ハ同條ノ規定ニ依ル光ノ祕匿ヲ妨害シタル者

第十九條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第五條ノ三ノ規定ニ依ル防火改修工事ノ施行ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

二 第五條ノ四ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限ニ違反シ又ハ同條ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザル者

三 第五條ノ五又ハ第八條ノ二乃至第八條ノ四ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者

四 第五條ノ六、第五條ノ七又ハ第六條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザル者

第十九條ノ三 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第八條ノ五第一項ノ規定ニ違反シタル者

防空法施行令 (昭和十二年九月二十九日)

改正 昭和十六年十二月十六日勅令第千三百三十五號 陸防空法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

防空法施行令

第一條 主務大臣ハ全國又ハ數道ニ縣ノ區域ニ互リ計畫スベキ事項其ノ他重要ト認ムル事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ

陸軍大臣及海軍大臣ハ陸海軍ノ行フ防衛ニ則應セシムル爲防空計畫ノ設定上基準ト爲ルベキ事項ヲ定メ之ヲ主務大臣ニ提示スベシ

内務大臣ハ防空計畫ノ設定上必要ナル事項ヲ他ノ主務大臣ニ提示スベシ

第一條ノ二 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム以下之ニ同ジ)ハ道府縣ノ全區域又ハ數市町村ノ區域ニ互リ計畫スベキ事項其ノ他必要ト認ムル事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ

前項ノ防空計畫ハ内務大臣ノ認可ヲ受クベシ
防空法第二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市町村長ハ市町村ノ區域内ニ於テ計畫スベキ事項其ノ他必要ト認ムル事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ
前項ノ防空計畫ハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

國防、保安法 (防空法)

二三

第二十一條第一項ノ規定ニ依ル資料ノ提出ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ資料ヲ提出シ又ハ當該官吏若ハ吏員ノ立入検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

第十九條ノ四 本法ニ規定スル主務大臣ノ職權ノ一部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方官廳ニ委任スルコトヲ得

第二十條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

第二十一條 國ニ於テ管理スル施設ニ關スル防空ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十二條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則 (昭和十六年十一月二十五日) 法律 第九十一號

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 防空法第三條第一項ノ事業又ハ施設ハ工場、礦山、鐵道、軌道、水道又ハ電氣、瓦斯、石油、電氣通信、海運若ハ航空ニ關スル事業若ハ施設トス

第三條 防空法第五條第一項ノ規定ニ依リ整備ヲ爲サシムルコトヲ得ベキ設備又ハ資材ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス

一 電氣工作物、工場、鑛山、鐵道、軌道、電氣通信施設、診療所、船舶ノ類ニ付テハ燈火管制ニ關シ必要ナルモノ

二 水道、下水道、電氣工作物、瓦斯工作物、石油タンク、工場、鑛山、鐵道、軌道、電氣通信施設、道路、橋梁、港灣、堰堤、堤防、水門、倉庫、學校、診療所、高層建築物、飛行場ノ類ニ付テハ偽裝、防彈又ハ應急復舊ニ關シ必要ナルモノ

三 水道、下水道、電氣工作物、瓦斯工作物、石油タンク、工場、鑛山、電氣通信施設、學校、診療所ノ類ニ付テハ消防又ハ防火ニ關シ必要ナルモノ

四 劇場、學校、診療所、百貨店、高層建築物、地下ニ敷設シタル鐵道又ハ軌道、地下室ヲ有スル建築物ノ類ニ付テハ防毒、避難又ハ救護ニ關シ必要ナルモノ
防空法第五條第二項ノ規定ニ依リ供用セシムルコトヲ得ベキ設備又ハ資材ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス

國防、保安法 (防空法)

- 一 高層建築物、船舶、電氣通信施設ノ類ニ付テハ監視又ハ通信ニ關シ必要ナルモノ
- 二 學校、寺院、集會場、劇場、診療所、浴場、百貨店、高層建築物、地下ニ敷設シタル鐵道又ハ軌道、地下室ヲ有スル建築物、避難上有效ナル空地ヲ有スル工場其ノ他ノ建築物、公園、運動場ノ類ニ付テハ防毒、避難又ハ救護ニ關シ必要ナルモノ

第三條ノ二 防空法第五條ノ七ノ物件ハ左ニ掲グルモノトス

- 一 爆發性、發火性又ハ引火性ノ物品
- 二 有毒性ノ物品
- 三 食糧、燃料其ノ他重要ナル總動員物資
- 四 前各號ニ掲グルモノノ外命令ヲ以テ定ムル物

第四條 防空法第六條第一項ノ特殊技能ヲ有スル者ハ左ノ各號ニ掲グル者トス

- 一 醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師、產婆、保健婦及看護婦
- 二 前號ニ掲グルモノノ外内務大臣ノ認可ヲ受ケテ地方長官ノ定ムル者

防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ從業者ニシテ同法第六條第三項ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ從事スベキモノ其ノ他正當ノ事由アル者ハ同法第

六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得ズ

第四條ノ二 防空法第六條第一項若ハ第二項(同法第十條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル命令又ハ同法第六條ノ二ノ規定ニ依ル指定若ハ命令ハ此等ノ處分ヲ受クベキ者ノ居住及就業ノ場所、職業、技能又ハ教育訓練ノ程度、身體ノ狀態、家庭ノ狀況等ヲ斟酌シテ之ヲ爲スベシ

第四條ノ三 地方長官ハ特殊技能ヲ有スル者又ハ特別ノ教育訓練ヲ受ケタル者ニシテ當該道府縣ノ區域内ニ居住スルモノニ對シ防空法第六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ地方長官、市町村長又ハ同法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ爲ス防空ノ實施ニ從事スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第四條ノ四 防空法第六條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル命令又ハ同法第六條ノ二ノ規定ニ依ル指定ハ從事令書又ハ指定書ノ交付ヲ以テ之ヲ行フ

第五條 防空ノ實施ノ開始及終止ハ内務大臣(航海中ノ

船舶ニ付テハ(逡信大臣)之ヲ命ズ

前項ノ命令ハ關係アル地方長官ニ對シテハ内務大臣、航海中ノ船舶ニ對シテハ逡信大臣、關係アル市町村長及防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ニ對シテハ内務大臣ノ通知ニ依リ地方長官之ヲ發ス内務大臣又ハ逡信大臣第一項ノ命令ヲ爲スニ付テハ其ノ時期及區域ニ關シテハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ通知ニ依ルベシ

第六條 前條ノ規定ニ依リ防空ノ實施ノ開始命令アリタルトキハ監視及之ニ伴フ通信ハ直ニ之ヲ實施シ防空上必要ナル其ノ他ノ事項ハ直ニ之ヲ準備シ適宜之ヲ實施スベシ

監視及之ニ伴フ通信ハ前條ノ規定ニ依リ防空ノ實施ノ終止命令アル迄之ヲ繼續スベシ

第七條 防空ヲ實施スル場合ニ於テ航空機ノ來襲ニ關シテハ左ノ各號ノ区分ニ依リ防空警報ヲ發ス

- 一 警戒警報 航空機ノ來襲ノ虞アル場合
- 二 警戒警報解除 航空機ノ來襲ノ虞ナキニ至リタル場合
- 三 空襲警報 航空機ノ來襲ノ危險アル場合
- 四 空襲警報解除 航空機ノ來襲ノ危險ナキニ至リタル場合

國防、保安法 (防空法)

當該區域ノ防衛ヲ擔任スル軍司令官、師團長、要塞司令官、鎮守府司令長官若ハ要港部司令官(以下陸海軍司令官ト稱ス)又ハ其ノ指定スル者ノ發スル防空警報ヲ以テ前項ノ防空警報トス

第七條ノ二 内務大臣ハ防空上必要アルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ防空法第八條ノ三ノ規定ニ基キ空襲ニ因ル危害ヲ避クル目的ヲ以テスル退去ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 國民學校(之ニ準ズベキ學校ヲ含ム)初等科兒童又ハ年齡七年未滿ノ者
 - 二 妊婦、產婦又ハ褥婦
 - 三 年齡六十五年ヲ超ユル者、傷病者又ハ不具癡疾者ニシテ防空ノ實施ニ從事スルコト能ハザルモノ
 - 四 前各號ニ掲グル者ノ保護ニ缺クベカラザル者
- 前項第四號ニ掲グル者ノ範圍ハ内務大臣之ヲ定ム
- 第八條 防空法第十一條第一項ノ關係者ハ同法第五條ノ二若ハ第五條ノ四乃至第五條ノ六ニ掲グル建築物(工事中ノモノヲ含ム)、第二條ニ掲グル事業若ハ施設、第三條ニ掲グル特殊施設又ハ第三條ノ二ニ掲グル物件ノ管理者又ハ所有者トシ關係アル場所ハ此等ノ者ノ管理又ハ所有スル土地及建物其ノ他ノ工作物トス

防空法第十一條第三項ノ證票ハ別記様式ニ依ル
第九條 防空法第十三條ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ
通常生ズベキ損失ニ限ル

第十條 防空法第十四條ノ規定ニ依ル實費辨償ニ關シ必
要ナル事項ハ地方長官ノ辨償ニ係ルモノニ在リテハ内
務大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之ヲ定メ市町村長又ハ同
法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ辨償
ニ係ルモノニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ當該防空
計畫ノ設定者之ヲ定ムベシ

第十一條 防空法第五條ノ二又ハ第五條ノ三ノ規定ニ依
ル木造建築物ノ防火改修工事ノ施行ニ要スル費用ハ命
令ノ定ムル所ニ依リ當該建築物ノ所有者ノ負擔トス
特定ノ街廓内ニ在ル木造建築物ニシテ所有者ヲ異ニス
ルモノヲ一郡トシテ防火改修工事ヲ施行スル場合ニ於
ケル當該工事ノ費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該工事
ニ因リテ利益ヲ受ケタル建築物ノ所有者ノ負擔トシ其
ノ負擔ノ割合及方法ハ第五條ノ二ノ規定ニ依ル工事ニ
在リテハ當該所有者間ノ協議ニ依リ第五條ノ三ノ規定
ニ依ル工事ニ在リテハ地方長官ノ定ムル所ニ依ル
前項ノ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ
地方長官之ヲ裁定ス
第二項ノ協議ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其

ノ效力ヲ生ゼズ

第十二條 防空法第十七條ノ規定ニ依ル國庫補助ハ支出
精算額ニ對シ之ヲ爲ス但シ寄附金其ノ他ノ收入アルト
キハ之ヲ控除シタル額ニ對シ補助ス
前項ノ規定ニ依リ交付シタル國庫補助金ハ左ニ掲グル
場合ニ於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトヲ
得

一 設備又ハ資材ヲ廢棄又ハ變更シ當初ノ目的ヲ達シ
得ザルニ至リタルトキ

二 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

第十三條 主務大臣ハ地方長官又ハ防空法第三條者一項
ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ニ對シ、地方長官ハ同
法第二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市町村長ニ對シ
防空計畫ノ設定上必要ナル事項ヲ指示スベシ
前項ノ指示アリタルトキハ之ニ準據シテ防空計畫ヲ設
定スベシ

第十四條 陸海軍司令官ハ監視網構成ノ概要ニ付防空計
畫ノ設定上必要ナル事項ヲ地方長官ニ、陸海軍ノ行フ
防衛ノ必要上使用ヲ禁止又ハ制限スルコトアルベキ土
地建物ニ付防空計畫ノ設定上必要ナル事項ヲ地方長
官、防空法第二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市町村
長又ハ同法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定

者ニ通知スベシ
前項ノ通知アリタルトキハ之ニ準據シテ防空計畫ヲ設
定スベシ

第十四條ノ二 防空計畫ヲ設定スル場合ニ於テハ内務大
臣以外ノ主務大臣ハ内務大臣ニ、陸海軍ノ行フ防衛ニ
則應セシムル爲必要ナル事項ニ關シテハ主務大臣ニ在
リテハ陸軍大臣及海軍大臣ニ、地方長官ニ在リテハ陸
海軍司令官ニ協議スベシ

第十五條 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ陸海軍ノ行
フ防衛ニ則應セシムル爲必要ナル事項ニ關シテハ行政
官廳ハ陸海軍司令官ニ協議スベシ

第十六條 左ニ掲グル事項ニ關シテハ主務大臣ハ關係各
大臣ニ、行政官廳ハ關係地方官廳ニ協議スベシ

- 一 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ當該計畫中國ニ
於テ管理スル土地家屋物件ノ使用ニ關スル事項
- 二 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ設備又ハ資材ノ
整備又ハ供用ニシテ他ノ法令ニ依リ認可又ハ許可ヲ
要スルモノニ關スル事項
- 三 防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル指定及同條第二
項ノ規定ニ依ル認可
- 四 設備又ハ資材ノ整備又ハ供用ニシテ他ノ法令ニ依
リ認可又ハ許可ヲ要スルモノニ關スル防空法第五條

ノ規定ニ依ル命令

五 建築物(工事中ノモノヲ含ム)ノ除却又ハ改築ニ
シテ他ノ法令ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スルモノニ關
スル防空法第五條ノ四又ハ第五條ノ六ノ規定ニ依ル
命令

六 防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定
者ニ對スル同法第十條第一項ノ規定ニ依ル命令

第十六條ノ二 防空ノ實施ニ際シ内務大臣ハ防空ノ實施
ニ付必要ナル事項ヲ他ノ主務大臣ニ、陸軍大臣又ハ海
軍大臣ハ防空ノ實施ニ付陸海軍ノ行フ防衛ニ則應セシ
ムル爲必要ナル事項ヲ主務大臣ニ請求スルコトヲ得
緊急ノ必要ニ因リ内務大臣又ハ陸軍大臣若ハ海軍大臣
ニ對シ前項ノ措置ヲ稟請スル暇ナキトキハ地方長官ハ
防空ノ實施ニ付必要ナル事項ヲ他ノ地方官廳ニ、陸海
軍司令官ハ防空ノ實施ニ付陸海軍ノ行フ防衛ニ則應セ
シムル爲必要ナル事項ヲ地方官廳ニ請求スルコトヲ得

第十六條ノ三 第十六條ノ四及第十六條ノ五ニ規定スル
モノヲ除ク外防空法及本令ニ規定スル主務大臣ノ職
務ハ内務大臣之ヲ行フ

第十六條ノ四 防空法第二條及第五條並ニ本令第一條、
第十三條、第十四條ノ二、第十六條第四號及第十六條
ノ二ニ規定スル主務大臣ノ職務ニ關シテハ左ノ各號ニ

國防、保安法 (防空法)

掲グル事項ニ付テハ當該各號ノ定ムル所ニ依ル

- 一 鐵山又ハ石油タンクノ防空ノ實施ニ必要ナル設備又ハ資材ニ關スル事項ニ付テハ商工大臣
- 二 航海中ノ船舶ニ於テ行フ防空ノ實施ニ關スル事項ニ付テハ逓信大臣
- 三 船舶、航路標識、航空機、航空標識、電氣工作物又ハ電氣通信施設ノ防空ノ實施ニ關シテハ之ニ必要ナル設備又ハ資材ニ關スル事項ニ付テハ逓信大臣、應急復舊ノ實施ニ付テハ内務大臣及逓信大臣
- 四 鐵道ノ防空ノ實施ニ必要ナル設備又ハ資材ニ關スル事項ニ付テハ鐵道大臣、軌道ノ防空ノ實施ニ必要ナル設備又ハ資材ニ關スル事項及鐵道又ハ軌道ノ應急復舊ノ實施ニ付テハ内務大臣及鐵道大臣

第十六條ノ五 防空法第三條第一項及本令第十六條第三號前段ニ規定スル主務大臣ノ職務ニ關シテハ左ノ各號ニ掲グル事項ニ付テハ當該各號ノ定ムル所ニ依ル

- 一 鐵山又ハ石油ニ關スル事業若ハ施設ニ付テハ内務大臣及商工大臣
- 二 電氣、電氣通信、海運又ハ航空ニ關スル事業又ハ施設ニ付テハ内務大臣及逓信大臣
- 三 鐵道又ハ軌道ニ付テハ内務大臣及鐵道大臣

第十六條ノ六 防空法第三條第二項並ニ本令第十五條及

第十六條第三號後段ニ規定スル行政官廳ノ職務ハ地方長官之ヲ行フ但シ第十六條ノ四第一號ニ掲グル事項(石油タンクニ關スルモノヲ除ク)ニ付テハ鐵山監督局長、同條第二號ニ掲グル事項ニ付テハ逓信局長、同條第三號ニ掲グル事項ニ付テハ逓信局長(應急復舊ノ實施ニ付テハ地方長官及逓信局長)、同條第四號ニ掲グル事項ニ付テハ鐵道局長(軌道ノ防空ノ設備若ハ資材ニ關スル事項又ハ鐵道若ハ軌道ノ應急復舊ノ實施ニ付テハ地方長官及鐵道局長)之ヲ行フ

防空法第十一條ニ規定スル行政官廳ノ職務ハ内務大臣、陸軍大臣、海軍大臣、商工大臣、逓信大臣、鐵道大臣、地方長官、鐵山監督局長、逓信局長又ハ鐵道局長之ヲ行フ

第十六條ノ七 防空法第五條ノ二、第五條ノ三、第五條ノ六、第五條ノ七、第八條ノ二及本令第十一條中地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ警視總監トス

第十七條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ防空法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十六年十二月六日)
勅令第千三百三十五號

本令ハ昭和十六年法律第九十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

防空委員會令ハ之ヲ廢止ス

防空法施行規則 (昭和十六年十二月十八日)

防空法施行規則左ノ通定ム

防空法施行規則

第一條 防空法第五條ノ四ノ建築物ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス

- 一 市街地建築物法施行令第三條第四號ニ掲グル物品ノ製造、貯藏又ハ處理ニ供スル建築物ニシテ建築面積三十平方米以上又ハ同一敷地内ノ建築面積ノ合計二百平方米以上ノモノ
- 二 前號ニ掲グルモノノ外地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)空襲ニ因ル危害ヲ著シク増大スルノ虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スル建築物

前項ノ建築物ヲ新築、増築、改築又ハ移轉セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ地方長官ノ指定シタル區域内ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

國防、保安法 (防空法)

第二條 防空法第五條ノ四ノ規定ニ依ル前條第一項ノ建築物(工事中ノモノヲ含ム)ノ除却、改築其ノ他防空上必要ナル措置ノ命令ハ地方長官ヲシテ之ヲ爲サシムルモノトス

第三條 防空法第五條ノ五第一項ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定スル區域内ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル建築物ヲ新築又ハ増築セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

- 一 建築面積ノ合計二千平方米ヲ超過スル工場
- 二 常時使用スル原動機馬力數ノ合計二百ヲ超過スル工場

前項ノ區域内ニ於テ特ニ内務大臣ノ指定スル區域ニ付テハ前項ノ規定ハ左ノ各號ニ掲グル建築物ニ之ヲ適用ス

- 一 建築面積ノ合計六百平方米ヲ超過スル工場
- 二 常時使用スル原動機馬力數ノ合計五十ヲ超過スル工場

第四條 防空法第五條ノ五第二項ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定スル地域内ニ於テハ建築物ハ左ノ各號ニ掲グルモノヲ除クノ外之ヲ新築又ハ増築スルコトヲ得ズ

- 一 農業、林業又ハ畜産業ヲ營ム者ノ業務又ハ居住ノ用途ニ供スル建築物

國防、保安法 (防空法)

- 二 公園、運動場ノ類ノ施設ニ附随スル建築物
 - 三 防空上必要ナル施設ノ用途ニ供スル建築物
 - 四 前各號ニ掲グルモノノ外防空上空地ノ效用ヲ害スル虞ナシト認メラルル建築物
- 前項各號ニ掲グル建築物ヲ新築又ハ増築セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ
- 第五條** 第一條第二項、第三條又ハ前條ノ規定ノ適用ニ付テハ新ニ建築物ノ用途ヲ定メ又ハ建築物ヲ他ノ用途ニ變更スルトキハ其ノ用途ニ供スル建築物ヲ新築スルモノト看做ス
- 第六條** 第一條第二項、第三條又ハ第四條第二項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム
- 第七條** 地方長官防空法第六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ内務大臣ノ定ムル學校ノ學生生徒ヲ防空ノ實施ニ從事セシムル場合ニ於テハ豫メ當該學校長ノ意見ヲ徵スベシ
- 第八條** 防空法施行令第四條ノ四ノ規定ニ依ル從事令書又ハ指定書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一 命令又ハ指定ヲ受クベキ者ノ氏名、出生ノ年月日及居住ノ場所
 - 二 從事スベキ防空業務及場所

- 三 從事スベキ期間
 - 四 其ノ他必要ト認ムル事項
- 第九條** 防空法第八條ノ二ノ規定ニ依リ地方長官ハ左ノ各號ニ掲グル音響ヲ發スル設備又ハ裝置ノ使用ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得
- 一 空襲警報又ハ空襲警報解除ノ信號ニ類似スル音響
 - 二 航空機ノ爆音ニ類似スル音響
 - 三 監視ヲ著シク妨害スル虞アル音響
 - 四 前各號ニ掲グルモノノ外防空ノ實施上禁止又ハ制限スル必要アリト認ムル音響
- 第十條** 防空ノ實施ニ際シ緊急ノ必要アルトキハ地方長官ハ防空法第八條ノ四ノ規定ニ依リ禁止又ハ制限ヲ爲スコトヲ得
- 第十一條** 防空法第八條ノ四ノ規定ニ依リ禁止又ハ制限ハ地域、期間、移動ノ方法等ヲ定メ之ヲ爲スコトヲス
- 第十二條** 左ノ各號ニ掲グル者ニシテ當該建築物ニ付空襲ニ因ル火災ノ危険ヲ生ジタル現場ニ在ルモノハ防空法第八條ノ五第一項ノ規定ニ依ル應急防火ヲ爲スベシ
- 一 建築物ノ管理者、所有者又ハ居住者
 - 二 建築物内ニ勤務、就業又ハ修業ノ場所ヲ有スル者
- 防空法施行令第七條ノ二第一項各號ニ掲グル者其ノ他正當ノ事由アル者ハ防空法第八條ノ五第一項ノ規定ニ

依ル應急防火又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル應急防火ノ協力ヲ爲スコトヲ要セズ

第十三條 防空法第十條ノ二ノ規定ニ依リ講習ヲ受クベキ者ノ範圍、講習ノ期間及内容等ニ關シ必要ナル事項ハ内務大臣之ヲ定ム

第十四條 防空法第十五條第四項ノ規定ニ依リ物件ノ移轉ヲ爲スニ要スル費用ハ物件ノ所有者ノ負擔トス但シ當該物件ノ管理者アルトキハ契約等ニ依リ特別ノ定アル場合ヲ除クノ外所有者及管理者ノ共同ノ負擔トス

防空法中改正法律施行期日ノ件

(昭和十六年十二月十六日) 勅令第千三百三十四號
昭和十六年法律第九十一號防空法中改正法律施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

(昭和十六年十二月二十日) 昭十六年法律第九十一號ハ昭和十六年十二月二十日ヨリ之ヲ施行ス

防空監視隊令

(昭和十六年十二月十六日) 勅令第千三百三十六號
朕防空監視隊令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

國防、保安法 (防空法)

防空監視隊令

- 第一條** 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ハ航空機ノ來襲ノ監視(之ニ伴フ通信ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ從事セシムル爲メ防空監視隊ヲ設置スベシ
- 各道府縣ニ於ケル防空監視隊ノ配置及編成ハ地方長官防空計畫ニ於テ之ヲ定ムベシ
- 第二條** 防空監視隊ハ本部及監視哨(専ラ監視ニ從事セシムル防空監視船ヲ含ム以下之ニ同ジ)ヨリ成ル
- 第三條** 防空監視隊員ハ防空法第六條ノ二第一項ノ規定ニ依リ地方長官ニ於テ指定シタル者ヲ以テ之ヲ組織ス但シ警察官吏其ノ他ノ官吏(待遇官吏ヲ含ム)ヲ之ニ加フルコトヲ得
- 第四條** 防空監視隊本部ニ隊長一名、副隊長若干名及本部員ヲ若干名ヲ置ク
- 防空監視哨ニ哨長一名、副哨長若干名及哨員若干名ヲ置ク
- 前二項ニ掲グル者ハ地方長官之ヲ命免ス
- 第五條** 隊長ハ隊員ヲ統率シ隊務ヲ掌理ス副隊長ハ隊長ヲ輔佐シ隊長事故アルトキハ隊長ノ定ムル所ニ依リ之ヲ代理ス哨長ハ上長ノ命ヲ承ケ哨員ヲ指揮シテ業務ニ從事ス

副哨長ハ哨長ヲ輔佐シ哨長事故アルトキハ哨長ノ定ムル所ニ依リ之ヲ代理ス

第六條 防空監視隊ハ地方長官之ヲ指揮監督ス

警察署長ハ地方長官ノ命ヲ承ケ防空監視隊ヲ指揮監督ス

第七條 地方長官ハ防空監視隊員ヲシテ必要ナル訓練ヲ受ケシムルコトヲ得

第八條 防空監視隊ノ業務ニ關シ陸海軍ノ行フ防衛ニ則

應セシムル爲必要ナル事項ニ付テハ當該區域ノ防衛ヲ

擔任スル軍司令官、師團長若ハ要塞司令官又ハ鎮守府

司令長官若ハ警備府司令長官ノ定ムル基準ニ依ルモノ

トス

第九條 第三條本文ニ掲グル防空監視隊員監視又ハ其ノ訓練ニ從事シタルトキハ内務大臣ノ定ムル所ニ依リ之

ニ手當及旅費ヲ支給ス

第十條 防空監視隊員ノ服務方法、服務紀律等ニ關スル

規程ハ地方長官之ヲ定ム

附 則
本令ハ昭和十六年法律第九十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

防空従事者扶助令 (昭和十六年十二月十六日勅令第千百三十七號)

一 前條第一號又ハ第二號ニ掲グル者ニ付給スル扶助金ニ在リテハ當該防空監視隊又ハ警防團ヲ設置シタル地方長官

二 前條第三號ニ掲グル者ニシテ地方長官又ハ市町村長ノ爲ス防空ノ實施ニ從事スルモノニ付給スル扶助金ニ在リテハ從事令書ヲ發シタル地方長官、防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ爲ス防空ノ實施ニ從事スルモノニ付給スル扶助金ニ在リテハ當該防空計畫ノ設定者

三 前條第四號又ハ第五號ニ掲グル者ニ付給スル扶助金ニ在リテハ其ノ者ガ防空ノ實施ニ從事スル地ヲ管轄スル地方長官

四 前條第六號ニ掲グル者ニ付給スル扶助金ニ在リテハ其ノ者ノ從事スル應急防火ニ係ル建築物ノ所在市町村ノ市町村長

五 前條第七號ニ掲グル者ニ付給スル扶助金ニ在リテハ當該防空計畫ノ設定者

第四條 扶助金ハ療養費、障害扶助金、打切扶助金、遺族扶助金及葬祭費ノ五種トシ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ給ス

一 療養費ハ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ療養ヲ要スル者ニシテ官公費ノ治療ヲ受ケザルモノニ之ヲ給ス

二 障害扶助金ハ傷痍又ハ疾病ノ治癒シタル時ニ於テ

國防、保安法 (防空法)

朕防空従事者扶助令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 防空法第十二條ノ規定ニ依ル扶助金ノ支給ハ本

令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 扶助金ハ左ニ掲グル防空従事者(恩給法ニ依ル公務員又ハ之ニ準ズベキ者ニシテ職務上防空ノ實施ニ

從事スルモノヲ除ク)ニ付之ヲ給ス

一 防空監視隊員

二 警防團員

三 防空法第六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ基ク地方

長官ノ命令ニ依リ防空ノ實施ニ從事スル者

四 防空法第九條第一項ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ從

事スル者

五 前二號ニ掲グル者ヲ除クノ外地方長官又ハ市町村

長ノ爲ス防空ノ實施ニ從事スル者ニシテ内務大臣ノ

指定スルモノ

六 防空法第八條ノ五ノ規定ニ依リ應急防火ヲ爲シ又

ハ之ニ協力スル者

七 防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定

者ノ従業者ニシテ其ノ防空計畫ニ基キ防空ノ實施ニ

從事スルモノ

第三條 扶助金ノ支給者ハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依ル

仍身體ニ障害ヲ存スル者ニ之ヲ給ス

三 打切扶助金ハ療養ノ期間一年ヲ經過スルモ傷痍又

ハ疾病ノ治癒セザル者ニ之ヲ給ス

四 遺族扶助金ハ死亡シタル者ノ遺族ニ之ヲ給ス

五 葬祭費ハ葬祭ヲ行フ遺族ニ之ヲ給ス葬祭ヲ行フ遺

族ナキ場合ニ於テハ葬祭ヲ行フ者ニ之ヲ給スルコト

ヲ得

打切扶助金ヲ給スベキトキハ以後本令ニ依ル他ノ扶助

金ハ之ヲ給セズ

防空従事者重大ナル過失ニ因リ傷痍ヲ受ケ、疾病ニ罹

リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ障害扶助金又ハ遺族扶

助金ハ之ヲ給セザルコトヲ得

第五條 扶助金ノ額ハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依ル

一 地方長官ノ給スルモノニ在リテハ別表第一欄ニ掲

グル金額

二 防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定

者ノ給スルモノニ在リテハ當該支給者ガ別表第一欄

ニ掲グル金額ノ範圍内ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ

定ムル金額

三 市町村長ノ給スルモノニ在リテハ別表第二欄ニ掲

グル金額ノ範圍内ニ於テ當該市町村長ガ地方長官ノ

認可ヲ受ケ定ムル金額

國防、保安法（防空法）

障害扶助金又ハ打切扶助金ハ前項ノ規定ニ依ル金額ノ範圍内ニ於テ傷疾疾病ノ程度、身體障害ノ輕重等ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ給スベシ

第六條 防空従事者障害扶助金ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ者ガ傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル日ヨリ起算シ三年以内ニ當該傷疾疾病ノ再發ニ因リ身體障害ノ程度ヲ加重シタルトキハ障害扶助金ノ額ハ新ニ之ヲ定メ既ニ給シタル障害扶助金ノ金額ヲ控除シテ之ヲ給ス

第七條 本令ニ於テ遺族トハ本人ノ配偶者、子、孫、父、母、祖父、祖母及兄弟姉妹ニシテ本人ノ死亡ノ當時ヨリ引續キ之ト同一戸籍内ニ在ル者ヲ謂フ本人ノ死亡後二年以内ニ昭和十五年法律第四號（委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル法律）ノ適用ヲ受ケ本人ノ死亡ノ當時ヨリ引續キ之ト同一戸籍内ニ在ルコトト爲ルニ至リタル者ニ付亦同ジ

本人死亡後分家シタル遺族又ハ分家シタル遺族ニ伴ヒ其ノ家ニ入りタル遺族ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ引續キ本人ト同一戸籍内ニ在ルモノト看做ス
届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同一戸籍内ニ在ル配偶者ト看做ス
本人死亡當時胎兒タル子又ハ孫出生シタルトキハ第一

項ノ規定ノ適用ニ付テハ本人死亡ノ當時之ト同一戸籍内ニ在リタルモノト看做ス

第八條 遺族扶助金ヲ受クベキ遺族ノ順位ハ前條第一項ニ掲グル順序ニ依ル

前項ノ規定ニ依ル同順位ノ子又ハ孫數人アルトキハ本人ヲ被相續人トシタル家督相續ノ順位ニ準ジ之ヲ定ム
父母及祖父母ニ付テハ養方ヲ先ニシ實方ヲ後ニス
兄弟姉妹ニ遺族扶助金ヲ給スルハ其ノ者ガ未成年又ハ不具廢疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキ場合ニ限り前條第一項後段ニ規定スル者ニ遺族扶助金ヲ給スルハ既ニ之ヲ受ケタル者ナキ場合ニ限ル

第九條 遺族扶助金ヲ給スベキ順位ニ在ル遺族左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遺族扶助金ハ其ノ次順位ニ在ル遺族ニ之ヲ給ス
一 死亡シタルトキ
二 所在不明ナルトキ
三 分家ノ場合ヲ除クノ外同一戸籍内ニ在ラザルニ至リタルトキ

第十條 扶助金ヲ受クベキ者ガ扶助金ヲ受クベキ事由ノ生ジタル日ヨリ起算シ二年以内ニ請求ヲ爲サザルトキハ當該扶助金ハ之ヲ給セズ
第十一條 扶助金ヲ受クベキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ

付損害賠償ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ハ扶助金ノ額ヨリ之ヲ控除ス

第十二條 扶助金ヲ受クベキ者同一ノ原因ニ付他ノ法令ニ依ル扶助、給付又ハ給與ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ扶助、給付又ハ給與ガ本令ノ扶助金ト同種ノモノナルトキハ本令ノ扶助金ハ之ヲ給セズ但シ其ノ額ガ本令ノ扶助金ノ額ヨリ少額ナルトキハ其ノ差額ニ付テハ此ノ

（別表）

種別	療養費	
	第一欄	第二欄
障害扶助金	終身自用ヲ辨ズルコト能ハザルモノ 終身業務ニ服スルコト能ハザルモノ 其ノ他身體ニ著シキ障害ヲ存スルモノ又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ	一、五〇〇圓 一、〇〇〇圓 七〇〇
打切扶助金		一、五〇〇 一、〇〇〇
遺族扶助金		一、〇〇〇 七〇〇
葬祭費		一〇〇 七〇

限ニ在ラズ
前項ノ他ノ法令ニ依ル扶助、給付又ハ給與ニシテ本令ノ扶助金ト同種ノモノハ内務大臣之ヲ指定ス
附則
本令ハ昭和十六年法律第九十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

言論、出版、集會、結社 等臨時取締法

大東亞戰爭下我國は正に國家隆替の岐路に立つてをり、この振古未曾有の難局を突破する爲には官民共に眞に打つて一丸となり、只管聖業翼賛の一途を邁進しなければならぬ。然しながら今次の大東亞戰爭は相當長期化することを覺悟しなければならぬのであるから、多數國民の中には、戦時下經濟政策の逼迫化に伴ひ、やゝもすればその困苦缺乏に堪え得ずして、或は不平不満の念を抱く者も無いとは保證出來ないのであつて、國民の斯かる間隙に乗じ、左翼その他敵國側の謀略等にして不逞の策動に出でんとするもの、或は國家の安危を度外視したるところの平和思想に捉はれて、反戰反軍の思想を流布せんとする者等の輩出することは、必ずしも皆無とは言へないのである。又假令斯かる惡質なる意圖を有せざるも、素に輕率なる言動を敢てして、戰爭目的の遂行に障礙を及

ぼすが如き者も無いとは言ひ難いのであり、或は又國民一般が異常な興奮に驅られたる時に際して惡質なる流言飛語等の流布に依り、何時いかなる事態を生ずるやも測り難いのである。

従つて戦時下治安の完璧を期するが爲には、言論、出版、集會、結社等に關し、適切なる指導と取締を行ひ、戰爭遂行上妨害となるべきものを排除して、愈々舉國一致體制の強化を圖り、此の間些かの間隙をも生ぜざるやう努むるの必要が生ずる譯である。尤も右の言論、出版、集會、結社等の取締法規としては、從來より治安警察法、新聞紙法、出版法、刑法、陸海軍刑法、警察犯處罰令等が在るのであるが、何れも戦時下に於ける安寧保持上充分なるを免れ得ないので、政府は右の觀點から「言論、出版、集會、結社等臨時取締法」を制定公布し、茲に特定の結社、集會及び新聞紙の發行に關しては許可制を執り、且時局に關する造言飛語をなし、或は人心を惑亂すべき事項を流布したる者に對しては嚴重なる取締を行ふこととなつたのである。

尙政府は本法の制定に依つて徒らに國民の輿論を壓迫せんとするものではなく、國民の正當なる輿論に對しては、寧ろ大いにその志氣の昂揚に努むるの方針であることを特に瞭らかにしてゐるのであつて、一億國民はこの點を十分に理解し、率先協力すべきことは言ふ迄も無い。

言論、出版、集會、結社等臨時取締法

（昭和十六年十二月十八日
法律第九十七號）

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル言論、出版、集會、結社等臨時取締法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

言論、出版、集會、結社等臨時取締法

第一條 本法ハ戰時ニ際シ言論、出版、集會、結社等ノ取締ヲ適正ナラシメ以テ安寧秩序ヲ保持スルコトヲ目的トス

第二條 政事ニ關スル結社ヲ組織セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ發起人ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ

第三條 政事ニ關シ集會ヲ開カントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ發起人ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員候補者タルベキ

國防、保安法（言論、出版、集會、結社等臨時取締法）

者ヲ銓衡スル爲ノ集會及選舉運動ノ爲ニスル集會並ニ公衆ヲ會同セザル集會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ發起人ニ於テ行政官廳ニ届出ヅルヲ以テ足ル

第四條 公事ニ關スル結社又ハ集會ニシテ政事ニ關セザルモノト雖モ必要アル場合ニ於テハ命令ヲ以テ前二條ノ規定ニ依ラシムルコトヲ得

第五條 屋外ニ於テ公衆ヲ會同シ又ハ多衆運動セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ發起人ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ定メタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 法令ヲ以テ組織シタル議會ノ議員議事準備ノ爲相團結スルモノニ付テハ第二條ノ規定ヲ、議事準備ノ爲相會同スルモノニ付テハ第三條ノ規定ヲ適用セズ

第七條 新聞紙法ニ依ル出版物ヲ發行セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ受クベシ

第八條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ第二條乃至第五條若ハ前條ノ規定ニ依ル許可ヲ取消シ又ハ第三條若ハ第四條ノ規定ニ依リ届出デタル集會ノ禁止ヲ命ズルコトヲ得

第九條 出版物ノ發賣及頒布ノ禁止アリタル場合ニ於テ行政官廳必要アリト認ムルトキハ當該題號ノ出版物ノ以後ノ發行ヲ停止シ又ハ同一人若ハ同一社ノ發行ニ係

ル者ハ、一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ存スル政事ニ關スル結社（第六條前段ノ規定ニ該當スルモノヲ除ク）又ハ第四條ノ命令施行ノ際現ニ存スル當該命令ニ係ル公事ニ關スル結社ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ存續ニ付主幹者ニ於テ行政官廳ノ許可ヲ受ケベシ

第八條ノ規定ハ前項ノ許可ニ、第十一條ノ規定ハ同項ノ規定ニ違反シタル者ニ之ヲ準用ス

集會ハ多衆運動ニシテ第三條又ハ第五條ノ規定ニ依リ許可又ハ届出ヲ要スルモノニ付テハ本法施行後三日以内ニ行フモノニ限リ仍從前ノ例ニ依ル

本法施行ノ際現ニ成規ノ手續ヲ經テ新聞紙法ニ依ル出版物ヲ發行スル者ハ第七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

言論、出版、集會、結社等臨時取締法

施行規則（昭和十六年十二月二十日）

（內務省令 第四十號）

言論、出版、集會、結社等臨時取締法施行規則左ノ通定ム

第一條 思想ニ關スル結社及集會ハ法第二條及第三條ノ規定ニ依ルベシ

第二條 法第五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルキハ發起人ヨリ二日以前ニ會同スベキ場所、目的、年月日時並ニ其ノ通過スベキ路線ヲ管轄警察官署ニ願出ヅベシ但シ葬祭、講社、學生、生徒ノ體育運動其ノ他慣例ノ許ス所ニ係ルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 法第七條ノ規定ニ依リ新聞紙發行ノ許可ヲ受ケントスルキハ其ノ發行人、編輯人及持主タラントスル者連署ノ上左記事項ヲ具シ其ノ發行所ヲ管轄スル地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ヲ經由シ内務大臣ニ願出ヅベシ

第四條 一 題號

二 掲載事項ノ種類

三 時事ニ關スル事項ノ掲載ノ有無

四 發行ノ時期、若シ時期ヲ定メザルトキハ其ノ旨

五 發行所及印刷所

六 持主ノ氏名、若シ法人ナルトキハ其ノ名稱及代表者ノ氏名

七 發行人、編輯人ノ氏名但シ編輯人二人以上アルトキハ其ノ主トシテ編輯事務ヲ擔當スル者ノ氏名

前項第一號乃至第七號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ

ル他ノ出版物ノ發行ヲ停止スルコトヲ得

第十條 第七條ノ規定又ハ前條ノ規定ニ依ル停止ノ命令ニ違反シテ發賣又ハ頒布スルノ目的ヲ以テ印刷シタル出版物ハ行政官廳ニ於テ之ヲ差押フルコトヲ得

第十一條 第二條ノ規定（第四條ノ規定ニ基キ依ラシメタル場合ヲ含ム）ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 第三條ノ規定（第四條ノ規定ニ基キ依ラシメタル場合ヲ含ム）又ハ第五條ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 第七條ノ規定ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 第九條ノ規定ニ依ル停止ノ命令アリタル出版物ヲ發行シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 第十條ノ規定ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條 前三條ノ罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セズ

第十七條 時局ニ關シ造言飛語ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 時局ニ關シ人心ヲ惑亂スベシ事項ヲ流布シタル者ハ、一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

言論、出版、集會、結社等臨時取締法

施行規則

第一條 言論、出版、集會、結社等臨時取締法（以下法ト稱ス）第二條及第四條ノ規定ニ依リ結社ノ許可ヲ受ケントスルトキハ其ノ社名、社則、事務所及其ノ主幹者ノ氏名ヲ具シ事務所所在地ヲ管轄スル地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ヲ經由シ内務大臣ニ願出ヅベシ

前項ニ掲ゲタル事項ヲ變更セントスルトキハ主幹者ニ於テ前項ニ準ジ届出ヅベシ

第二條 法附則第二項ノ規定ニ依リ許可ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス

前項ノ許可申請ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スベシ

第三條 法第三條及第四條ノ規定ニ依リ集會ノ許可ヲ受ケントスルトキハ發起人ヨリ開會二日以前ニ其ノ場所、目的及開催年月日時ヲ具シ會場所在地ノ管轄警察官署ニ願出ヅベシ

法第三條及第四條ノ規定ニ依ル集會ノ届出ハ前項ニ準ジ開會六時間以前ニ之ヲ爲スベシ

前二項ノ集會ニシテ所定ノ時刻ヨリ三時間ヲ過ギテ開會セズ又ハ三時間以上中斷スルトキハ許可又ハ届出ハ

前項ニ準ジ許可ヲ受クルコトヲ要ス
發行人若ハ編輯人死亡シ又ハ新聞紙法第二條ニ該當スルニ至リタルトキハ假ニ發行人又ハ編輯人ヲ定メ七日以内ニ其ノ變更許可ノ申請ヲ爲スベシ其ノ申請ニ對シ許可又ハ不許可ノ處分アルノ日迄引續キ發行ヲ爲スコトヲ得

第七條 新聞事業令施行規則第三條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ前條ノ許可願出ヲ併セ爲シタルモノト看做ス

附 則
本令ハ昭和十六年法律第九十七號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

言論、出版、集會、結社等臨時取締法

施行期日ノ件 (昭和十六年十二月十九日勅令第千七百七十七號)

朕言論、出版、集會、結社等臨時取締法施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
言論、出版、集會、結社等臨時取締法ハ昭和十六年十二月二十一日ヨリ之ヲ施行ス

五、經濟法

産業設備營團法

産業設備營團法は去る七十七臨時議會に於て商工當局の原案通り可決され、十一月二十五日附法律第九十二號を以て公布、十二月五日より實施されたものであるが、本法に基いて設置さるべき産業設備營團は

- 一、國家緊要産業にして、民間業者では危険を懼れて建設を逡巡してゐるものに對し、國家が建設してこれを業者に貸與すること
- 二、未働遊休設備の賣買及び保有
- 三、その活用に關する斡旋、其の他を目的とするものである

而して本營團の動員可能な資金は資本金二億圓、この外その五倍の債券を發行し得るので十億圓、合計十二億圓であるが、右の内五千萬圓は國債の形で營業資金として保留する關係上、實際の

事業資金は十一億五千萬圓となる勘定である。

次に本營團の積極的の事業たる國家緊要産業にして民間に於て建設又は維持不可能なもの、建設または買受に關し、商工當局は現下の情勢に於て急速に増産を要請されるカーボンブラツク、タンニン、アルミニウムの原料たる礬土頁岩(ボーキサイト)の南洋方面よりの輸入杜絶に對處すべきロータリーキルンの建設)人造石油、タンダステン等の稀有金屬類代用品工業等の國家自體による建設施設を目標としてゐる。

要するに本營團の主たる業務としては消費面としては遊休、未働設備の賣買、保有、積極面では國家緊要産業設備の建設貸與出資であり、従つて同營團は單獨で事業を営むものではなく、設備を建設し、これらを民間業者に貸與し、事業を經營せしむる所謂國有民營の斬新なる形態を採り、同時に同營團の首腦部は總て政府の任命となつてゐるのみならず、同營團の出資總額が政府の出資となつてゐることは特筆すべき點である。

産業設備營團法

(昭和十六年十一月二十五日法律第九十二號)

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル産業設備營團法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

産業設備營團法

第一章 總 則

- 第一條 産業設備營團ハ戰時(戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム)ニ際シ軍需産業、生産擴充計畫産業其ノ他國家緊要産業ノ設備ニシテ事業者ニ於テ建設又ハ維持スルコト著シク困難ナルモノヲ施設シ茲ニ産業設備(之ニ充ツベキ機械及器具ヲ含ム)ニシテ未完成又ハ遊休ノ状態ニ在ルモノ(以下未働遊休設備ト稱ス)ノ活用ヲ圖ルコトヲ目的トス
- 産業設備營團ハ法人トス
- 第二條 産業設備營團ハ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク
- 産業設備營團ハ政府ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得
- 第三條 産業設備營團ノ資本金ハ二億圓トス
- 第四條 政府ハ二億圓ヲ産業設備營團ニ出資スベシ
- 前項ノ出資ハ國債證券ヲ交付シテ之ヲ爲スコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

第五條 産業設備管團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所ノ所在地
- 四 資本金額及資産ニ關スル事項
- 五 役員ニ關スル事項
- 六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
- 七 産業設備債券ノ發行ニ關スル事項
- 八 會計ニ關スル事項
- 九 公告ノ方法

定款ハ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得

第六條 産業設備管團ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第七條 産業設備管團ニハ所得稅、法人稅及營業稅ヲ課セズ

北海道、府廳、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ産業設備管團ノ事業又ハ第十七條第一項第一號若ハ第三號ノ業務ノ爲ニスル建物ノ建設若ハ取得若ハ土地ノ取得ニ對シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ産業設備管

團ノ事業ニ對シテハ特別ノ事情ニ基キ内務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 産業設備管團ガ第十七條第一項第一號又ハ第三號ノ業務ノ爲ニスル不動産ニ關スル權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ニ付登記ヲ受タル場合ニ於テハ其ノ登録稅ノ額ハ不動産ノ價格ノ千分ノ一トス

第九條 産業設備管團ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 産業設備管團ニ非ザル者ハ産業設備管團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第十一條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及第五十條並ニ非訟事件手續法第三十五條第一項ノ規定ハ産業設備管團ニ之ヲ準用ス

第二章 役員

第十二條 産業設備管團ニ總裁副總裁各一人、理事五人以上及監事二人以上ヲ置ク

總裁ハ産業設備管團ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副總裁ハ定款ノ定ムル所ニ依リ産業設備管團ヲ代表シ總裁ヲ輔佐シテ産業設備管團ノ業務ヲ掌理ス

副總裁ハ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ産業設備管團ヲ代表シ總裁及副總裁ヲ輔佐シテ産業設備管團ノ業務ヲ掌理ス
理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ總裁及副總裁共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁及副總裁共ニ缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ産業設備管團ノ業務ヲ監査ス

第十三條 總裁、副總裁、理事及監事ハ政府之ヲ命ズ
總裁、副總裁及理事ノ任期ハ四年、監事ノ任期ハ二年トス

第十四條 總裁、副總裁及理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ從タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第十五條 總裁、副總裁及理事ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 産業設備管團ニ評議員若干人ヲ置キ政府之ヲ命ズ

評議員ハ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニ總裁ノ諮問ニ應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得
評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス

第十七條 産業設備管團ハ左ノ業務ヲ行フ

第三章 業務

- 一 國家緊要産業ノ設備ニシテ事業者ニ於テ建設又ハ維持スルコト著シク困難ナルモノノ建設又ハ買受
 - 二 前號ノ規定ニ依リ取得シタル設備ノ貸付、出資及賣渡
 - 三 未動遊休設備ノ賣買及保有
 - 四 未動遊休設備ノ活用ニ關スル斡旋
 - 五 前各號ノ業務ニ附帶スル事業
- 産業設備管團ハ政府ノ認可ヲ受ケ前項ニ掲グル業務以外ノ業務ヲ行フコトヲ得
- 第十八條 産業設備管團ハ其ノ建設スル國家緊要産業ノ設備ノ用ニ充ツル爲必要ナル土地又ハ土地ニ關スル所有權以外ノ權利ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテハ土地收用法ヲ適用ス
- 第十九條 第一項ノ規定ニ依リ收用又ハ使用シタル土地又ハ土地ニ關スル所有權以外ノ權利ノ處分及管理ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十九條 産業設備管團ハ第十七條第一項第一號又ハ第三號ノ規定ニ依リ買受ケタル設備ノ代價ニ付テハ國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

經濟法 (産業設備管團法)

經濟法 (産業設備管團法)

第二十條 政府ハ産業設備管團ガ第十七條第一項第一號又ハ第三號ノ規定ニ依リ設備ヲ買受ケタル場合ニ於テ之ヲ賣渡シタル者ニ對シ其ノ代價トシテ受ケタル金銀又ハ國債證券ノ處分ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第四章 産業設備債券

第二十一條 産業設備管團ハ拂込資本金額ノ五倍ヲ限リ産業設備債券ヲ發行スルコトヲ得

第二十二條 産業設備債券ハ額金額五十圓以上トシ無記名札付トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得

産業設備債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第二十三條 産業設備管團ハ産業設備債券借換ノ爲一時第二十一條ノ制限ニ依ラズ産業設備債券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ産業設備債券ヲ發行シタルトキハ發行後一月以内ニ其ノ發行額而金額ニ相當スル舊産業設備債券ヲ償還スベシ

第二十四條 政府ハ産業設備債券ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ヲ保證スルコトヲ得

第二十五條 産業設備債券ハ賣出ノ方法ヲ以テ之ヲ發行

スルコトヲ得

第二十六條 産業設備管團ニ於テ産業設備債券ヲ發行セントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ

第二十七條 産業設備債券ノ消滅時効ハ元本ニ在リテハ十五年、利息ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

第二十八條 産業設備債券ノ所有者ハ産業設備管團ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

前項ノ規定ハ民法上ノ一般ノ先取特權ノ行使ヲ妨グルコトナシ

第二十九條 所得税法及有價證券移轉税法中國債以外ノ公債ニ關スル規定ハ産業設備債券ニ之ヲ準用ス

第三十條 本章ニ規定スルモノヲ除クノ外産業設備債券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 會計

第三十一條 産業設備管團ノ事業年度ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄トス

第三十二條 産業設備管團ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

- 一 國債、地方債又ハ政府ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ取得ヲ爲スコト
- 二 大藏省預金部若ハ銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金ト爲

スコト

第三十三條 産業設備管團ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目録、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クコトヲ要ス

第六章 監督及補助

第三十四條 産業設備管團ハ政府之ヲ監督ス

第三十五條 産業設備管團ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十六條 産業設備管團ハ業務開始ノ際業務ノ方法ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

産業設備管團ハ毎事業年度ノ初ニ於テ事業計畫ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第三十七條 政府ハ産業設備管團ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十八條 役員ガ法令、定款若ハ政府ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ政府ハ之ヲ解任スルコトヲ得

經濟法 (産業設備管團法)

第三十九條 政府ハ産業設備管團ニ對シ第十七條ニ規定スル業務ニ因リテ受ケタル損失ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ契約ハ之ニ基キ交付スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協賛ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第一項ノ損失ヲ決定スル基準ハ政府之ヲ定ム

第四十條 前條第一項ノ損失及其ノ額ハ産業設備管團損失審査會之ヲ決定ス

産業設備管團損失審査會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 罰則

第四十一條 左ノ場合ニ於テハ産業設備管團ノ總裁、副總裁、理事又ハ監事ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法ニ依リ政府ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 本法ニ規定セザル業務ヲ營ミタルトキ

三 第二十一條又ハ第二十三條第二項ノ規定ニ違反シ産業設備債券ノ發行ヲ爲シ又ハ償還ヲ爲サザルトキ

四 第三十二條ノ規定ニ違反シ業務上ノ餘裕金ヲ運用シタルトキ

五 政府ノ監督上ノ命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

第四十二條 左ノ場合ニ於テハ産業設備管團ノ總裁、副總裁、理事又ハ監事ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ違反シ登記ヲ

爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ
 二 第三十三條ノ規定ニ違反シ書類ヲ備置カザルトキ、其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ
 第四十三條 第十條ノ規定ニ違反シ産業設備營團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用ヒタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

附 則

第四十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 第四十五條 政府ハ設立委員ヲ命ジ産業設備營團ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム
 第四十六條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受クベシ
 第四十七條 定款ニ付政府ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク出資ノ第一回ノ拂込ヲ稟請スベシ
 第四十八條 出資ノ第一回ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク其ノ事務ヲ産業設備營團總裁ニ引繼グベシ
 總裁前項ノ事務ノ引繼ヲ受ケタルトキハ總裁、副總裁、理事及監事ノ全員ハ設立ノ登記ヲ爲スベシ
 産業設備營團ハ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス
 第四十九條 登録稅法中法中左ノ通改正ス

第十九條第七號中「住宅營團、」ノ下ニ「産業設備營團、」ヲ、「住宅營團法、」ノ下ニ「産業設備營團法、」ヲ加フ

第五十條 印紙稅法中左ノ通改正ス
 第五條第六號ノ四ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
 六ノ五 産業設備營團ノ業務ニ關スル證書帳簿及産業設備債券
 第五十一條 有價證券移轉稅法中左ノ通改正ス
 第十條ニ左ノ一號ヲ加フ
 九 産業設備營團法第十九條ノ規定ニ依ル國債證券ノ移轉

産業設備營團法施行令 (昭和十六年十二月二日)

勅令第四十六號

産業設備營團法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一章 登記

第一條 産業設備營團ノ設立ノ登記ハ總裁ガ設立委員ヨリ設立ニ關スル事務ノ引繼ヲ受ケタル日ヨリ二週間以内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス
 設立ノ登記ニハ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス
 一 目的
 二 名稱

三 事務所
 四 資本金額及拂込資本金額
 五 總裁、副總裁、理事及監事ノ氏名及住所
 六 副總裁又ハ理事ノ代表權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限
 七 公告ノ方法

産業設備營團ハ設立ノ登記ヲ爲シタル後一週間以内ニ從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第二條 産業設備營團ノ成立後從タル事務所ヲ設ケタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間以内ニ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ前條第二項ニ掲グル事項ヲ登記シ他ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ同期間内ニ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルコトヲ要ス
 主タル事務所又ハ從タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄區域内ニ於テ新ニ從タル事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

第三條 産業設備營團ガ主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ二週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

産業設備營團ガ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ三週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ四週間以内ニ第一條第二項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲スヲ以テ足ル

第四條 第一條第二項ニ掲グル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ變更ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第五條 産業設備營團法第十四條ノ代理人ヲ選任シタルトキハ二週間以内ニ之ヲ置キタル事務所ノ所在地ニ於テ代理人ノ氏名住所及代理人ヲ置キタル事務所並ニ代理人ノ代理權ニ制限ヲ加ヘタルトキ其ノ制限ヲ登記スルコトヲ要ス登記シタル事項ノ變更及代理人ノ代理權ノ消滅ニ付亦同ジ

第六條 産業設備債券ヲ發行シタル場合ニ於テ第二十二條ノ拂込アリタルトキ又ハ第二十四條ノ賣出期間満了シタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ産業設備債券ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス
 前項ノ登記ニハ第十九條第二項第二號乃至第六號ニ掲

- グル事項ヲ掲グルコトヲ要ス
- 第四條ノ規定ハ第一項ノ登記ニ之ヲ準用ス
- 第七條 登記スベキ事項ニシテ商工大臣ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス
- 第八條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス
- 第九條 産業設備管團ノ登記ニ付テハ其ノ事務所ノ所在地ノ區裁所ヲ以テ管轄登記所トス
- 各登記所ニ産業設備管團登記簿ヲ備フ
- 第十條 設立ノ登記ヲ除クノ外本令ニ依ル登記ハ總裁ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス
- 第十一條 設立登記ノ申請書ニハ定款、出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面並ニ總裁、副總裁、理事及監事ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス
- 第十二條 産業設備管團法第十四條ノ代理人ノ選任ノ登記ノ申請書ニハ代理人ノ選任ヲ證スル書面及代理人ノ代理權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス
- 第十三條 産業設備債券ノ登記ノ申請書ニハ産業設備債券ノ引受ヲ證スル書面、産業設備債券申込證及各産業設備債券ニ付第二十二條ノ拂込アリタルコトヲ證スル

- 書面又ハ第二十四條ノ賣出期間内ニ於テ賣上ゲタル産業設備債券ノ總額ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス
- 第十四條 事務所ノ新設又ハ事務所ノ移轉其ノ他第一條第二項ニ掲グル事項ノ變更ノ登記ノ申請書ニハ事務所ノ新設又ハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス
- 第十五條 前條ノ規定ハ第五條ノ規定ニ依リ登記シタル事項ノ變更及産業設備管團法第十四條ノ代理人ノ代理權ノ消滅並ニ産業設備債券ニ關スル登記事項ノ變更ノ登記ニ之ヲ準用ス
- 第十六條 非訟事件手續法第四百二十二條乃至第五百一十一條ノ六及第五百五十四條乃至第五百五十七條ノ規定ハ本令ニ依ル登記ニ之ヲ準用ス
- 第二章 収用又ハ使用シタル土地又ハ土地ニ關スル所有權以外ノ權利ノ處分及管理
- 第十七條 産業設備管團法第十八條第一項ノ規定ニ依リ収用又ハ使用シタル土地ヲ其ノ建設シタル設備ニシテ其ノ土地ノ上ニ存スルモノト共ニスルニ非ザレバ讓渡又ハ貸付スルコトヲ得ズ但シ商工大臣ノ認可ヲ受ケタルトキ又ハ収用シタル土地ニ付其ノ収用ノ時期ヨリ二十年ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 産業設備管團法第十八條第一項ノ規定ニ依リ収用セラレタル土地ヲ其ノ土地ノ上ニ存スル産業設備管團ノ建設シタル設備ト共ニ讓渡スル場合ニ於テハ其ノ讓渡ハ土地收用法第六十六條ノ規定ニ付其ノ土地ヲ不用ニ歸セシムルモノニ非ザルモノトス
- 第十八條 前條ノ規定ハ土地ニ關スル所有權以外ノ權利ニシテ産業設備管團法第十八條第一項ニ依リ収用又ハ使用シタルモノニ準用ス
- 第三章 産業設備債券
- 第十九條 産業設備債券ノ募集ニ應ゼントスル者ハ産業設備債券申込證二通ニ其ノ引受クベキ産業設備債券ノ數及住所ヲ記載シ之ニ署名又ハ記名捺印スルコトヲ要ス
- 産業設備債券申込證ハ總裁之ヲ作成シ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
 - 一 産業設備管團ノ名稱
 - 二 産業設備債券ノ總額
 - 三 各産業設備債券ノ金額
 - 四 産業設備債券ノ利率
 - 五 産業設備債券償還ノ方法及期限
 - 六 利息支拂ノ方法及期限
 - 七 産業設備債券發行ノ價額又ハ其ノ最低價額

- 八 産業設備管團ノ資本金額及拂込資本金額
- 九 舊産業設備債券借換ノ爲メ産業設備管團法第二十一條ノ制限ニ依ラズ産業設備債券ヲ發行スルトキハ其ノ旨
- 十 前ニ産業設備債券ヲ發行シタル時ハ其ノ償還ヲ了ヘザル總額産業設備債券發行ノ最低價額ヲ定メタル場合ニ於テハ應募者ハ産業設備債券申込證ニ應募價額ヲ記載スルコトヲ要ス
- 第二十條 前條ノ規定ハ契約ニ依リ産業設備債券ノ總額ヲ引受ケル場合ニハ之ヲ適用セズ産業設備債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ガ自ラ産業設備債券ノ一部ヲ引受ケル場合ニ於テ其ノ一部ニ付亦同ジ
- 第二十一條 産業設備債券ノ應募總額ガ産業設備債券申込證ニ記載シタル産業設備債券ノ總額ニ達セザルトキト雖モ産業設備債券ヲ成立セシムル旨ヲ産業設備債券申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ産業設備債券ノ總額トス
- 第二十二條 産業設備債券ノ募集ガ完了シタルトキハ總裁ハ遲滞ナク各産業設備債券ニ付其ノ全額ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス
- 第二十三條 産業設備債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ハ自己ノ名ヲ以テ産業設備管團ノ爲メ第十九條第二項及前條ニ定ムル行爲ヲ爲スコトヲ得

産業設備債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ニ以上アルトキハ前項ノ行爲ハ共同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十四條 賣出ノ方法ニ依リ産業設備債券ヲ發行セントスルトキハ總裁ハ左ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス

一 賣出期間

二 産業設備債券賣出ノ價額

三 第十九條第二項第一號乃至第六號及第八號乃至第十號ニ掲グル事項

四 第二十五條ニ規定スル事項

第二十五條 賣出期間内ニ賣上ゲタル産業設備債券ノ總額ガ前條ノ規定ニ依リ公告シタル産業設備債券ノ總額ニ達セザルトキハ其ノ賣上總額ヲ以テ産業設備債券ノ總額トス

第二十六條 産業設備債券ハ全額ノ拂込アリタル後ニ非ザレバ之ガ證券ノ發行ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十七條 産業設備債券ニハ第十九條第二項第一號乃至第六號ニ掲グル事項及證券番號ヲ記載シ總裁之ニ署名又ハ記名捺印スルコトヲ要ス

賣出ノ方法ニ依リ發行スル産業設備債券ニハ第十九條第二項第二號ニ掲グル事項ヲ記載スルコトヲ要セス
第二十八條 總裁ハ主タル事務所ニ産業設備債券原簿ヲ備置クコトヲ要ス

債權者ハ業務時間内何時ニテモ産業設備債券原簿ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第二十九條 産業設備債券原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 産業設備債券ノ數及番號

二 産業設備債券ノ證券發行ノ年月日

三 第十九條第二項第二號乃至第六號ニ掲グル事項、産業設備債券ヲ記名ト爲シタルトキハ前項ニ掲グル事項ノ外其ノ産業設備債券ノ所有者ノ氏名及住所並ニ取得ノ年月日ヲ産業設備債券原簿ニ記載スルコトヲ要ス

第三十條 記名産業設備債券ノ移轉ハ取得者ノ氏名及住所ヲ産業設備債券原簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ證券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ産業設備營團其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第三十一條 産業設備債券募集者ニ對スル通知又ハ催告ハ産業設備債券申込證ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者ガ別ニ其ノ住所ヲ産業設備營團ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル、未ダ産業設備債券

シム
股産業設備營團法施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

重要物資管理營團法ハ昭和十六年十二月五日ヨリ之ヲ施行ス

重要物資管理營團法

商工省では今後に於ける大東亞共榮圈の自給自足經濟の確立を圖るため、從來の生産、配給、消費の各部門の統制から更に進んで貯藏、保管の統制をも行ひ、重要物資の貯藏を計畫的に確保増強して、最高度効率を發揮せしめるべく「重要物資管理營團法案」を第七十九會に提出し、その協賛を経て二月二十三日附該法律を公布した。

即ち重要物資管理營團をは政府の貯藏計畫に基づいて

一、從來の繰上げあるひは特別輸入物資

二、市中の餘剰ストック

三、防空用その他非常措置用の要貯藏物資
などの買上げ保有を爲し、これが綜合的管理の徹底を期するとともに、今後における南方取得物資(錫、ゴムなど)の管理にも當らんとするものであ

ノ證券ノ發行ヲ爲スニ至ラザル場合ニ於テ産業設備債券權利者ニ對スル通知又ハ催告ニ付亦同ジ
記名産業設備債券ノ所有者ニ對スル通知又ハ催告ハ産業設備債券原簿ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者ガ別ニ其ノ住所ヲ産業設備營團ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル
前二項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スベカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス
無記名産業設備債券ノ所有者ニ對スル通知又ハ催告ハ公告ノ方法ニ依ルコトヲ得
第三十二條 無記名産業設備債券ヲ償還スル場合ニ於テ欠缺セル利札アルトキハ之ニ相當スル金額ヲ償還額ヨリ控除ス但シ既ニ支拂期ノ到來シタル利札ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ利札ノ所持人ハ何時ニテモ之ト引換ニ控除金額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得

附 則

本令ハ産業設備營團法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

産業設備營團法施行期日ノ件

(昭和十六年十二月二日 勅令第四十五號)

經濟法 (重要物資管理營團法)

る。

本營團の貯藏の對象となすべき物資は、食關係のものを除き、商工省所管物資(鐵鋼金屬類およびその製品、纖維原料、同製品、化學藥品)及び厚生省所管の醫藥品、同原料など殆んどあらゆる物資を包含し、要貯藏物資の總額は數億圓に達する見込みであるが、うち鐵鋼石、棉花、石炭、ボーキサイトおよび輸出滞貨品などは、それぞれ鐵鋼原料統制會社、棉花共同購買會、日本石炭株式會社、日本輕金屬統制會社および各種貿易調整會社に保管の實際的事務を代行せしめ、營團はその保管費用を補助する形式をとることとなつてゐる。

營團の資本金は一億二千萬圓とし、政府は右二千萬圓を國債證券の形式で交付するが、この二千萬圓の利子は營團の事務費に充當し、數億に達する本營團の貯藏物資の買上げに要する資金は、これとは別に強制融資とか、シンデゲート團の計畫的資金供與の方法によつて調達することとなるのである。

重要物資管理營團法 (昭和十七年二月二十三日)

法律第六十九號

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル重要物資管理營團法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

重要物資管理營團法

第一章 總則

則

第一條 重要物資管理營團ハ戰時ニ際シ重要物資ノ貯藏ヲ確保及増強シ並ニ貯藏重要物資ノ利用ヲ有效且適正ナラシムルコトヲ目的トス

重要物資管理營團ハ法人トス

本法ノ重要物資ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 重要物資管理營團ハ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク

重要物資管理營團ハ政府ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第三條 重要物資管理營團ノ資本金ハ二千萬圓トス

第四條 政府ハ二千萬圓ヲ重要物資管理營團ニ出資スベシ

前項ノ出資ハ國債證券ヲ交付シテ之ヲ爲スコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

第五條 重要物資管理營團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定ス

スベシ

一 目的

二 名稱

三 事務所ノ所在地

四 資本金額及資産ニ關スル事項

五 役員ニ關スル事項

六 業務及其ノ執行ニ關スル事項

七 會計ニ關スル事項

八 公告ノ方法

定款ハ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得

第六條 重要物資管理營團ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第七條 重要物資管理營團ニハ所得稅、法人稅及營業稅ヲ課セズ

北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ重要物資管理營團ノ事業ニ對シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ内務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 重要物資管理營團ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以

經濟法 (重要物資管理營團法)

テ之ヲ定ム

第九條 重要物資管理營團ニ非ザル者ハ重要物資管理營團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第十條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及第五十七條並ニ非訟事件手續法第三十五條第一項ノ規定ハ重要物資管理營團ニ之ヲ準用ス

第二章 役員

第十一條 重要物資管理營團ニ理事長副理事長各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

理事長ハ重要物資管理營團ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副理事長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ重要物資管理營團ヲ代表シ理事長ヲ輔佐シテ重要物資管理營團ノ業務ヲ掌理ス

副理事長ハ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ重要物資管理營團ヲ代表シ理事長及副理事長ヲ輔佐シテ重要物資管理營團ノ業務ヲ掌理ス

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ理事長及副理事長共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長及副理事長共ニ缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ重要物資管理營團ノ業務ヲ監査ス

經濟法 (重要物資管理營團法)

第十二條 理事長、副理事長、理事及監事ハ政府之ヲ命ズ
理事長、副理事長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

第十三條 理事長、副理事長及理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ從タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第十四條 理事長、副理事長及理事ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 重要物資管理營團ニ評議員若干人ヲ置キ政府之ヲ命ズ
評議員ハ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニ付理事長ノ諮問ニ應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得
評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス

第三章 業務

第十六條 重要物資管理營團ハ左ノ業務ヲ行フ

- 一 重要物資ノ保有
- 二 重要物資ノ買入、輸入及賣渡
- 三 其ノ他重要物資管理營團ノ目的達成上必要ナル事業

第四章 會計

第十九條 重要物資管理營團ノ事業年度ハ毎年四月ヨリ

重要物資管理營團ハ前項第一號及第二號ノ業務ニ付テハ政府ノ定ムル計畫ニ依リテ之ヲ行フベシ
重要物資管理營團第一項第三號ノ業務ヲ行ハントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ

第十七條 重要物資管理營團必要アリト認ムルトキハ業務ニ關シ重要物資ヲ所有又ハ保管スル者ニ對シ其ノ所有又ハ保管ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得
重要物資管理營團必要アリト認ムルトキハ政府ノ認可ヲ受ケ役員又ハ使用人ヲシテ前項ニ掲グル者ノ業務ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得
重要物資管理營團前項ノ規定ニ依リ役員又ハ使用人ヲシテ検査セシムル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ル認可アリタルコトヲ證スル書面及其ノ身分ヲ示ス證據ヲ携帶セシムベシ

第十八條 重要物資管理營團ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ物資ノ生産、輸出、輸入、販賣又ハ保管物資ノ保管ヲ爲サシムルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ保管ニ要シタル費用ハ重要物資管理營團ノ負擔トス

翌年三月迄トス

第二十條 重要物資管理營團ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目録、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ事務所ニ備置クコトヲ要ス

第五章 監督

第二十一條 重要物資管理營團ハ政府之ヲ監督ス

第二十二條 重要物資管理營團ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十三條 重要物資管理營團ハ業務開始ノ際業務ノ方法ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二十四條 政府ハ重要物資管理營團ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 役員ガ法令、定款若ハ政府ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ政府ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第六章 罰則

第二十六條 重要物資管理營團ノ理事長、副理事長、理事、監事又ハ使用人其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當

經濟法 (重要物資管理營團法)

ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第二十七條 前條第一項ニ掲グル者ニ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタルモノハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第二十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第十七條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

二 第十七條第二項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

三 正當ノ事由ナクシテ第十八條第一項ノ規定ニ依ル保管ヲ爲サザル者

第二十九條 人又ハ法人ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ人又ハ法人業務ニ關シ前條第一號又ハ第三號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其人又ハ法人ノ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ

處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

第三十條 第二十八條第一號及第三號ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十一條 左ノ場合ニ於テハ重要物資管理營團ノ理事長、副理事長、理事又ハ監事ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケザル場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 本法ニ規定セザル業務ヲ營ミタルトキ

三 第十六條第二項ノ規定ニ違反シ政府ノ定ムル計畫ニ依ラズシテ業務ヲ行ヒタルトキ

四 政府ノ監督上ノ命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

第三十二條 左ノ場合ニ於テハ重要物資管理營團ノ理事長、副理事長、理事又ハ監事ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ違反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

二 第二十條ノ規定ニ違反シ書類ヲ備置カザルトキ又ハ其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

第三十三條 第九條ノ規定ニ違反シ重要物資管理營團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用ヒタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

附 則

第三十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條 政府ハ設立委員ヲ命ジ重要物資管理營團ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第三十六條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受ケベシ

第三十七條 定款ニ付政府ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク出資ノ第一回ノ拂込ヲ稟請スベシ

第三十八條 出資ノ第一回ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク其ノ事務ヲ重要物資管理營團理事長ニ引繼グベシ

理事長前項事務ノ引繼ヲ受ケタルトキハ理事長、副理事長、理事及監事ノ全員ハ設立ノ登記ヲ爲スベシ

第三十九條 登録稅法中左ノ通改正ス

第十九條第七號中「産業設備營團、」ノ下ニ「重要物資管理營團、」ヲ「産業設備營團法、」ノ下ニ「重要物資管理營團法、」ヲ加フ

第四十條 印紙稅法中左ノ通改正ス

第五條第六號ノ五ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

六ノ六 重要物資管理營團ノ重要物資管理營團法第十

六條第一項第一號及第二號ノ業務ニ關スル證書帳簿

重要物資管理營團法ノ施行ニ關スル件

(昭和十七年四月四日
商工、厚生省令第一號)

重要物資管理營團法ノ施行ニ關スル件左ノ通定ム

重要物資管理營團法ノ施行ニ關スル件

第一條 重要物資管理營團法ノ重要物資ノ範圍左ノ如シ

- 一 鐵鋼及其ノ原材料並ニ鐵鋼製品
- 二 非鐵金屬及其ノ原材料並ニ非鐵金屬製品
- 三 纖維製品及其ノ原材料
- 四 化學製品及其ノ原材料
- 五 醫藥品、醫療機械器具其ノ他ノ衛生用物資
- 六 其ノ他商工大臣ノ指定シタル物資

第二條 重要物資管理營團重要物資管理營團法第十八條

第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ申請セントスル場合ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ商工大臣又ハ厚生大臣ニ提出スベシ

- 一 相手方タル物資ノ生産、輸出、輸入、販賣又ハ保管ヲ業トスル者ノ氏名名稱及住所
- 二 保管ヲ爲サシムル物資ノ名稱、數量及價格

經濟法 (重要物資管理營團法)

三 保管ヲ爲サシムル場所及期間

四 重要物資管理營團法第十八條第一項ノ規定ニ依リ保管ヲ爲サシムルコトヲ必要トスル事由

五 其ノ他必要ナル事項

第三條 重要物資管理營團重要物資管理營團法第十八條

第一項ノ規定ニ依リ重要物資ノ保管ヲ爲サシメントスル場合ハ前條第一號乃至第三號及第五號ニ掲グル事項ヲ記載シタル保管請求書ニ重要物資管理營團法第十八條第一項ノ認可アリタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ之ヲ物資ノ生産、輸出、輸入、販賣又ハ保管ヲ業トスル者ニ交付スルコトヲ要ス

第四條 重要物資管理營團法第十七條第三項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

重要物資管理營團登記令 (昭和十七年三月三日
勅令第百二十三號)

重要物資管理營團登記令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

重要物資管理營團登記令

第一條 重要物資管理營團ノ設立ノ登記ハ理事長ガ設立委員ヨリ設立ニ關スル事務ノ引繼ヲ受ケタル日ヨリ二週間以内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スコト

經濟法 (重要物資管理營團法)

五八

ヲ要ス
 設立ノ登記ニハ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス
 一 目的
 二 名稱
 三 事務所
 四 資本金額及拂込資本金額
 五 理事長、副理事長、理事及監事ノ氏名及住所
 六 副理事長又ハ理事ノ代表權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限
 七 公告ノ方法
 重要物資管理營團ハ設立ノ登記ヲ爲シタル後一週間以内ニ從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス
第二條 重要物資管理營團ノ成立後從タル事務所ヲ設ケタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間以内ニ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ前條第二項ニ掲グル事項ヲ登記シ他ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ同期間内ニ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルコトヲ要ス
 主タル事務所又ハ從タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄區域内ニ於テ新ニ從タル事務所ヲ設ケタル

トキハ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル
第三條 重要物資管理營團ガ主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ二週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス
 重要物資管理營團ガ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ三週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ四週間以内ニ第一條第二項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲スヲ以テ足ル
第四條 第一條第二項ニ掲グル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ變更ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス
第五條 重要物資管理營團法第十三條ノ代理人ヲ選任シタルトキハ二週間以内ニ之ヲ置キタル事務所ノ所在地ニ於テ代理人ノ氏名、住所及代理人ヲ置キタル事務所並ニ代理人ノ代理權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限ヲ登記スルコトヲ要ス登記シタル事項ノ變更ヲ代理人ノ代理權ノ消滅ニ付亦同ジ
第六條 登記スベキ事項ニシテ商工大臣ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起

算ス

第七條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス
第八條 重要物資管理營團ノ登記ニ付テハ其ノ事務所ノ所在地ノ區裁所ヲ以テ管轄登記所トス
 各登記所ニ重要物資管理營團登記簿ヲ備フ
第九條 設立ノ登記ヲ除クノ外本令ニ依ル登記ハ理事長ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス
第十條 設立ノ登記ノ申請書ニハ定款、出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面並ニ理事長、副理事長、理事及監事ノ資格ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス
第十一條 重要物資管理營團法第十三條ノ代理人ノ選任ノ登記ノ申請書ニハ代理人ノ選任ヲ證スル書面及代理人ノ代理權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス
第十二條 事務所ノ新設又ハ事務所ノ移轉其ノ他第一條第二項ニ掲グル事項ノ變更ノ登記ノ申請書ニハ事務所ノ新設又ハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス
第十三條 前條ノ規定ハ第五條ノ規定ニ依リ登記シタル事項ノ變更及重要物資管理營團法第十三條ノ代理人ノ

經濟法 (食糧管理法)

五九

代理權ノ消滅ノ登記ニ之ヲ準用ス
第十四條 非訟事件手續法第四百二十二條乃至第五百十一條ノ六及第五百四十四條乃至第五百五十七條ノ規定ハ本令ニ依ル登記ニ之ヲ準用ス
 附 則
 本令ハ重要物資管理營團法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
重要物資指定ノ件 (昭和十七年五月一日)
 (商工省告示第四百八十七號)
 重要物資管理營團法ノ施行ニ關スル件第一條第六號ノ規定ニ依リ物資左ノ通指定ス
 鐵產物及土木建築用資材ニシテ重要物資管理營團法ノ施行ニ關スル件第一條第一號乃至第五號ニ掲グルモノ以外ノモノ

食糧管理法

食糧管理法は國民食糧の確保及び國民經濟の安定を圖る爲に食糧を管理し、その需給、價格の調節、配給の統制を行ふことを目的とするものであつて、第七十九議會の協賛を経て二月二十日付公布されたのであるが、本法に謂ふ主要食糧とは米穀、大麥、稗麥、小麥等を言ふのである。

本法の内容左の通り

- 一、米麥の生産者又は小作料として米麥を受ける者は、その米麥を政府に賣渡さなければならぬ。而して政府はその買入れた米麥を食糧營團等に賣渡すのであつて、政府の買入、賣渡價格は生産費、家計費、物價其の他の經濟事情を參酌して定められる
- 二、政府は米麥以外の主要食糧を買入又は賣渡することが出来る外、主要食糧の輸移入を目的とする買入、輸移出を目的とする賣渡、主要食糧の貸付又は交付等を爲すことが出来る
- 三、政府は主要食糧の配給、加工、製造、讓渡、使用、消費、保管、移動に關して必要なる命令をなすことが出来る
- 四、政府は主要食糧の價格、加工賃、製造料金等に付て必要なる命令をなすことが出来る
- 五、米麥の輸移出、輸移入をなす場合は原則として政府の許可を受けねばならない
- 六、食糧營團は中央食糧營團と地方食糧營團とし、中央食糧營團は政府の定めた食糧配給計畫

- に基いて主要食糧の配給及び貯藏の爲めに必要なる事業を行ひ、地方食糧營團は地方長官の定めた食糧配給計畫に基いて地方的な主要食糧の配給及び貯藏の爲に必要な事業を行ふものである
- 七、中央食糧營團は主たる事務所を東京に置き、資本金一億圓、その内政府の出資額は五千萬圓である
- 八、農産物検査法、米穀統制法、米穀自治管理法、米穀配給統制法、糶共同貯藏助成法、政府所有米穀特別處理法、昭和九年法律第五十二號、昭和十二年法律第九十號はいづれも廢止する。

食糧管理法 (昭和十七年二月二十日)

(法律第四十號)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル食糧管理法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

食糧管理法

第一條 本法ハ國民食糧ノ確保及國民經濟ノ安定ヲ圖ル

爲食糧ヲ管理シ其ノ需給及價格ノ調整並ニ配給ノ統制ヲ行フコトヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ主要食糧トハ米穀、大麥、裸麥、小麥其ノ他勅令ヲ以テ定ムル食糧ヲ謂フ

第三條 米穀、大麥、裸麥又ハ小麥(以下米麥ト稱ス)ノ生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有シ小作料トシテ之ヲ受クル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米麥ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ政府ニ賣渡スベシ

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ價格ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ生産費及物價其ノ他ノ經濟事情ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第四條 政府ハ其ノ買入レタル米麥ヲ食糧營團又ハ政府ノ指定スル者ニ賣渡スモノトス

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ賣渡ノ價格ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ家計費及物價其ノ他ノ經濟事情ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第五條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ米麥以外ノ主要食糧ノ買入又ハ賣渡ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入又ハ賣渡ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定ム

第六條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ主要食糧ノ輸入若ハ移入ヲ目的トスル買入又ハ輸出若ハ移出ヲ目的ト

スル賣渡ヲ爲スコトヲ得
前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入又ハ賣渡ノ價格ハ政府之ヲ定ム

第七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ貸付又ハ交付ヲ爲スコトヲ得

政府ハ必要アリト認ムルトキハ主要食糧ノ貯藏、交換、加工又ハ製造ヲ爲スコトヲ得

第八條 第三條第一項ノ者ハ同項ノ規定ニ依リ其ノ者ガ政府ニ賣渡スベキ米麥ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ検査ヲ受クベシ但シ勅令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

政府ハ必要アリト認ムルトキハ前項ノ検査ノ外勅令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ニ付検査ヲ受クベキコトヲ命ズルコトヲ得

第九條 政府ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ配給、加工、製造、讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費、保管及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 政府ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主要食糧ノ價格、加工賃又ハ製造ノ料金ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十一條 米麥ノ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入ハ勅令

ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外政府ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケ米麥ヲ輸入又ハ移入シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ輸入又ハ移入シタル米麥ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ政府ニ賣渡スベシ

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ價格ハ政府之ヲ定ム政府ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ指定シ米麥以外ノ主要食糧ノ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第十二條 政府ハ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ指定シ主要食糧ノ輸入税ヲ増減又ハ免除スルコトヲ得

第十三條 主要食糧ノ生産費、生産高、現在高及移動ノ調査、家計費ノ調査其ノ他主要食糧ノ管理ヲ行フ爲必要ナル調査ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ調査ヲ行フ爲必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏若ハ吏員ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

第十四條 食糧營團ハ法人トシ政府之ヲ監督ス食糧營團ハ中央食糧營團及地方食糧營團トス

食糧ノ賣渡

三 政府ノ指定スル食糧ノ貯藏

四 政府ノ指定スル主要食糧ノ加工、製造及保管

五 前各號ノ事業ニ附帶スル事業

六 前各號ノ外中央食糧營團ノ目的達成上必要ナル事業

中央食糧營團前項第五號又ハ第六號ノ事業ヲ行ハントスルトキハ政府ノ認可ヲ受クベシ

第二十條 政府ハ中央食糧營團ニ對シ主要食糧ノ配給上必要ナル事業ヲ行フベキコトヲ命ジ其ノ他業務ニ關シ公益上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 中央食糧營團ハ政府ノ許可ヲ受ケ其ノ寄託ヲ受ケタル物ニ付倉荷證券ヲ發行スルコトヲ得
商業組合法第三條ノ六第二項第三項、第三條ノ七、第三條ノ八第一項第二項、本文及第三條ノ九ノ規定ハ前項ノ倉荷證券ニ付之ヲ準用ス但シ同法第三條ノ七、第三條ノ八第一項及第三條ノ九中商業組合倉庫證券トアルハ食糧營團倉庫證券トス

第二十二條 中央食糧營團ハ拂込資本金額ノ五倍ヲ限リ食糧營團債券ヲ發行スルコトヲ得

食糧營團ニ非ザル者ハ食糧營團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第十五條 中央食糧營團ハ政府ノ定ムル食糧配給計畫ニ基キ主要食糧ヲ配給スルト共ニ政府ノ指定スル食糧ヲ貯藏スル爲必要ナル事業ヲ行フコトヲ目的トス
中央食糧營團ハ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク
中央食糧營團ハ政府ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第十六條 中央食糧營團ノ資本金ハ一億圓トシ之ヲ二百萬口ニ分テ一口ノ出費金額ヲ五十圓トス但シ資本金ハ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得
政府ハ五千萬圓ヲ限リ中央食糧營團ニ出資スベシ
政府ノ引受ケタル出資ノ出資金拂込ハ其ノ他ノ出資ノ出資金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ得

第十七條 中央食糧營團ハ定款ヲ以テ出資者ノ資格ヲ制限スルコトヲ得

第十八條 中央食糧營團ニ總裁副總裁各一人、理事五人以上、監事三人以上及評議員若干人ヲ置キ政府之ヲ命ズ

第十九條 中央食糧營團ハ左ノ事業ヲ行フモノトス
一 主要食糧ノ買入
二 地方食糧營團又ハ政府ノ指定スル者ニ對スル主要

政府ハ食糧營團債券ノ元利支拂ヲ保證スルコトヲ得
第二十三條 中央食糧營團ハ販賣ノ目的ヲ以テ買入ルル者ニ主要食糧ヲ賣渡ストキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ主要食糧ノ販賣ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ得
政府ハ主要食糧ノ配給上特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ者ニ對シ同項ノ指示ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十四條 中央食糧營團ノ解散及清算ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五條 地方食糧營團ハ地方長官(樺太廳長官ヲ含ム以下同ジ)ノ定ムル食糧配給計畫ニ基キ地方的ニ主要食糧ヲ配給スルト共ニ地方長官ノ指定スル食糧ヲ貯藏スル爲必要ナル事業ヲ行フコトヲ目的トス
地方食糧營團ノ名稱、資本金及主タル事務所ノ所在地ハ政府之ヲ定ム

地方食糧營團ノ名稱ニハ其ノ主タル事務所ノ所在スル道府縣ノ名(樺太ニ在リテハ樺太)ヲ冠ス
政府ハ樺太ニ地方食糧營團ヲ設立セシムル場合ニ於テハ八百萬圓ヲ限リ之ニ出資スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル出資ハ樺太廳特別會計ノ歳出トシ之ニ因リ取得シタル出資證券ハ同會計ノ所屬物件トス

第十六條第三項ノ規定ハ第四項ノ規定ニ依ル出資ノ出資金拂込ニ之ヲ準用ス

第二十六條 中央食糧營團ハ政府ノ認可ヲ受ケ地方食糧營團ニ出資スルコトヲ得

第十六條第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル出資ノ出資金拂込ニ之ヲ準用ス

第二十七條 地方食糧營團ニ理事長一人、理事三人以上、監事二人以上及評議員若干人ヲ置キ地方長官之ヲ命ズ

第二十八條 地方食糧營團ハ左ノ事業ヲ行フモノトス

一 主要食糧ノ買入及賣渡

二 地方長官ノ指定スル食糧ノ貯藏

三 地方長官ノ指定スル主要食糧ノ加工及製造

四 前各號ノ事業ニ附帶スル事業

五 前各號ノ外地方長官ノ指定スル主要食糧ノ保管其ノ地方食糧營團ノ目的達成上必要ナル事業

地方食糧營團前項第四號又ハ第五號ノ事業ヲ行ハントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第二十九條 第十五條第三項、第十七條、第十九條第三項、第二十條、第二十一條、第二十三條及第二十四條ノ規定ハ地方食糧營團ニ付之ヲ準用ス

第三十條 農地開發法第八條、第十條乃至第十四條、第

十七條、第十九條、第二十條後段、第二十一條、第二十二條第二項第三項、第二十五條乃至第二十七條、第二十九條乃至第三十七條及第三十九條乃至第四十一條ノ規定ハ食糧營團ニ付之ヲ準用ス但シ同法第十二條第一項、第十三條第二項、第二十一條、第二十七條、第三十五條、第三十七條第二項、第三十九條、第四十條第一項及第四十一條中主務大臣トアルハ政府トシ同法第十九條第二項中副理事長ハトアルハ地方食糧營團ニ付テハ理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リトシ同法第四十條中農地開發營團監理官トアルハ食糧營團監理官トス

第三十一條 第九條又ハ第十條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條第一項又ハ第十一條第二項ノ規定ニ違反シタル者

二 第十一條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ同條第四項ノ規定ニ依ル禁止若ハ制限ニ違反シタル者

前項第二號ノ場合ニ於テ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入シタル主要食糧ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノハ之ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒

收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

第三十三條 前二條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第三十四條 第二十三條第二項(第二十九條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 不正ノ手段ニ依リ第八條ノ規定ニ依ル検査ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者

二 第八條第二項ノ規定ニ依ル検査ヲ受ケザル者

三 第十三條第二項ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

第三十六條 第十三條第二項ノ規定ニ依ル當該官吏又ハハ吏員ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十一條、第三十二條、第三十四條又ハ第三十五條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第三十八條 食糧營團ノ總裁、副總裁、理事長、理事、監事又ハ使用人其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求シ若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第三十九條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付シ又ハ之ヲ提供シ若ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第四十條 食糧營團若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ總裁、理事長、總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁又ハ理事長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル理事ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス副總裁又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

第四十一條 食糧營團ノ總裁、副總裁、理事長又ハ業務ヲ分掌スル理事第三十條ニ於テ準用スル農地開發法第

收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

第二十一條ノ規定ニ違反シ他ノ職務ニ從事シタルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第四十二條 第十四條第三項ノ規定ニ違反シ食糧管團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用ヒタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第四十三條 本法ノ一部ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ樺太ニ適用セザルコトヲ得
樺太ニ於テ本法ヲ適用スルニ付必要ナル事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

第四十四條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十五條 左ニ掲グル法律ハ之ヲ廢止ス

- 一 農産物検査法
 - 二 米穀統制法
 - 三 米穀自治管理法
 - 四 米穀配給統制法
 - 五 穀共同貯蔵助成法
 - 六 政府所有米穀特別處理法
 - 七 昭和九年法律第五十二條
 - 八 昭和十二年法律第九十號
- 前項ニ掲グル法律廢止前當該法律ノ罰則ヲ適用スベカ

リシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル
第一項ニ掲グル法律ノ廢止ニ關シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條 政府ハ設立委員ヲ命ジ中央食糧管團ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第四十七條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受クベシ

政府ハ前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ第十九條第一項ニ掲グル事業ト同業ノ事業ヲ行フ株式會社、商業組合、商業組合聯合會、工業組合又ハ工業組合聯合會ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノニ對シ其ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ヲ受ケタル法人ハ中央食糧管團成立ノ時解散スルモノトシ其ノ權利義務ハ中央食糧管團之ヲ承繼ス此ノ場合ニ於テハ他ノ法令中解散及清算ニ關スル規定ハ之ヲ其ノ法人ニ適用セズ

第四十八條 前條第一項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ政府ノ引受ケタル出資及勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ同條第二項ノ命令ニ係ル法人ノ株式又ハ出資ニ付投資者ヲ募集スベシ
政府ハ前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ食糧配給事業評價委員會ノ議ヲ經ベシ

食糧配給事業評價委員會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十九條 設立委員ハ出資者ノ募集ヲ終リタルトキハ出資申込書ヲ政府ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

設立委員ハ前項ノ検査ヲ受ケタル後遲滞ナク出資第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ
出資第一回ノ拂込完了シタルトキハ出資者ノ總會ヲ召集スベシ

前項ノ總會ノ終結シタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク其ノ事務ヲ中央食糧管團總裁ニ引渡スベシ

總裁前項ノ事務ノ引渡ヲ受ケタルトキハ總裁、副總裁理事及監事ノ全員ハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ

中央食糧管團ハ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第五十條 本法ニ規定スルモノノ外中央食糧管團ノ設立及第四十七條第二項ノ命令ニ係ル法人ノ解散ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十一條 前五條ノ規定ハ地方食糧管團ニ付之ヲ準用ス但シ第四十七條第二項中第十九條第一項トアルハ第二十八條第一項トス

第五十二條 第四十七條第三項ノ規定ニ依リ解散シタル商業組合又ハ商業組合聯合會ノ發行シタル倉荷證券ア

ルトキハ之ヲ當該商業組合又ハ商業組合聯合會ノ權利義務ヲ承繼シタル食糧管團ノ發行シタル倉荷證券ト看做ス

第五十三條 登録稅法中左ノ通改正ス

- 第五條ノ二 中央食糧管團ガ食糧管團債券ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムベシ
 - 一 食糧管團債券又ハ其ノ第二回以後ノ拂込
 - 一回 毎回拂込金額 千分ノ二
 - 二 登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止 金十圓

從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項各號ノ登記ヲ受クルトキハ每一件金二圓ノ登録稅ヲ納ムベシ

第十九條第七號中「農地開發管團、」ノ下ニ「食糧管團、」ヲ、「農地開發法、」ノ下ニ「食糧管理法、」ヲ加フ

第五十四條 印紙稅法第五條中第五號ノ二ヲ第五號ノ三第五號ノ三ヲ第五號ノ四トシ第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

五ノ二 食糧管團ノ發スル出資證券及食糧管團債券

第五十五條 産業組合中央金庫法第十五條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ
五 食糧管團其ノ他農林水産業ニ關スル事業ヲ營ム

法人ニ對シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ短期貸付ヲ爲スコト

第五十六條 商工組合中央金庫法第二十九條第一項第三號中「又ハ自動車運送事業組合聯合會」ヲ「自動車運送事業組合聯合會又ハ食糧管團」ニ改ム

第五十七條 第十四條第三項ノ規定施行ノ際現ニ食糧管團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ使用スル者ハ同項ノ規定施行後六月以内ニ其ノ名稱ヲ變更スルコトヲ要ス
第四十二條ノ規定ハ前項ノ期間内之ヲ同項ノ者ニ適用セズ

兵器等製造事業特別

助成法

多量にして而も精強なる兵器、艦船等の供給を圖る爲には、是等の生産力を極度に擴充増強して其の能力を發揚することが緊要であるが、兵器、艦船等の生産の爲には、巨大にして而も他に轉換し難い設備を必要とするばかりではなく、國の必要とする兵器、艦船等の數量品目は一に國防計畫に依つて決定せられるのである。而も戦時と平時

とに於いてはそこに著しい懸隔がある爲に、事業としての見透しは困難であり、企業者のみの創意に依つては到底解決し得ないものを包藏するのである。而してこれが爲に延いては刻下の急に即應すべき生産力の擴充増強にさへ、動もすれば澁滞を來す虞なしとしないのである。

そこで國防國家として必要な兵器等の生産力を増強確保する爲め、國家が戦時と平時とを問はず一貫した觀點に立つて、必要とする個々の事業に付き特別の助成を與へ、企業者をして安んじて其の創意を最高度に發揚せしむべく、茲に「兵器等製造事業特別助成法」の制定公布を見るに至つたのであるが、その内容を列擧すれば次の通りである。

一、政府は兵器等の製造事業者に對し、その製造設備を無償にて貸付けた上事業の經營を命じることが出来る

二、政府は兵器等の製造事業者に對し、一定期間内に政府に於て買上ぐべきことを條件として、必要設備の新設、擴張、改良等を命じることが

出来る

三、政府は兵器等の製造事業者に對し、その事業に屬する重要設備を指定して、一定期間内に償却すべきことを命じることが出来る

四、政府は兵器等の製造事業者に對し、その生産修理を命じることが出来る

五、政府は兵器等の製造事業者に對し、必要な設備、工具その他の保有及び原材料の取得又は保有を命じることが出来る

六、政府は兵器等の製造事業者に對し、業務及び財産の狀況に關し報告の提出を命じることが出来る

兵器等製造事業特別助成法

(昭和十七年二月十二日
法律 第八號)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル兵器等製造事業特別助成法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

兵器等製造事業特別助成法

第一條 本法ハ兵器等ノ生産力ノ確保ヲ圖ル爲其ノ製造事業ニ對シ特別ノ保護助成ヲ爲スヲ以テ目的トス

(經濟法) 兵器等製造事業特別助成法

第二條

本法ニ於テ兵器等ト稱スルハ兵器、艦船、此等ノ部品其ノ他軍事上特ニ必要ナル物資ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ謂ヒ兵器等製造事業者ト稱スルハ兵器等ノ生産及修理ノ事業ヲ營ム者ヲ謂フ

第三條

政府ハ兵器等ノ生産力ヲ確保スル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ兵器等製造事業者ニ對シ兵器等製造設備ヲ無償ニテ貸付シ當該設備ニ依ル事業ノ經營ヲ命ズルコトヲ得

第四條

政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ兵器等製造事業者ニ對シ前條ノ規定ニ依リテ當該事業者ニ貸付スベキ設備ノ建設ヲ命ズルコトヲ得此ノ場合ニ於テ設備ノ建設ニ要スル費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國庫ノ負擔トス

第五條

政府ハ兵器等ノ生産力ヲ確保スル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ兵器等製造事業者ニ對シ一定ノ期間内ニ政府ニ於テ買上グベキコトヲ條件トシテ必要ナル設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル設備ノ買上ヲ爲ス場合ニ於テ事業ノ經營上當該設備ト一體不可離ノ關係ヲ有スト認ムベキ他ノ重要ナル設備アルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ併セテ之ヲ買上ゲルコトヲ得

第六條

第三條ノ規定ニ依リ兵器等製造事業者ニ貸付シ

(經濟法) 兵器等製造事業特別助成法

タル政府所有ノ設備ニ付當該事業者ノ申請アルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ拂下グルコトヲ得

第七條

政府ハ兵器等ノ生産力ヲ確保スル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ兵器等製造事業者ニ對シ其ノ事業ニ屬スル重要ナル設備ヲ指定シ之ニ付一定ノ期間内ニ償却ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得前項ノ償却ニ於テハ所得税、法人税其ノ他ノ租税ノ課税標準ノ計算ニ關シ命令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得第一項ノ償却ニ係ル設備ニ依リ生産又ハ修理シタル兵器等ニ付政府ノ支拂フベキ代金ハ當該償却ヲ斟酌シテ之ヲ定ムルモノトス

第八條

第三條又ハ第五條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ係ル設備ハ兵器等製造事業者之ヲ政府ノ指定スル用途以外ノ用途ニ供スルコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條第一項又ハ前條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ係ル設備ニ付テハ兵器等製造事業者ハ政府ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ讓渡其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第九條

政府ハ兵器等ノ生産ノ技術又ハ設備ノ維持培養ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ兵器等製造事業者ニ對シ兵器等ノ生産又ハ修理ヲ命ズルコトヲ得

七〇

第十條 政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ兵器等製造事業者ニ對シ必要ナル設備、工具、ジグ、検査具若ハ圖面ノ保有ヲ命ジ、原料若ハ材料ノ取得及保有ヲ命ジ又ハ政府ニ屬スル此等ノ物ノ保管ヲ命ズルコトヲ得

政府ハ必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依リ保有ヲ命ジタル物ニ付之ガ更新ヲ命ズルコトヲ得前二項ノ規定ニ依ル命令ニ因リ生ジタル損失ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス前項ノ補償ニ伴フベキ命令ハ之ニ因リ要スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協賛ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十一條

本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル兵器等製造事業者ノ權利義務ハ事業ト共ニ其ノ承繼人ニ移轉ス

第十二條

政府ハ必要アリト認ムルトキハ兵器等製造事業者ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ命ズルコトヲ得政府ハ必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲ兵器等製造

事業者ノ事務所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ

臨檢シ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件

ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其身分ヲ示ス證據ヲ携帶セシムベシ

第十三條

政府ハ第三條、第五條第一項又ハ第七條第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル兵器等製造事業者(以下受命事業者ト稱ス)ニ對シ其ノ命令ニ係ル事業ノ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十四條

受命事業者タル法人ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノノ役員ノ選任及解任並ニ其ノ目的變更ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受タルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ受命事業者タル法人ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノノ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ政府ハ其ノ役員ヲ解任スルコトヲ得

第十五條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第八條第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シタル者

二 第十條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第十六條

第十三條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シ

經濟法 (兵器等製造事業特別助成法)

タル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十二條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

二 同條第二項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者

第十八條

兵器等製造事業者ハ其ノ代理人、戶主、家族同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第十五條、第十六條又ハ前條第一號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十九條

第十五條、第十六條及第十七條第一號ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

七一

六、財政、金融法

會計法戰時特例

政府に於ては昭和十二年勅令第五百八十四號に依り會計規則の特例を設けて、資金前渡、前金拂概算拂又は隨意契約を爲し得る範圍を廣め、次いで昭和十三年法律第十六號及び之に基く同年勅令第六十二號に依り、軍の需要充足の爲必要ある場合に於ては、當分の内前金拂又は概算拂を爲し得るの特例を設くる等の措置を講じて、今日迄實行してきたのである。然るに支那事變は漸次發展して、遂に大東亞戰爭となり、これに伴つて従來陸海軍に於て需要充足の爲必要あるときに限り認められてゐた前金拂又は概算拂を、陸海軍以外の官廳に於て國防上必要なる工事を爲す場合等にも認めることを適當とするのみならず、新たに前金拂又は概算拂の方法に代ふるに政府の手形保證を以てし、之に依つて金融の途を講ずると共に

陸軍又は海軍の出納官吏の責任解除に關する特例を設け、更に陸軍の見習士官又は海軍の候補生に對し出納官吏と同様の資格を與へ得ることとし、以て戰時下の實情に即するやう措置する爲に第七十九議會の協賛を経て公布されたのが、この會計法戰時特例である。

會計法戰時特例

（昭和十七年二月十七日）
（法律第十號）

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル會計法戰時特例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

會計法戰時特例

第一條 國務大臣ハ戰時（戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ際シ軍ノ需要充足其ノ他必要アル場合ニ限り勅令ノ定ムル所ニ依リ會計法第二十一條但書ノ規定ニ拘ラズ前金拂若ハ概算拂ヲ爲シ又ハ手形ノ保證ヲ爲スコトヲ得

第二條

陸軍又ハ海軍ノ出納官吏戰時ニ際シ戰地（戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ニ於ケル事變地ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ於テ又ハ戰地往返中其ノ保管ニ係ル現金又ハ物品ヲ亡失毀損シタル場合ニ於テ國務大臣當該官吏ガ其ノ保管ニ付善良ナル管理者ノ注意ヲ怠ラザリシモノ

ト認定シタルトキハ其ノ旨會計検査院ニ通知スベシ前項ノ通知アリタルトキハ會計法第三十六條ノ證明アリタルモノト看做ス

第三條

國務大臣ハ戰時ニ際シ特ニ必要アル場合ニ於テハ陸軍ノ見習士官又ハ海軍ノ候補生ヲシテ現金又ハ物品ノ出納保管ヲ掌ラシムルコトヲ得
出納官吏ニ關スル規定ハ前項ノ陸軍ノ見習士官又ハ海軍ノ候補生ニ付之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
昭和十三年法律第十六號ハ之ヲ廢止ス

會計規則等戰時特例

（昭和十七年四月二十四日）
（勅令第四百五十一號）

朕會計規則等戰時特例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

會計規則等戰時特例

第一條 陸軍大臣又ハ海軍大臣戰時（戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ際シ必要アルトキハ支出濟ト爲リタル歳出ノ返納金又ハ恩給法第五十九條ノ規定ニ依リ國庫ニ納付スベキ金額ヲ歳入ニ組入ルル場合ニ於テ當該支出官以外ノ支出官ヲシテ之ガ歳入徵收官トシテ徵收ノ手續ヲ爲サシムルコトヲ得

第二條 陸軍大臣又ハ海軍大臣戰時ニ際シ必要アルトキ

財政、金融法（會計法戰時特例）

ハ會計法第十七條ノ規定ニ依リ陸軍又ハ海軍ノ官衙ニ於ケル經費ニ付主任ノ官吏ヲシテ現金支拂ヲ爲サシムル爲其ノ資金ヲ當該官吏ニ前渡スルコトヲ得
會計規則第五十八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ資金ヲ前渡スル場合ニ之ヲ準用ス

第三條

陸軍大臣又ハ海軍大臣戰時ニ際シ必要アルトキハ會計法第二十一條ノ規定ニ依リ陸軍省又ハ海軍省所管ノ左ニ掲グル經費ニ付前金拂ヲ爲スコトヲ得

- 一 外國ニ於テ支拂フ通信料
 - 二 勞力ノ供給ヲ請負フ者ニ支拂フベキ經費
 - 三 試験、研究又ハ調査ノ受託者ニ對シ支拂フベキ經費
 - 四 工業所有權ノ代價
 - 五 漁業權ニ對スル補償金
 - 六 物件又ハ工業所有權ノ借料
 - 七 備船料
 - 八 特別ノ任務ヲ以テ行動スル者ニ支給スル俸給其ノ他ノ給與
- 第四條** 陸軍大臣又ハ海軍大臣戰時ニ際シ必要アルトキハ會計法第二十一條ノ規定ニ依リ陸軍省又ハ海軍省所管ノ左ニ掲グル經費ニ付概算拂ヲ爲スコトヲ得
- 一 前條第一號乃至第五號ニ掲グルモノ

二 軍艦、兵器及彈藥ノ代價
 三 物件又ハ工業所有權ノ借料及借入物件ノ滅失又ハ之ニ準ズベキ毀損ニ因リテ生ジタル損害ニ對スル賠償金
 四 運賃及備船料

第五條 會計法戰時特例第一條ノ規定ニ依リ陸軍省又ハ海軍省所管ノ經費ニ付前金拂又ハ概算拂ヲ爲スコトヲ得ルハ左ニ掲グルモノノ代價トス

- 一 軍艦、兵器及彈藥ノ材料及原料
- 二 軍艦以外ノ船舶並ニ其ノ材料及原料
- 三 鐵道用車輛、軌條及枕木並ニ其ノ材料及原料
- 四 作業用器具機械並ニ其ノ材料及原料
- 五 被服並ニ其ノ材料及原料
- 六 糧秣並ニ其ノ材料及原料
- 七 衛生材料及獸醫材料並ニ其ノ材料及原料
- 八 廳中用以外ノ燃料及潤滑油
- 九 陣中用品並ニ其ノ材料及原料
- 十 艦營需品、港用品及衣糧器具
- 十一 土木建築其ノ他ノ工事並ニ其ノ材料及原料
- 十二 土地、建物及工作物

第六條 會計法戰時特例第一條ノ規定ニ依リ陸軍省及海軍省以外ノ各省所管ノ經費ニ付前金拂又ハ概算拂ヲ爲

スコトヲ得ルハ左ニ掲グルモノノ代價トス但シ所管大臣豫メ大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス

- 一 戰鬪行為ニ因ル災害ヲ應急復舊スル爲ニ必要ナル物件及土木建築其ノ他ノ工事並ニ其ノ材料
- 二 軍事ト密接ナル關係アル土木建築其ノ他ノ工事及其ノ材料
- 三 重要資源開發ノ爲必要ナル土木建築其ノ他ノ工事及其ノ材料
- 四 軍事ト密接ナル關係アル事業ノ用ニ供スル爲必要ナル物品及其ノ材料

第七條 陸軍大臣又ハ海軍大臣會計法戰時特例第一條ノ規定ニ依リ手形ノ保證ヲ爲スコトヲ得ルハ第四條第二號若ハ第五條第一號乃至第十一號ニ掲グル物件ノ買入製造、修理若ハ加工、第五條第十一號ノ工事又ハ運送ニ付爲シタル契約ノ相手方當該契約ノ履行ニ要スル資金ヲ調達スル爲振出シタル自己宛ノ爲替手形ニシテ引受濟ノモノナルコトヲ要ス但シ政府方其ノ満期ノ日ニ於テ手形金額ニ相當スル金額ヲ當該契約ノ代價ノ全部又ハ一部トシテ支拂フコトヲ得ベキ場合ニ限ル

第八條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ前條ニ規定スル契約ノ代價ノ支拂ヲ爲スベキ支出官又ハ出納官吏ヲシテ手形ノ保證ヲ爲サシムベシ

第九條

支出官又ハ出納官吏ハ保證ニ因ル手形上ノ債務ノ存續中ニ於テハ當該契約ノ代價ヨリ當該手形ノ金額ヲ控除シタル殘額ヲ超エテ當該契約ノ代價ノ支拂ヲ爲スコトヲ得ズ但シ其ノ支拂金ガ當該手形ノ支拂ニ充テラルル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十條

陸軍大臣又ハ海軍大臣戰時ニ際シ必要アルトキハ會計法第十九條ノ規定ニ依リ戰地（戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ニ於ケル事變ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ在ル出納官吏ヲシテ作戦行動上ノ必要ニ基キ緊急已ムヲ得ザル經費ノ支拂ヲ爲サシムル爲其ノ保管ニ係ル歳入金又ハ歳入歳出外現金ヲ繰替使用セシムルコトヲ得

第十一條

陸軍大臣又ハ海軍大臣戰時ニ際シ必要アルトキハ支出官ノ爲リタル歳出ノ返納金ヲ其ノ支拂ヒタル經費ノ定額ニ戻入ルル場合ニ於テ他ノ支出官ヲシテ當該支出官ノ事務ヲ代理セシムルコトヲ得

第十二條

陸軍大臣又ハ海軍大臣戰時ニ際シ必要アルトキハ五萬圓（戰地ニ在リテハ十萬圓）ヲ超エザル指名競争契約又ハ隨意契約ヲ爲ス場合ニ限り會計規則第八十七條ノ規定ニ拘ラズ請書其ノ他必要ナル書類ヲ徴シ同令第八十五條ニ規定スル契約書ノ作成ヲ省略スルコト

第十三條

陸軍大臣又ハ海軍大臣戰時ニ際シ必要アルトキハ一萬圓ヲ超エザル工事、製造其ノ他ノ請負契約又ハ物件ノ買入ニ付テハ會計規則第九十二條第一項又ハ第九十四條ニ規定スル調書ノ作成ヲ省略スルコトヲ得

第十四條

各省大臣戰時ニ際シ必要アルトキハ他ノ法令ニ定ムルモノノ外左ニ掲グル場合ニ於テハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

- 一 陸軍ノ官衙、軍隊、學校及病院並ニ海軍ノ官衙、部隊、學校病院及艦船ニ於テ必要ナル物件ノ買入ヲ爲シ又ハ製造修理若ハ加工ヲ爲サシムルトキ
- 二 土木建築其ノ他ノ工事ヲ請負ハシムルトキ
- 三 法令ニ依リ現ニ配給ノ統制ヲ爲シ居ル物品ノ買入又ハ賣拂ヲ爲ストキ
- 四 價格等統制令第七條ノ規定ニ依ル價格ノ額ノ指定アル物品ノ買入若ハ賣拂ヲ爲シ、同條ノ規定ニ依ル貸貸料ノ額ノ指定アル物品ノ貸付若ハ借入ヲ爲シ、又ハ同條ノ規定ニ依ル加工賃ノ額ノ指定アル物品ノ加工ニ付契約ヲ爲ストキ
- 五 政府ノ需要スル物品ノ製造、修理、加工又ハ納入ニ使用セシムル爲之ニ必要ナル物品ノ賣拂ヲ爲ストキ

前項第二號ノ場合ニ於テハ所管大臣豫メ大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス
前項ノ協議ヲ遂ゲタルトキハ大藏大臣直ニ之ヲ會計検査院ニ通知スベシ

第十五條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ戰時ニ際シ作戰上已ムヲ得ザル場合ニ限り戰地ニ在ル出納官吏ノ帳簿金櫃ノ定時ノ検査ハ會計規則第三百三十六條第一項ノ規定ニ拘ラズ三月三十一日以外ノ日ニ於テ之ヲ爲サシムルコトヲ得

第十六條 戰時ニ際シ出納官吏交替シタル場合ニ於テ會計規則第四百五條ノ規定ニ依リ難キトキハ後任出納官吏ハ前任出納官吏ノ執行シタル出納ノ計算ヲ自己ノ執行シタル出納ノ計算ニ併セ出納計算書ヲ調製シ同令第四百四條乃至第四百三條ノ手續ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テハ出納計算書ニ各出納官吏ノ在職期間ヲ記載スベシ

前項ノ規定ニ依リ調製シタル出納計算書ノ内前任出納官吏ノ執行シタル出納ノ計算ニ相當スル部分ハ前任出納官吏ノ自ラ調製シタルモノト看做シ會計検査院ニ於テ検査判決ヲ爲スベシ

第十七條 戰時ニ際シ物品會計官吏交替シタル場合ニ於テ物品會計規則第十五條第二項本文ノ規定ニ依リ難キ

リテハ現地ニ於ケル市價ヲ參酌シ、物品ヲ取得スル爲之ト交換スル物品ニ在リテハ原價ニ附屬諸費及損減歩合ヲ加ヘ現地ニ於ケル市價ヲ參酌シテ之ヲ定ムベシ

附 則

本令ハ昭和十七年四月二十八日ヨリ之ヲ施行ス
左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス

昭和十二年勅令第五百八十四號

昭和十三年勅令第六十二號

會計法戰時特例施行期日ノ件

（昭和十七年四月二十四日）
勅令第四百五十號

朕會計法戰時特例施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
會計法戰時特例ハ昭和十七年四月二十八日ヨリ之ヲ施行ス

敵産管理法

わが國は昨十六年七月の資産凍結以來、外國爲替管理法に基く外國人關係取引取締規則を實施シ米、英等の諸國とこれら諸國人の本邦内財産及び

財政、金融法（敵産管理法）

トキハ後任官吏ハ前任官吏ノ執行シタル出納ノ計算ヲ自己ノ執行シタル出納ノ計算ニ併セ物品出納計算書ヲ調製シ同條第一項ノ手續ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テハ物品出納計算書ニ各官吏ノ在職期間ヲ記載スベシ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第十八條 陸軍大臣又ハ海軍大臣戰時ニ際シ必要アルトキハ其ノ指定スル帳簿ヲ以テ會計規則及各特別會計規則ニ規定スル帳簿ニ代フルコトヲ得

陸軍大臣又ハ海軍大臣前項ノ規定ニ依リ帳簿ヲ指定セントスルトキハ豫メ大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス
第十九條 陸軍大臣又ハ海軍大臣戰時ニ際シ必要アルトキハ其ノ管理ニ屬スル國有ノ不動産、動産又ハ工業所有權ニシテ軍需品ノ製造、修理又ハ加工ニ必要ナルモノヲ當該事業主ニ對シ無償ニテ使用セシムルコトヲ得

第二十條 陸軍大臣又ハ海軍大臣戰時ニ際シ戰地ニ於テ軍事上必要ナル物品ヲ買入ノ方法ニ依リ取得スルコト困難ナル場合ニ於テハ交換ノ方法ニ依ルコトヲ得
第二十一條 前條ノ規定ニ依リ交換ヲ爲サントスル場合ニ於テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ指定スル交換價格ニ依ルベシ但シ陸軍大臣又ハ海軍大臣必要アリト認ムルトキハ他ノ官吏ニ交換價格ノ指定ヲ委任スルコトヲ得

前項ノ交換價格ハ交換ニ依リ取得セントスル物品ニ在

本邦内に於けるこれら諸國人の經濟活動に對し、相當嚴重な取締を行つてきたのであるが、昨年十二月八日、米英に對し宣戰の大詔が渙發せられ、兩國と敵對關係に立つに至つたので、取敢へずこれらの諸國人に對し、外國人關係取引取締規則に依つて與へられてゐた一般許可を失效させ、要許可制に改むると共に、米英人關係の外國爲替管理に關する規則と外國人關係取引取締規則に依つて與へられてゐた許可は、いづれも將來に向つてその效力を失はしめることとしたのである。又宣戰布告と同時に、米英系の外國爲替銀行と主要商社に對しては、一齊に検査官を派遣し、その資産を調査して、現地監督に當らせ、これら米英人の日常生活に必要な行爲にして、その金額が僅少且緊急を要するものに限り、右の監督官吏に許可事務の處理を委任することにした。

然し乍らこれら各種の應急措置は、總て現行法規に基く取締の強化であつて、いづれも消極的な取締の範圍を出でず、開戰後の事態に對處する措置としては、不十分な點が少くないのである。即

ち、敵國側の財産について、必要に應じ政府で管理人を選任して管理させるほか、賣却命令等の方法に依つて、積極的に統制活用する必要があり、而して之を實施する爲には、從來の外國爲替管理法だけでは徹底を期することが出来ないもので、新たに敵産管理に關する單行法律を制定するの必要を生じ、茲に第七十八臨時議會に於ける本法案の提出となつた次第であつて、その目的とするところは

- 一、將來平和の際を考慮し、敵産を明確ならしめ、賠償などに支障なからしめること
- 二、同法運用は先方の出方如何によつて變更するが、私有權は尊重し、沒收などは行はないこと
- 三、從來の凍結令と相違し、本邦内にある敵産は現下の時局に鑑み、出來得る限りわが國防力の充實に利用すること
- 四、敵産に對しては、大國民の襟度により不當なる措置を禁じ、また債務の不履行をなさざるやうにすること

などであつて、外國人關係取引取締規則による禁止または制限の措置から一步を進め、あらゆることを命じ得ることとしたものである。

敵産管理法 (昭和十六年十二月二十二日法律第九十九號)

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル敵産管理法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

敵産管理法

- 第一條 政府ハ必要アルトキハ敵産ニ關シ管理人ヲ選任シ之ヲ管理セシムルコトヲ得
- 本法ニ於テ敵産トハ敵國、敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ニ屬シ又ハ其ノ者ノ保管スル財産(事業若ハ營業又ハ之ニ對スル出資ヲ含ム)ヲ謂フ
- 第二條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ敵産ニ關シ政府ノ指定スル者ニ對スル賣却其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得
- 第三條 敵國、敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ニ對シ債務ヲ負擔スル者ハ政府ノ指定スル者ニ對シ前條ノ規定ニ基キテ發スル命令又ハ當該命令ニ依ル政府ノ命ニ依リ債權ノ目的物タル金錢又ハ物ノ支拂又ハ引渡ヲ爲シタルトキハ其ノ債務ヲ免ル

第四條

敵國、敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ハ其ノ者ニ屬シ又ハ其ノ者ノ保管スル財産(事業若ハ營業又ハ之ニ對スル出資ヲ含ム)ガ第一條第一項ノ管理ニ付セラレタルトキハ其ノ財産(事業若ハ營業又ハ之ニ對スル出資ヲ含ム)ニ關シ處分其ノ他ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ニ規定スルモノノ外第一條第一項ノ管理及管理人ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條

敵國、敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ外國ニ於テ爲ス行爲ニシテ左ニ掲グルモノノ取得又ハ處分ヲ目的トスルモノハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

- 一 本邦内ニ在ル動産又ハ不動産
- 二 本邦内ニ在ル事業若ハ營業又ハ之ニ對スル出資
- 三 本邦證券
- 四 本邦又ハ本邦内ニ在ル者ニ對スル債權

第六條

第一條第一項ノ規定ニ依リ管理セシムル敵産ニシテ登記又ハ登録ノ規定アルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ管理ニ關スル登記又ハ登録ヲ爲スコトヲ要ス

第七條

第一條第一項ノ管理ニ要スル費用ハ本人ニ屬スル敵産ヲ以テ之ヲ支辨スルコトヲ得

第八條

第一條第一項ノ管理ヲ免レ又ハ之ヲ妨グル目的ヲ以テ敵産ヲ取得、處分、隱匿、毀棄又ハ損壞シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス但シ當該敵産ノ價額ノ三倍ガ一萬圓ヲ超ユルトキハ罰金ハ當該價額ノ三倍以下トス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第九條

第二條ノ規定ニ基キテ發スル命令又ハ當該命令ニ依ル政府ノ命ニ從ハザル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條

法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前二條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前二條ノ罰金刑ヲ科ス

第十一條

本法ノ施行ニ關スル重要事項ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲敵産管理委員會ヲ置ク

附則

敵産管理委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年十二月八日以後本法施行前敵國、敵國人其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ外國ニ於テ爲シタル行爲ニシテ

第五條ニ掲グルモノノ取得又ハ處分ヲ目的トスルモノハ行爲ノ時ニ遡リテ之ヲ無効トス

敵産管理法施行令 (昭和十六年十二月二十二日)

朕敵産管理法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

敵産管理法施行令

第一條 敵産管理法及本令ニ規定スル敵國ハ大藏大臣之ヲ告示ス

第二條 敵産管理法及本令ニ於テ敵國人トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

一 敵國ノ國籍ヲ有スル個人(日本ノ國籍ヲ有スル個人ヲ除ク)

二 敵國ノ公共團體及之ニ準ズルモノ

三 敵國內ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人

四 敵國ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ前號ニ該當セザルモノ

第三條 敵産管理法第一條第二項、第三條、第四條第一項、第五條又ハ附則第二項ノ規定ニ依リ定ムル者ハ左ニ掲グル者(第一號乃至第三號ニ掲グル者ニシテ大藏大臣ノ指定スルモノヲ除ク)トス

一 敵國內ニ居住スル個人

二 法人ノ敵國內ニ在ル支店其ノ他ノ營業所

三 敵國人以外ノ法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ

議決權ノ過半數ガ敵國、敵國人又ハ敵國內ニ居住スル個人ニ屬スルモノ

四 大藏大臣ノ指定スルモノ

大藏大臣前項ノ規定ニ依リ指定シタルトキハ之ヲ告示ス

第四條 敵産管理法第一條第一項ノ管理人(以下敵産管理人ト稱ス)ハ大藏大臣之ヲ選任ス

大藏大臣ハ必要アルトキハ敵産管理人ヲ解任スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ敵産管理人ヲ選任シタルトキハ大藏大臣之ヲ告示ス前項ノ規定ニ依リ解任シタルトキ亦同ジ

第五條 敵産(敵産管理法ニ規定スル敵産ヲ謂フ以下同ジ)ニシテ敵産管理人ノ管理スルモノノ處分其ノ他ノ

行爲(法人ノ事業又ハ營業ノ管理ニ在リテハ法人ノ意思決定、業務執行及代表ヲ含ム)ヲ爲ス權限ハ敵産管理人ニ專屬ス

敵産管理人ノ管理スル敵産ニ關スル訴ニ付テハ敵産管理人ヲ以テ原告又ハ被告トス

第六條 敵産管理人ハ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ其ノ職務ヲ行フコトヲ要ス

敵産管理人ガ前項ノ注意ヲ怠リタルトキハ其ノ敵産管

理人ハ利害關係人ニ對シ損害賠償ノ責任ニ任ズ

第七條 敵産管理人ハ其ノ管理スル敵産中登記又ハ登録アルモノニ付テハ管理ノ開始後遲滞ナク當該敵産管理人ノ管理スル旨ノ登記又ハ登録ヲ申請スベシ

前項ノ規定ハ法人ノ事業又ハ營業ガ敵産管理人ノ管理ニ付セラレタルトキ當該法人ニ付テハ準用ス

第八條 敵産管理人ハ前條ノ規定ニ依リ登記又ハ登録ニ變更ヲ生ジタルトキハ遲滞ナク變更ノ登記又ハ登録ヲ申請スベシ

敵産管理人ハ管理終了シタルトキハ遲滞ナク前條ノ規定ニ依リ登記又ハ登録ノ抹消ノ登記又ハ登録ヲ申請スベシ

第九條 前二條ノ規定ニ依リ登記又ハ登録スベキ事項ハ登記又ハ登録ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

敵産管理人ニ依ル債權ノ管理ハ之ヲ債務者ニ通知スルニ非ザレバ之ヲ以テ債務者其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十條 大藏大臣ハ必要アルトキハ敵産ニ關シ大藏大臣ノ指定スル者ニ對スル賣却其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十一條 敵産管理法第五條ノ認可ヲ受ケントスル者ハ

財政、金融法 (敵産管理法)

命令ノ定ムル所ニ依リ認可申請書ヲ大藏大臣ニ提出スベシ

第十二條 敵産管理法第七條ノ規定ニ依リ支辨スベキ敵産管理人ノ報酬ハ大藏大臣之ヲ定ム

第十三條 本令中大藏大臣トアルハ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

敵産管理法施行規則 (昭和十六年十二月二十三日)

大藏省令第七十六號

敵産管理法施行規則

第一條 敵産管理法第一條第一項ノ規定ニ依ル敵産ノ管理ハ當該敵産ニ付敵産管理人ノ選任アリタル日ヨリ開始ス

第二條 敵産管理人ノ管理ニ付セラレタル敵産ヲ占有スル者ハ當該敵産管理人ノ請求アリタルトキハ直ニ之ヲ當該敵産管理人ニ引渡スベシ但シ當該敵産ニ付債權又ハ留置權ヲ有スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 敵國、敵國人又ハ敵産管理法施行令第三條第一項各號ニ掲グル者ニ屬シ又ハ其ノ者ノ保管スル財產ガ

敵産管理人ノ管理ニ付セラレタルトキハ當該敵國、敵國人又ハ敵産管理法施行令第三條第一項各號ニ掲グル者ニ對シ債權又ハ債務ヲ有シ其ノ他財産上ノ利害關係ヲ有スル者ハ管理開始ノ日以後二週間以内ニ之ヲ當該敵産管理人ニ通知スベシ

第四條 敵産管理人ハ管理開始後遲滞ナク其ノ管理スル敵産ノ財産目録ヲ本令附屬報告書式第一號ニ依リ作成シ大藏大臣ニ提出スベシ

敵産管理人ハ曆年ニ依ル四半期毎ニ其ノ管理スル敵産ニ付各期間ニ於ケル増減ノ内容及管理ノ狀況竝ニ各期末ニ於ケル現在高ヲ本令附屬報告書式第二號ニ依リ大藏大臣ニ報告スベシ

第五條 敵産管理人ハ帳簿ヲ備付ケ其ノ管理ニ付セラレタル敵産ノ管理ニ付必要ナル事項ヲ記載スベシ

第六條 敵産管理法施行令第十條ノ規定ニ依リ大藏大臣ノ指定スル者ニ賣却スベキコトヲ命ジタル場合ノ賣却價額ハ大藏大臣之ヲ定ム

第七條 敵産管理法第五條ノ規定ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書正副三通ヲ作成シ最寄ノ地ニ駐在スル日本ノ大使、公使若ハ領事又ハ最寄日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ住所、職業、國籍及氏名又ハ商號
- 二 取得又ハ處分ノ相手方ノ住所、職業、國籍及氏名又ハ商號
- 三 取得又ハ處分スル財産ノ種類、數量、價額及所在地
- 四 取得又ハ處分ノ目的其ノ他之ヲ必要トスル事由
- 五 取得又ハ處分ノ原因及方法
- 六 對價タル通貨其ノ他ノ財産ノ種類、數量、價額及所在地竝ニ其ノ支拂又ハ受領ノ時期其ノ他ノ條件
- 七 取得又ハ處分スル財産ノ受渡地
- 八 取得又ハ處分ノ時期
- 九 其ノ他參考トナルベキ事項

敵産管理法ニ基ク敵國指定ノ件

(昭和十六年十二月二十四日)
大藏省告示第五百八十五號

敵産管理法施行令第一條ノ規定ニ依リ敵産管理法及敵産

管理法施行令ノ敵國ハ左ニ掲グルモノトス
米國(「フィリッピン」羣那及領地全體ヲ含ム)
英國(印度及海外領土ヲ含ム)

(昭和十七年一月十六日)
大藏省告示第十二號

敵産管理法施行令第一條ノ規定ニ依リ左ニ掲グルモノハ敵産管理法施行令ノ敵國トス
和蘭國及蘭領印度

敵産管理法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件

(昭和十六年十二月二十二日)
勅令第千七百七十八號

朕敵産管理法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
敵産管理法ハ第十一條ノ規定ヲ除クノ外之ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行ス

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

南洋群島ニ於ケル敵産管理ノ件

(昭和十六年十二月二十二日)
勅令第千八百八十號

朕南洋群島ニ於ケル敵産ノ管理ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ

財政、金融法 (日本銀行法)

之ヲ公布セシム
南洋群島ニ於ケル敵産ノ管理ニ關シテハ敵産管理法(第十一條ノ規定ヲ除ク)及敵産管理法施行令ニ依ル但シ敵産管理法中本法トアルハ本令トシ敵産管理法施行令中大藏大臣トアルハ南洋廳長官トス

關東州敵産管理令 (昭和十六年十二月二十七日)
勅令第千二百五十一號

朕關東州敵産管理令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

關東州敵産管理令

關東州ニ於ケル敵産ノ管理ニ關シテハ敵産管理法第十一條ノ規定ヲ除クノ外同法ニ依ル但シ同法中政府トアルハ滿洲國駐劄特命全權大使トシ本法トアルハ本令トス

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

日本銀行法

日本銀行制度の改革は長年の懸案であつたが、大東亞戰爭の勃發により益々急務となつた金融新

體制の確立は日銀制度の改革が中心をなすので、大藏省では愈々日銀制度を根本的且つ全面的に改革すべく、改正日本銀行法案を第七十九議會に提出しその協賛を経て二月二十三日附該法律を公布した。即ち従來の日本銀行條例を廢止してこれに代るべき日本銀行法を制定し、これに依つて日本銀行は國家機關として全く新たな姿となつて登場した譯であるが、改革の要點は左の三點にある。

- 一、現在の株式組織を完全に否定し、特殊法人として明確に國家機關となる
- 二、國內商業金融に限られた現在の業務範圍を擴張して、産業、金融、國際金融取引を行ふことを得さしめ、且つ金融調節機能を積極化する
- 三、金本位制度を完全に脱却し、管理通貨制度を基礎とする發券制度を恒久化する

而して今回の改革により、従來の同行株主は引續き日本銀行の出資者となつたが、株主に對して充分な補償金を交付することになつてゐる。

本法の内容左の通り

- 一、日本銀行は國家經濟總力の適切なる發揮を圖

る爲、國家の政策に即し、通貨の調節、金融の調査及び信用制度の保成を目的とすること

- 二、日本銀行は特別法に依る特殊法人とし、専ら國家目的の達成を使命として運営せらるべきものであること
- 三、資本金は一億圓とし政府は内五千五百萬圓を出資するものとする
- 四、日本銀行に總裁一人、副總裁一人、理事三人以上、監事二人以上を置き、政府之を任命すること、理事に付ては總裁の推薦に依ること、政府は一定の事由ある場合に於て役員を解任することを得ること
- 五、日本銀行の職員は之を公務員と看做すこと
- 六、日本銀行の業務の範圍を擴充し、國內商業金融の調整を中心とする従來の制度に加へ左の業務をも行ふ制度とすること

- (一) 産業金融の調整疏通に任せしむること
- (二) 金融調節の爲の市場操作を積極的に行はしむること
- (三) 外國爲替の賣買其他國際金融取引上必要

なる業務を行はしむること

- (四) 信用制度の保持育成に當らしむること
- 七、銀行券の金兌換制度を廢止し、管理通貨制度を基礎とする發券制度を設けること
- 八、政府以外の出資者に對しては、剩餘金中より年五分を超えず且年四分を下らざる剩餘金の配當を爲すべきこと
- 九、政府は政府以外の出資者に對し、年四分の剩餘金の配當を保證すること
- 十、政府の出資に對しては剩餘金の配當を爲さざること
- 十一、剩餘金中より積立金及び配當金を引去りたる殘額は國庫に納付すべきこと
- 十二、將來日本銀行解散する場合に於て拂込資本金額を超ゆる殘餘財産は之を國庫に歸屬せしむること
- 十三、日本銀行條令に依る日本銀行(舊日本銀行)は本法に依る日本銀行(新日本銀行)と爲るものとし、大藏大臣は日本銀行改組委員を任命して之が所要の手續を行はしむること

舊日本銀行の權利義務其他の法律關係は新日本銀行に於て一切之を承繼するものとする

- 十四、舊日本銀行株主はその儘新日本銀行の出資者となるものとし、新日本銀行は右出資者に對し國債又は現金を以て補償金を交付すべきこと
- 右補償金算出の基準は適當なる期間中に於ける舊日本銀行株式の時價及び新日本銀行成立の際における新日本銀行出資の時價を參酌し、日本銀行株式補償審査委員會の議を経て大藏大臣之を定むること
- 右補償金には所得税を課せざること

- 十五、本法の制定に伴ひ貨幣法、朝鮮銀行法、臺灣銀行法等に關する所要の規定を設けること
- 十六、日本銀行條例、兌換銀行券條例、日本銀行納付金法、昭和十六年法律第十四號及び金準備評價法は之を廢止すること

日本銀行法（昭和十七年二月二十三日）

法律第六十七號

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル日本銀行法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

日本銀行法

第一章 總 則

第一條 日本銀行ハ國家經濟總力ノ適切ナル發揮ヲ圖ル爲國家ノ政策ニ即シ通貨ノ調節、金融ノ調整及信用制度ノ保持育成ニ任ズルヲ以テ目的トス

第二條 日本銀行ハ專ラ國家目的ノ達成ヲ使命トシテ運營セラルベシ

第三條 日本銀行ハ法令ノ定ムル所ニ依リ通貨及金融ニ關スル國ノ事務ヲ取扱フモノトス

第四條 日本銀行ハ本店ヲ東京市ニ置ク

第五條 日本銀行ノ資本金ハ一億圓トシ之ヲ百萬口ニ分チ一口ノ出資金額ヲ百圓トス

第六條 外國人、外國法人又ハ勅令ヲ以テ定ムル帝國國人ハ日本銀行ノ出資者タルコトヲ得ズ

第七條 日本銀行ハ出資ニ對シ出資證券ヲ發行ス

第八條 出資者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ持分ヲ讓渡スコトヲ得

第九條 日本銀行ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第十條 日本銀行ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第十一條 日本銀行ハ左ノ業務ヲ行フモノトス

第十二條 日本銀行ハ左ノ業務ヲ行フモノトス

第十三條 日本銀行ハ左ノ業務ヲ行フモノトス

第十四條 日本銀行ハ左ノ業務ヲ行フモノトス

第十五條 日本銀行ハ左ノ業務ヲ行フモノトス

第十六條 日本銀行ハ左ノ業務ヲ行フモノトス

第十七條 日本銀行ハ左ノ業務ヲ行フモノトス

第十八條 日本銀行ハ左ノ業務ヲ行フモノトス

第十九條 日本銀行ハ左ノ業務ヲ行フモノトス

第二十條 日本銀行ハ左ノ業務ヲ行フモノトス

第二十一條 日本銀行ハ左ノ業務ヲ行フモノトス

第二十二條 日本銀行ハ左ノ業務ヲ行フモノトス

第二十三條 日本銀行ハ左ノ業務ヲ行フモノトス

第二十四條 日本銀行ハ左ノ業務ヲ行フモノトス

第二十五條 日本銀行ハ左ノ業務ヲ行フモノトス

第二十六條 日本銀行ハ左ノ業務ヲ行フモノトス

第二十七條 日本銀行ハ左ノ業務ヲ行フモノトス

第二十八條 日本銀行ハ左ノ業務ヲ行フモノトス

第二十九條 日本銀行ハ左ノ業務ヲ行フモノトス

- 主務大臣ノ認可ヲ受ケタル債券ノ賣買
- 六 地金銀ノ賣買
- 七 手形ノ取立、保證預リ其ノ他前各號ノ業務ニ附隨スル事務
- 第二十一條** 日本銀行ハ前條第一號ノ割引ニ付基準ト爲ルベキ割引歩合及同條第二號ノ貸付ニ付基準ト爲ルベキ貸付利率ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受ケクベシ
- 日本銀行前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ公告スベシ
- 第二十二條** 日本銀行ハ政府ニ對シ擔保ヲ徵セズシテ貸付ヲ爲スコトヲ得
- 日本銀行ハ國債ノ應募又ハ引受ヲ爲スコトヲ得
- 第二十三條** 日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ外國爲替ノ賣買ヲ爲スコトヲ得
- 第二十四條** 日本銀行ハ國際金融取引上必要アリト認ムルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ外國金融機關ニ對シ出資ヲ爲シ若ハ資金ヲ融通シ又ハ外國金融機關ト爲替決濟ニ關スル取引ヲ爲スコトヲ得
- 第二十五條** 日本銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ信用制度ノ保持育成ノ爲必要ナル事務ヲ行フコトヲ得
- 第二十六條** 日本銀行ハ法令ノ定ムル所ニ依リ國庫金ノ取扱ヲ爲スベシ

- 第二十七條** 日本銀行ハ本法ニ規定セザル業務ヲ行フコトヲ得ズ但シ日本銀行ノ目的達成上必要アル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第二十八條** 主務大臣ハ日本銀行ノ目的達成上必要アリト認ムルトキハ銀行其ノ他ノ金融機關ニ對シ日本銀行ノ業務ニ協力セシムル爲必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
- 第四章 銀行券**
- 第二十九條** 日本銀行ハ銀行券ヲ發行ス
- 前項ノ銀行券ハ公私一切ノ取引ニ無制限ニ通用ス
- 第三十條** 主務大臣ハ前條第一項ノ銀行券ノ發行限度ヲ定ムベシ
- 主務大臣前項ノ發行限度ヲ定メタルトキハ之ヲ公示ス
- 第三十一條** 日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前條第一項ノ發行限度ヲ越エテ銀行券ヲ發行スルコトヲ得
- 第三十二條** 日本銀行ハ銀行券發行高ニ對シ同額ノ保證ヲ保有スルコトヲ要ス
- 前項ノ保證ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノナルコトヲ要ス
 - 一 商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形
 - 二 第二十條第二號又ハ第二十二條第一項ノ規定ニ依ル貸付金

三 國債

- 四 第二十條第五號ノ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル債券
- 五 外國爲替
- 六 地金銀(金銀貨ヲ含ム)
- 前項第一號、第二號及第五號ノ手形、貸付金及外國爲替ハ三月以内ニ滿期ノ到來スルモノナルコトヲ要ス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第二十四條ノ規定ニ依リ外國金融機關ニ對シ出資ヲ爲シタル場合其ノ他特別ノ必要アル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ第二項各號ニ該當セザル有價證券又ハ債權ヲ以テ第一項ノ保證ニ充ツルコトヲ得
- 日本銀行ハ第二項各號及前項ノ保證ノ價格ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受ケクベシ
- 第三十三條** 銀行券ノ種類及様式ハ主務大臣之ヲ定ム
- 主務大臣前項ノ種類及様式ヲ定メタルトキハ之ヲ公示ス
- 第三十四條** 日本銀行ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ銀行券發行高ヲ公告スベシ
- 第三十五條** 日本銀行ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ本店支店又ハ出張所ニ於テ染汚、毀損其ノ他ノ事由ニ因リ通用シ難キ銀行券ヲ無手数料ニテ引換フベシ
- 第三十六條** 日本銀行ハ銀行券ノ製造及銷却ノ手續ヲ定

メ主務大臣ノ認可ヲ受ケクベシ

第五章 經理

- 第三十七條** 日本銀行ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ每事業年度ノ經費ノ豫算ヲ定メ事業年度開始迄ニ之ヲ主務大臣ニ提出シ認可ヲ受クベシ之ニ重大ナル變更ヲ加ヘントスルトキ亦同ジ
- 第三十八條** 日本銀行ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ每事業年度ニ財産目録、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ每事業年度經過後二月以内ニ之ヲ主務大臣ニ提出シ承認ヲ受クベシ
- 第三十九條** 日本銀行ハ每事業年度ニ準備金トシテ損失填補及配當準備ノ爲剩餘金ノ二十分ノ一ヲ積立ツベシ
- 日本銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ準備金ノ外目ノヲ定メ積立ヲ爲スコトヲ得
- 日本銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ剩餘金中ヨリ政府以外ノ者ノ出資ニ付拂込金額ニ對シ年四分ヲ下ラザル割合ノ配當ヲ爲スベシ但シ其ノ配當ハ年五分ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 政府ノ出資ニ付テハ剩餘金ノ配當ハ之ヲ爲サズ
- 日本銀行ハ剩餘金中ヨリ第一項及第二項ノ規定ニ依ル準備金並ニ第三項ノ規定ニ依ル配當金ヲ控除シタル殘額ヲ事業年度經過後二月以内ニ政府ニ納付スベシ

前項ノ規定ニ依ル納付金額ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ法人税法ニ依ル所得及臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス

第四十條 前條第一項ノ準備金及同條第二項ノ規定ニ依ル準備金中損失ノ填補又ハ配當ニ充ツベキ金額ヲ使用スルモ猶日本銀行ノ毎事業年度ニ於ケル配當シ得ベキ剩餘金額ガ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ年四分ノ割合ニ達セザルトキ(剩餘金額ナキトキ及損失ヲ生ジタルトキヲ含ム)ハ政府ハ之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ

第四十一條 日本銀行ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ毎事業年度ノ事業ノ概況ヲ公告スベシ

第六章 監督

第四十二條 日本銀行ハ主務大臣之ヲ監督ス

第四十三條 主務大臣ハ日本銀行ノ目的達成上特ニ必要アリト認ムルトキハ日本銀行ニ對シ必要ナル業務ノ施行ヲ命ジ又ハ定款ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第四十四條 主務大臣ハ日本銀行ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第四十五條 主務大臣ハ特ニ日本銀行監理官ヲ置キ日本

銀行ノ業務ヲ監視セシム

第四十六條 日本銀行監理官ハ何時ニテモ日本銀行ノ業務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

日本銀行監理官ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ日本銀行ニ命ジ業務及財産ノ狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

日本銀行監理官ハ日本銀行ノ諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第四十七條 日本銀行ノ役員ノ行爲ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキ若ハ公益ヲ害シタルトキ又ハ日本銀行ノ目的達成上特ニ必要アリト認ムルトキハ總裁及副總裁ニ付テハ政府、理事、監事及參與ニ付テハ主務大臣之ヲ解任スルコトヲ得

第七章 罰則

第四十八條 日本銀行ガ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ總裁又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス副總裁又ハ理事ノ掌理スル業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

附則

第四十九條 本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十條 日本銀行條例ニ依ル日本銀行(以下舊日本銀行ト稱ス)ハ第五十一條乃至第六十條ノ規定ニ依リ本法ニ依ル日本銀行(以下日本銀行ト稱ス)ト爲ルモノトス

第五十一條 舊日本銀行ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ株券ノ名義書換ヲ停止スベシ

第五十二條 主務大臣ハ改組委員ヲ命ジ舊日本銀行ヲ日本銀行ト爲ス爲ニ必要ナル事務ヲ處理セシム

第五十三條 改組委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第五十四條 前條ノ認可アリタルトキハ改組委員ハ舊日本銀行ノ株式ニ對シ日本銀行ノ出資ヲ引當ツベシ

前項ノ出資ノ引當ハ舊日本銀行ノ全額拂込済株式一株ニ付日本銀行ノ全額拂込済出資二口、舊日本銀行ノ未拂込株式一株ニ付日本銀行ノ全額拂込済出資一口ノ割合ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第五十五條 第五十三條ノ認可アリタルトキハ改組委員ハ遲滞ナク出資ノ引受ヲ政府ニ稟請スベシ

第五十六條 第五十四條第一項ノ引當及前條ノ引受ヲ了シタルトキハ其ノ際現ニ舊日本銀行ノ總裁、副總裁、理事及監事タル者ハ其ノ殘任期間ヲ限り各日本銀行ノ總裁、副總裁、理事及監事トシテ就職シタルモノト看

做ス

第五十七條 第五十四條第一項ノ引當及第五十五條ノ引受ヲ了シタルトキハ改組委員ハ其ノ事務ヲ日本銀行總裁ニ引渡スベシ

第五十八條 日本銀行總裁前條ノ事務ノ引渡ヲ受ケタルトキハ本店ノ所在地ニ於テ成立ノ登記ヲ爲スベシ

日本銀行ハ前項ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第五十九條 日本銀行ノ成立ニ因リ舊日本銀行ハ之ニ吸收セララルモノトシ舊日本銀行ノ一切ノ權利義務ハ日本銀行ニ於テ之ヲ承繼ス

第六十條 本法ニ規定スルモノヲ除クノ外舊日本銀行ガ日本銀行ト爲ルニ付必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 日本銀行條例、昭和十六年法律第十四號其ノ他ノ法令ニ依リテ爲シタル許可、認可、處分其ノ他ノ行爲ハ本法中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第六十二條 他ノ法令中舊日本銀行又ハ其ノ職員ニ關スル規定ハ日本銀行又ハ其ノ職員ニ關スル規定トス

第六十三條 舊日本銀行ノ發行シタル兌換銀行券ハ本法ニ依リ日本銀行ノ發行シタル銀行券ト看做ス
日本銀行ハ當分ノ内第三十三條第一項ノ規定ニ拘ラズ

舊日本銀行ノ發行シタル兌換銀行券ト同一ノ種類及様式ノ銀行券ヲ本法ニ依ル銀行券トシテ發行スルコトヲ得

第六十四條 舊日本銀行ガ日本銀行ト爲リタルトキハ舊日本銀行ノ全額拂込済株券ハ一株ニ付二口ノ割合ヲ以テ計算シタル口數ノ日本銀行ノ全額拂込済出資證券ト看做シ舊日本銀行ノ未拂込株券ハ一株ニ付一口ノ割合ヲ以テ計算シタル口數ノ日本銀行ノ全額拂込済出資證券ト看做ス

第六十五條 舊日本銀行ノ株式ヲ目的トスル質權其ノ他ノ權利ハ其ノ株式ニ對シ引當テラレタル出資ノ持分ノ上ニ存在ス

第六十六條 舊日本銀行ガ日本銀行ト爲リタルトキハ日本銀行ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ遲滞ナク其ノ旨ヲ公告スベシ

第六十七條 日本銀行ガ第五十九條ノ規定ニ依リ舊日本銀行ヨリ不動産ニ關スル權利ヲ承繼スル場合ニ於ケル其ノ取得ニ付受クル登記ニ付テハ登録稅ヲ課セズ
第五十九條ノ規定ニ依ル舊日本銀行ヨリ日本銀行ヘノ有價證券ノ移轉ニ付テハ有價證券移轉稅ヲ課セズ

第六十八條 日本銀行ハ第五十四條第一項ノ規定ニ依リ日本銀行ノ出資者ト爲リタル者ニ對シ補償金ヲ交付ス

前項ノ補償金ノ額ノ算出ノ基準ハ舊日本銀行株式ノ昭和十五年及昭和十六年中ニ於ケル時價並ニ日本銀行成立ノ日ニ於ケル出資者ノ持分ノ價格ヲ參酌シテ主務大臣之ヲ定ム

主務大臣前項ノ基準ヲ決定セントスルトキハ日本銀行株式補償審査委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス
日本銀行株式補償審査委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ補償金ハ國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ主務大臣之ヲ定ム

日本銀行ハ第三十九條第一項ノ規定ニ拘ラズ第一項ノ補償金ヲ交付スル爲準備金ヲ使用スルコトヲ得

第六十九條 第六十五條ノ規定ニ依リ出資ノ持分ノ上ニ存在スル質權其ノ他ノ權利ノ效力ハ前條第一項ノ補償金ニ及ブ

第七十條 第六十八條第一項ノ補償金ニ付テハ所得稅ヲ課セズ

第七十一條 舊日本銀行ガ事業年度中ニ日本銀行ト爲リタル場合ニ於テハ舊日本銀行ノ最終ノ事業年度ニ於ケ

ル利益ノ配當ハ之ヲ爲サズ但シ日本銀行ノ最初ノ事業年度ニ於ケル剩餘金ノ配當ヲ爲スニ當リテハ舊日本銀行ノ株式ニ引當テタル出資ニ付テハ舊日本銀行ノ最終ノ事業年度ノ初ヨリ日本銀行ニ其ノ出資存在シタルモノト看做シテ配當スベキ金額ヲ算定スベシ

第七十二條 舊日本銀行ガ事業年度中ニ日本銀行ト爲リタル場合ニ於テハ第三十八條乃至第四十一條ノ規定ノ適用ニ付テハ舊日本銀行ノ最終ノ事業年度ノ初ヨリ日本銀行ノ最初ノ事業年度ノ終ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ日本銀行ノ一事業年度ト看做ス

前項ノ場合ニ於テ日本銀行條例第十條ノ規定及日本銀行納付金法ハ舊日本銀行ノ最終ノ事業年度分ニハ之ヲ適用セズ
舊日本銀行ガ日本銀行ト爲リタルトキハ日本銀行ハ遲滞ナク最初ノ事業年度ノ經費ノ豫算ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ニ重大ナル變更ヲ加ヘントスルトキ亦同ジ

第七十三條 登録稅法中左ノ通改正ス
第十九條第七號中「恩給金庫」ノ上ニ「日本銀行、」ヲ、「恩給金庫法」ノ上ニ「日本銀行法、」ヲ加フ

第七十四條 印紙稅法中左ノ通改正ス
第五條第四號ノ二ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

四ノ三 日本銀行ノ發スル出資證券

第七十五條 日本銀行ハ第三十二條第二項ノ規定ニ依リ保有スル金地金及金貨ノ價格ヲ定ムルニ付テハ當分ノ内貨幣法第二條ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

朝鮮銀行又ハ臺灣銀行ハ昭和十六年法律第十五號第二條第一項ノ規定ニ依リ保有スル金地金及金貨ヲ當分ノ内貨幣法第二條ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル價格ヲ以テ評價スベシ

第七十六條 貨幣法第十四條ノ規定ハ當分ノ内之ヲ適用セズ

第七十七條 朝鮮銀行法第二十一條第二項中「金貨又ハ日本銀行兌換券」ヲ「日本銀行券」ニ、同法第二十二條第一項中「日本銀行兌換券」ヲ「日本銀行券」ニ、臺灣銀行法第八條第二項中「金貨又ハ兌換銀行券」ヲ「日本銀行券」ニ、同法第九條第一項及昭和十六年法律第十五號第二條中「兌換銀行券」ヲ「日本銀行券」ニ改ム

第七十八條 日本銀行條例、兌換銀行券條例、日本銀行納付金法、昭和十六年法律第十四號及金準備評價法ハ之ヲ廢止ス

日本銀行法施行令（昭和十七年三月十三日）

（勅令第百七十五號）

朕日本銀行法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

日本銀行法施行令

第一章 總 則

第一條 日本銀行出資ノ拂込ヲ政府ニ稟請セントスルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二條 政府ノ出資ノ拂込ハ國債證券ヲ交付シテ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

第三條 日本銀行法第六條ノ規定ニ依リ日本行ノ出資者ト爲ルコトヲ得ザル帝國法人ハ社員、株主、出資者若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額以上又ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬スルモノトス

第二章 出資證券

第四條 日本銀行ノ出資證券ニハ左ノ事項及番號ヲ記載シ總裁之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

- 一 日本銀行ノ名稱
- 二 日本銀行成立ノ年月日
- 三 資本金額

- 四 出資一口ノ金額
 - 五 出資一口ニ付拂込ミタル金額
- 政府ノ出資ニ付一時ニ拂込ヲ爲サシメザル場合ニ於テハ拂込アル毎ニ其ノ金額ヲ出資證券ニ記載スルコトヲ要ス

第五條 出資證券ハ記名式トス

第六條 出資者ハ日本銀行ノ承認ヲ經テ其ノ持分ヲ讓渡スコトヲ得

出資者ノ持分ノ移轉ハ取得者ノ氏名及住所ヲ出資者原簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ出資證券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ日本銀行其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第七條 出資者ノ持分ヲ以テ質權ノ目的ト爲スニハ出資證券ヲ交付スルコトヲ要ス

質權者ハ繼續シテ出資證券ヲ占有スルニ非ザレバ其ノ質權ヲ以テ日本銀行其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第八條 出資者ノ持分ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ日本銀行ガ質權設定者ノ請求ニ依リ質權者ノ氏名及住所ヲ出資者原簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ出資證券ニ記載シタルトキハ質權者ハ日本銀行ヨリ剩餘金ノ配當ヲ受ケ他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ニ充ツ

ルコトヲ得

民法第三百六十七條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九條 日本銀行ハ政府ノ出資ニ對シテハ第一回ノ拂込アリタル後出資證券ヲ發行ス

第十條 日本銀行ハ出資者原簿ヲ本店ニ備置シコトヲ要ス

出資者原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 出資者ノ氏名及住所
- 二 各出資者ノ出資口數及出資證券ノ番號
- 三 出資各口ニ付拂込ミタル金額及拂込ノ年月日
- 四 各出資證券ノ取得ノ年月日

日本銀行ノ出資者ハ業務時間内何時ニテモ出資者原簿ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第十一條 出資者ニ對スル通知又ハ催告ハ出資者原簿ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者ガ別ニ其ノ住所ヲ日本銀行ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル

前項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スベカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス

第十二條 商法第二百三十條ノ規定ハ出資證券ニ之ヲ準用ス

第三章 登 記

第十三條 日本銀行ノ成立ノ登記ハ總裁ガ日本銀行法第五十七條ノ事務ノ引渡ヲ受ケタル日ヨリ二週間以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 本店、支店及出張所
- 四 資本金額
- 五 出資一口ノ金額
- 六 出資一口ニ付拂込ミタル金額
- 七 總裁、副總裁、理事及監事ノ氏名及住所
- 八 公告ノ方法

日本銀行ハ成立ノ登記ヲ爲シタル後二週間以内ニ支店又ハ出張所ノ所在地ニ於テ前項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第十四條 日本銀行ノ成立後支店又ハ出張所ヲ設ケタルトキハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間以内ニ支店又ハ出張所ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ支店又ハ出張所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ前條第二項ニ掲グル事項ヲ登記シ他ノ支店又ハ出張所ノ所在地ニ於テハ同期間内ニ其ノ支店又ハ出張所ヲ設ケタルコトヲ登記スルコト

ヲ要ス
本店、支店又ハ出張所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄区域内ニ於テ新ニ支店又ハ出張所ヲ設ケタルトキハ其ノ支店又ハ出張所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

第十五條 日本銀行ガ支店ヲ移轉シタルトキハ二週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

日本銀行ガ支店又ハ出張所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ三週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ四週間以内ニ第十三條第二項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ同一ノ登記所ノ管轄区域内ニ於テ支店又ハ出張所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第十六條 第十三條第二項ニ掲グル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店又ハ出張所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ變更ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第十七條 日本銀行法第十七條ノ代理人ヲ選任シタルトキハ四週間以内ニ之ヲ置キタル本店、支店又ハ出張所ノ所在地ニ於テ代理人ノ氏名及住所並ニ代理人ヲ置キタル本店、支店又ハ出張所ヲ登記スルコトヲ要ス登記シタル事項ノ變更及代理人ノ代理權ノ消滅ニ付亦同ジ

第十八條 登記スベキ事項ニシテ大藏大臣ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第十九條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第二十條 日本銀行ノ登記ニ付テハ其ノ本店、支店又ハ出張所ノ所在地ノ區裁判所又ハ其ノ出張所ヲ以テ管轄登記所トス

各登記所ニ日本銀行登記簿ヲ備フ
第二十一條 本令ニ依ル登記ハ總裁ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第二十二條 成立ノ登記ノ申請書ニハ定款、出資ノ引受ヲ證スル書面及總裁ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十三條 日本銀行法第十七條ノ代理人ノ選任ノ登記ノ申請書ニハ代理人ノ選任ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十四條 支店若ハ出張所ノ新設又ハ本店、支店若ハ出張所ノ移轉其ノ他第十三條第二項ニ掲グル事項ノ變更ノ登記ノ申請書ニハ支店若ハ出張所ノ新設又ハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第二十五條 前條ノ規定ハ第十七條ノ規定ニ依リ登記シ

タル事項ノ變更及日本銀行法第十七條ノ代理人ノ代理權ノ消滅ノ登記ニ之ヲ準用ス

第二十六條 非訟事件手續法第四百十二條乃至第四百九條、第五百十條ノ二乃至第五百十一條ノ六及第五百十四條乃至第五百十七條ノ規定ハ本令ニ依リ登記ニ之ヲ準用ス但シ同法第四百十九條第二項第一號、第五百十條ノ三及第五百十一條ノ五中支店トアルハ支店又ハ出張所トス

第四章 職員

第二十七條 日本銀行法第十九條第一項ノ規定ニ依リ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス日本銀行ノ職員ハ左ノ各號ニ掲グル者トス

- 一 日本銀行ノ役員
- 二 日本銀行ノ使用人ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

第五章 經理

第二十八條 日本銀行法第三十九條第五項ノ規定ニ依リ納付金額ヨリ同條第三項ノ規定ニ依リ大藏大臣ノ認可ヲ受ケテ爲シタル當該事業年度ニ於ケル剩餘金ノ配當ノ割合ヲ政府ノ出資ノ拂込金額ニ乗ジテ得タル金額ヲ控除シタル金額ハ同條第六項ノ規定ニ依リ法人税法ニ依ル所得及臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス

第二十九條 附 則
本令ハ昭和十七年三月二十日ヨリ之ヲ施行ス

第三十條 日本銀行條例ニ依ル日本銀行(以下舊日本銀行ト稱ス)ハ昭和十七年四月十日以後株券ノ名義書換ヲ停止スベシ

舊日本銀行ハ前項ノ期日ヨリ二週間以前ニ株券ノ名義書換ノ停止ヲ爲スベキ旨ヲ公告スベシ

第三十一條 日本銀行法第五十三條ノ定款ニハ同法第九條第一項ニ規定スル事項ノ外同法第五十四條第一項ノ規定ニ依リ舊日本銀行ノ株式ニ引當ツベキ出資ノ口數及拂込金額ヲ記載スルコトヲ要ス

第三十二條 日本銀行總裁日本銀行法第五十七條ノ事務ノ引渡ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ大藏大臣ニ届出ヅベシ

第三十三條 日本銀行成立シタルトキハ日本銀行ハ遲滞ナク其ノ成立ノ日ニ於ケル財産目錄及貸借對照表ヲ作成シ大藏大臣ノ承認ヲ受クベシ

第三十四條 日本銀行成立シタルトキハ日本銀行ハ遲滞ナク舊日本銀行ガ日本銀行ト爲リタル旨、日本銀行成立ノ年月日並ニ舊日本銀行ノ株式ニ引當テラレタル出資ノ口數及拂込金額ヲ公告スベシ

第三十五條 日本銀行ハ政府以外ノ者ノ出資ニ付第四條第一項及第五條ノ規定ニ依ル出資證券ヲ作成シ定款ノ定ムル所ニ依リ日本銀行法第六十四條ノ規定ニ依リ出資證券ト看做サレタル舊日本銀行ノ株券ト引換フルコトヲ得

第三十六條 信託財産ニ屬スル舊日本銀行ノ株式ニ付日本銀行成立ノ際現ニ存スル信託法第三條第二項ノ規定ニ依ル信託財産ノ表示ハ當該株式ニ引當テラレタル出資ニ對シ日本銀行法第六十四條ノ規定ニ依リ發行セラレタルモノト看做サレタル出資證券ニ爲サレタル信託財産ノ表示ト看做ス

第三十七條 日本銀行ノ成立ノ登記ヲ爲シタルトキハ登記官吏ハ職權ヲ以テ舊日本銀行ノ登記用紙ニ其ノ事由ヲ記載シテ之ヲ閉鎖スベシ
前項ノ手續ヲ爲シタルトキハ登記官吏ハ舊日本銀行ノ支店ノ所在地ノ登記所ニ其ノ旨ノ通知ヲ爲スベシ
第一項ノ規定ハ前項ノ通知アリタル場合ニ之ヲ準用ス

日本銀行法施行期日ノ件

（昭和十七年三月十三日）
（勅令第四百七十四號）

朕日本銀行法ノ一部施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布

セシム

日本銀行法第一條乃至第六十條及第六十四條乃至第七十條ノ規定ハ昭和十七年三月二十日ヨリ之ヲ施行ス

（昭和十七年四月十六日）
（勅令第四百三十九號）

朕日本銀行法ノ一部施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

日本銀行法第六十一條乃至第六十三條及第七十三條乃至第七十八條ノ規定ハ昭和十七年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

日本銀行法ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス使用人ノ範圍指定ノ件

（昭和十七年四月二十日）
（大藏省令第三十號）

日本銀行法施行令第二十七條第二號ノ規定ニ依リ日本銀行法第十九條第一項ノ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス使用人ノ範圍左ノ通定ム
日本銀行ノ使用人ニシテ守衛、小使其ノ他勞動ニ従事スル者以外ノモノ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

社債等登録法

大藏省では第七十九議會の協賛を経て二月十七日附社債等登録法を公布したが、本法の出現は起債界における長年の要望であり、更に今回實施された増税による配當利子所得に對する税引廻調節に資し、併せて社債權の保全を圖らんとするものである。即ち社債登録制度創設の主旨は左の諸點にある。

一、資金の長期蓄積奨励

今回の増税に於て分類所得税は大幅の引上げを見、他方臨時措置として長期安定貯蓄の優遇策が講じられたが、社債利子については登録社債に對し登録制度の創設によつて分類所得税を軽減する

二、金融機關の資金の合理的運用

金融機關の資金運用利廻は増税の結果低下するので、本制度により登録社債の利子に對する分類所得税の軽減を行ひ、運用利廻低下による金融機關の資金運用難を緩和する

財政、金融法（社債等登録法）

三、社債權の保全

空爆その他一般的な社債券の滅失による社債權者の損害を防止する

四、社債發行手續の簡易化及び高級印刷能力の節約

本制度が普及すれば右の如き効果が期待される而して社債登録制度は銀行債（割引發行或は賣出によるものは除く）會社債、特殊債券の外地方債並に本邦内において發行せる外國社債にも實施されることになつてゐる。

社債等登録法（昭和十七年二月十七日）
（法律 第十一號）

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル社債等登録法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

社債等登録法

第一條 本法ハ資金ノ蓄積及金融機關ノ資金ノ合理的運用等ニ資スルヲ以テ目的トス

第二條 社債ノ登録ハ勅令ヲ以テ定ムル法人（以下登録機關ト稱ス）ヲシテ之ヲ取扱ハシム

第三條 社債ノ登録ハ社債權者ノ請求ニ依リテ之ヲ爲ス登録機關ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ社債ノ登録ヲ拒

ムコトヲ得ズ
第四條 登録ヲ爲シタル社債ニ付テハ債券ハ之ヲ發行セ

登録機關債券ヲ發行シタル社債ニ付登録ヲ爲ストキハ
其ノ債券ヲ回收スルコトヲ要ス

第五條 登録ヲ爲シタル無記名社債ヲ移轉シ若ハ之ヲ以
テ確保權ノ目的ト爲シ又ハ之ヲ信託財產ト爲シタルト
キハ其ノ登録ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ以テ社債ヲ發行シ
タル會社其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第六條 法令ニ依リ擔保トシテ社債ヲ供託スル場合ニ於
テハ登録ヲ爲シタル社債ニ付テハ其ノ登録ヲ受ケ之ニ
代フルコトヲ得

第七條 社債權者ハ登録ヲ爲シタル社債ニ付何時ニテモ
登録ノ抹消ヲ請求スルコトヲ得

第八條 登録機關ハ社債登録簿ヲ備置クコトヲ要ス

第九條 主務大臣ハ登録事務ニ關シ登録機關ヲ監督ス

第十條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ登録機關ヲ

シテ登録事務ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ當該官吏ヲ
シテ登録事務ヲ検査シ若ハ社債登録簿其ノ他ノ書類ヲ
検査セシムルコトヲ得

第十一條 左ノ場合ニ於テハ登録機關ノ業務ヲ執行スル
役員ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス

第十二條 登録事務ニ從事スル登録機關ノ職員ハ之ヲ法
令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス

第十三條 本法ハ命令ヲ以テ定ムル社債ニハ之ヲ適用セ
ズ

第十四條 本法ハ地方債、特別ノ法令ニ依リ設立セラレ
タル法人ニシテ會社ニ非ザルモノノ發行スル債券及命
令ヲ以テ定ムル外國又ハ外國法人ノ發行スル公債又ハ
社債ニ之ヲ準用ス

第十五條 本法ニ規定スルモノヲ除クノ外登録並ニ登録
ヲ爲シタル社債、地方債、特別ノ法令ニ依リ設立セラ
レタル法人ニシテ會社ニ非ザルモノノ發行スル債券及
命令ヲ以テ定ムル外國又ハ外國法人ノ發行スル公債又

ハ社債ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
有價證券移轉税法第三條中「甲種國債登録簿ニ登録シタ
ル國債ニ付テノ名義變更」ノ下ニ「社債等登録法ニ依
リ登録シタル社債、地方債又ハ外國若ハ外國法人ノ發行
スル公債若ハ社債ニ付テノ名義變更」ヲ加フ

社債等登録法施行令（昭和十七年四月十日）
（勅令第四百九號）

除社債等登録法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

社債等登録法施行令

第一章 總 則

第一條 社債等登録法第二條ノ規定ニ依リ社債ノ登録ヲ
取扱フベキ法人（以下登録機關ト稱ス）ハ左ノ各號ニ
該當スル場合ニ於テ各其ノ定ムル所ニ依ルノ外日本興
業銀行トス

- 一 主務大臣ノ指定スル會社ガ社債ヲ發行シタルトキ
- ハ當該社債ニ付テハ其ノ會社
- 二 前號ニ該當スル場合ヲ除クノ外主務大臣ノ指定ス
ル會社ガ擔保附社債信託法ニ依ル受託會社ト爲リタ
ルトキ、社債募集ノ委託ヲ受ケタルトキ又ハ社債ノ
總額ヲ引受ケタルトキハ當該社債ニ付テハ其ノ會社

財政、金融法（社債等登録法）

但シ當該社債ニ付擔保附社債信託法ニ依ル受託會社
ト社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社又ハ社債ノ總額ヲ
引受ケタル會社トアルトキハ擔保附社債信託法ニ依
ル受託會社トシ擔保附社債信託法ニ依ル受託會社、
社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社又ハ社債ノ總額ヲ引
受ケタル會社ニ以上アルトキハ主務大臣ノ指定スル
會社トス

主務大臣前項ノ指定ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス

第二條 登録ヲ爲シタル社債（以下登録社債ト稱ス）ニ
關シ登録シタル權利ノ順位ハ登録ノ前後ニ依ル

第三條 附記登録ノ順位ハ主登録ノ順位ニ依リ附記登録
間ノ順位ハ其ノ前後ニ依ル

第四條 社債ノ登録ハ相續、遺贈、合併、強制執行其ノ
他此等ニ準ズベキ事由ニ因リ社債ノ移轉ノ登録ヲ請求
スル場合ヲ除クノ外社債ノ償還又ハ利息ノ支拂ノ期日
前三週間ハ之ヲ請求スルコトヲ得ズ

第五條 登録機關社債ノ登録ヲ爲シタルトキハ命令ノ定
ムル所ニ依リ遲滞ナク其ノ旨ヲ社債原簿ヲ備フル會社
ニ通知スルコトヲ要ス

社債原簿ヲ備フル會社前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ社債原簿ニ記載スルコトヲ要ス

第六條 社債登録簿ノ調製其ノ他登録ニ關シ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム

第七條 社債登録簿ノ全部又ハ一部ガ滅失シタル場合ニ於テ其ノ再製又ハ登録ノ回復ニ關スル手續ハ主務大臣之ヲ定ム

第八條 社債登録簿及其ノ附屬書類滅失スル虞アルトキハ主務大臣ハ必要ナル處分ヲ命ズルコトヲ得

第九條 登録社債権者其ノ他ノ利害關係人ハ社債登録簿及其ノ附屬書類ノ閲覧又ハ社債登録簿ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第十條 登録機關ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ社債ノ登録、社債登録簿及其ノ附屬書類ノ閲覧又ハ社債登録簿ノ謄本若ハ抄本ノ交付ニ付手数料ヲ徴スルコトヲ得
登録機關前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

第十一條 主務大臣社債等登録法第十條ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ登録事務ヲ検査シ又ハ社債登録簿其ノ他ノ書類ヲ検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證券ヲ携帯セシムルコトヲ要ス

第十二條 本令ハ地方債、特別ノ法令ニ依リ設立セラレ

タル法人ニシテ會社ニ非ザルモノノ發行スル債券及命令ヲ以テ定ムル外國又ハ外國法人ノ發行スル公債又ハ社債ニ之ヲ準用ス但シ地方債ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ、産業債券、更生債券、住宅債券及農地開發債券ノ登録ヲ取扱フベキ法人ハ日本勸業銀行トス
第一條第二項ノ規定ハ前項但書ノ指定アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二章 登録手續

第一節 通則

第十三條 登録ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外當事者ノ請求又ハ官廳若ハ公署ノ囑託アルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ
請求ニ因ル登録ニ關スル規定ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外囑託ニ因ル登録ニ之ヲ準用ス

第十四條 登録ハ登録權利者及登録義務者又ハ其ノ代理人之ヲ請求スルコトヲ要ス但シ請求書ニ登録義務者ノ承諾書ヲ添附シタルトキハ登録權利者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得

第十五條 判決又ハ相續其ノ他ノ一般承繼ニ因ル登録ハ登録權利者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得

第十六條 登録名義人ノ表示ノ變更ノ登録ハ登録名義人ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得

第十七條 社債ノ償還及利息ノ支拂ヲ受クベキ場所ノ變更ノ登録ハ登録社債権者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得但シ登録上利害關係ヲ有スル第三者アル場合ニ於テハ請求書ニ其ノ第三者ノ承諾書又ハ其ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ベキ判決ノ正本若ハ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

第十八條 登録社債ヲ差押ヘタルトキハ執行裁判所ハ遲滞ナク囑託書ニ差押命令ノ正本又ハ謄本ヲ添附シテ差押ノ登録ヲ登録機關ニ囑託スルコトヲ要ス
前項ノ規定ハ登録社債ニ付假差押、假處分又ハ滯納處分ニ因ル差押アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第十九條 前條ノ場合ニ於テ必要アルトキハ官廳又ハ公署ハ登録名義人又ハ其ノ相續人其ノ他ノ一般承繼人ニ代リ登録名義人ノ表示ノ變更又ハ相續其ノ他ノ一般承繼ニ因ル權利移轉ノ登録ヲ登録機關ニ囑託スルコトヲ要ス
第二十八條及第三十二條第二項ノ規定ハ前項ノ登録ニ之ヲ準用ス

第二十條 登録ヲ請求スル場合ニ於テハ左ノ書面ヲ提出スルコトヲ要ス
一 請求書
二 登録義務者ノ權利ニ關スル登録簿

財政、金融法 (社債等登録法)

三 登録原因ニ付第三者ノ許可、同意又ハ承諾ヲ要スルトキハ之ヲ證スル書面
四 代理人ニ依リテ登録ヲ請求スルトキハ其ノ權限ヲ證スル書面

第二十一條 請求書ニハ左ノ事項ヲ記載シ請求者之ニ記名捺印スルコトヲ要ス
一 社債ヲ發行シタル會社ノ商號、社債ノ種類及社債ノ總額ガ數回ニ分チ發行セラレタル場合ニ於テハ其ノ回號(以下社債ノ名稱ト稱ス)
二 請求者ノ氏名及住所
三 代理人ニ依リテ登録ヲ請求スルトキハ其ノ氏名及住所
四 登録原因及其ノ日附
五 登録ノ目的
六 登録機關ノ表示
七 年月日

第二十二條 登録原因ニ登録ノ目的タル權利ノ消滅ニ關スル事項ノ定アルトキハ請求書ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第二十三條 登録權利者ガ多數ナル場合ニ於テ登録原因ニ持分ノ定アルトキハ請求書ニ其ノ持分ヲ記載スルコトヲ要ス

第二十四條 判決ニ因リ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ判決ノ正本又ハ謄本ヲ添付スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第二十条第二號及第三號ノ書面ハ之ヲ提出スルコトヲ要セズ

第二十五條 左ノ場合ニ於テハ請求書ニ其ノ事實ヲ證スル戸籍若ハ登記簿ノ謄本若ハ抄本又ハ此等ニ準ズベキ書面ヲ添付スルコトヲ要ス

一 登録原因ガ相續其ノ他ノ一般承繼ナルトキ
二 請求者ガ登録権利者又ハ登録義務者ノ相續人其ノ他ノ一般承繼人ナルトキ
三 登録名義人ノ表示ノ變更ノ登録ヲ請求スルトキ

第二十六條 登録ヲ請求スル場合ニ於テ第三者ノ許可、同意又ハ承諾ヲ證スル書面ヲ提出スルコトヲ要スルトキハ其ノ第三者ヲシテ請求書ニ記名捺印セシメ其ノ書面ヲ提出ニ代フルコトヲ得

第二十七條 同一ノ登録機關ノ取扱フベキ同一名稱ノ數口ノ社債ニ關スル登録原因及登録ノ目的ガ同一ナルトキニ限リ同一ノ請求書ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條 債權者ガ民法第四百二十三條ノ規定ニ依リ債務者ニ代位シテ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ債權者及債務者ノ氏名及住所並ニ代位原因ヲ記載シ且代位原因ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第二十九條 左ノ場合ニ於テハ登録機關ハ登録ヲ爲スコトヲ得ズ

一 請求事項ガ當該登録機關ノ取扱フベキ社債ニ關スルモノニ非ザルトキ
二 請求事項ガ登録スベキモノニ非ザルトキ
三 請求書ガ方式ニ適合セザルトキ
四 請求書ニ掲グル登録社債又ハ登録ノ目的タル權利ノ表示ガ社債登録簿ト符合セザルトキ
五 第二十五條第二號ニ規定スル書面ヲ添付スル場合ヲ除クノ外請求書ニ掲グル登録義務者ノ表示ガ社債登録簿ト符合セザルトキ
六 請求書ニ掲グル事項ガ第二十四條前段又ハ第二十五條ノ書面ト符合セザルトキ
七 必要ナル書面ヲ提出又ハ添付セザルトキ

請求者ガ登録ノ手数料ヲ納付セザル場合ニ於テハ登録機關ハ登録ヲ爲サザルコトヲ得

第三十條 權利ノ變更ノ登録ヲ請求スル場合ニ於テ登録上利害關係ヲ有スル第三者アルトキハ請求書ニ其ノ第三者ノ承諾書又ハ其ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ベキ判決ノ正本若ハ謄本ヲ添付シタルトキニ限リ附記ニ依リテ其ノ登録ヲ爲ス

第三十一條 登録機關登録ヲ完了シタルトキハ命令ノ定

ムル所ニ依リ登録濟證ヲ交付スルコトヲ要ス

登録濟證ヲ喪失シタル者ハ登録機關ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ登録濟證ノ再交付ヲ請求スルコトヲ得

第三十二條 登録機關登録ヲ完了シタル後其ノ登録ニ付錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ登録権利者及登録義務者ニ通知スルコトヲ要ス前項ノ通知ハ第二十八條ノ場合ニ於テハ債權者ニ對シテモ亦之ヲ爲スコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ依リ通知ハ登録権利者、登録義務者又ハ債權者ガ多數ナルトキハ其ノ一人ニ對シテ之ヲ爲スヲ以テ足ル

第三十三條 前條ノ場合ニ於テ登録ノ錯誤又ハ遺漏ガ登録機關ノミノ過誤ニ出デタルトキハ登録機關ハ登録上利害關係ヲ有スル第三者アル場合ヲ除クノ外遲滞ナク其ノ登録ノ更正ヲ爲シ其ノ旨ヲ登録権利者及登録義務者ニ通知スルコトヲ要ス

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十四條 第三十條ノ規定ハ登録ノ更正ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第三十五條 抹消シタル登録ノ回復ヲ請求スル場合ニ於テ登録上利害關係ヲ有スル第三者アルトキハ請求書ニ其ノ第三者ノ承諾書又ハ其ノ第三者ニ對抗スルコトヲ

得ベキ判決ノ正本若ハ謄本ヲ添付スルコトヲ要ス

第二節 社債ニ關スル登録手續

第三十六條 社債權者未登録ノ社債ノ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ左ノ事項ヲ記載シ且債券及支拂期ノ未ダ到來セザル利札ヲ添付スルコトヲ要ス

一 登録スベキ各社債ノ金額
二 債券ノ番號及數
三 支拂期ノ未ダ到來セザル利札中欠缺セルモノアルトキハ其ノ數及支拂期
四 社債ノ償還及利息ノ支拂ヲ受クベキ場所

未ダ債券ヲ發行セザル社債ノ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ前項第一號及第四號ニ掲グル事項ノ外各社債ノ拂込金額及債券ヲ發行スベキ場合ニ於ケル債券ノ番號ヲ記載シ且當該事實ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

前二項ノ場合ニ於テハ請求書ニ登録原因及其ノ日附ヲ記載シ又ハ第二十条第二號及第三號ノ書面ヲ提出スルコトヲ要セズ

第三十七條 社債ノ應募又ハ引受ヲ爲サントスル者ハ應募又ハ引受ノ際豫メ社債ノ登録ノ請求ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ請求書ニ前條第一項第一號及第四號ニ掲グル事項ノ外社債ヲ發行スル會社（社債募集ノ委

託ヲ受ケタル會社アルトキハ其ノ會社ノ商號ヲ記載シ之ヲ當該會社ニ提出スルコトヲ要ス

社債ヲ發行スル會社（社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社アルトキハ其ノ會社）ハ前項ノ請求書ニ各社債ノ金額、拂込金額、口數及債券ヲ發行スベキ場合ニ於ケル債券ノ番號ヲ附記シ之ヲ登録機關ニ送付スルコトヲ要ス

前條第三項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十八條 登録社債ノ移轉ノ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ移轉シタル各社債ノ金額、口數及債券ノ番號並ニ當該社債ノ移轉ヲ受ケタル者ガ社債ノ償還及利息ノ支拂ヲ受クベキ場所ヲ記載シ一部移轉ノ場合ニ於テハ其ノ部分ヲ表示スルコトヲ要ス

第三節 擔保權ニ關スル登録手續

第三十九條 質權（轉賣ノ場合ヲ含ム以下同ジ）ノ設定ノ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 質權ノ目的ト爲スベキ各社債ノ金額、口數及債券ノ番號
- 二 債權額
- 三 登録原因ニ付辨濟期、利息、違約金若ハ賠償額ニ關スル定若ハ民法第三百四十六條但書ノ規定ニ依ル

前項ノ登録ハ供託ヲ爲スベキ者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得

前二條ノ規定ハ第一項ノ擔保權ノ移轉ノ登録ニ之ヲ準用ス

第四節 信託ニ關スル登録手續

第四十三條 社債ノ信託ノ登録ニ付テハ受託者ヲ登録權利者トシ委託者ヲ登録義務者トス

第四十四條 左ニ掲グル社債ノ信託ノ登録ハ受託者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得

- 一 信託財産ニ屬スル無記名社債ニシテ其ノ債券ニ信託法第三條第二項ノ規定ニ依ル信託財産ナルコトノ表示アルモノノ信託ノ登録
- 二 信託法第十四條ノ規定ニ依リテ信託財産ニ屬スル社債ノ信託ノ登録
- 三 信託法第二十七條ノ規定ニ基キ復舊スル社債ノ信託ノ登録

第四十五條 受益者又ハ委託者ハ受託者ニ代位シテ社債ノ登録ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル代位登録ノ請求ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ請求書ニ登録スベキ社債ガ信託財産ナルコトヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

定アルトキ又ハ債權ニ條件ヲ附シタルトキハ其ノ事項

四 質權設定者ガ債務者ニ非ザルトキハ債務者ノ氏名及住所

一定ノ金額ヲ目的トセザル債權ノ擔保タル質權ノ設定ノ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ其債權ノ價額ヲ記載スルコトヲ要ス

第四十條 質權ノ移轉ノ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ質權ガ債權ト共ニ移轉スルヤ否ヤヲ記載スルコトヲ要ス

債權ノ一部讓渡又ハ代位辨濟ニ因ル質權ノ移轉ノ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ讓渡又ハ代位辨濟ノ目的タル債權額ヲ記載スルコトヲ要ス

第四十一條 質權ノ移轉及轉賣ノ登録ハ附記ニ依リテ之ヲ爲ス

第四十二條 社債等登録法第六條ノ規定ニ依リ擔保權ノ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 擔保權ノ目的ト爲スベキ各社債ノ金額、口數及債券ノ番號
- 二 供託スベキ條項
- 三 擔保權者ノ表示

第四十六條 社債ノ信託ノ登録ハ第二項ノ規定スル場合ヲ除クノ外信託ニ因ル當該社債ノ移轉ノ登録ノ請求ト

同一ノ書面ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ要ス但シ前條第一項ノ規定ニ依リ受益者又ハ委託者ガ受託者ニ代位シテ社債ノ信託ノ登録ヲ請求スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十四條第一號ノ社債ノ信託ノ登録ハ第三十六條第一項ノ規定ニ依ル當該社債ノ登録ノ請求ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ要ス

前二項ノ規定ハ信託法第十四條ノ規定ニ依リテ信託財産ニ屬スル社債ノ信託ノ登録ノ請求ニ之ヲ準用ス

第四十七條 受託者更迭ノ場合ニ於テ登録社債ノ移轉ノ登録ヲ請求スルニハ請求書ニ其ノ更迭ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ信託法第五十條第二項ノ場合ニ於テ爲スベキ變更ノ登録ニ之ヲ準用ス

第四十八條 受託者ノ任務ガ死亡、破産、禁治産、準禁治産又ハ裁判所若ハ主務官廳ノ解任命令ニ因リテ終了シタルトキハ前條ノ登録ハ新受託者又ハ他ノ受託者ノミニテ之ヲ請求スルコトヲ得受託者タル法人ノ任務ガ解散ニ因リテ終了シタルトキ亦同ジ

第四十九條 社債ノ信託ノ登録ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添付スルコトヲ

要ス

一 委託者、受託者、受益者及信託管理人ノ氏名及住所

二 信託ノ目的

三 信託財産ノ管理方法

四 信託終了ノ事由

五 其ノ他信託ノ條項

前項ノ書面ニハ請求者記名捺印スルコトヲ要ス

第五十條 前條ノ規定ニ依リ請求書ニ添附シタル書面ハ之ヲ信託原簿トス

信託原簿ハ之ヲ社債登録簿ノ一部ト看做シ其ノ記載ハ之ヲ登録ト看做ス

第五十一條 裁判所ガ信託管理人ヲ選任シ又ハ解任シタルトキハ遅滞ナク信託原簿ノ記載ヲ登録機關ニ囑託スルコトヲ要ス主務官廳ガ信託管理人ヲ選任シタルトキ亦同ジ

前項ノ規定ハ裁判所又ハ主務官廳ガ受託者ヲ解任シタル場合ニ之ヲ準用ス

第五十二條 前條第一項ノ規定ハ裁判所ガ信託財産ノ管理方法ヲ變更シ又ハ主務官廳ガ信託ノ條項ヲ變更シタル場合ニ之ヲ準用ス

第五十三條 第四十七條又ハ第四十八條ノ場合ニ於テ登録ヲ爲シタルトキハ登録機關ハ職權ヲ以テ信託原簿ノ記載ヲ爲スコトヲ要ス

第五十四條 第四十七條、第四十八條、第五十一條及第五十二條ノ場合ヲ除クノ外第四十九條第一項ニ掲グル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ受託者ハ遅滞ナク其ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附シテ信託原簿ノ記載ヲ請求スルコトヲ要ス

受益者又ハ委託者ハ受託者ニ代位シテ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得第二十八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル請求ニ之ヲ準用ス

第五十五條 登録機關第五十一條第二項ノ規定ニ依リ信託原簿ノ記載ヲ爲シタルトキハ職權ヲ以テ社債登録簿ニ其ノ旨ヲ附記スルコトヲ要ス

第五節 抹消ニ關スル登録手續ノ

第五十六條 社債權者第三十六條第一項第二項又ハ第三十七條第一項ノ規定ニ依ル社債ノ登録ノ抹消ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ登録ヲ抹消スベキ各社債ノ金額、口數及債券ノ番號ヲ記載シ且當該社債權者ノ權利ニ關スル登録濟證ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十六條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十七條 登録權利者ガ登録義務者ノ行方ノ知レザルニ因リ登録ノ抹消ヲ請求スルコト能ハザルトキハ民事

訴訟法ノ規定ニ從ヒ公示催告ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ除權判決アリタルトキハ請求書ニ其ノ正本又ハ謄本ヲ添附シ登録權利者ノミニテ登録ノ抹消ヲ請求スルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テ請求書ニ債權證書又ハ登録セラレタル債務ノ辨濟證書ヲ添附シタルトキハ登録權利者ノミニテ債權ニ關スル登録ノ抹消ヲ請求スルコトヲ得

第五十八條 信託財産ニ屬スル登録社債ガ移轉ニ因リ信託財産ニ屬セザルニ至リタル場合ニ於テ爲スベキ信託ノ登録ノ抹消ハ移轉ノ登録ノ請求ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ信託財産ニ關スル登録社債ガ信託ノ終了ニ因リ移轉シタル場合ニ之ヲ準用ス

第五十九條 登録社債ニ對スル強制執行手續ノ完結シタルトキハ執行裁判所ハ遅滞ナク囑託書ニ之ヲ證スル書面ヲ添附シテ差押ノ登録ノ抹消ヲ登録機關ニ囑託スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ登録社債ニ對スル假差押、假處分又ハ滯納處分ニ因ル差押ノ手續ガ完結シタル場合ニ之ヲ準用ス

第六十條 社債等登録法第六條ノ規定ニ依リ爲シタル擔保權ノ登録ハ請求書ニ其ノ擔保ノ事由ノ止ミタルコト

ヲ證スル書面ヲ添附シ擔保ヲ供シタル者又ハ其ノ承繼人ノミニテ其ノ抹消ヲ請求スルコトヲ得

第六十一條 登録ノ抹消ヲ請求スル場合ニ於テ登録上利害關係ヲ有スル第三者アルトキハ請求書ニ其ノ第三者ノ承諾書又ハ其ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ベキ判決ノ正本若ハ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

第三章 雜則

第六十二條 登録ヲ爲シタル無記名社債ノ社債權者ニ關シテハ商法第三百二十條第四項及第三百二十一條第二項並ニ擔保附社債信託法第五十二條第二項及第九十五條第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ登録濟證ノ供託ヲ以テ債券ノ供託ト看做ス

第六十三條 社債等登録法ニ依リ報國債券ノ登録ヲ爲シタルトキハ臨時資金調整法第十四條ノ五ノ規定ノ適用ニ付テハ同條ノ規定ニ依リ保管ヲ委託シタルモノト看做ス

第六十四條 社債ノ登録ノ抹消アリタルトキハ社債權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ債券ノ發行ヲ請求スルコトヲ得

第六十五條 社債ヲ發行シタル會社登録社債ノ償還ヲ爲シタルトキハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社又ハ擔保附社債信託法ニ依ル受託會社ニ對シ償還ヲ爲シタル場

録ヲ爲シタルトキハ登録機關ハ職權ヲ以テ信託原簿ノ記載ヲ爲スコトヲ要ス

第五十四條 第四十七條、第四十八條、第五十一條及第五十二條ノ場合ヲ除クノ外第四十九條第一項ニ掲グル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ受託者ハ遅滞ナク其ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附シテ信託原簿ノ記載ヲ請求スルコトヲ要ス

受益者又ハ委託者ハ受託者ニ代位シテ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得第二十八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル請求ニ之ヲ準用ス

第五十五條 登録機關第五十一條第二項ノ規定ニ依リ信託原簿ノ記載ヲ爲シタルトキハ職權ヲ以テ社債登録簿ニ其ノ旨ヲ附記スルコトヲ要ス

第五節 抹消ニ關スル登録手續ノ

第五十六條 社債權者第三十六條第一項第二項又ハ第三十七條第一項ノ規定ニ依ル社債ノ登録ノ抹消ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ登録ヲ抹消スベキ各社債ノ金額、口數及債券ノ番號ヲ記載シ且當該社債權者ノ權利ニ關スル登録濟證ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十六條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十七條 登録權利者ガ登録義務者ノ行方ノ知レザルニ因リ登録ノ抹消ヲ請求スルコト能ハザルトキハ民事

訴訟法ノ規定ニ從ヒ公示催告ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ除權判決アリタルトキハ請求書ニ其ノ正本又ハ謄本ヲ添附シ登録權利者ノミニテ登録ノ抹消ヲ請求スルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テ請求書ニ債權證書又ハ登録セラレタル債務ノ辨濟證書ヲ添附シタルトキハ登録權利者ノミニテ債權ニ關スル登録ノ抹消ヲ請求スルコトヲ得

第五十八條 信託財産ニ屬スル登録社債ガ移轉ニ因リ信託財産ニ屬セザルニ至リタル場合ニ於テ爲スベキ信託ノ登録ノ抹消ハ移轉ノ登録ノ請求ト同一ノ書面ヲ以テ之ヲ請求スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ信託財産ニ關スル登録社債ガ信託ノ終了ニ因リ移轉シタル場合ニ之ヲ準用ス

第五十九條 登録社債ニ對スル強制執行手續ノ完結シタルトキハ執行裁判所ハ遅滞ナク囑託書ニ之ヲ證スル書面ヲ添附シテ差押ノ登録ノ抹消ヲ登録機關ニ囑託スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ登録社債ニ對スル假差押、假處分又ハ滯納處分ニ因ル差押ノ手續ガ完結シタル場合ニ之ヲ準用ス

第六十條 社債等登録法第六條ノ規定ニ依リ爲シタル擔保權ノ登録ハ請求書ニ其ノ擔保ノ事由ノ止ミタルコト

ヲ證スル書面ヲ添附シ擔保ヲ供シタル者又ハ其ノ承繼人ノミニテ其ノ抹消ヲ請求スルコトヲ得

第六十一條 登録ノ抹消ヲ請求スル場合ニ於テ登録上利害關係ヲ有スル第三者アルトキハ請求書ニ其ノ第三者ノ承諾書又ハ其ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ベキ判決ノ正本若ハ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

第三章 雜則

第六十二條 登録ヲ爲シタル無記名社債ノ社債權者ニ關シテハ商法第三百二十條第四項及第三百二十一條第二項並ニ擔保附社債信託法第五十二條第二項及第九十五條第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ登録濟證ノ供託ヲ以テ債券ノ供託ト看做ス

第六十三條 社債等登録法ニ依リ報國債券ノ登録ヲ爲シタルトキハ臨時資金調整法第十四條ノ五ノ規定ノ適用ニ付テハ同條ノ規定ニ依リ保管ヲ委託シタルモノト看做ス

第六十四條 社債ノ登録ノ抹消アリタルトキハ社債權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ債券ノ發行ヲ請求スルコトヲ得

第六十五條 社債ヲ發行シタル會社登録社債ノ償還ヲ爲シタルトキハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社又ハ擔保附社債信託法ニ依ル受託會社ニ對シ償還ヲ爲シタル場

録ヲ爲シタルトキハ登録機關ハ職權ヲ以テ信託原簿ノ記載ヲ爲スコトヲ要ス

第五十四條 第四十七條、第四十八條、第五十一條及第五十二條ノ場合ヲ除クノ外第四十九條第一項ニ掲グル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ受託者ハ遅滞ナク其ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附シテ信託原簿ノ記載ヲ請求スルコトヲ要ス

合ヲ除クノ外遲滞ナク之ヲ證スル書面ヲ添附シテ其ノ旨ヲ書面ニ依リテ登録機關ニ通知スルコトヲ要ス擔保附社債信託法ニ依ル受託會社又ハ同法第二十九條第一項ノ規定ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ガ登録社債ノ償還ヲ爲シタルトキ亦同ジ

前項ノ規定ハ登録社債權者ノ爲ニ社債ノ償還ヲ受ケタル社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社又ハ擔保附社債信託法ニ依ル受託會社ガ當該社債權者ニ對シ當該償還額ノ支拂ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス
登録機關前二項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ職權ヲ以テ遲滞ナク其ノ事由ヲ記載シテ當該社債ノ登録ヲ抹消スルコトヲ要ス

第六十六條 登録機關必要アリト認ムルトキハ當該登録機關ニ於テ登録ヲ取扱フベキ社債ヲ發行シタル會社ニ對シ當該社債ニ付發行セラレタル債券ノ見本ノ送付ヲ請求スルコトヲ得

第六十七條 社債等登録法及本令中主務大臣トアルハ大藏大臣及司法大臣トス

附 則

本令ハ社債等登録法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

社債等登録法施行規則（昭和十七年四月十五日）
（大藏・司法省令第一號）

社債等登録法施行規則左ノ通定ム

第一章 總 則

第一條 總 則

第一條 社債等登録法第二條ノ規定ニ依リ社債ノ登録ヲ取扱フベキ法人（以下登録機關ト稱ス）ノ役員又ハ用人ニシテ當該事務ニ従事スルモノハ同法第十二條第一項ノ規定ニ依リ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

第二條 社債等登録法ハ左ニ掲グル社債ニハ之ヲ適用セズ

- 一 同法ノ施行地域ニ於テ社債ノ償還又ハ利息ノ支拂ヲ爲サザル社債
- 二 外國ニ於テ募集シタル社債
- 三 券面金額五圓未満ノ報國債券

第三條 社債等登録法第十四條ノ外國又ハ外國法人ノ發行スル公債又ハ社債ハ同法ノ施行地域ニ於テ募集シタル滿洲國又ハ滿洲國法人ノ發行スル公債又ハ社債ニシテ主務大臣ノ指定シタルモノトス

主務大臣前項ノ指定ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス

第四條 登録機關左ノ各號ニ掲グル登録ヲ爲シタルトキ

ハ社債等登録法施行令（以下令ト稱ス）第五條第一項ノ規定ニ依リ社債原簿ヲ備フル會社ニ各其ノ掲グル事項ヲ通知スルコトヲ要ス

一 未登録ノ記名社債ノ登録ヲ爲シタルトキ又ハ登録ヲ爲シタル記名社債ニ關シ（信託ノ登録ヲ除ク）ヲ爲シタルトキハ請求書ニ記載シタル事項（令第二十一條第三號、第六號及第七號ニ掲グル事項ヲ除ク）
二 登録ヲ爲シタル記名社債ニ付信託ノ登録ヲ爲シタルトキハ前號ニ掲グル事項及信託原簿ニ記載シタル事項

三 未登録ノ無記名社債ノ登録ヲ爲シタルトキ又ハ其ノ抹消ノ登録ヲ爲シタルトキハ登録ヲ爲シタル（社債ノ名稱社債ヲ發行シタル會社ノ商號、社債ノ種類及社債ノ總額ガ數回ニ分チ發行セラレタル場合ニ於テハ其ノ回號ヲ謂フ以下同ジ）並ニ各社債ノ金額、口數及債券ノ番號

第五條 登録機關令第三十六條第一項ノ規定ニ依ル登録ノ請求ニ基キ未登録ノ社債ノ登録ヲ爲シタルトキハ請求書ニ添附シタル債券及利札ハ之ヲ債券ヲ發行シタル會社ニ送付スルコトヲ要ス

第六條 社債權者令第六十四條ノ規定ニ依リ債券ノ發行ヲ請求スルトキハ社債ノ登録ノ抹消ノ請求書ヲ添附ス

財政、金融法（社債等登録法）

ルコトヲ要ス

債券發行ノ請求書ニハ左ノ事項ヲ記載シ請求者之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

- 一 社債ノ名稱
- 二 債券ノ發行ヲ請求スル各社債ノ金額、口數及債券ノ番號
- 三 請求者ノ氏名住所
- 四 代理人ニ依リテ請求スルトキハ其ノ氏名及住所
- 五 債券ヲ發行スル會社ノ商號
- 六 年月日

第一項ノ請求アリタル場合ニ於テ社債ノ登録ヲ抹消スベキモノト認ムルトキハ登録機關ハ遲滞ナク債券發行ノ請求書ニ其ノ旨ヲ附記シ之ヲ債券ヲ發行スル會社ニ送付スルコトヲ要ス

前項ノ請求書ノ送付ヲ受ケタルトキハ債券ヲ發行スル會社ハ遲滞ナク發行ノ請求アリタル債券ヲ登録機關ニ送付スルコトヲ要ス

前項ノ債券ノ送付ヲ受ケタルトキハ登録機關ハ社債ノ登録ヲ抹消シ請求者ニ其ノ債券ヲ交付スルコトヲ要ス

第七條 社債登録簿ハ別表第一號様式ニ依リ之ヲ調製スルコトヲ要ス

第八條 社債登録簿ハ社債ノ名稱毎ニ口座ヲ分チ當該社

債ニ付債券ニ記載スベキ事項ヲ其ノ表紙ノ裏面ニ記載ス

第九條 社債登録簿ハ一社債権者ニ付一用紙ヲ備フ但シ社債権者ノ請求ニ依リ別用紙ヲ備フルコトヲ妨グズ

第十條 受附簿ハ別表第二號様式ニ依リ毎年之ヲ調製スルコトヲ要ス

第十一條 登録ヲ請求スル社債権者又ハ質権者ハ印鑑ニ葉ヲ登録機關ニ提出スルコトヲ要ス改印ヲ爲シタルトキ亦同ジ

印鑑ハ別表第三號様式ニ依リ之ヲ調製スルコトヲ要ス登録機關ハ第一項ノ規定ニ依リ提出シタル印鑑ノ内一葉ヲ自ら保存シ他ノ一葉ヲ請求書ニ掲グル社債ノ償還及利息ノ支拂ヲ受クベキ場所ニ交付スルコトヲ要ス第一項ノ規定ハ官廳又ハ公署ニハ之ヲ適用セズ

第十二條 社債登録簿及其ノ附屬書類ハ登録機關ノ本店（主務大臣ノ指定スル登録機關ニ在リテハ主務大臣ノ指定スル支店）ニ之ヲ備置クコトヲ要ス

主務大臣前項ノ指定ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス
第十三條 社債登録簿ニハ副本ヲ設ケ主務大臣ノ許可ヲ受ゲタル場所ニ之ヲ備置クコトヲ要ス

第十四條 社債登録簿ノ全部又ハ一部が滅失シタルトキハ登録機關ハ遲滞ナク主務大臣ニ其ノ旨ヲ報告スルコトヲ要ス

經過スル迄之ヲ保存スルコトヲ要ス

請求書其ノ他ノ附屬書類ハ請求書受附ノ日ヨリ十年間之ヲ保存スルコトヲ要ス

受附簿ハ調製シタル年ノ翌年ヨリ十年間之ヲ保存スルコトヲ要ス

第十八條 登録機關正當ノ事由ナクシテ登録ヲ爲サザルトキハ主務大臣ハ登録機關ニ對シ登録ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十九條 本令ハ地方債、特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非ザルモノノ發行スル債券及第三條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル滿洲國又ハ滿洲國法人ノ發行スル公債又ハ社債ニ之ヲ準用ス

第二章 登録ニ關スル手續

第二十條 請求書ノ提出アリタルトキハ受附簿ニ受附ノ年月日、受附番號、請求者ノ氏名及登録ノ目的ヲ記載シ請求書ニ受附ノ年月日及受附番號ヲ記載スルコトヲ要ス但シ請求書ガ多數ナルトキハ請求書ニ掲グル筆頭ノ者ノミノ氏名及他ノ人員ヲ記載スルヲ以テ足ル

第二十一條 登録ハ受附番號ノ順序ニ依リ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十二條 登録番號ハ始メテ登録ヲ爲ス順序ニ依リ口

財政、金融法（社債等登録法）

トヲ要ス社債登録簿及其ノ附屬書類ノ滅失スル虞アルトキ亦同ジ

第十五條 社債登録簿ノ全部又ハ一部が滅失シタルトキハ登録機關ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ當該副本ノ記載ヲ社債登録簿ニ轉寫シテ之ヲ再製スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ登録用紙中登録番號欄ニ其ノ口座ニ於ケル登録ノ順序ニ依リ新ナル番號ヲ記載シ其ノ右側ニ前登録番號、副本ノ記載ヲ轉寫シタル旨及轉寫ノ年月日ヲ記載シ登録事務ニ從事スル登録機關ノ職員（以下取扱者ト稱ス）捺印スルコトヲ要ス

登録機關社債登録簿ヲ再製シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ主務大臣ニ報告スルコトヲ要ス

第十六條 社債登録簿及其ノ附屬書類ノ閱覽又ハ社債登録簿ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ請求スル者ハ請求書ヲ登録機關ニ提出スルコトヲ要ス

前項ノ請求書ニハ利害ノ關係ヲ説明スル事由ヲ記載シ又ハ之ニ其ノ關係ヲ説明スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第十七條 社債登録簿、債券番號簿、共同人名簿、印鑑、信託原簿及社債登録簿ノ副本ハ登録ヲ爲ルタル社債（以下登録社債ト稱ス）ノ償還請求權又ハ償還額ノ支拂請求權ガ時効ニ因リテ消滅スベキ時期ノ後五年ヲ

座毎ニ之ヲ附ス

第二十三條 登録ヲ爲シタルトキハ取扱者捺印スルコトヲ要ス

第二十四條 社債及信託ニ關スル事項ヲ登録スルトキハ請求書ノ受附番號、登録ノ年月日、登録權利者ノ氏名及住所、登録原因及其ノ日附並ニ登録ノ目的其ノ他請求書ニ掲グル事項ニシテ登録スベキ權利ニ關スルモノヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ請求書ノ受附番號ハ摘要欄ニ、其ノ他ノ事項ニシテ相當欄ナキモノハ事由欄ニ記載ス

第二十五條 擔保權ニ關スル事項ヲ登録スルトキハ前條第一項ニ掲グモノノ外登録ヲ爲シタル順序ニ供リ順位番號ヲモ記載スルコトヲ要ス

差押、假差押及假處分ニ關スル事項ヲ登録スルトキハ登録ノ年月日並ニ差押ノ命令若ハ處分ノ命令ヲ記載スルコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ依ル登録ハ豫備欄ニ之ヲ爲ス
第二十六條 債券ノ番號ハ債券番號簿ニ之ヲ記載スルコトヲ得

債券番號簿ハ社債登録簿ノ一部ト看做ス
債券番號簿ハ別表第四號様式又ハ別表第五號様式ニ依リ之ヲ調製シ社債ノ名稱毎ニ口座ニ分ツコトヲ要ス

第二十七條 令第二十八條（令第十九條第二項、第四十五條第二項及第五十四條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル登録ノ請求ニ基キ登録ヲ爲ストキハ債権者ノ氏名及住所並ニ代位原因ヲモ記載スルコトヲ要ス

第二十八條 登録権利者ガ多數ナルトキハ請求書ニ掲グル筆頭ノ者ノミノ氏名及住所並ニ他ノ人員ヲ登録用紙ニ記載シ其ノ氏名及住所ヲ共同人名簿ニ記載スルコトヲ得登録義務者ノ氏名及住所ヲ登録用紙ニ記載スルコトヲ要スル場合ニ於テ登録義務者ガ多數ナルトキ亦同ジ

共同人名簿ハ別表第六號様式ニ依リ之ヲ調製スルコトヲ要ス

不動産登記施行細則第五十三條乃至第五十七條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十九條 附記ニ依ル登録ノ順位番號ヲ記載スルトキハ主登録ノ番號ヲ用ヒ其ノ番號ノ右側ニ附記何號ト記載スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ主登録ノ順位番號ノ右側ニ附記番號ヲ記載スルコトヲ要ス

第三十條 變更ノ登録又ハ更正ノ登録ヲ爲シタルトキハ變更又ハ更正シタル登録事項ヲ朱抹スルコトヲ要ス

登録番號ヲ記載スルコトヲ要ス

一 用紙ニ登録シタル社債ノ全部ニ付移轉ノ登録ヲ爲シタルトキハ從前ノ社債権者ノ登録用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

一 用紙ニ登録シタル社債ノ一部ニ付移轉ノ登録ヲ爲ストキハ移轉シタル各社債ノ金額、口數及債券ノ番號ハ從前ノ社債権者ノ登録用紙ニハ抹消額欄ニ之ヲ記載ス

第三十五條 信託原簿ハ別表第七號様式ニ依リ之ヲ調製スルコトヲ要ス

第三十六條 信託原簿用紙中ノ或欄ガ記載スベキ餘白ナキトキハ豫備欄ニ記載スルコトヲ要ス

第三十七條 信託原簿ノ表紙ニハ請求書受附ノ年月日及受附番號ヲ記載シ受附番號ノ順序ニ依リ之ヲ編綴シ番號ヲ附スルコトヲ要ス

番號ハ毎年之ヲ更新スルコトヲ要ス

第三十八條 信託ノ登録ヲ爲ストキハ摘要欄ノ相當部分ニ信託財産タル旨及信託原簿ノ番號ヲ記載スルコトヲ要ス

第三十九條 信託原簿ノ記載ヲ變更スルトキハ取扱者ハ別表第八號様式ニ依ル變更欄用紙ヲ編綴シテ契印ヲ爲シ之ニ記載スルコトヲ要ス

第四十條 社債登録簿ニ登録ヲ爲シタルトキ又ハ信託原簿ニ變更欄ニ記載スルコトヲ要ス

社債権者氏名住所欄又ハ社債ノ償還及利息ノ支拂ヲ受タベキ場所欄ニ記載シタル事項ノ變更又ハ更正ノ登録ハ各其ノ欄ニ之ヲ爲ス

第三十一條 登録ヲ抹消スルトキハ抹消ノ登録ヲ爲シタル後抹消スベキ登録ヲ朱抹スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ抹消ニ係ル權利ヲ目的トスル第三者ノ權利ニ關スル登録アルトキハ相當欄ニ其ノ第三者ノ權利ヲ表示シ何權利ノ登録ヲ抹消シタルニ因リ抹消スル旨ヲ記載シ其ノ登録ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第三十二條 登録ヲ回復スルトキハ回復ノ登録ヲ爲シタル後更ニ抹消ニ係ル登録ト同一ノ登録ヲ爲シ或登録事項ノミガ抹消ニ係ルトキハ附記ニ依リ更ニ其ノ事項ヲ登録スルコトヲ要ス

第三十三條 未登録ノ社債ノ登録ヲ爲ス場合ニ於テ支拂期ノ未ダ到來セザル利札中欠缺セルモノアルトキハ其ノ枚數及支拂期ヲ摘要欄ニ記載スルコトヲ要ス

第三十四條 社債ノ移轉ノ登録ヲ爲ストキハ從前ノ社債権者ノ登録用紙ニ登録ヲ爲シタル後新社債権者ノ登録用紙ニ登録ヲ爲スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ新社債権者ノ登録用紙中相當欄ニ移轉シタル社債ニ關スル實權其ノ他ノ登録ヲ移シ且各用紙ノ摘要欄ニ他ノ用紙ノ

簿ノ變更欄ニ記載ヲ爲シタルトキハ横線ヲ劃シテ餘白ト分界スルコトヲ要ス

第四十一條 登録機關左ニ掲グル登録ヲ完了シタルトキハ登録権利者ニ登録済證ヲ交付スルコトヲ要ス

一 未登録ノ社債ノ登録
二 登録社債ノ移轉ノ登録
三 擔保權ノ設定又ハ移轉ノ登録

前項ノ登録番號、登録ノ年月日、登録権利者ノ氏名及住所、社債ノ名稱、金額、口數及債券ノ番號其ノ他登録シタル權利ニ關スル事項、順位番號アルトキハ順位番號並ニ登録済ノ旨ヲ記載シ登録機關捺印スルコトヲ要ス

第四十二條 令第三十一條第二項ノ規定ニ依リ登録済證ノ再交付ヲ請求スルトキハ請求書ニ登録済證ヲ喪失シタルトコトヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ交付スル登録済證ニハ再交付ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第四十三條 請求書ニ添附シタル登録済證ニ記載シタル權利ノ全部ニ付移轉又ハ抹消ノ登録ヲ爲シタルトキハ

登録機關ハ其ノ登録済證ヲ回收スルコトヲ要ス

第四十四條 前條ニ規定スル場合ヲ除クノ外請求書ニ添附シタル登録済證ニハ登録ヲ爲シタル各社債ノ金額、口數及債券ノ番號、登録ノ目的並ニ登録済ノ旨ヲ記載シ登録機關捺印シテ之ヲ登録義務者ニ還付スルコトヲ要ス但シ登録名義人が多數ナル場合ニ於テ其ノ一部が登録義務者ナルトキハ登録義務者ノ氏名及住所ヲモ記載スルコトヲ要ス

第二十條第一項但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第四十五條 登録済證ノ所持人ハ登録済證ニ記載シタル事項ガ社債登録簿ニ現ニ存スル記載ト符合セザルニ至リタルトキハ登録機關ニ對シ其ノ書換ヲ請求スルコトヲ得

第四十六條 登録機關登録ヲ完了シタルトキハ第四十一條第一項ノ規定ニ依リ登録済證ヲ交付スル場合ヲ除クノ外登録權利者ニ對シ登録済ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ登録權利者が多數ナルトキハ其ノ一人ニ通知スルヲ以テ足ル
前二項ノ規定ハ令第二十九條ノ規定ニ依リ登録ヲ爲サザル場合ニ之ヲ準用ス
第四十七條 登録用紙中或欄ガ登録ヲ爲スベキ餘白ナキ

ニ至リタルトキハ新用紙中登録番號欄ニ前用紙ノ登録番號ヲ轉寫シ其ノ右側ニ其ノ番號ノ第二ナルコト並ニ前用紙ヲ編綴スル社債登録簿ノ冊數、頁數及其ノ繼續用紙ナルコトヲ記載シ且前用紙中登録番號ノ右側ニ第一ノ文字並ニ新用紙ヲ編綴セル社債登録簿ノ冊數、頁數及之ニ繼續スル旨ヲ記載スルコトヲ要ス
前用紙中他ノ欄ニ餘白アルトキハ其ノ欄ニ登録スベキ事項ニ付テハ仍之ニ登録ヲ爲スコトヲ要ス
前二項ノ規定ハ第三以下ノ繼續用紙ヲ備フル場合ニ之ヲ準用ス

第四十八條 一用紙ニ登録シタル社債ノ全部ニ付抹消ノ登録ヲ爲シタルトキハ其ノ用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス
第四十九條 登録用紙ヲ閉鎖スルトキハ登録番號ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第五十條 請求書ニ添付スル書類ノ原本ノ還付ヲ請求スルトキハ請求者ハ其ノ原本ト共ニ原本ニ相違ナキ旨ヲ記載シタル謄本ヲ添付スルコトヲ要ス
取扱者が書類ノ原本ヲ還付スルトキハ其ノ謄本ニ原本還付ノ旨ヲ記載シ捺印スルコトヲ要ス

第三章 雜 則
第五十一條 登録機關社債ノ登録ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク左ニ掲グル事項ヲ社債ノ償還及利息ノ支拂ヲ受ク

第五十三條 令第十一條ノ規定ニ依ル證票ハ別表第十二號様式ニ依ル

第五十四條 本令中主務大臣トアルハ大藏大臣司法大臣トス

附 / 則

本令ハ社債等登録法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

社債等登録法施行期日ノ件

(昭和十七年四月十日)
勅令第四百八號

朕社債等登録法施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

社債等登録法ハ昭和十七年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

戰時金融庫法

戰時金融庫は現在の情勢下に於ては企業の將來性が不確實で、一般金融機關の融資の對象として是不適當であるが、國家的に緊密な事業に對して投融资することを主眼として、株式の應募引受、貸付、社債引受及び有價證券の賣買を行ふもので、同金庫の設立により現在の日本協同證券は同金庫に統合される。而して同金庫の設立により

ベキ場所ニ通知スルコトヲ要ス
一 社債ノ名稱、金額、口數及債券ノ番號
二 社債權者ノ氏名及住所
三 利息ノ支拂期日及金額
四 登録ノ年月日
五 利息ノ支拂ヲ受クベキ者が社債權者ニ非ザルトキハ其ノ者ノ氏名及住所

第五十二條 登録機關社債ヲ發行シタル會社ヨリ登録社債ノ償還ヲ爲スベキ旨ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク左ニ掲グル事項ヲ社債ノ償還及利息ノ支拂ヲ受クベキ場所ニ通知スルコトヲ要ス擔保附社債信託法ニ依ル受託會社又ハ同法第二十九條第一項ノ規定ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケタル者ヨリ登録社債ノ償還ヲ爲スベキ旨ノ通知ヲ受ケタルトキ亦同ジ

一 償還ヲ爲スベキ社債ノ名稱、金額、口數及債券ノ番號
二 社債權者ノ氏名及住所
三 償還期日及金額
四 支拂フベキ利息アルトキハ其ノ金額
五 登録ノ年月日
六 社債ノ償還ヲ受クベキ者が社債權者ニ非ザルトキハ其ノ者ノ氏名及住所

現在の強制融資制度及び時局共同融資團の運用と相俟つて、今後戦時金融はある程度圓滑化するものと期待されるのである。戦時金融庫法の要綱左の如し。

- 一、戦時に際し生産擴充及び産業再編成等の爲め必要な資金にして従來の金融機關より調達を受くること困難なるものを供給し、併せて有價證券の市價安定を圖るため戦時金融庫を設立すること
- 二、戦時金融庫は之を法人とすること
- 三、戦時金融庫は主たる事務所を東京市に置き政府の認可を受け必要の地に從たる事務所を置くことを得ること
- 四、戦時金融庫の資本金は三億圓とする。但し政府の認可を受けて之を増加することを得ること
- 五、戦時金融庫は二億圓を限り戦時金融庫に出資することを得ること
- 六、戦時金融庫には總裁、副總裁各一人、理事及び監事若干名を置き政府之を命ずること

五、戦時金融庫に評議員若干名を置き政府之を命ずること

評議員は業務經營に關する重要な事項につき總裁の諮問に應ずること

六、戦時金融庫は左の業務を行ふこと

(一) 國家緊要産業を營む者又は政府の方針に基き、未働遊休設備を保有し、重要物資を貯藏し、若くは事業の整備を行ふ者にして必要な資金の調達困難なるものに對する投資及び融資

(二) 市價安定のためにする有價證券の賣買

(三) 前各號に附帶する業務

尙戦時金融庫はその目的達成上必要あるときは、政府の認可を受け前項以外の業務を行ふことを得ること

七、戦時金融庫は拂込資本金額の十倍を限り戦時金融債券を發行することを得ること

八、政府は戦時金融債券の元本の償還及び利息の支拂を保證することを得ること

九、政府は戦時金融庫が民間出資に對し一定率

の配當をなすため必要な補給金を交付すべきこと

十、戦時金融庫の業務を監督するため監理官を置くこと

十一、政府は金庫より投資又は融資を受けたる企業に對し監査を行ふことを得ること

十二、日本協同證券株式會社は之を戦時金融庫に統合すること

戦時金融庫法（昭和十七年二月十九日） （法律第三十二號）

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル戦時金融庫法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

戦時金融庫法

第一章 總 則

第一條 戦時金融庫ハ戦時ニ際シ生産擴充及産業再編成等ノ爲必要ナル資金ニシテ他ノ金融機關等ヨリ供給ヲ受クルコト困難ナルモノヲ供給シ併セテ有價證券ノ市價安定ヲ圖ルコトヲ目的トス

戦時金融庫ハ法人トス

第二條 戦時金融庫ハ主たる事務所ヲ東京市ニ置ク戦時金融庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル

財政、金融法（戦時金融庫法）

事務所ヲ設置シ又ハ銀行其ノ他主務大臣ノ指定スル者ヲシテ業務ノ一部ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第三條 戦時金融庫ノ資本金ハ三億圓トシ之ヲ三百萬圓ニ分チ一口ノ出資金額ヲ百圓トス但シ資本金ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第四條 戦時金融庫ハ出資ニ對シ出資證券ヲ發行ス

出資證券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 政府ハ二億圓ヲ限り戦時金融庫ニ出資スルトヲ得

前項ノ出資ハ國債證券ヲ交付シテ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

第六條 戦時金融庫ノ出資者ノ責任ハ其ノ出資額ヲ限度トス

出資者ハ戦時金融庫ニ拂込ムベキ出資額ニ付相殺ヲ以テ之ニ對抗スルコトヲ得ズ

第七條 出資者ハ戦時金融庫ノ承認ヲ經テ其ノ持分ヲ讓渡スルコトヲ得

第八條 持込ヲ怠リタル出資者ニ對シ戦時金融庫ガ一月以上ノ相當ノ期間ヲ定メ拂込ノ請求ヲ爲シタルニ拘ラズ出資者ガ拂込ヲ爲サザルトキハ戦時金融庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ出資者ノ持分ヲ處分スルコト

ヲ得
 戰時金融庫ハ持分ノ處分ニ依リテ得タル金額ヨリ滯納金額及定款ヲ以テ定ムル違約金ノ額ヲ控除シタル金額ヲ從前ノ出資者ニ拂戻スコトヲ要ス
 持分ノ處分ニ依リテ得タル金額ガ滯納金額ニ滿タザル場合ニ於テハ戰時金融庫ハ從前ノ出資者ニ對シ不足額ノ辨濟ヲ請求スルコトヲ得
 前三項ノ規定ハ戰時金融庫ガ損害賠償及定款ヲ以テ定ムル違約金ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ゲズ
 出資者ガ第一項ノ期間内ニ拂込ヲ爲サザルトキハ戰時金融庫ハ其ノ出資者ニ對シ二週間内ニ出資證券ヲ戰時金融庫ニ提出スベキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ提出ナキ出資證券ハ其ノ效力ヲ失フ
 前項ノ場合ニ於テハ戰時金融庫ハ遲滞ナク失効シタル出資證券ノ番號並ニ其ノ出資者ノ氏名及住所ヲ公告スルコトヲ要ス

第九條 戰時金融庫ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ
 一 目的
 二 名稱
 三 事務所ノ所在地
 四 資本金額及資産ニ關スル事項

五 役員ニ關スル事項
 六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
 七 戰時金融債券ノ發行ニ關スル事項
 八 會計ニ關スル事項
 九 公告ノ方法
 定款ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十條 戰時金融庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス
 前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十一條 戰時金融庫ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 戰時金融庫ニ非ザル者ハ戰時金融庫又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第二章 職員
第十三條 戰時金融庫ニ役員トシテ總裁副總裁各一人理事五人以上、監事二人以上及評議員若干人ヲ置ク
第十四條 總裁ハ戰時金融庫ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス
 副總裁ハ定款ノ定ムル所ニ依リ戰時金融庫ヲ代表シ

總裁ヲ輔佐シテ戰時金融庫ノ業務ヲ掌理シ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ
 理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ戰時金融庫ヲ代表シ總裁及副總裁ヲ輔佐シテ戰時金融庫ノ業務ヲ掌理シ總裁及副總裁共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁及副總裁共ニ缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ
 監事ハ戰時金融庫ノ業務ヲ監査ス
 評議員ハ戰時金融庫ノ業務ニ關スル重要事項ニ付總裁ノ諮問ニ應ジ又ハ總裁ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得
 總裁ハ主務大臣ノ定ムル事項ニ付テハ評議員ニ諮問スルコトヲ要ス

第十五條 總裁、副總裁、理事、監事及評議員ハ政府之ヲ命ズ
 總裁、副總裁及理事ノ任期ハ四年、監事及評議員ノ任期ハ二年トス

第十六條 總裁、副總裁及理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ從タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第十七條 總裁、副總裁及理事ハ他ノ職業ニ從事スルトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條 戰時金融庫ノ職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス
 前項ノ職員ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 業務
第十九條 戰時金融庫ハ左ノ業務ヲ行フ
 一 國家緊要産業ヲ營ム者又ハ政府ノ方針ニ基キ未備遊休設備（産業設備ニシテ未完成又ハ遊休ノ状態ニ在ルモノヲ謂フ）ヲ保有シ、重要物資ヲ貯藏シ若ハ事業ノ整備ヲ爲ス者ニ對スル出資
 二 前號ニ掲グル者ニ對スル資金ノ融通
 三 第一號ニ掲グル者ノ爲ニスル債務ノ引受又ハ保證
 四 第一號ニ掲グル者ノ發行スル社債（特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非ザルモノノ發行スル債券ヲ含ム）ノ應募又ハ引受
 五 市價安定ノ爲ニスル有價證券ノ賣買及保有
 六 前各號ノ業務ニ附帶スル業務
 戰時金融庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ業務ノ外戰時金融庫ノ目的達成上必要ナル業務ヲ行フコトヲ得

第四章 戰時金融債券
第二十條 戰時金融庫ハ拂込資本金額ノ十倍ヲ限リ戰時金融債券ヲ發行スルコトヲ得

第二十一條 戰時金融債券ハ額面金額五十圓以上トシ無記名利札付トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名式ト爲スコトヲ得

第二十二條 戰時金融庫ハ戰時金融債券償換ノ爲一時第二十條ノ制限ニ依ラズ戰時金融債券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ戰時金融債券ヲ發行シタルトキハ發行後一月内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル舊戰時金融債券ヲ償還スベシ

第二十三條 政府ハ戰時金融債券ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ヲ保證スルコトヲ得

第二十四條 戰時金融庫ニ於テ戰時金融債券ヲ發行セシトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十五條 戰時金融債券ノ消滅時効ハ元本ニ在リテハ十五年、利息ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

第二十六條 所得税法及有價證券移轉税法中國債以外ノ公債ニ關スル規定ハ戰時金融債券ニ之ヲ準用ス

第二十七條 本章ニ規定スルモノヲ除ク外戰時金融債券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 會計及補助

第二十八條 戰時金融庫ノ事業年度ハ四月ヨリ翌年三月迄トス

第二十九條 戰時金融庫ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目錄、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クコトヲ要ス

第三十條 戰時金融庫ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

一 國債又ハ地方債ノ取得
二 大藏省預金部若ハ銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金

第三十一條 戰時金融庫剩餘金ノ處分ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十二條 戰時金融庫ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ剩餘金中ヨリ準備金ノ積立ヲ爲スベシ

第三十三條 戰時金融庫ノ毎事業年度ニ於ケル配當シ得ベキ剩餘金額ガ政府以外ノ出資者ノ拂込出資者ノ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ五ノ割合ニ達セザルトキハ剩餘金額ナキトキ及損失ヲ生ジタルトキヲ含ムハ政府ハ之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ

毎事業年度ニ於ケル配當シ得ベキ剩餘金額ガ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ五ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ先ヅ之ヲ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

前條ノ準備金中損失ノ填補又ハ配當準備ノ爲積立テタル金額ハ後事業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依ル補給

金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ剩餘金ト看做ス

第三十四條 戰時金融庫ハ毎事業年度ニ於ケル配當シ得ベキ剩餘金額（前條第二項ノ規定ニ依リ償還ニ充ツベキ金額アルトキハ之ヲ控除シタル殘額トス以下同ジ）ガ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ五ノ割合ヲ超過セザルトキハ政府ノ出資ニ對シ剩餘金ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ

戰時金融庫ハ毎事業年度ニ於ケル配當シ得ベキ剩餘金額ガ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ五ノ割合ニ達セザル場合ニ於テ政府以外ノ出資者ノ拂込出資金額ニ對シ年百分ノ五ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ政府ニ配當スベシ

第三十五條 第十九條第一項第一號又ハ第四號ノ規定ニ依ル出資又ハ社債（特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非ザルモノノ發行スル債券ヲ含ム以下本條ニ於テ同ジ）ノ保有ヨリ生ズル戰時金融庫ノ甲種ノ配當利子所得ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ分類所得稅ヲ課セズ

戰時金融庫ガ同條第二項ノ規定ニ依リ出資又ハ社債ノ保有ヲ爲ス場合ニ於テ之ヨリ生ズル甲種ノ配當利子所得ニ付亦同ジ

第三十六條 戰時金融庫ガ第三十三條第一項ノ規定ニ

依リ受クル補給金ハ命令ノ定ムル所ニ依リ法人税法ニ依ル所得、營業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依リ利益ノ計算上之ヲ益金ニ算入セズ

第六章 監督

第三十七條 戰時金融庫ハ主務大臣之ヲ監督ス

第三十八條 主務大臣ハ戰時金融庫ノ目的達成上必要アリト認ムルトキハ必要ナル業務ノ施行ヲ命ジ又ハ定款ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三十九條 戰時金融庫ハ業務開始ノ際業務ノ方法ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第四十條 主務大臣ハ戰時金融庫ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第四十一條 主務大臣ハ戰時金融庫監督官ヲ置キ戰時金融庫ノ業務ヲ監視セシム

第四十二條 戰時金融庫監督官ハ何時ニテモ戰時金融庫ノ業務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得
戰時金融庫監督官ハ何時ニテモ戰時金融庫ニ命ジ業務及財産ノ狀況ヲ報告セシムルコトヲ得
戰時金融庫監督官ハ戰時金融庫ノ諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第四十三條 戰時金融庫ノ役員ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ政府ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第七章 雜則

第四十四條 戰時金融庫ガ第十九條ノ規定ニ依ル業務ニ因リテ受ケタル損失ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ及
其ノ額ハ特別融通損失審査會之ヲ決定ス

第四十五條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル者ヨリ其ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

- 一 戰時金融庫ヨリ出資又ハ資金ノ融通ヲ受ケタル者
- 二 戰時金融庫ニ依リ債務ヲ引受ケラレ又ハ保證セラレタル債務者
- 三 戰時金融庫ニ依リ應募セラレ又ハ引受ケラレタル社債ノ發行者

第八章 罰則

第四十六條 前條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

ハ其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

第四十九條 第十二條ノ規定ニ違反シ戰時金融庫又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用ヒタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

附則

第五十條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十一條 政府ハ設立委員ヲ命ジ戰時金融庫ノ設立ニ關スル事務ヲ處理ス

第五十二條 日本協同證券株式會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ商法第三百四十三條ニ定ムル株主總會ノ決議ヲ以テ戰時金融庫ニ吸收セララルコトヲ得

日本協同證券株式會社前項ノ決議ヲ爲シタルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第五十三條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第五十四條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ總出資ヨリ政府ニ割當ツベキ出資及日本協同證券株式會社ノ株式ニ引當ツベキ出資ヲ控除シタル殘餘ノ出資ニ付
出資者ヲ募集スベシ

前項ノ出資ノ引當ハ日本協同證券株式會社ノ株式ニ付
ニ付戰時金融庫ノ半額拂込濟出資一口ノ割合ヲ以テ

法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前項前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前項ノ罰金刑ヲ科ス

第四十七條 左ノ場合ニ於テハ戰時金融庫ノ總裁、副總裁、理事又ハ監事ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス

- 一 本法ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ
 - 二 本法ニ規定セザル業務ヲ行ヒタルトキ
 - 三 第二十條又ハ第二十二條第二項ノ規定ニ違反シ戰時金融債券ノ發行ヲ爲シ又ハ償還ヲ爲サザルトキ
 - 四 第三十條ノ規定ニ違反シ業務上ノ餘裕金ヲ運用シタルトキ
 - 五 主務大臣ノ命令又ハ處分ニ違反シタルトキ
 - 六 第四十二條ノ規定ニ依ル戰時金融庫監理官ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ命ズル報告ヲ爲サザルトキ
- 第四十八條 左ノ場合ニ於テハ戰時金融庫ノ總裁、副總裁、理事又ハ監事ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス
- 一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ違反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ
 - 二 第二十九條ノ規定ニ依ル書類ヲ備置カザルトキ又

之ヲ爲スコトヲ要ス

第五十五條 設立委員ハ前條第一項ノ募集ヲ終リタルトキハ出資申込書ヲ主務大臣ニ提出シ設立ノ認可ヲ申請スベシ

前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク日本協同證券株式會社ノ株式ニ引當ツベキ出資以外ノ出資ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第五十六條 前條第二項ノ拂込完了シタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク其ノ事務ヲ戰時金融庫總裁ニ引渡スベシ

戰時金融庫總裁前項ノ事務ノ引渡ヲ受ケタルトキハ總裁、副總裁、理事及監事ノ全員ハ設立ノ登記ヲ爲スベシ

戰時金融庫ハ前項ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第五十七條 戰時金融庫ノ成立ニ因リ日本協同證券株式會社ハ之ニ吸收セララルモノトシ日本協同證券株式會社ノ權利義務ハ戰時金融庫ニ於テ之ヲ承繼ス

第五十八條 日本協同證券株式會社ノ株式ヲ目的トスル質權其ノ他ノ權利ハ其ノ株式ニ對シ引當テラレタル出資ノ持分ノ上ニ存在ス

第五十九條 第五十七條ノ規定ニ依ル日本協同證券株式會社ヨリ戰時金融庫ヘノ有價證券ノ移轉ニ付テハ有

價證券移轉稅ヲ課セズ

第六十條 本法ニ規定スルモノヲ除クノ外戰時金融庫ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 第五十二條第一項ノ決議ナキ場合又ハ其ノ決議ガ效力ヲ生ゼザル場合ニ於テハ戰時金融庫ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十二條

登錄稅法中左ノ通改正ス

- 一 戰時金融債券ノ拂込 拂込金額千分ノ一
 - 二 登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止 每一件金十圓
- 從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項各號ノ登記ヲ受クルトキハ每一件金二圓ノ登錄稅ヲ納ムベシ
- 第十九條第七號中「庶民金融庫、」ノ下ニ「戰時金融庫、」ヲ、「庶民金融庫法、」ノ下ニ「戰時金融庫法、」ヲ加フ

第六十三條

印紙稅法中左ノ通改正ス

- 第五條第六號ノ三ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
- 六ノ三ノ二 戰時金融債券及戰時金融庫ノ發スル 出資證券

第六十四條

有價證券業取締法中左ノ通改正ス

第一條中「及有價證券割賦販賣業者」ヲ、「有價證券割

賦販賣業者及戰時金融庫」ニ改ム

戰時金融庫法施行令

（昭和十七年二月二十七日）
勅令 第一百十七號

朕戰時金融庫法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

戰時金融庫法施行令

第一章 出資證券

第一條 戰時金融庫ノ出資證券ニハ左ノ事項及番號ヲ記載シ總裁之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

- 一 戰時金融庫ノ名稱
 - 二 戰時金融庫成立ノ年月日
 - 三 資本金額
 - 四 出資一口ノ金額
 - 五 出資一口ニ付拂込ミタル金額
- 第二回以後ノ出資拂込ヲ爲サシメタルトキハ拂込アル毎ニ其ノ金額ヲ出資證券ニ記載スルコトヲ要ス
- 第二條 出資證券ハ記名式トス
- 第三條 出資者ノ持分ノ移轉ハ取得者ノ氏名及住所ヲ出資者原簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ出資證券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ戰時金融庫其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第四條

出資者ノ持分ヲ以テ質權ノ目的ト爲スニハ出資證券ヲ交付スルコトヲ要ス

第五條

戰時金融庫法第八條第一項ノ規定ニ依ル出資者ノ持分ノ處分アリタルトキハ其ノ持分ヲ目的トスル質權ハ從前ノ出資者ガ同條第二項ノ規定ニ依リテ拂戻ヲ受クベキ金錢ノ上ニ存在ス

第六條

出資者ノ持分ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ戰時金融庫ガ質權設定者ノ請求ニ依リ質權者ノ氏名及住所ヲ出資者原簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ出資證券ニ記載シタルトキハ質權者ハ戰時金融庫ヨリ剩餘金ノ配當又ハ前條ノ金錢ノ支拂ヲ受ケ他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ニ充ツルコトヲ得

第七條

戰時金融庫ハ主タル事務所ニ出資者原簿ヲ備置クコトヲ要ス

- 一 出資者ノ氏名及住所
- 二 各出資者ノ出資口數及出資證券ノ番號

三 出資各口ニ付拂込ノ年月日

四 各出資證券ノ取得ノ年月日

戰時金融庫ノ出資者及債權者ハ業務時間内何時ニテモ出資者原簿ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第八條 出資者ニ對スル通知又ハ催告ハ出資者原簿ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者ガ別ニ其ノ住所ヲ戰時金融庫ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル

前項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スベカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス

前二項ノ規定ハ出資申込人、出資引受人又ハ從前ノ出資者ニ對スル通知及催告ニ之ヲ準用ス

第二章 戰時金融債券

第九條 戰時金融債券ノ募集ニ應ゼントスル者ハ戰時金融債券申込證ニ通シ其ノ引受クベキ戰時金融債券ノ數

及住所ヲ記載シ之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

戰時金融債券申込證ハ總裁之ヲ作成シ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 戰時金融庫ノ名稱
- 二 戰時金融債券ノ總額
- 三 各戰時金融債券ノ金額
- 四 戰時金融債券ノ利率

- 五 戰時金融債券償還ノ方法及制限
- 六 利息支拂ノ方法及期限
- 七 戰時金融債券發行ノ償額又ハ其ノ最低償額
- 八 戰時金融庫ノ資本金額及拂込資本金額
- 九 舊戰時金融債券借換ノ爲戰時金融庫法第二十條ノ制限ニ依ラズ戰時金融債券ヲ發行スルトキハ其ノ旨
- 十 前ニ戰時金融債券ヲ發行シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘザル總額
- 十一 戰時金融債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社アルトキハ其ノ商號
- 十二 戰時金融債券ノ應募額ガ總額ニ達セザル場合ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨
- 戰時金融債券發行ノ最低償額ヲ定メタル場合ニ於テハ應募者ハ戰時金融債券申込證ニ應募償額ヲ記載スルコトヲ要ス
- 第十條 前條ノ規定ハ契約ニ依リ戰時金融債券ノ總額ヲ引受ケタル場合ニハ之ヲ適用セズ戰時金融債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ガ自ら戰時金融債券ノ一部ヲ引受ケル場合ニ於テ其ノ一部ニ付亦同ジ
- 第十一條 戰時金融債券ノ應募總額ガ戰時金融債券申込

- 證ニ記載シタル戰時金融債券ノ總額ニ達セザルトキト雖モ戰時金融債券ヲ成立セシムル旨ヲ戰時金融債券申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ戰時金融債券ノ總額トス
- 第十二條 戰時金融債券ノ募集ガ完了シタルトキハ總裁ハ遲滞ナク各戰時金融債券ニ付其ノ金額ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス
- 第十三條 戰時金融債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ハ自己ノ名ヲ以テ戰時金融庫ノ爲ニ第九條第二項及前條ニ定ムル行爲ヲ爲スコトヲ得
- 第十四條 戰時金融債券ハ全額ノ拂込アリタル後ニ非ザレバ之ガ證券ノ發行ヲ爲スコトヲ得ズ
- 前項ノ證券ニハ第九條第二項第一號乃至第六號及第十一號ニ掲グル事項並ニ番號ヲ記載シ總裁之ニ記名捺印スルコトヲ要ス
- 第十五條 記名式戰時金融債券ノ移轉ハ取得者ノ氏名及住所ヲ戰時金融債券原簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ證券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ戰時金融庫其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ
- 記名式戰時金融債券ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタルトキハ質權者ノ氏名住所ヲ戰時金融債券原簿ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ戰時金融庫其ノ他ノ第三者ニ對抗

- スルコトヲ得ズ
- 第十六條 戰時金融債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ハ戰時金融債券ノ所有者ノ爲ニ戰時金融債券ノ償還ヲ受ケルニ必要ナル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス
- 前項ノ會社ガ戰時金融債券ノ償還ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ戰時金融庫ノ定款ニ定ムル方法ニ依リ公告シ且知レタル戰時金融債券ノ所有者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス
- 前項ノ場合ニ於テ戰時金融債券ノ所有者ハ證券ト引換ニ償還額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得
- 第十七條 戰時金融債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ニ以テ上アルトキハ其ノ權限ニ屬スル行爲ハ共同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス
- 第十八條 戰時金融債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ニ以テ上アルトキハ戰時金融債券ノ所有者ニ對シ連帶シテ償還額ノ支拂ヲ爲ス義務ヲ負フ
- 第十九條 戰時金融庫會社ニ戰時金融債券募集ノ委託ヲ爲サントスルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受クベシ
- 第二十條 無記名式戰時金融債券ノ償還スル場合ニ於テ欠缺セル利札アルトキハ之ニ相當スル金額ヲ償還額ヨリ控除ス但シ既ニ支拂期ノ到來シタル利札ニ付テハ此

- ノ限ニ在ラズ
- 前項ノ利札ノ所持人ハ何時ニテモ之ト引換ニ控除金額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得
- 第二十一條 第十六條第三項ノ請求權ハ十五年、前條第二項ノ請求權ハ五年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス
- 第二十二條 戰時金融庫ハ主タル事務所ニ戰時金融債券原簿ヲ備置クコトヲ要ス
- 戰時金融債券原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
 - 一 戰時金融債券ノ數及番號
 - 二 證券發行ノ年月日
 - 三 第九條第二項第二號乃至第六號及第十一號ニ掲グル事項
- 戰時金融債券ヲ記名式ト爲シタルトキハ前項ニ掲グル事項ノ外其ノ戰時金融債券ノ所有者ノ氏名及住所並ニ取得ノ年月日ヲ戰時金融債券原簿ニ記載スルコトヲ要ス
- 戰時金融庫ノ出資者及債權者ハ業務時間内何時ニテモ戰時金融債券原簿ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得
- 第二十三條 第八條第一項及第二項ノ規定ハ戰時金融債券ノ應募者、權利者又ハ所有者ニ對スル通知及催告ニ之ヲ準用ス

無記名式戰時金融債券ノ所有者ニ對スル通知又ハ催告ト公告ノ方法ニ依ルコトヲ得

第三章 登記

第二十四條 戰時金融庫ノ設立ノ登記ハ總裁ガ設立委員ヨリ設立ニ關スル事務ノ引渡ヲ受ケタル日ヨリ二週間内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

設立ノ登記ニハ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所
- 四 資本金額
- 五 出資一口ノ金額
- 六 出資一口ニ付拂込ミタル金額
- 七 總裁、副總裁、理事及監事ノ氏名及住所
- 八 副總裁又ハ理事ノ代表權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限
- 九 公告ノ方法

戰時金融庫ハ設立ノ登記ヲ爲シタル後一週間内ニ從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第二十五條 戰時金融庫ノ成立後從タル事務所ヲ設ケ

タルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間内ニ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間内ニ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ前條第二項ニ掲グル事項ヲ登記シ他ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ同期間内ニ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルコトヲ要ス

主タル事務所又ハ從タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄區域内ニ於テ新ニ從タル事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

第二十六條 戰時金融庫ガ主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ二週間内ニ移轉ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

戰時金融庫ガ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所所在地ニ於テハ三週間内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ四週間内ニ第二十四條第二項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲スヲ以テ足ル

第二十七條 第二十四條第二項ニ掲グル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ變更ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十八條 戰時金融庫法第十六條ノ代理人ヲ選任シタルトキハ二週間内ニ之ヲ置キタル事務所ノ所在地ニ

於テ代理人ノ氏名及住所、代理人ヲ置キタル事務所並ニ代理人ノ代理權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限ヲ登記スルコトヲ要ス登記シタル事項ノ變更及代理人ノ代理權ノ消滅ニ付亦同ジ

第二十九條 戰時金融債券ヲ發行シタル場合ニ於テ第十

二條ノ拂込アリタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ戰時金融債券ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ登記ニハ第九條第二項第二號乃至第六號及第十一號ニ掲グル事項ヲ掲グルコトヲ要ス

第二十七條ノ規定ハ第一項ノ登記ニ之ヲ準用ス

第三十條 登記スベキ事項ニシテ大藏大臣ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第三十一條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第三十二條 戰時金融庫ノ登記ニ付テハ其ノ事務所所在地ノ區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス

各登記所ニ戰時金融庫登記簿ヲ備フ

第三十三條 設立ノ登記ヲ除クノ外本令ニ依ル登記ハ總

財政、金融法（戰時金融庫法）

裁ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第三十四條 設立ノ登記ノ申請書ニハ定款、出資申込書其ノ他出資ノ引受ヲ證スル書面、出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面並ニ總裁、副總裁、理事及監事ノ資格ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第三十五條 戰時金融庫法第十六條ノ代理人ノ選任ノ登記ノ申請書ニハ代理人ノ選任ヲ證スル書面及代理人ノ代理權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第三十六條 戰時金融債券ノ登記ノ申請書ニハ戰時金融債券申込證其ノ他戰時金融債券ノ引受ヲ證スル書面、各戰時金融債券ニ付第十二條ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面及戰時金融債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社アルトキハ其ノ委託ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第三十七條 事務所ノ新設又ハ事務所ノ移轉其ノ他第二十四條第二項ニ掲グル事項ノ變更ノ登記ノ申請書ニハ事務所ノ新設又ハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第三十八條 前條ノ規定ハ第二十八條ノ規定ニ依リ登記シタル事項ノ變更及戰時金融庫法第十六條ノ代理人ノ代理權ノ消滅並ニ戰時金融債券ニ關スル登記對項ノ變更ノ登記ニ之ヲ準用ス

第三十九條 非訟事件手續法第一百四十二條乃至第五百五十一條ノ六及第五百五十四條乃至第五百五十七條ノ規定ハ本令ニ依ル登記ニ之ヲ準用ス

第四章 雜 則

第四十條 大藏大臣ハ必要アリト認ムルトキハ戰時金融庫法第四十五條ノ規定ニ依リ左ノ各號ニ掲グル者（特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ヲ除ク）ヨリ其ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

一 戰時金融庫ヨリ出資又ハ資金ノ融通ヲ受ケタル者

二 戰時金融庫ニ依リ債務ヲ引受ケラレ又ハ債務ヲ保證セラレタル債務者

三 戰時金融庫ニ依リ應募セラレ又ハ引受ケラレタル社債ノ發行者

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

附 則

第四十一條 本令ハ戰時金融庫法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四十二條 日本協同證券株式會社戰時金融庫法第五

十二條第一項ノ決議ヲ爲シ之ニ付大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク決議ノ日ニ於ケル財産目錄及貸借對照表ヲ作成シ大藏大臣ノ承認ヲ受ケベシ

第四十三條 戰時金融庫法第五十三條ノ定款ニハ同法第九條第一項ニ規定スル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 戰時金融庫法第五十四條ノ規定ニ依リ日本協同證券株式會社ノ株式ニ引當ツベキ出資ノ口數及拂込金額

二 日本協同證券株式會社ノ戰時金融庫法第五十一條第一項ノ決議ノ日ニ於ケル財産ノ概況

第四十四條 戰時金融庫ニ出資ノ申込ヲ爲サントスル者ハ出資申込書三通ニ其ノ引受クベキ出資ノ口數及住所ヲ記載シ之ニ記名捺印シ設立委員ニ提出スルコトヲ要ス

出資申込書ハ設立委員之ヲ作成シ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 戰時金融庫ノ名稱

二 目的

三 定款認可ノ年月日

四 主たる事務所ノ所在地

五 資本金額

六 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法

七 公告ノ方法

前二項ノ規定ハ政府ノ出資申込ニハ之ヲ適用セズ

第四十五條 出資引受人ガ出資ノ第一回ノ拂込ヲ爲サザルトキハ設立委員ハ一定ノ期間内ニ其ノ拂込ヲ爲サズベキ旨及其ノ期間内ニ之ヲ爲サザルトキハ其ノ權利ヲ失フベキ旨ヲ出資引受人ニ通知スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ二週間ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ通知アリタルニ拘ラズ出資引受人ガ其ノ期間内ニ拂込ヲ爲サザルトキハ其ノ權利ヲ失フ此ノ場合ニ於テハ設立委員ハ其ノ者ガ引受ケタル出資ニ付更ニ出資者ヲ募集スベシ

第四十六條 出資ノ第一回ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク各出資者ノ出資口數、拂込ミタル金額及其ノ拂込ノ年月日ヲ記載シタル書面竝ニ此等ニ關スル證憑書類ヲ提出シ大藏大臣ノ檢査ヲ受ケベシ

第四十七條 前條ノ檢査終リタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク其ノ事務ヲ戰時金融庫總裁ニ引渡スベシ

戰時金融庫總裁前項ノ事務ノ引渡ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ大藏大臣ニ届出ツベシ

第四十八條 戰時金融庫ノ設立ノ登記ヲ爲シタルトキハ登記官吏ハ職權ヲ以テ日本協同證券株式會社ノ登記

用紙ニ其ノ事由ヲ記載シテ之ヲ閉鎖スベシ

戰時金融庫法施行規則

（昭和十七年二月二十八日）
大藏省令第十號

戰時金融庫法施行規則左ノ通定ム

戰時金融庫法施行規則

第一條 戰時金融庫戰時金融庫法第七條ノ規定ニ依リ出資者ニ對シ持分讓渡ノ承認ヲ爲サントスルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケベシ

第二條 戰時金融庫法第十八條第一項ノ規定ニ依リ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス職員ハ左ノ各號ニ掲グル者トス

一 戰時金融庫ノ役員

二 戰時金融庫ノ使用人但シ守衛、小使其ノ他勞働ニ従事スル者ヲ除ク

第三條 戰時金融庫法第十九條第一項第一號若ハ第四號又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル出資又ハ社債（特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ會社ニ非ザルモノノ發行スル債券ヲ含ム）ノ保有ヨリ生ズル戰時金融庫ノ甲種ノ配當利子所得ニシテ同法第三十五條ノ規定ニ依リ分類所得稅ヲ課セザルモノハ同條ノ規定ニ該當スルモノナルコトヲ證スル主務官廳ノ證明書ヲ當該

配當利子所得ノ支拂確定前所轄稅務署長ヲ經由シ其ノ支拂者ニ届出デタルモノニ限ル

第四條 戰時金融金庫法第三十三條第一項ノ規定ニ依リ受クル補給金ハ法人稅法ニ依ル所得、營業稅法ニ依ル純益及臨時利得稅法ニ依ル利益ノ計算上之ヲ益金ニ算入セズ但シ損失ノ填補ニ充テタル部分ノ金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本令ハ戰時金融金庫法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
日本協同證券株式會社ガ戰時金融金庫法第五十二條第一項ノ規定ニ依リ商法第三百四十三條ニ定ムル株主總會ノ決議ヲ以テ戰時金融金庫ニ吸收セラルルコトヲ得ル期間ハ戰時金融金庫法施行ノ日ヨリ三月以内トス

戰時金融金庫法施行期日ノ件

(昭和十七年二月二十七日
勅令 第一百十六號)

朕戰時金融金庫法施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

戰時金融金庫法ハ昭和十七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

夫を凝らすの要があるので、政府は南方開發金庫を設置し、同金庫をして斯かる狀況の下に於て必要なる資金の圓滑なる供給に遺憾なきを期することとしたのである。

又日本側金融機關が各地に於て業務を開始する場合に於ても、差向きは資金の調達が困難なる場合も豫想せられるし、貸付等に付ても必ずしも普通銀行の業務に適しない長期固定的なるものが相當所となることも明かであるので、此の種の貸付等は南方開發金庫をして行はしむることとしたのである。

尙ほ南方開發金庫に對しては差當り政府が全額を之に出資することにし、又政府は必要なる援助を與ふることとしてゐるが、將來情勢の推移に應じて、民間よりの出資を容れ得るやうな仕組にしてある。

南方開發金庫法

(昭和十七年二月十九日
法律 第三十三號)

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル南方開發金庫法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

財政、金融法 (南方開發金庫法)

南方開發金庫法

大東亞戰爭に際して帝國の對南方經濟政策の根本方針は、重要資源の需要を充足し、當面の戰爭遂行に遺憾なからしむることを主眼とし、併せて大東亞共榮圈の自給自足體制を確立せんとすることに於けることは言ふ迄も無い。従つて作戰に伴ひ南方に於ける豊富なる資源の開發利用を效率的に且つ重點的に促進することは極めて肝要であり、是が爲め必要なる資金を圓滑に供給するの途を開き置くことの必要あることはこれ亦當然である。而して南方諸地域に於ては現に作戰遂行中であり軍票を使用して居るのであるが、他面本邦と南方諸地域との間に於ては、尙早に確定的なる爲替比率を建てるが如きは困難であり、又不適當であると認められるので、當分の間は本邦と南方諸地域との間に特殊の場合を除き、資金の移動を認めないことを適當と考へられるのである。随つて資源の利用及び開發に所要の資金を調達供給するに付ても、斯くの如き特殊の狀況に應じて、格別の工

南方開發金庫法

第一章 總 則

第一條 南方開發金庫ハ南方地域ニ於ケル資源ノ開發及利用ニ必要ナル資金ヲ供給シ併セテ通貨及金融ノ調整ヲ圖ルヲ目的トス

南方開發金庫ハ法人トス

第二條 南方開發金庫ハ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク
南方開發金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ置クコトヲ得

第三條 南方開發金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ銀行其ノ他命令ヲ以テ定ムル法人ヲシテ業務ノ一部ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第四條 南方開發金庫ノ資本金ハ一億圓トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第五條 政府ハ一億圓ヲ南方開發金庫ニ出資スベシ

前項ノ出資ハ國債證券ヲ交付シテ之ヲ爲スコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

第六條 政府ハ其ノ持分ノ一部ヲ讓渡スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ讓渡ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 出資ノ第一回ノ拂込金額ハ出資金額ノ十分ノ一

ヲ下ラザル額トシ第二回以後ノ出資ノ拂込ノ時期及金額ハ南方開發金庫主務大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ定ム

第八條 南方開發金庫ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所ノ所在地
- 四 資本金額及資産ニ關スル事項
- 五 役員ニ關スル事項
- 六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
- 七 債券ノ發行ニ關スル事項
- 八 會計ニ關スル事項
- 九 公告ノ方法

定款ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第九條 南方開發金庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十條 南方開發金庫ニハ當分ノ内所得稅、法人稅及營業稅ヲ課セズ

北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ當分

ノ内南方開發金庫ノ事業ニ對シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ内務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 南方開發金庫ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ定ム

第十二條 南方開發金庫ニ非ザル者ハ南方開發金庫又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第二章 職員

第十三條 南方開發金庫ニ役員トシテ總裁副總裁各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第十四條 總裁ハ南方開發金庫ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理ス

副總裁ハ定款ノ定ムル所ニ依リ南方開發金庫ヲ代表シ總裁ヲ輔佐シテ南方開發金庫ノ業務ヲ掌理シ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ南方開發金庫ヲ代表シ總裁及副總裁ヲ輔佐シテ南方開發金庫ノ業務ヲ掌理シ總裁及副總裁共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁及副總裁共ニ缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ南方開發金庫ノ業務ヲ監査ス

第十五條 總裁及副總裁ハ勅令ヲ經テ政府之ヲ命ズ

理事及監事ハ主務大臣之ヲ命ズ

總裁、副總裁、理事及監事ノ任期ハ二年トス

第十六條 總裁、副總裁及理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ從タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第十七條 總裁、副總裁及理事ハ他ノ職務ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條 南方開發金庫ノ職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

第三條ノ場合ニ於テ當該業務ニ従事スル銀行其ノ他命令ヲ以テ定ムル法人ノ職員ニ付亦前項ニ同ジ

前二項ノ職員ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 業務

第十九條 南方開發金庫ハ資源ノ開發及利用ノ爲必要ナル融資又ハ投資ヲ爲スノ外左ノ事務ヲ行フ

- 一 預リ金
- 二 地金銀ノ賣買
- 三 通貨ノ交換
- 四 爲替ノ賣買

南方開發金庫ハ前項ノ事務ニ附帶スル業務ヲ行フコト

ヲ得

第二十條 南方開發金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前條ノ外南方開發金庫ノ目的達成上必要ナル業務ヲ行フコトヲ得

第四章 債券

第二十一條 南方開發金庫ハ拂込出資金額ノ十倍ヲ限リ債券ヲ發行スルコトヲ得

第二十二條 南方開發金庫ハ債券借換ノ爲一時前條ノ制限ニ依ラズ債券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ債券ヲ發行シタルトキハ發行後一月以内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル舊債券ヲ償還スベシ

第二十三條 南方開發金庫ニ於テ債券ヲ發行セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十四條 政府ハ債券ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ヲ保證スルコトヲ得

第二十五條 債券ノ消滅時效ハ元本ニ在リテハ十五年、利息ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

第二十六條 債券ノ所有者ハ南方開發金庫ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

前項ノ規定ハ民法上ノ一般ノ先取特權ノ行使ヲ妨グル

コトナシ

第二十七條 所得税法及有價證券移轉税法中國債以外ノ公債ニ關スル規定ハ債券ニ之ヲ準用ス

第二十八條 本章ニ規定スルモノヲ除クノ外債券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 會 計

第二十九條 南方開發金庫ノ事業年度ハ四月ヨリ翌年三月迄トス

第三十條 南方開發金庫ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目錄、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ主務大臣ノ承認ヲ受クベシ

第六章 監督及補助

第三十一條 南方開發金庫ハ主務大臣之ヲ監督ス

第三十二條 南方開發金庫借入金ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十三條 南方開發金庫剩餘金ノ處分ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十四條 南方開發金庫ハ業務開始ノ際業務ノ方法ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ニ重大ナル變更ヲ加ヘントスルトキ亦同ジ

南方開發金庫ハ毎事業年度ノ初ニ於テ事業計畫及收支豫算ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ニ重大ナル變

更ヲ加ヘントスルトキ亦同ジ

第三十五條 主務大臣ハ南方開發金庫ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十六條 役員ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ總裁及副總裁ニ付テハ政府、理事及監事ニ付テハ主務大臣之ヲ解任スルコトヲ得

第三十七條 政府ハ南方開發金庫ニ對シ第十九條第一項ニ規定スル融資又ハ投資ニ因リテ受ケタル損失ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ契約ハ之ニ基キ交付スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協賛ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第一項ノ損失ヲ決定スル基準ハ大藏大臣之ヲ定ム

第三十八條 前條第一項ノ損失及其ノ額ハ特別融通損失審査會之ヲ決定ス

第七章 罰 則

第三十九條 左ノ場合ニ於テハ南方開發金庫ノ總裁、副總裁、理事又ハ監事ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 本法ニ規定セザル業務ヲ行ヒタルトキ

三 第二十一條又ハ第二十二條第二項ノ規定ニ違反シ債券ノ發行ヲ爲シ又ハ償還ヲ爲サザルトキ

四 主務大臣ノ監督上ノ命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

第四十條 左ノ場合ニ於テハ南方開發金庫ノ總裁、副總裁、理事又ハ監事ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ違反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

二 第三十條ノ規定ニ依ル書類ヲ作成セザルトキ、其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ又ハ其ノ書類ニ付主務大臣ノ承認ヲ受ケザルトキ

第四十一條 第十二條ノ規定ニ違反シ南方開發金庫又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用ヒタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

附 則

第四十二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三條 政府ハ設立委員ヲ命ジ南方開發金庫ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第四十四條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク出資ノ

第一回ノ拂込ヲ政府ニ稟請スベシ

第四十五條 出資ノ第一回ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク其ノ事務ヲ南方開發金庫總裁ニ引渡スベシ

總裁前項ノ事務ノ引渡ヲ受ケタルトキハ總裁、副總裁、理事及監事ノ全員ハ設立ノ登記ヲ爲スベシ

南方開發金庫ハ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第四十六條 南方開發金庫ノ初事業年度ハ第二十九條ノ規定ニ拘ラズ成立ノ日ヨリ昭和十八年三月迄トス

第四十七條 本法ニ規定スルモノヲ除クノ外南方開發金庫ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十八條 政府ハ南方開發金庫ニ對シ貸付ヲ爲スコトヲ得

前項ノ貸付ニ關スル歳入歳出ハ臨時軍事費特別會計ニ屬セシム

第四十九條 登録税法中左ノ通改正ス

第十九條第七號中「庶民金庫」ノ上ニ「南方開發金庫、」ヲ、「庶民金庫法」ノ上ニ「南方開發金庫法、」ヲ、同條第十八號中「庶民金庫」ノ上ニ「南方開發金庫、」ヲ加フ

第五十條 印紙税法中左ノ通改正ス

第五條第六號ノ二ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

六ノ二ノ二 南方開發金庫ノ發スル債券

南方開發金庫法施行令（昭和十七年三月六日）
（勅令第四百四十八號）

朕南方開發金庫法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

南方開發金庫法施行令

第一章 登記

第一條 南方開發金庫ノ設立ノ登記ハ總裁ガ設立委員ヨリ設立ニ關スル事務ノ引渡ヲ受ケタル日ヨリ二週間内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス
設立ノ登記ニハ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所
- 四 資本金額及拂込出資金額
- 五 總裁、副總裁、理事及監事ノ氏名及住所
- 六 副總裁、又ハ理事ノ代表權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限
- 七 公告ノ方法

第二條 南方開發金庫ノ成立後從タル事務所ヲ設ケタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間内ニ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ前條第二項ニ掲グル事項ヲ

登記シ他ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ同期間内ニ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルコトヲ要ス

主タル事務所又ハ從タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄區域内ニ於テ新ニ從タル事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

第三條 南方開發金庫ガ主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ二週間内ニ移轉ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

南方開發金庫ガ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ三週間内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ四週間内ニ第一條第二項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲スコトヲ以テ足ル

第四條 第一條第二項ニ掲グル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ變更ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第五條 南方開發金庫法第十六條ノ代理人ヲ選任シタルトキハ二週間内ニ之ヲ置キタル事務所ノ所在地ニ於テ代理人ノ氏名及住所、代理人ヲ置キタル事務所並ニ代

理人ノ代理權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限ヲ登記スルコトヲ要ス登記シタル事項ノ變更及代理人ノ代理權ノ消滅ニ付亦同ジ

第六條 南方開發金庫ガ債券ヲ發行シタル場合ニ於テ第二十一條第一項ノ拂込アリタルトキ又ハ第二十四條ノ賣出期間滿了シタルトキハ一月内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ債券ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ登記ニハ第十八條第二項第二號乃至第七號ニ掲グル事項ヲ掲グルコトヲ要ス
第四條ノ規定ハ第一項ノ登記ニ之ヲ準用ス但シ同條中二週間又ハ三週間トアルハ一月トス

第七條 登記スベキ事項ニシテ大藏大臣ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第八條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滯ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第九條 南方開發金庫ノ登記ニ付テハ其ノ事務所所在地ノ區域判所ヲ以テ管轄登記所トス

各登記所ニ南方開發金庫登記簿ヲ備フ
第十條 設立ノ登記ヲ除クノ外本令ニ依ル登記ハ總裁ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス
第十一條 設立ノ登記ノ申請書ニハ定款、出資ノ第一回

財政、金融法（南方開發金庫法）

ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面並ニ總裁、副總裁、理事及監事ノ資格ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第十二條 南方開發金庫法第十六條ノ代理人ノ選任ノ登記ノ由請書ニハ代理人ノ選任ヲ證スル書面及代理人ノ代理權ニ制限ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第十三條 債券ノ登記ノ申請書ニハ債券申込證其ノ他債券ノ引受ヲ證スル書面及各債券ニ付第二十一條第一項ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面又ハ第二十四條ノ賣出期間内ニ於テ賣上ゲタル債券ノ總額ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第十四條 事務所ノ新設又ハ事務所ノ移轉其ノ他第一條第二項ニ掲グル事項ノ變更ノ登記ノ申請書ニハ事務所ノ新設又ハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第十五條 前條ノ規定ハ第五條ノ規定ニ依リ登記シタル事項ノ變更及南方開發金庫法第十六條ノ代理人ノ代理權ノ消滅並ニ債券ニ關スル登記事項ノ變更ノ登記ニ之ヲ準用ス

第十六條 非訟事件手續法第四百二十二條乃至第五百十一條ノ六及第五百十四條乃至第五百十七條ノ規定ハ本令ニ依ル登記ニ之ヲ準用ス

第二章 債券

第十七條 南方開發金庫ノ發行スル債券ハ無記名利札付トス但シ應募者又ハ所有若ノ請求ニ依リ記名式ト爲スコトヲ得

債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第十八條 債券ノ募集ニ應ゼントスル者ハ債券申込證ニ通シ其ノ引受クベキ債券ノ數及住所ヲ記載シ之ニ署名又ハ記名捺印スルコトヲ要ス

債券申込證ハ總裁之ヲ作成シ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 南方開發金庫ノ名稱
- 二 債券ノ名稱
- 三 債券ノ總額
- 四 各債券ノ金額
- 五 債券ノ利率
- 六 債券償還ノ方法及期限
- 七 利息支拂ノ方法及期限
- 八 債券發行ノ價額又ハ其ノ最低價額
- 九 南方開發金庫ノ資本金額及拂込出資金額
- 十 舊債券借換ノ爲南方開發金庫法第二十一條ノ制限ニ依ラズ債券ヲ發行スルトキハ其ノ旨
- 十一 前ニ債券ヲ發行シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘザル總額

債券發行ノ最低價額ヲ定メタル場合ニ於テハ應募者ハ債券申込證ニ應募價額ヲ記載スルコトヲ要ス

第十九條 前條ノ記定ハ契約ニ依リ債券ノ總額ヲ引受クル場合ニハ之ヲ適用セズ債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ガ自ラ債券ノ一部ヲ引受クル場合ニ於テ其ノ一部ニ付亦同ジ

第二十條 債券ノ應募總額ガ債券申込證ニ記載シタル債券ノ總額ニ達セザルトキト雖モ債券ヲ成立セシムル旨ヲ債券申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ債券ノ總額トス

第二十一條 債券ノ募集ガ完了シタルトキハ總裁ハ遲滯ナク各債券ニ付其ノ全額ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス
債券ハ全額ノ拂込アリタル後ニ非ザレバ之ガ證券ノ發行ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十二條 債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ハ自己ノ名ヲ以テ南方開發金庫ノ爲ニ第十八條第二項及前條第一項ニ定ムル行爲ヲ爲スコトヲ得

債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ニ以上アルトキハ前項ノ行爲ハ共同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十三條 債券ハ賣出ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第二十四條 賣出ノ方法ヲ以テ債券ヲ發行セントスルトキハ總裁ハ左ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス

- 一 賣出期間
- 二 債券賣出ノ價額
- 三 第十八條第二項第一號乃至第七號及第九號乃至第十一號ニ掲グル事項
- 四 第二十五條ニ規定スル事項

第二十五條 賣出期間内ニ賣上ゲタル債券ノ總額ガ前條ノ規定ニ依リ公告シタル債券ノ總額ニ達セザルトキハ其ノ賣上總額ヲ以テ債券ノ總額トス

第二十六條 債券ニハ第十八條第二項第一號乃至第七號ニ掲グル事項及證券番號ヲ記載シ總裁之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

賣出ノ方法ヲ以テ發行スル債券ニハ第十八條第二項第三號ニ掲グル事項ヲ記載スルコトヲ要セズ

第二十七條 記名式債券ノ移轉ハ取得者ノ氏名及住所ヲ債券原簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ證券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ南方開發金庫其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

記名式債券ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタルトキハ質權者ノ氏名及住所ヲ債券原簿ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ南方開發金庫其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第二十八條 無記名式債券ヲ償還スル場合ニ於テ欠缺セル利札アルトキハ之ニ相當スル金額ヲ償還額ヨリ控除ス但シ既ニ支拂期ノ到來シタル利札ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ利札ノ所持人ハ何時ニテモ之ト引換ニ控除金額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求權ハ五年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第二十九條 南方開發金庫ハ主タル事務所ニ債券原簿ヲ備置クコトヲ要ス

債券原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 債券ノ數及番號
 - 二 證券發行ノ年月日
 - 三 第十八條第二項第二號乃至第七號ニ掲グル事項
- 債券ヲ記名式ト爲シタルトキハ前項ニ掲グル事項ノ外其ノ債券ノ所有者ノ氏名及住所並ニ取得ノ年月日ヲ債券原簿ニ記載スルコトヲ要ス
- 南方開發金庫ノ債權者ハ業務時間内何時ニテモ債券原簿ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得

第三十條 記名式債券ノ所有者ニ對スル通知又ハ催告ハ債券原簿ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ其ノ者ガ別ニ、其ノ住所ヲ南方開發金庫ニ通知シタルトキハ其ノ住所

ニ宛ツルヲ以テ足ル
前項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スベカリシ時ニ到
達シタルモノト看做ス
前二項ノ規定ハ債券ノ應募者又ハ権利者ニ對スル通知
及催告ニ之ヲ準用ス
無記名式債券ノ所有者ニ對スル通知又ハ催告ハ公告ノ
方法ニ依ルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

**同法ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做サ
ルル職員ノ範圍指定ノ件**

(昭和十七年三月七日)
(大藏省令第十二號)

南方開發金庫法第十八條第三項ノ規定ニ依リ同條第一項
及第二項ノ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做サルル
職員ノ範圍左ノ通定ム
一 南方開發金庫ノ役員
二 南方開發金庫ノ使用人但シ守衛、小使其ノ他勞働
ニ従事スル者ヲ除ク
三 南方開發金庫法第三條ノ規定ニ依リ南方開發金庫
ノ業務ノ一部ヲ取扱フ法人ノ役員ニシテ當該業務ニ
従事スル者

四 前號ノ法人ノ使用人ニシテ南方開發金庫ノ業務ニ
従事スル者但シ守衛、小使其ノ他勞働ニ従事スル者
ヲ除ク
附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

七、厚生法

國民醫療法

國民醫療法は大東亞戰爭完遂のため戦力増強の
方策として、國民に對しあまねく適切なる醫療を
受けしめんとする主旨に基くものであつて、その
骨子は左の通りである。

- 一、國民に適正なる醫療をうけしめ、以つて國民
保健の向上を計るため醫療法を制定し、現行醫
師法および齒科醫師法の内容は本法に統合規定
したること
- 二、醫師の本分を明定し、以つて醫道の振作、醫
術の進歩に資したること
- 三、病院、診療所及び産院の開設には許可を要す
ることとし、以つて醫療施設の適正なる配置に
資したること
- 四、厚生大臣必要ありと認むるときは、醫師及び
齒科醫師の免許をはじめて受けたるものにつき

厚生法 (國民醫療法)

一定期間内その勤務指定をなし得るものとした
こと

- 五、厚生大臣必要ありと認むるときは、醫療關係
者に對し醫療内容につき必要なる措置を講じ得
ることとし、また醫療關係者をして醫療上必要
なる事項の修得をなさしむることを得ることと
し、以つて醫術の向上に資したること
- 六、厚生大臣は醫療報酬及び給與等が高額に失す
る場合に於ては、これが抑制につき必要なる措
置を講じ得るものとしたこと
- 七、醫師會及び齒科醫師會の使命、會員の範圍そ
の他につき必要なる改正を加へ、以つてその公
共的活動の強化を計つたこと
- 八、醫療施設の普及並びに醫療内容の向上に資し
併せて醫師の醫療經營上の負擔軽減に資するた
め日本醫療團を設置することとしたこと

國民醫療法 (昭和十七年二月二十四日)

(法律 第七十號)

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル國民醫療法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ
公布セシム

國民醫療法

第一章 總 則

第一條 本法ハ國民醫療法ノ適正ヲ期シ國民體力ノ向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本法ニ於テ醫務關係者トハ醫師、齒科醫師、保健婦、助産婦及看護婦ヲ謂フ

第二章 醫師及齒科醫師

第三條 醫師及齒科醫師ハ醫術及保健指導ヲ掌リ國民體力ノ向上ニ寄與スルヲ以テ其ノ本分トス

第四條 醫師又ハ齒科醫師タラントスル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ醫師免許又ハ齒科醫師免許ヲ與ヘズ

一 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 未成年者、禁治産者、準禁治産者、精神病者、聾者、啞者及盲者

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ醫師免許又ハ齒科醫師免許ヲ與ヘザルコトアルベシ

一 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者

二 醫事ニ關シ罰金ニ處セラレタル者

三 前二號ニ該當スル者ヲ除クノ外醫事ニ關シ不正ノ行為アリタル者

ハ處方箋ヲ交付スルコトヲ得ズ

第十一條 醫師診療ヲ爲シタルトキハ本人又ハ其ノ保護者ニ對シ療養ノ方法其ノ他體力ノ向上ニ必要ナル事項ノ指導ヲ爲スベシ

前項ノ規定ハ齒科醫師診療ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス

第十二條 醫師又ハ齒科醫師診療ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク診療ニ關スル事項ヲ診療録ニ記載スベシ

前項ノ診療録ニシテ病院又ハ診療所ニ依リ爲シタル診療ニ關スルモノハ其ノ病院又ハ診療所ノ管理者ニ於テ其ノ他ノ診療ニ關スルモノハ其ノ醫師又ハ齒科醫師ニ於テ五年間之ヲ保存スベシ

第十三條 醫師又ハ齒科醫師醫業又ハ齒科醫業ニ關シ命令ヲ以テ定ムル科名ニ付專門ヲ標榜セントスルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十四條 醫業又ハ齒科醫業ニ關シテハ何人ト雖モ前條ノ規定ニ依ル專門ノ標榜ノ外技能、治療方法、經歷又ハ學位ニ關スル廣告ヲ爲スコトヲ得ズ但シ醫師又ハ齒科醫師ノ稱號及命令ヲ以テ定ムル診療科名ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

主務大臣ハ前項ニ規定スルモノノ外醫業又ハ齒科醫業ニ關スル廣告ヲ制限スル爲ニ必要ナル命令ヲ發スルコト

厚生法 (國民醫療法)

第七條 厚生省ニ醫籍及齒科醫籍ヲ備ヘ醫師免許及齒科醫師免許ニ關スル事項ヲ登錄ス

登錄スベキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 醫師ニ非ザレバ醫業ヲ、齒科醫師ニ非ザレバ齒科醫業ヲ爲スコトヲ得ズ

醫師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ齒科專門ヲ標榜シ又ハ齒科醫業中命令ヲ以テ定ムル行為ヲ爲スコトヲ得ズ

第九條 診察ニ從事スル醫師又ハ齒科醫師ハ診察治療ノ需アル場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

診察又ハ檢案ヲ爲シタル醫師ハ診斷書、檢案書又ハ死産證書ノ交付ノ需アル場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

診察ヲ爲シタル齒科醫師ハ診斷書ノ交付ノ需アル場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十條 醫師ハ自ら診察セズシテ治療ヲ爲シ、診斷書若ハ處方箋ヲ交付シ又ハ自ら檢案セズシテ檢案書若ハ死産證書ヲ交付スルコトヲ得ズ但シ診療中ノ患者死亡シタル場合ニ交付スル死亡診斷書ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

齒科醫師ハ自ら診察セズシテ治療ヲ爲シ又ハ診斷書若

ヲ得

第十五條 醫師又ハ齒科醫師第五條各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ免許ヲ取消スベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

醫師又ハ齒科醫師第六條各號ノ一ニ該當シ又ハ醫師若ハ齒科醫師タルノ品位ヲ損スル行為アリタルトキハ免許ヲ取消シ又ハ期間ヲ定メテ醫業若ハ齒科醫業ヲ停止スルコトアルベシ其ノ事免許前ニ係ル場合亦同ジ前項ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖モ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ與フルコトアルベシ

第一項ノ取消處分ヲ受ケタル者ニ付第五條第二號ノ原

因止ミタルトキ亦同ジ

前項前段ノ規定ニ依リ再免許ヲ受ケタル者主務大臣ノ定ムル期間内ニ於テ第六條第一號ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ免許ハ効力ヲ失フ

第一項乃至第三項ノ處分ハ主務大臣之ヲ行フ

第三章 醫師會及齒科醫師會

第十六條 日本醫師會、道府縣醫師會、日本齒科醫師會及道府縣齒科醫師會ハ醫術及保健指導ノ改良發達ヲ圖リ國民體力ノ向上ニ關スル國策ニ協力スルヲ以テ目的トス

日本醫師會、道府縣醫師會、日本齒科醫師會及道府縣

齒科醫師會ハ法人トス

第十七條 醫師又ハ齒科醫師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣醫師會又ハ道府縣齒科醫師會ヲ設立スベシ

醫師又ハ齒科醫師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣醫師會又ハ道府縣齒科醫師會ノ會員トス

醫師又ハ齒科醫師ニ非ザルモ醫師免許又ハ齒科醫師免許ヲ受クル資格ヲ有スル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ道府縣醫師會又ハ道府縣齒科醫師會ノ會員タラシムルコトヲ得ルモノトス

第十八條 道府縣醫師會又ハ道府縣齒科醫師會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本醫師會又ハ日本齒科醫師會ヲ設立スベシ

道府縣醫師會又ハ道府縣齒科醫師會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本醫師會又ハ日本齒科醫師會ノ會員トス

第十九條 道府縣醫師會又ハ道府縣齒科醫師會ハ其ノ會員ヨリ徵收スベキ收入ニ關シテハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十條 前四條ニ規定スルモノノ外日本醫師會、道府縣醫師會、日本齒科醫師會及道府縣齒科醫師會ノ設立ノ手續、區域、機關、經費ノ負擔及其ノ徵收、監督、會員ノ懲戒其ノ他ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一條 病院、診療所又ハ産院ヲ開設セントスル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣又ハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ノ許可ヲ受クベシ

前項ニ規定スルモノノ外病院、診療所及産院ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 主務大臣國民體力ノ向上ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ警察關係者ト爲リタル者ヲシテ二年以内主務大臣ノ指定スル業務ニ從事スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル命令ハ初テ警察關係者ト爲リタル時ヨリ一年以内ニ之ヲ爲スモノトス

第二十三條 主務大臣國民體力ノ向上ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ警察關係者ニ對シ警察、保健指導、助産及看護ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第二十四條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ警察、保健指導、助産及看護ニ關シ必要ナル事項ノ修習ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十五條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ警察、助産及看護ノ報酬又ハ警察關係ノ受クベキ給與ニ關シ必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 主務大臣又ハ地方長官(東京府ニ在リテハ

警視總監ヲ含ム)必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ病院、診療所及産院ニ臨檢シ其ノ構造設備又ハ診療録其ノ他ノ帳簿類ヲ検査セシムルコトヲ得

第二十七條 本章ニ規定スルモノノ外保健婦、助産婦及看護婦ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條 本章ニ規定スル主務大臣ノ職權ノ一部ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム)ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第五章 日本醫療團

第二十九條 日本醫療團ハ國民體力ノ向上ニ關スル國策ニ則シ醫療ノ普及ヲ圖ルヲ以テ目的トス

日本醫療團ハ法人トス

第三十條 日本醫療團ハ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク

日本醫療團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第三十一條 日本醫療團ノ資本金ハ一億圓トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第三十二條 政府ハ一億圓ヲ日本醫療團ニ出資スベシ

前項ノ出資ハ國債證券ヲ交付シテ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

第四章 醫療等ノ指導及監督

第二十一條 病院、診療所又ハ産院ヲ開設セントスル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣又ハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ノ許可ヲ受クベシ

前項ニ規定スルモノノ外病院、診療所及産院ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 主務大臣國民體力ノ向上ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ警察關係者ト爲リタル者ヲシテ二年以内主務大臣ノ指定スル業務ニ從事スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル命令ハ初テ警察關係者ト爲リタル時ヨリ一年以内ニ之ヲ爲スモノトス

第二十三條 主務大臣國民體力ノ向上ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ警察關係者ニ對シ警察、保健指導、助産及看護ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第二十四條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ警察、保健指導、助産及看護ニ關シ必要ナル事項ノ修習ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十五條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ警察、助産及看護ノ報酬又ハ警察關係ノ受クベキ給與ニ關シ必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 主務大臣又ハ地方長官(東京府ニ在リテハ

第三十三條 第三十一條但書ノ場合ニ於テハ勅令ヲ以テ定ムル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ所有スル病院、診療所又ハ産院ノ設備及其ノ附屬設備ヲ出資スルコトヲ得

第三十四條 日本醫療團ハ出資ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ出資證券ヲ發行ス

第三十五條 出資者ハ日本醫療團ノ承認ヲ經ルニ非ザレバ其ノ持分ヲ讓渡スルコトヲ得ズ

第三十六條 日本醫療團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

一 目的

二 名稱

三 事務所ノ所在地

四 資本金額、出資及資産ニ關スル事項

五 役員及會議ニ關スル事項

六 業務及其ノ執行ニ關スル事項

七 醫療債券ノ發行ニ關スル事項

八 會計ニ關スル事項

九 公告ノ方法

定款ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得

第三十七條 日本醫療團ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第三十八條 日本醫療團ニハ所得稅、法人稅及營業稅ヲ課セズ

北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ日本醫療團ノ事業ニ對シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第三十九條 日本醫療團ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第四十條 日本醫療團ニ非ザル者ハ日本醫療團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第四十一條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及第五十七條並ニ非訴訟事件手續法第三十五條第一項ノ規定ハ日本醫療團ニ之ヲ準用ス

第四十二條 日本醫療團ニ總裁、副總裁各一人、理事五人以上及監事二人以上ヲ置ク

總裁ハ日本醫療團ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副總裁ハ定款ノ定ムル所ニ依リ日本醫療團ヲ代表シ總裁ヲ輔佐シテ日本醫療團ノ業務ヲ掌理ス

副總裁ハ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ日本醫療團ヲ代表シ總裁

及副總裁ヲ輔佐シテ日本醫療團ノ業務ヲ掌理ス

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ總裁及副總裁共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁及副總裁共ニ缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

第四十三條 總裁、副總裁、理事及監事ハ主務大臣之ヲ命ズ

總裁、副總裁及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

第四十四條 總裁、副總裁及理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ從タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第四十五條 總裁、副總裁及理事ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十六條 日本醫療團ニ參與理事ヲ置キ地方長官ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充ツ

參與理事ハ日本醫療團ノ業務ニ參與ス

第四十七條 日本醫療團ニ評議員若干人ヲ置キ主務大臣之ヲ命ズ

評議員ハ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニ付總裁ノ諮問ニ應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ

得

評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス

第四十八條 日本醫療團ニ顧問若干人ヲ置キ總裁ノ推薦ニ依リ主務大臣之ヲ命ズ

顧問ハ業務ニ關スル重要ナル事項ニ參畫セシム顧問ハ名譽職トス

第四十九條 日本醫療團ハ左ノ業務ヲ行フ

一 病院、診療所及産院ノ經營

二 前號ノ病院、診療所及産院ノ醫療關係者ノ指導及鍊成

三 前各號ノ業務ニ附帶スル事業

日本醫療團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ニ掲グル業務以外ノ業務ヲ行フコトヲ得

第五十條 日本醫療團病院、診療所又ハ産院ノ設備ノ讓渡又ハ貸付ニ付權限ヲ有スル者ト協議ヲ爲スモ協議調

ハザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ニ其ノ讓受又ハ借受ニ付決定ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ申請アリタルトキハ主務大臣ハ該事項ニ付必要ナル決定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ決定中對價ニ付不服アル者ハ其ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前三項ニ規定スルモノノ外決定及之ニ依ル病院、診療所又ハ産院ノ設備ノ讓渡又ハ貸付ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前四項ノ規定ハ病院、診療所又ハ産院ノ事業ノ讓渡又ハ貸付ニ之ヲ準用ス

第五十一條 日本醫療團ハ前條ノ規定ニ依リ讓受ケタル病院、診療所又ハ産院ノ設備又ハ事業ノ代價ニ付テハ國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

第五十二條 日本醫療團ハ第四十九條ニ規定スル業務ノ用ニ充ツル爲必要ナル土地、建物其ノ他ノ工作物又ハ土地ニ關スル所有權以外ノ權利ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ニ關シテハ土地收用法ヲ適用ス

第五十三條 日本醫療團ハ政府ノ拂込ミタル出資金額ノ五倍ヲ限リ醫療債券ヲ發行スルコトヲ得

第五十四條 醫療債券ハ額面金額五十圓以上トシ無記名利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得

醫療債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第五十五條 日本醫療團ハ醫療債券借換ノ爲一時第五十三條ノ制限ニ依ラズ醫療債券ヲ發行スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ醫療債券ヲ發行シタルトキハ發行後一月以内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル舊醫療債券ヲ償還スベシ

第五十六條 政府ハ醫療債券ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ヲ保證スルコトヲ得

第五十七條 醫療債券ハ賣出ノ方法ヲ以テ發行スルコトヲ得

第五十八條 本醫療團ニ於テ醫療債券ヲ發行セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第五十九條 醫療債券ノ消滅時効ハ元本ニ在リテハ十五年、利息ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

第六十條 醫療債券ノ所有者ハ日本醫療團ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

前項ノ規定ハ民法上ノ一般ノ先取特權ノ行使ヲ妨グルコトナシ

第六十一條 所得税法及有價證券移轉税法中國債以外ノ公債ニ關スル規定ハ醫療債券ニ之ヲ準用ス

第六十二條 前九條ニ規定スルモノノ外醫療債券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十三條 日本醫療團ノ事業年度ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄トス

第六十四條 日本醫療團ハ拂込ミタル出資金額又ハ第三十三條ノ出資ニ對シ勅令ヲ以テ定ムル割合ヲ超エテ剩餘金ノ配當ヲ爲スコトヲ得ズ

日本醫療團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ政府ノ出資ニ對シ剩餘金ノ配當ヲ減額シ又ハ之ヲ爲サザルコトヲ得

第六十五條 日本醫療團ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

一 國債、地方債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ取得ヲ爲スコト

二 大藏省預金部若ハ銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金ト爲スコト

第六十六條 日本醫療團ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目録、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クコトヲ要ス

債權者ハ業務時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得

第六十七條 日本醫療團ハ主務大臣之ヲ監督ス

第六十八條 日本醫療團ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ剩餘金ヲ處分スルコトヲ得ズ

第六十九條 日本醫療團ハ毎事業年度ノ初ニ於テ事業計

畫ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第七十條 主務大臣ハ日本醫療團ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第七十一條 主務大臣ハ日本醫療團ニ對シ結核ノ療養其ノ他國民醫療ニ必要ナル施設ヲ爲スコトヲ命ズルコトヲ得

第七十二條 總裁、副總裁、理事又ハ監事ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第七十三條 政府ハ日本醫療團ニ對シ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第六章 罰 則

第七十四條 第八條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者醫師若ハ齒科醫師又ハ之ニ類スル名稱ヲ僭稱シタルモノナルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十五條 當該官吏又ハ其ノ職ニ在リタル者故ナク第二十六條ノ規定ニ依ル診療録ノ検査ニ關シ知得シタル醫師若ハ齒科醫師ノ業務上ノ秘密又ハ個人ノ秘密ヲ漏

厚生法 (國民醫療法)

洩シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者故ナク其ノ秘密ヲ漏洩シタルトキ亦前項ニ同ジ

第七十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第八條第二項、第九條、第十條、第十二條又ハ第十三條ノ規定ニ違反シタル者

二 第十四條第一項又ハ第二十一條第一項ノ規定ニ違反シタル者

三 第十四條第二項若ハ第二十一條第二項ノ規定ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル者

四 第二十五條ノ規定ニ基キテ發スル命令若ハ之ニ基キテ爲ス處分又ハ同條ノ規定ニ依ル處分ニ違反シタル者

五 第二十六條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

六 醫業停止中ノ醫師ニシテ醫業ヲ爲シタルモノ又ハ齒科醫業停止中ノ齒科醫師ニシテ齒科醫業ヲ爲シタルモノ

第七十七條 法人又ハ人ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前條第二號、第三號又ハ第四號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免カルコトヲ得ズ

第七十八條 第七十六條第二號乃至第四號ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第七十九條 左ノ場合ニ於テハ日本醫療團ノ總裁、副總裁、理事又ハ監事ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス

- 一 第五章ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ
- 二 第五章ニ規定セザル業務ヲ營ミタルトキ
- 三 第五十三條又ハ第五十五條第二項ノ規定ニ違反シ、醫療債券ノ發行ヲ爲シ又ハ償還ヲ爲サザルトキ
- 四 第六十五條ノ規定ニ違反シ業務上ノ餘裕金ヲ運用シタルトキ
- 五 主務大臣ノ監督上ノ命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

タル者ニ付亦同ジ

醫師法施行前醫術開業免狀ヲ得タル者ノ爲ス醫業ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

第八十五條 本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第三十六號布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ、同法ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ト看做ス

第八十六條 醫師法又ハ齒科醫師法ニ依ル醫籍又ハ齒科醫籍ノ登録ハ之ヲ本法ニ依ル醫籍又ハ齒科醫籍ト看做ス

第八十七條 醫師法又ハ齒科醫師法ニ依リ爲シタル醫師免許若ハ齒科醫師免許ノ取消ノ處分又ハ醫業若ハ齒科醫業ノ停止ノ處分ハ之ヲ本法ノ相當規定ニ依リテ爲シタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テ停止ノ期間ハ仍從前ノ例ニ依ル

第八十八條 醫師法又ハ齒科醫師法ノ郡市區醫師會道府縣醫師會及日本醫師會並ニ郡市區醫師會道府縣齒科醫師會及日本齒科醫師會ノ權利義務ニシテ第八十三條但書ノ規定ニ依リ勅令ヲ以テ定ムル時ニ於テ存スルモノハ勅令ヲ定ムル所ニ依リ各本法ノ道府縣醫師會及日本醫師會並ニ道府縣齒科醫師會及日本齒科醫師會之ヲ承繼ス

第八十條 左ノ場合ニ於テハ日本醫療團ノ總裁、副總裁、理事又ハ監事ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス

- 一 本法ニ基キテ發スル勅令ニ違反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ
 - 二 第六十六條ノ規定ニ違反シ書類ヲ備置カザルトキ、其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ又ハ正當ノ事由ナクシテ其ノ閱覽ヲ拒ミタルトキ
- 第八十一條** 第四十條ノ規定ニ違反シ日本醫療團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用ヒタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

附 則

第八十二條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十三條 醫師法及齒科醫師法ハ之ヲ廢止ス但シ同法中郡市區醫師會、道府縣醫師會及日本醫師會並ニ郡市區醫師會、道府縣齒科醫師會及日本齒科醫師會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ定ムル時迄仍其ノ効力ヲ有ス

第八十四條 醫師法又ハ齒科醫師法ニ依リ醫師免許又ハ齒科醫師免許ヲ受ケタル者ハ本法ニ依リ醫師免許又ハ齒科醫師免許ヲ受ケタル者ト看做ス醫師法又ハ齒科醫師法ノ施行前醫術開業免狀又ハ齒科醫術開業免狀ヲ得

第八十九條 醫師法若ハ齒科醫師法又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ノ處罰ニ付テハ仍舊法ニ依ル

第九十條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ日本醫療團ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

第九十一條 定款ニ付主務大臣ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク出資ノ第一回ノ拂込ヲ稟請スベシ

第九十二條 出資ノ第一回ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク其ノ事務ヲ日本醫療團總裁ニ引繼グベシ

第九十三條 日本醫療團ハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第九十四條 結核豫防法中左ノ通改正ス

第九十五條 登録稅法中左ノ通改正ス

第二條ノ二 日本醫療團ガ病院、診療所又ハ産院ノ用ニ供スル不動産ニ關スル權利ノ取得又ハ保存ニ付登記ヲ受クルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ其ノ登録稅ノ額ハ不動産價格ノ千分ノ一トス

第六條ノ二 中「恩給金庫カ恩給金庫ニ付」ヲ「恩給金庫又ハ日本醫療團ガ恩給金庫又ハ醫療金庫ニ付」ニ、
「恩給金庫又ハ其ノ」ヲ「恩給金庫若ハ醫療金庫又ハ

其ノニ改ム

第十九條第七號中「住宅營團」ノ下ニ「日本醫療團、」ヲ「住宅營團法、」ノ下ニ「國民醫療法、」ヲ加フ
同條第十八號中「又ハ住宅營團」ヲ「住宅營團又ハ日本醫療團」ニ改ム

第九十六條

印紙稅法中左ノ通改正ス
第五條第六號ノ四ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

六ノ四ノ二 日本醫療團ノ發スル出資證券並ニ國民醫療法第四十九條第一項第一號及第二號ノ業務ニ關スル證書帳簿

日本醫療團令

(昭和十七年四月十五日)
(勅令第四百二十七號)

朕日本醫療團令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

日本醫療團令

第一章 出 資

第一條

國民醫療法第三十三條ノ規定ニ依リ出資スルコトヲ得ル者ハ左ノ者トス

- 一 北海道、府縣又ハ市町村若ハ之ニ準ズベキモノ
- 二 産業組合又ハ産業組合聯合會
- 三 其ノ他營利ヲ目的トセザル法人ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ

第二條

國民醫療法第三十三條ノ規定ニ依ル出資ハ主務

大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

前項ノ主務大臣ハ前條第一號ニ掲グルモノノ出資ニ關シテハ厚生大臣及内務大臣、同條第二號ニ掲グルモノノ出資ニ關シテハ厚生大臣及農林大臣、同條第三號ニ掲グルモノノ出資ニ關シテハ厚生大臣トス

第三條

日本醫療團ハ國民醫療法第三十三條ノ規定ニ依ル出資者ニ對シ出資證券ヲ交付スベシ

前項ノ出資證券ハ記名式トシ左ノ事項ヲ記載シ總裁之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

一 日本醫療團ノ名稱

二 日本醫療團成立ノ年月日

三 資本金額

四 出資ノ價格

第四條 日本醫療團ハ出資者原簿ヲ事務所ニ備置クコトヲ要ス

前項ノ原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 出資者ノ名及住所

二 各出資者ノ出資ノ價格

三 各出資證券ノ取得ノ年月日

日本醫療團ノ出資者及債權者ハ業務時間内何時ニテモ出資者原簿ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第五條

出資者ノ持分ノ移轉ハ取得者ノ名及住所ヲ出資

者原簿ニ記載シ且其ノ名ヲ出資證券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第六條

日本醫療團ハ定款ノ定ムル所ニ依リ國民醫療法第三十三條ノ規定ニ依リ出資者ヲシテ其ノ出資ニ係ル施設ノ經營ニ參與セシムベシ

第二章 登 記

第七條

日本醫療團ノ設立ノ登記ハ總裁ガ設立委員ヨリ設立ニ關スル事務ノ引繼ヲ受ケタル日ヨリ二週間以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

設立ノ登記ニハ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス

- 一 目的
 - 二 名稱
 - 三 事務所
 - 四 資本金額及拂込資本金額
 - 五 總裁、副總裁、理事及監事ノ氏名及住所
 - 六 副總裁又ハ理事ノ代表權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限
 - 七 公告ノ方法
- 日本醫療團ハ設立ノ登記ヲ爲シタル後一週間以内ニ從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第八條

日本醫療團ノ成立後從タル事務所ヲ設ケタルト

厚生法 (國民醫療法)

キハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間以内ニ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ前條第二項ニ掲グル事項ヲ登記シ他ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ同期間内ニ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルコトヲ要ス

主タル事務所又ハ從タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄區域内ニ於テ新ニ從タル事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

第九條

日本醫療團ガ主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ二週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

日本醫療團ガ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ三週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ四週間以内ニ第七條第二項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲スヲ以テ足ル

第十條

第七條第二項ニ掲グル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ變更ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第十一條 國民醫療法第四十四條ノ代理人ヲ選任シタルトキハ二週間以内ニ之ヲ置キタル事務所ノ所在地ニ於テ代理人ノ氏名、住所及代理人ヲ置キタル事務所並ニ記スルコトヲ要ス登記シタル事項ノ變更及代理人ノ代理權ノ消滅ニ付亦同ジ

第十二條 醫療債券ヲ發行シタル場合ニ於テ第三十六條ノ拂込アリタルトキハ第三十八條ノ賣出期間満了シタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ醫療債券ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ登記ニハ第三十三條第二項第二號乃至第六號ニ掲グル事項ヲ掲グルコトヲ要ス

第十條ノ規定ハ第一項ノ登記ニ之ヲ準用ス

第十三條 登記スベキ事項ニシテ厚生大臣ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第十四條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第十五條 日本醫療團ノ登記ニ付テハ其ノ事務所所在地ノ區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス

各登記所ニ日本醫療團登記簿ヲ備フ

ノ代理權ノ消滅並ニ醫療債券ニ關スル登記事項ノ變更ノ登記ニ之ヲ準用ス

第二十二條 非訟事件手續法第四百二十二條乃至第五百一條ノ六及第五百五十四條乃至第五百五十七條ノ規定ハ本令ニ依ル登記ニ之ヲ準用ス

第三章 病院等ノ設備ノ讓受及借受ノ決定

第二十三條 日本醫療團國民醫療法第五十條第一項ノ決定ヲ申請セントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ提出スルコトヲ要ス

一 申請ノ要旨
二 申請ノ事由
三 協議ヲ爲シタル相手方
四 讓受ケ又ハ借受ケントスル病院、診療所又ハ産院ノ設備(以下病院等ノ設備ト稱ス)ノ概要
五 協議調ヒタル事項アルトキハ其ノ事項
六 病院等ノ設備ニ付登記シタル擔保權ヲ有スル者アルトキハ其ノ名及住所
七 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

日本醫療團前項ノ申請ヲ爲シタルトキハ前項ノ書類ノ謄本ヲ協議ヲ爲シタル相手方ニ遲滞ナク送付スベシ

第二十四條 主務大臣決定ヲ爲スニ付必要ト認ムルトキ

第十六條 設立ノ登記ハ總裁、副總裁、理事及監事ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ場合ヲ除クノ外本令ニ依ル登記ハ總裁ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第十七條 設立登記ノ申請書ニハ定款、出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面並ニ總裁、副總裁、理事及監事ノ資格ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第十八條 國民醫療法第四十四條ノ代理人ノ選任ノ登記ノ申請書ニハ代理人ノ選任ヲ證スル書面及代理人ノ代理權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第十九條 醫療債券ノ登記ノ申請書ニハ醫療債券ノ引受ヲ證スル書面、醫療債券申込證及各醫療債券ニ付第三十六條ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面又ハ第三十八條ノ賣出期間内ニ於テ賣上ゲタル醫療債券ノ總額ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第二十條 事務所ノ新設又ハ事務所ノ移轉其ノ他第七條第二項ニ掲グル事項ノ變更ノ登記ノ申請書ニハ事務所ノ新設又ハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第二十一條 第十八條ノ規定ハ第十一條ノ規定ニ依リ登記シタル事項ノ變更及國民醫療法第四十四條ノ代理人

ハ日本醫療團又ハ其ノ協議ヲ爲シタル相手方ニ對シ必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第二十五條 主務大臣決定ノ申請書ヲ受理シタルトキハ期間ヲ指定シテ協議ヲ爲シタル相手方及當該病院等ノ設備ニ付登記シタル擔保權ヲ有スル者ニ意見書提出ノ機會ヲ與フベシ

第二十六條 主務大臣對價ニ關シ決定ヲ爲サントスルトキハ醫療設備評價委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

第二十七條 決定ハ文書ヲ以テシ理由ヲ附スルコトヲ要ス

第二十八條 主務大臣決定ヲ爲シタルトキハ日本醫療團ニ對シテハ其ノ決定書ノ正本ヲ、協議ヲ爲シタル相手方ニ對シテハ其ノ謄本ヲ交付シ且其ノ旨ヲ當該病院等ノ設備ニ付登記シタル擔保權ヲ有スル者ニ通知スルコトヲ要ス

第二十九條 決定ノ申請アリタルトキ及決定ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ官報ニ公告ス

第三十條 日本醫療團ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ其ノ對價ヲ供託スルコトヲ要ス

一 國民醫療法第五十條第三項ノ規定ニ依ル出訴アリタルトキ
二 讓受クベキ病院等ノ設備ニ付登記シタル擔保權ノ設定アルトキ但シ擔保權者ノ同意ヲ得タルトキハ此

ノ限ニ在ラズ

前項第二號ノ場合ニ於テハ擔保權者ハ供託物ニ對シテモ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

第三十一條 國民醫療法第五十條第一項及第二項ノ主務大臣ハ厚生大臣トス但シ北海道、府縣又ハ市町村若ハ之ニ準ズベキモノノ病院等ノ設備ニ關シテハ厚生大臣及内務大臣トシ產業組合又ハ產業組合聯合會ノ病院等ノ設備ニ關シテハ厚生大臣及農林大臣トス

第三十二條 本章ノ規定ハ國民醫療法第五十條第五項ノ規定ニ依ル病院、診療所又ハ産院ノ事業ノ讓受又ハ借受ノ決定ニ付之ヲ準用ス

第四章 醫療債券

第三十三條 醫療債券ノ募集ニ應ゼントスル者ハ醫療債券申込證ニ通ニ其ノ引受クベキ醫療債券ノ數及住所ヲ記載シ之ニ署名又ハ記名捺印スルコトヲ要ス
醫療債券申込證ハ總裁之ヲ作成シ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 日本醫療團ノ名稱
- 二 醫療債券ノ總額
- 三 各醫療債券ノ金額
- 四 醫療債券ノ利率
- 五 醫療債券償還ノ方法及期限

- 六 利息支拂ノ方法及期限
- 七 醫療債券發行ノ價額又ハ其ノ最低價額
- 八 日本醫療團ノ資本金額及拂込資本金額
- 九 舊醫療債券借換ノ爲國民醫療法第五十三條ノ規定ニ依ル制限ニ依ラズ醫療債券ヲ發行スルトキハ其ノ旨
- 十 前ニ醫療債券ヲ發行シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘザル總額

醫療債券發行ノ最低價額ヲ定メタル場合ニ於テハ應募者ハ醫療債券申込證ニ應募價額ヲ記載スルヲ要ス

第三十四條 前條ノ規定ハ契約ニ依リ醫療債券ノ總額ヲ引受タル場合ニハ之ヲ適用セズ醫療債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ガ自ラ醫療債券ノ一部ヲ引受タル場合ニ於テ其ノ一部ニ付亦同ジ

第三十五條 醫療債券ノ應募總額ガ醫療債券申込證ニ記載シタル醫療債券ノ總額ニ達セザルトキト雖モ醫療債券ヲ成立セシムル旨ヲ醫療債券申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ醫療債券ノ總額トス

第三十六條 醫療債券ノ募集ガ完了シタルトキハ總裁ハ遲滞ナク各醫療債券ニ付其ノ金額ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第三十七條 醫療債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ハ自己

ノ名ヲ以テ日本醫療團ノ爲ニ第三十三條第二項及前條ニ定ムル行爲ヲ爲スコトヲ得

醫療債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ニ以上アルトキハ前項ノ行爲ハ共同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第三十八條 賣出ノ方法ニ依リ醫療債券ヲ發行セントスルトキハ總裁ハ左ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス

- 一 賣出期間
- 二 醫療債券賣出ノ價額
- 三 第三十三條第二項第一號乃至第六號及第八號乃至第十號ニ掲グル事項
- 四 第三十九條ニ規定スル事項

第三十九條 賣出期間内ニ賣上ゲタル醫療債券ノ總額ガ前條ノ規定ニ依リ公告シタル醫療債券ノ總額ニ達セザルトキハ其ノ賣上總額ヲ以テ醫療債券ノ總額トス

第四十條 醫療債券ハ全額ノ拂込アリタル後ニ非ザレバ之ガ證券ノ發行ヲ爲スコトヲ得ズ

第四十一條 醫療債券ニハ第三十三條第二項第一號乃至第六號ニ掲グル事項及證券番號ヲ記載シ總裁之ニ署名又ハ記名捺印スルコトヲ要ス
賣出ノ方法ニ依リ發行スル醫療債券ニハ第三十三條第二項第二號ニ掲グル事項ヲ記載スルコトヲ要セズ

第四十二條 總裁ハ主タル事務所ニ醫療債券原簿ヲ備置

厚生法 (國民醫療法)

クコトヲ要ス
債權者ハ業務時間内何時ニテモ醫療債券原簿ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第四十三條 醫療債券原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 醫療債券ノ數及番號
- 二 醫療債券ノ證券發行ノ年月日
- 三 第三十三條第二項第二號乃至第六號ニ掲グル事項ノ醫療債券ヲ記名ト爲シタルトキハ前項ニ掲グル事項ノ外其ノ醫療債券ノ所有者ノ名及住所並ニ取得ノ年月日ヲ醫療債券原簿ニ記載スルコトヲ要ス

第四十四條 記名醫療債券ノ移轉ハ取得者ノ名及住所ヲ醫療債券原簿ニ記載シ且其ノ名ヲ證券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ日本醫療團其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

記名醫療債券ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタルトキハ質權者ノ名及住所ヲ醫療債券原簿ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ日本醫療團其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第四十五條 醫療債券應募者ニ對スル通知又ハ催告ハ醫療債券申込證ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者ガ別ニ其ノ住所ヲ日本醫療團ニ通知シタルトキハ其ノ住

所ニ宛ツルヲ以テ足ル未ダ醫療債券ノ證券ノ發行ヲ爲スニ至ラザル場合ニ於テ醫療債券権利者ニ對スル通知又ハ催告ニ付亦同ジ

記名醫療債券ノ所有者ニ對スル通知又ハ催告ハ醫療債券原簿ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者ガ別ニ其ノ住所ヲ日本醫療團ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル

前二項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スベカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス

無記名醫療債券ノ所有者ニ對スル通知又ハ催告ハ公告ノ方法ニ依ルコトヲ得

第四十六條 無記名醫療債券ヲ償還スル場合ニ於テ欠缺セル利札アルトキハ之ニ相當スル金額ヲ償還額ヨリ控除ス但シ既ニ支拂期ノ到來シタル利札ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ利札ノ所持人ハ何時ニテモ之ト引換ニ控除金額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十七年四月十七日ヨリ之ヲ施行ス

國民醫療法一部施行期日ノ件

（昭和十七年四月十五日）
（勅令第四百二十六號）

朕國民醫療法ノ一部施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公告セシム
國民醫療法第一條、第五章、第七十九條乃至第八十一條及第九十條乃至第九十六條ノ規定ハ昭和十七年四月十七日ヨリ之ヲ施行ス

戦争保険臨時措置法

本法は敵國航空機ノ來襲、其ノ他一般に戰時に於ける戰鬪行為に原因する火災又は損壞に因り生ずる所の損害を補填せしむるため、保險會社をして戦争保險を引受けしめんとするものである。即ち戦争事故に因る損害は、現に保險會社が引受けてゐる火災保險に依つては填補することが出来な

たならば、國民の日常生活は著しい不安に曝されることとなるのである。そこで政府はこれら戦争事故に因る損害を補填するため、保險會社の有する技術と經營機構とを其の儘利用することとし、

これら保險會社に戦争損害を填補すべき保險の引受をなさしむると共に、其の結果保險會社に損失を生じたる場合には、政府が其の損失を補償し、保險會社に利益を生じた場合には、これを政府に納付せしめ、更に保險會社が戦争保險運營のため必要とする經費は、其の一部を國庫より補助せんとするのであつて、その骨子は大體左の如くである。

- 一、戦争保險は國營の形を採らず國家の損失補償による
- 二、火災保險等に於ける戰時免責約款を停止し、空襲、襲撃等戦争による損害に對しても、保險會社をして保險金を支拂はしむ
- 三、戦争保險加入は、現火災保險契約者は戰時割増保險料を支拂ふことにより、新規加入希望者は新規に保險會社と保險契約を結び、普通保險

厚生法（戦争保険臨時措置法）

料と戰時割増料を支拂ふことによつて效力を發する。但し加入は任意とする

四、戰時割増保險料は可及的低廉ならしめ、地域的に差異を設ける

五、保險會社が戦争による損害に對し、保險金を支拂つた結果損失を生じたる場合は、國家が損失の全額を補償し、戰時保險により利益を生じたる時は國家がこれを收納する

六、本法實施前に空襲等によりもし損害が発生せる場合は適及的に本法の適用を認める

戦争保険臨時措置法（昭和十六年十二月十八日）
（法律第九十六號）

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル戦争保險臨時措置法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

戦争保険臨時措置法

第一條 本法ニ於テ戦争保險トハ戦争ノ際ニ於ケル戰鬪行為ニ因ル火災又ハ損壞（消防又ハ避難ニ必要ナル處分ニ因ル損壞ヲ含ム）ノミヲ保險事故トスル損害保險ヲ謂フ

第二條 戦争保險ノ目的タル物ニ付政府ノ指定スル保險會社ニ對シ保險料ヲ添へ戦争保險契約ノ申込ヲ爲シタ

ル者アルトキハ申込ノ時ニ於テ其ノ物ニ付申込者ト當該保險會社トノ間ニ戦争保險契約成立シタルモノト看做ス

第三條 被保險者ハ其ノ負擔ニ於テ損害ノ防止ニ力ムルコトヲ要ス

第四條 政府ハ國民經濟上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ戦争保險ノ保險金ノ支拂ヲ受クル者ニ對シ其ノ保險金ノ處分ニ關シ必要ナル指示ヲ爲シ又ハ保險會社ニ對シ戦争保險ノ保險金ノ支拂ヲ延期スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ支拂ヲ延期シタル保險金ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ利息ヲ附スベシ

第五條 左ノ場合ニ於テハ保險會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ戦争保險ノ保險金ノ全部又ハ一部ノ支拂ノ責ニ任ゼズ

一 被保險者ガ法令又ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ保險ノ目的ニ付損害ノ豫防又ハ防止ヲ怠リタルトキ

二 填補スベキ損害ノ額ガ命令ヲ以テ定ムル額ニ滿タザルトキ

第六條 保險會社ノ填補スベキ損害ノ額ガ保險金額ニ滿タザル場合ニ於テハ保險金額ヨリ其ノ損害ノ額ヲ控除

保險ノ保險事故發生シタル保險ノ目的ニ付損害保險契約アルトキハ其ノ保險料中命令ヲ以テ定ムル額ノ合計額ヲ超ユルトキハ政府ハ其ノ差額ニ相當スル金額ヲ保險會社ニ對シ補償ス

保險會社ノ戦争保險關係ニ基ク支拂金額及其ノ支拂ノ爲ニ借入レタル金額ノ利息ノ合計額ガ保險會社ノ戦争保險關係ニ基ク收入金額及其ノ利息或ニ戦争保險ノ保險事故發生シタル保險ノ目的ニ付損害保險契約アルトキハ其ノ保險料中命令ヲ以テ定ムル額ノ合計額ニ滿タザルトキハ保險會社ハ其ノ差額ニ相當スル金額ヲ政府ニ納付スベシ

第一項ノ規定ニ依ル補償金及前項ノ規定ニ依ル納付金ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險會社ニ對シ戦争保險ノ爲ニ支出シタル經費ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第十條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者
- 二 同條第二項ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

シタル殘額ヲ以テ殘存保險期間ノ保險金額トス但シ其ノ殘額ガ命令ヲ以テ定ムル額ニ滿タザルトキハ戦争保險契約ハ其ノ效力ヲ失フ

第七條 本法ニ定ムルモノノ外保險ノ目的、保險金額、保險料、保險期間其ノ他戦争保險ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 保險會社ガ填補スベキ損害ノ額トシテ命令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユル額ヲ認定セントスルトキハ損害ノ原因及額ニ關シ戰時損害保險審査會ノ審査ヲ經ルコトヲ要ス

第九條 戦争保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セズ

第十條 政府ハ戦争保險ニ關シ必要アリト認ムルトキハ保險會社、保險契約者又ハ被保險者ヲシテ必要ナル報告ヲ爲サシムルコトヲ得

政府ハ戦争保險ニ關シ必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ戦争保險ノ目的ノ所在ノ場所、保險會社ノ營業所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ當該物件又ハ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證據ヲ携帯セシムベシ

第十一條 保險會社ノ戦争保險關係ニ基ク支拂金額及其ノ支拂ノ爲ニ借入レタル金額ノ利息ノ合計額ガ保險會社ノ戦争保險關係ニ基ク收入金額及其ノ利息或ニ戦争

法人又ハ人ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前項第一號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第一項第一號ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

戦争保險ノ目的タル物ニ付本法施行ノ日ヨリ三十日以内ニ政府ノ指定スル保險會社ニ對シ保險料ヲ添へ戦争保險契約ノ申込ヲ爲シタル者アル場合ニ於テ申込ガ保險事故發生後ナルトキハ其ノ發生ノ時ニ遡リテ其ノ物ニ付申込者ト當該保險會社トノ間ニ命令ノ定ムル金額ヲ以テ保險金額トスル戦争保險契約成立シタルモノト看做ス

前項ノ規定ハ本法施行前保險事故發生シタル場合ニモ之ヲ適用ス

損害保險國營再保險法第十四條中「損害保險國營再保險審査會」ヲ「戰時損害保險審査會」ニ改ム

戦争保険臨時措置法施行規則

(昭和十七年一月十二日) 大藏省令 第二號

戦争保険臨時措置法施行規則左ノ通定ム

第一章 保險條件

第一條 保險ノ目的タルコトヲ得ルモノハ内地ニ在ル物ニシテ左ニ掲グルモノトス

一 保險契約申込ノ時ニ於テ現ニ戦争保険臨時措置法第二條ノ規定ニ依リ大藏大臣ノ指定スル保險會社ヲ保險者トスル火災保險ノ目的タル物

二 第一號ニ該當セザル物ニシテ左ニ掲グルモノ

イ 建物及其ノ附屬設備

ロ 一定ノ場所ニ在ル動産

ハ 運送品

ニ 汽車、電車、自動車其ノ他ノ車輛及地上ニ在ル航空機

ホ 船舶、起重機船、浚渫船其ノ他之ニ準ズルモノ

ヘ 其ノ他大藏大臣ノ指定スルモノ

前項第二號ヘノ指定ハ大藏大臣之ヲ告示ス

第一項ノ規定ニ拘ラズ内地ヨリ内地又ハ外地ニ向ツテ運送セラルル物ハ保險ノ目的タルコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ拘ラズ左ニ掲グルモノハ保險ノ目的タルコトヲ得ズ

一 通貨、有價證券、切手、印紙、貴金屬、寶石、書畫、骨董品、美術品、稿本、設計書、圖案、模型、證書、帳簿其ノ他之ニ準ズルモノ

二 損害保險國營再保險法ノ再保險ノ元受保險ノ目的タルコトヲ得ル船舶

三 動植物

四 其ノ他大藏大臣ノ指定スルモノ

前項第四號ノ指定ハ大藏大臣之ヲ告示ス

第三條 保險會社ノ填補スル損害ハ所有者トシテ通常有スベキ利益ヲ喪失スルニ因リ生ズル損害ニ限ル

第四條 保險金額ハ保險價額ノ十分ノ九ヲ超エザルモノトス同一ノ保險ノ目的ニ付數個ノ保險契約ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ保險金額ノ合計額ニ付亦同ジ

第五條 保險金額ガ前條ノ限度ヲ超エタルトキハ其ノ超エタル部分ニ付テハ保險契約ハ無効トス

第六條 同一ノ目的ニ付數個ノ保險契約ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ保險金額ノ合計額ガ本令ノ定ムル保險金額ノ限度ヲ超エタルトキハ各保險會社ノ負擔ハ其ノ各自ノ保險金額ノ割合ニ依リテ之ヲ定ム

第七條 保險料ハ大藏大臣之ヲ指定シ告示ス

但シ其ノ期間内ト雖モ保險ノ目的ガ荷受人ニ引渡サレタルトキハ其ノ時ニ終ル

保險契約成立ノ日ヨリ十日ヲ經過スルモ保險期間始ラザルトキハ保險契約ハ無効トス

第十條 戦争保険臨時措置法第四條第一項ノ規定ニ依リ指示ハ保險金額ガ一萬圓ヲ超ユルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得

第十一條 保險會社ハ左ノ場合ヲ除キ大藏大臣ノ指定スル時迄保險金ノ支拂ヲ延期スベシ

一 保險金ノ全部又ハ一部トシテ住家(住居及物品ノ販賣、製造其ノ他住居以外ノ用途ニ供セラルルモノヲ含ム以下同ジ)一戸ニ付又ハ家財(同一ノ住家ノ内ニ在ル家財以外ノ物ヲ含ム以下同ジ)一世帯ニ付二千圓以下ヲ支拂フトキ

二 被保險者ガ保險ノ目的ヲ修理シ又ハ之ニ代ルベキモノヲ取得スルコトガ特ニ緊要ナリト認メラルル場合其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ必要ナル支拂ヲ爲ストキ

一戸ノ住家又ハ一世帯ノ家財ニ付數個ノ保險契約ヲ爲シタルトキハ前項第一號ノ規定ニ依リ各保險會社ノ支拂ノ金額ハ同號ニ定ムル金額ヲ其ノ各自ノ保險金額ノ割合ニ依リテ按分シテ算出シタル額トス

第八條 保險期間ハ六月トス但シ保險契約申込書ニハ六月ヨリ短キ期間ヲ記載シタルトキハ其ノ期間ニ依ル保險契約申込書ニ保險期間ノ初日ヲ記載セザリシトキハ保險契約成立ノ日ノ翌日ヲ以テ保險期間ノ初日トス保險期間ノ初日トシテ保險契約成立ノ日以前ノ日ヲ記載シタルトキ亦同ジ

保險契約申込書ニ保險期間ノ初日トシテ保險契約成立ノ日ヨリ十一日以後ノ日ヲ記載シタルトキハ保險契約成立ノ日ヨリ十日日ヲ以テ保險期間ノ初日トス

保險期間ハ初日ノ午後四時ニ始まり最終ノ日ノ午後四時ニ終ル

第九條 前條ノ規定ニ拘ラズ保險ノ目的ガ運送品ナル場合ニ於テハ保險期間ハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依ル但シ保險契約成立ノ時以前ニ週ルコトヲ得ズ

一 保險ノ目的ガ郵便物ナル場合ニ於テハ發送地ノ郵便官署ガ之ヲ引受ケタル時ニ始リ受取人ガ配達又ハ交付ヲ受ケタル時ニ終ル但シ受取人ガ配達又ハ交付ヲ受ケタル前ト雖モ到達地ノ郵便官署ニ到達シタル日ヨリ三十日ヲ經過シタルトキハ其ノ時ニ終ル

二 其ノ他ノ場合ニ於テハ運送人又ハ運送取扱人ガ運送ノ目的ヲ以テ保險ノ目的ヲ受取リタル時ニ始リ到達地ニ到達シタル日ヨリ七日ヲ經過シタル時ニ終ル

第十二條 戦争保険臨時措置法第四條第二項ノ規定ニ依リ利息ヲ附スルハ保險會社ガ損害ノ生ジタル日ヨリ一年以上保險金ノ全部又ハ一部ノ支拂ヲ延期シタル場合ニ限ル

前項ノ利息ハ年二分四厘トシ一年毎ノ複利ヲ以テ計算シ最後ニ保險金ヲ支拂フ時ニ之ヲ支拂フベシ

第一項ノ利息ハ損害ノ生ジタル月及保險金支拂ノ月ニ付テハ之ヲ附セズ保險金ノ十圓未満ノ端數ニ對シ亦同ジ

第十三條 戦争保険臨時措置法第五條第一號ノ規定ニ依リ保險會社ガ保險金ノ支拂ノ責ニ任ゼザルハ大藏大臣ノ指示アリタル場合ニ限ル

第十四條 戦争保険臨時措置法第五條第二號ノ額ハ一回ノ保險事故ニ付三十圓トス

第十五條 戦争保険臨時措置法第六條但書ノ命令ヲ以テ定ムル額ハ保險金額ノ十分ノ一ニ相當スル額ト百圓トノ何レカ高キ額トス

第十六條 商法第六百三十九條ノ規定ニ依ル保險價額ノ定ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第十七條 保險契約ハ保險契約申込書ガ保險會社ニ到達シ且保險會社ニ於テ保険料ノ支拂ヲ受ケタル時ニ成立ス

第十八條 倉庫業者ガ保險契約者トシテ倉庫ニ保管スル不特定物ヲ保險ニ付スル場合ニ於テハ同一ノ保險ノ目的ニ付保險期間ノ全部ニ付テ同一保險會社トノ間ニ火災保險契約アルコトヲ要ス

第二章 手續

第十九條 保險契約ノ申込ヲ爲サントスル者保險ノ目的ニ付現ニ他ニ保險契約ヲ締結シ居ルトキハ現ニ保險契約ヲ締結シ居ル當該保險會社ニ對シ之ヲ爲スベシ

第二十條 保險契約ノ申込ヲ爲サントスル者ハ保險契約申込書ニ通ニ左ノ事項ヲ記載シ記名捺印ノ上保險會社ニ之ヲ提出スベシ

一 保險ノ目的

二 保險ノ目的ノ所在場所

三 保險ノ目的タル建物其ノ他ノ工作物又ハ保險ノ目的ヲ納ルル建物其ノ他ノ工作物ノ構造及用方竝ニ其ノ内ニ營業マルル職業

四 保險價額ノ見積

五 保險金額

六 保險期間

七 保險料

八 被保險者ノ氏名又ハ名稱及住所

九 保險ノ目的ニ付現ニ他ノ保險契約アルトキハ保險

ノ種類、保險會社ノ名稱、保險金額及保險證券ノ番

號

倉庫業者ガ保險契約者トシテ倉庫ニ保管スル不特定物

ヲ保險ニ付スル場合ニ於テハ前項第八號ニ掲グル事項

ハ之ヲ記載セザルコトヲ得

第二十一條 前條ノ場合ニ於テ保險ノ目的ガ運送品ナル

トキハ戦争保険申込書ニ同條第一號、第四號、第五號

第七號及第九號ノ事項ノ外左ノ事項ヲ記載スベシ

一 運送ノ方法

二 運送人ノ氏名又ハ名稱

三 運送人ノ運送品受取及引渡ノ場所

第二十二條 第二十條ノ場合ニ於テ保險ノ目的ガ第一條

第二號ニ又ハホニ掲グルモノニシテ保險ノ目的ノ所在

ノ場所ガ不定ナルモノナルトキハ第二十條第一號及第

三號乃至第九號ノ事項ノ外其ノ旨及主タル格納又ハ定

繋ノ場所、用途、番號其ノ他保險ノ目的ノ特徴ヲ記載

スベシ

第二十三條 前三條ノ場合ニ於テ保險ノ目的ニ付戦争保

險ヲ付セントスル保險會社ヲ保險者トスル他ノ保險契

約ノ現存セザルトキ又ハ保險金額ガ現ニ締結シ居ル他

ノ保險契約ノ保險金額ノ十分ノ九ヲ超ユルトキハ保險

價額ノ見積ニ必要ナル證書類ヲ保險契約申込書ニ添

附スベシ

第二十四條 保險契約成立シタルトキハ保險會社ハ保險

契約申込書ノ一通ニ保險會社ノ印章ヲ押捺シテ保險契

約者ニ交付スベシ

第二十五條 第二十條第二號及第三號若ハ第二十一條第

一號及第三號ニ掲グル事項又ハ第二十二條ノ規定ニ依

リ特ニ記載スルコトヲ要スル事項ニ變更アリタルトキ

ハ保險契約者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ保險會社ニ通知スベ

シ

第二十六條 保險ノ目的ノ承繼ニ因リ被保險者ニ變更ア

リタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ保險會社ニ通知スベシ

但シ保險ノ目的ガ運送品又ハ倉庫業者ガ倉庫ニ保管ス

ル物品ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十七條 保險契約者又ハ被保險者保險事故發生シタ

ルコトヲ知リタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ保險會社ニ

通知スベシ

第二十八條 被保險者ハ前條ノ規定ニ依リ通知ヲ爲シタ

ル日ヨリ三十日以内ニ戦争損害見積書ニ證書類及第

二十四條ノ規定ニ依リ交付ヲ受ケタル書面(以下戦争

保險證書ト稱ス)ヲ添附シテ之ヲ保險會社ニ提出スベ

シ

第二十九條 被保險者第十一條第一號又ハ第二號ノ規定

厚生法 (戦争保険臨時措置法)

ニ依リ保険金ノ支拂ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ保險金支拂請求書ヲ保險會社ニ提出スベシ

第三十條 第十一條第一號ノ規定ニ依ル保險金ノ支拂ハ被保險者ガ前條ノ規定ニ依リ保險金支拂請求書ヲ提出シタル日ヨリ三十日以内ニ保險會社之ヲ爲スベシ但シ保險會社於テ其ノ期間内ニ必要ナル調査ヲ終了スルコト能ハザルトキハ其ノ終了後遲滞ナク之ヲ爲スベシ

第三十一條 保險會社第十一條ノ規定ニ依リ保險金ノ支拂ヲ延期シタルトキハ戦争損害證書ヲ被保險者ニ交付スベシ

第三十二條 戦争損害證書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 保險ノ目的
- 二 保險金及保險金ノ支拂ヲ延期シタル額
- 三 損害ノ生ジタル年月日及場所
- 四 被保險者ノ氏名又ハ名稱
- 五 作成ノ年月日

第三十三條 保險會社ハ戦争保険臨時措置法第六條ノ場合ニ於テ其ノ責任ノ殘存スルトキハ第二十八條ノ規定ニ依リ提出シタル戦争保険證書ニ其ノ旨ヲ附記シテ之ヲ被保險者ニ返還スベシ

第三十四條 戦争保険臨時措置法第十一條第一項及第二

第三章 計算

項ノ計算ハ毎年十二月一日ヨリ翌年十一月三十日迄ノ期間ニ對シ之ヲ爲スモノトス

第三十五條 保險會社ハ戦争保険關係ニ基ク收支ヲ其ノ他ノ收支ト區分經理スベシ

第三十六條 戦争保険臨時措置法第十一條第一項及第二項ノ保險料中命令ヲ以テ定ムル額ハ戦争保険ノ保險事故ニ因リテ全部ガ滅失シタル保險ノ目的ニ付保險事故發生ノ際ニ存シタル火災保險契約ニ依リ收入シタル一年分ノ保險料ノ十分ノ三ニ相當スル額トス

第三十七條 戦争保険關係ニ基ク支拂ノ爲ニ保險會社ガ借入レタル金額ニ對スル利息ハ戦争保険關係ニ基ク收入金額ヲ以テ戦争保険關係ニ基ク支拂ニ不足シタル場合ニ於ケル借入金ノ利息トシテ支拂ヒタル額トス

第三十八條 戦争保険關係ニ基ク收入金額ニ對スル利息ハ保險會社ガ取得シタル額トス

第三十九條 戦争保険臨時措置法第二條ノ指定ハ大藏大臣之ヲ告示ス

第四十條 保險會社ガ代理店主ヲシテ戦争保険ニ關スル事務ヲ取扱ハシムルトキハ其ノ旨記載シタル書面ヲ代理店主ニ交付シ代理店主ヲシテ其ノ營業所ノ見易キ箇所ニ掲ゲシムベシ

第四十一條 保險會社ハ戦争保険臨時措置法第五條第一號ニ該當スル事實アリト認ムルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ大藏大臣ニ報告スベシ

第四十二條 戦争保険臨時措置法第八條ノ額ハ十萬圓トス

第四十三條 戦争保険臨時措置法第十條ノ證票ハ別記様式ニ依ル

附 則

第四十四條 本令ハ戦争保険臨時措置法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四十五條 戦争保険臨時措置法附則第二項ノ保險金額ハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依ル

- 一 保險ノ目的ガ家屋臺帳ニ登錄セラレタル家屋ナルトキハ其ノ賃賃價格ニ左ノ數ヲ乗ジタル額以下トス但シ其ノ額ガ其ノ物ヲ保險ノ目的トシ戦争保険ヲ付セントスル保險會社ヲ保險者トシ現ニ締結シ居ル火災保險契約(所有者トシテ通常有スベキ利益ヲ保險ニ付シタルモノニ限ル以下同ジ)ノ保險金額ノ十分ノ七ニ相當スル額ニ滿タザルトキハ此ノ額以下トス
- 市ニ所在スル家屋 六
- 町ニ所在スル家屋 十
- 其ノ他 二十

厚生法 (戦争保険臨時措置法)

二 保險ノ目的ガ家財ナルトキハ世帯毎ニ其ノ世帯ニ屬スル成年者一人ニ付三百圓、未成年者一人ニ付百五十圓ノ割合ヲ以テ計算シタル額以下トス但シ其ノ額ガ其ノ物ヲ保險ノ目的トシ戦争保険ヲ付セントスル保險會社ヲ保險者トシ現ニ締結シ居ル火災保險契約ノ保險金額ノ十分ノ七ニ相當スル額ニ滿タザルトキハ此ノ額以下トス

三 其ノ他ノ場合ニ於テハ保險價額ノ十分ノ七ニ相當スル額トス

第四十六條 戦争保険臨時措置法第八條ノ額ハ同法附則第二項ノ規定ニ依ル保險契約ニ付テハ五千圓トス

第四十七條 第三十四條ノ期間ハ戦争保険臨時措置法施行後最初ニ爲ス計算ニ付テハ同法施行ノ日ヨリ昭和十七年十一月三十日迄トス

戦争保険臨時措置法施行期日ノ件

(昭和十七年一月二十日勅令第二十四號)

朕戦争保険臨時措置法施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

戦争保険臨時措置法ハ昭和十七年一月二十六日ヨリ之ヲ施行ス

戦争保険臨時措置法朝鮮等施行ノ件

(昭和十七年三月二十日)
勅令第二百六號

朕戦争保険臨時措置法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
戦争保険臨時措置法ハ第八條ノ規定ヲ除クノ外之ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行ス

附 則

本令ハ昭和十七年四月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

南洋群島戦争保険臨時措置令

(昭和十七年三月二十日)
勅令第二百七號

朕南洋群島戦争保険臨時措置令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

南洋群島戦争保険臨時措置令

南洋群島ニ於ケル戦争保険ニ關シテハ戦争保険臨時措置法第四條、第八條及第九條ノ規定ヲ除クノ外同法ニ依ル但シ同法中本法トアルハ本令トス
政府ハ國民經濟上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ戦争保険ノ保険金ノ支拂ヲ受クル者ニ對シ其ノ保険金ノ受取又ハ處分ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十七年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス

保険料指定ノ件 (昭和十七年一月二十一日) 大藏省告示第十六號

戦争保険臨時措置法施行規則第七條ノ規定ニ依リ保険料ヲ左ノ通指定シ戦争保険臨時措置法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

- 一 保険ノ目的ガ運送品以外ノモノナルトキ
 保険期間六月又ハ其ノ未滿ニ付保證金額ノ千分ノ四ニ相當スル額トス但シ倉庫業者ガ保険契約者トシテ倉庫ニ保管スル不特定物ヲ保險ニ付スル場合ニ於テ保險期間ヲ一月又ハ其ノ未滿ト爲シタルトキハ保險金額ノ千分ノ〇・八ニ相當スル額トス
- 二 保険ノ目的ガ運送品ナルトキ
 保險金額ノ千分ノ一ニ相當スル額トス

戦争保険ノ目的物タリ得ザルモノ指定ノ件

(昭和十七年一月二十一日)
大藏省告示第十七號

戦争保険臨時措置法施行規則第二條第一項第四號ノ規定ニ依リ左ノ通指定シ戦争保険臨時措置法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
敵産管理法ニ依ル敵産但シ左ニ掲グル者ニ屬シ又ハ其ノ

者ノ保管スル財産ヲ除ク

- 一 敵國內ニ居住スル個人ニシテ日本ノ國籍ノミヲ有スル者
- 二 敵國內ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人又ハ敵國ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ資本又ハ議決權ノ全部ガ日本臣民又ハ日本法令ニ依リ設立セラレタル法人 (但シ敵産管理法施行令第三條第一項第三號又ハ第四號ニ掲グルモノヲ除ク) ニ屬スルモノ

戦時災害保護法

政府は舊臘空爆保險法を施行、空襲による損害保護を行つたが、更に空襲その他の敵の攻撃による被害者を保護し、國內不動の救護體制を確立すべく「戦時災害保護法案」を立案、第七十九帝國議會の協賛を経て二月二十四日付該法律を公布した。即ち本法の骨子とするところは左の如し。

一、戦時災害に依る罹災者の應急救助方策を確立、罹災者に對する食糧、被服、寢具その他生活必需品全般を給與し、或は罹災者收容バラツ

厚生法 (戦時災害保護法)

ク等假設住宅を與へ、醫療を行ひ人又は物に關する全般的應急強制措置を行ふ

- 二、罹災により生活困難に陥つた者を扶助し、罹災者本人その家族又は遺族に對し生活、生業、療養、生産等の扶助を行ひ生活不安を除去する
- 三、戦時災害により身體、財産に危害を受けた場合は給與金を支給し、又災害死亡者の遺族又は不具廢疾者に見舞の意を表するため死亡給與金又は障害給與金を支給する、戦争保険不加入者が住宅家財等を滅失、毀損せられたる場合は若干の給與金を與へ、戦時重要事業従業者は、特に防空従業者と同様の給與を給する

戦時災害保護法 (昭和十七年二月二十四日) 法律第七十一號

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル戦時災害保護法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一章 總 則

- 第一條 戦時災害ニ依リ危害ヲ受ケタル者並ニ其家族及遺族ニシテ帝國臣民タルモノハ本法ニ依リ之ヲ保護ス
- 第二條 本法ニ於テ「戦時災害」ト稱スルハ戦争ノ際ニ於ケ

ル戰闘行為ニ因ル災害及之ニ起因シテ生ズル災害ヲ謂フ

第三條 保護ハ救助、扶助及給與金ノ支給ノ三種トス

第四條 保護ハ保護ヲ受クベキ者ノ住所(救助ニ付テハ現在地)ヲ管轄スル地方長官之ヲ行フ

第二章 救 助

第五條 救助ハ戰時災害ニ罹リ現ニ應急救助ヲ必要トスル者ニ對シ之ヲ爲ス

第六條 救助ノ種類左ノ如シ

- 一 收容施設ノ供與
 - 二 焚出其ノ他ニ依ル食品ノ給與
 - 三 被服、寢具其ノ他生活必需品ノ給與及貸與
 - 四 醫療及助産
 - 五 學用品ノ給與
 - 六 埋葬
 - 七 前各號ニ掲グルモノノ外地方長官ニ於テ必要ト認ムルモノ
- 救助ハ地方長官ニ於テ必要アリト認メタル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ要救助者(埋葬ニ付テハ埋葬ヲ行フ者)ニ對シ金錢ヲ給シテ之ヲ爲スコトヲ得
救助ノ程度、方法及期間ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 地方長官ハ勅令ヲ以テ定ムル者ヲシテ救助ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

第八條 地方長官ハ要救助者ヲシテ救助ノ實施ニ協力セシムルコトヲ得

第九條 救助ヲ行フ爲テ必要アリト認ムルトキハ地方長官ハ一時勅令ヲ以テ定ムル施設ヲ管理シ、土地、家屋若ハ物資ヲ使用シ、勅令ヲ以テ定ムル者ヲシテ物資ヲ保管セシメ又ハ物資ヲ收用スルコトヲ得

第十條 前條ノ規定ニ依リ管理、使用若ハ收用シ又ハ保管セシムル準備ノ爲必要アルトキハ地方長官ハ當該官吏ヲシテ施設、土地、家屋、物資ノ所在スル場所又ハ物資ヲ保管セシムル場所ニ立入り検査ヲ爲サシムルコトヲ得

地方長官ハ前條ノ規定ニ依リ物資ヲ保管セシメタル者ヨリ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ當該物資ノ所在スル場所ニ立入り検査セシムルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ立入り場合ニ於テハ其ノ旨豫メ其ノ施設、土地、家屋又ハ場所ノ管理者ニ通知スベシ
當該官吏第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ立入り場合ハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯スベシ

第十四條 第一項ノ規定ニ依リ市町村長又ハ之ニ準ズルモノノ第一項及第二項ノ規定スル職權ノ委任ヲ受ケタル

トキハ第一項、第二項及前項中當該官吏トアルハ當該吏員トス

第十一條 第七條ノ規定ニ依リ救助ノ實施ニ從事セシムル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實費ヲ辨償ス

第十二條 第七條又ハ第八條ノ規定ニ依リ救助ノ實施ニ從事又ハ協力スル者之ガ爲傷痍ヲ受ケ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ扶助金ヲ給ス

第十三條 第九條ノ規定ニ依リ施設ヲ管理シ、土地、家屋若ハ物資ヲ使用シ、物資ヲ保管セシメ又ハ物資ヲ收用スル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ損失ヲ補償ス

前項ノ規定ニ依リ補償ヲ受クベキ者補償ノ額ニ付不服アルトキハ其ノ金額ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ六月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十四條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ定ムル救助ニ關スル職權ノ一部ヲ市町村長又ハ之ニ準ズルモノニ委任スルコトヲ得

行政執行法第五條及第六條ノ規定並ニ之ニ基キテ發スル命令ハ前項ノ規定ニ依リ地方長官ガ市町村長又ハ之ニ準ズルモノニ委任シタル第七條乃至第十條ノ規定ニ

依ル職權ニ基キテ爲ス處分ニ依リテ負フ義務ノ履行ヲ市町村長又ハ之ニ準ズルモノガ強制スル場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 地方長官ハ救助ノ爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ道府縣、市町村又ハ之ニ準ズルモノヲシテ救助ニ要スル費用ヲ一時繰替支辨セシムルコトヲ得

第三章 扶 助

第十六條 扶助ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニシテ當該ノ傷痍、疾病、身體障害又ハ死亡ノ爲生活スルコト困難ト爲リタルモノニ對シ之ヲ爲ス但シ傷痍、疾病又ハ死亡ガ其ノ者又ハ扶助ヲ受クベキ者ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因レルモノナルトキハ扶助ヲ爲サザルコトヲ得

一 戰時災害ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者
二 戰時災害ニ因リ傷痍又ハ疾病ノ治愈シタル場合ニ於テ仍身體ニ著シキ障害ヲ存スル者

三 前二號ニ掲グル者ノ配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻ノ關係ニ在ル者ヲ含ム以下同ジ)若ハ直系卑屬ニシテ前二號ニ掲グル者ト同一ノ家若ハ世帯ニ在ルモノ又ハ前二號ニ掲グル者ノ直系尊屬ニシテ前二號ニ掲グル者ガ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ

タル時ヨリ引續キ同一ノ家若ハ世帯ニ在ルモノ

四 戦時災害ニ因リ死亡シタル者ノ配偶者若ハ直系卑屬ニシテ戦時災害ニ因リ死亡シタル者ノ死亡ノ時之ト同一ノ家若ハ世帯ニ在リ且引續キ其ノ家若ハ世帯ニ在ルモノ又ハ戦時災害ニ因リ死亡シタル者ノ直系尊屬ニシテ戦時災害ニ因リ死亡シタル者ノ戦時災害ニ罹リタル時之ト同一ノ家若ハ世帯ニ在リ且引續キ其ノ家若ハ世帯ニ在ルモノ

前項ノ規定ニ依リ扶助ヲ受ケ又ハ受クベキ者本法ニ依リ救助ヲ受クルトキハ救助ヲ受クルノ間其ノ者ニ對シ扶助ヲ爲サズ

第十七條 扶助ノ種類左ノ如シ

- 一 生活扶助
- 二 療養扶助
- 三 出産扶助
- 四 生業扶助

第十八條 扶助ハ戦時災害ニ因リ危害ヲ受ケタル時ヨリ勅令ヲ以テ定ムル期間ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲サズ扶助ノ程度及方法ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 扶助ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テハ勅令

ル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ所有者ニ對シ給與金ヲ給ス

第二十四條 業務ノ性質上戦時災害ニ因ル危害ヲ顧ミルコト能ハズシテ業務ニ従事スルコトヲ要スル者當該業務ニ従事中戦時災害ニ因リ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ其ノ遺族ニ對シ給與金ヲ給ス此ノ場合ニ於テハ第二十二條ノ給與金ハ之ヲ給セズ

第二十五條 正當ノ理由ナクシテ給與金ノ交給ニ關スル檢診又ハ調査ヲ拒ミタルトキハ其ノ者ニ對シ給與金ヲ給セザルコトヲ得

第五章 雜 則

第二十六條 本法ニ依ル保護ハ他ノ法令ノ適用ニ付テハ貧困ノ爲ニスル公費ノ救助又ハ扶助ニ非ザルモノトス

第二十七條 本法ニ依リ給與ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セズ

第二十八條 本法ニ依ル給與金品ハ既ニ給與ヲ受ケタルト否トニ拘ラズ之ヲ差押フルコトヲ得ズ

第二十九條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

ノ定ムル所ニ依リ埋葬ヲ行ヒ又ハ埋葬ヲ行フ者ニ對シ埋葬費ヲ給スルコトヲ得

第二十條 扶助ヲ受クル者六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ者ニ對シ扶助ヲ爲サズ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間亦同ジ

第二十一條 扶助ヲ受ケ又ハ受クベキ者左ニ掲グル事由ノ一ニ該當スルトキハ其ノ者ニ對シ扶助ヲ爲サザルコトヲ得

- 一 正當ノ理由ナクシテ扶助ニ關シ地方長官ノ爲ス指示ニ從ハザルトキ
- 二 正當ノ理由ナクシテ扶助ニ關スル檢診又ハ調査ヲ拒ミタルトキ
- 三 素行著シク不良ナルトキ又ハ著シク怠惰ナルトキ

第四章 給與金ノ支給

第二十二條 戦時災害ニ因リ死亡シタル者アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ遺族ニ對シ給與金ヲ給ス戦時災害ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲身體ニ著シキ障害ヲ存スル者アルトキ其ノ者ニ對シ亦同ジ

第二十三條 戦時災害ニ因リ住宅(水上生活者ノ居住ノ用ニ供スル舟ヲ含ム)又ハ家財ノ滅失又ハ毀損アリタ

第六章 罰 則

第三十條 第七條ノ規定ニ依ル勅令ニ從ハザル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條 詐僞其ノ他ノ不正ノ手段ニ依リ保護ヲ受ケ又ハ受ケシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條 第十條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル當該官吏若ハ當該吏員ノ立入檢査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

戦時災害保護法施行令

(昭和十七年四月二十七日 勅令第四百五十五號)

朕戦時災害保護法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

戦時災害保護法施行令

第一條 市町村長又ハ之ニ準ズルモノハ戦時災害保護法(以下法ト稱ス)ニ依ル保護ニ關シ地方長官ヲ補助スベシ

第二條 法第七條ノ規定ニ依リ救助ノ實施ニ従事セシムルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ニ掲グル者トス

- 一 醫師、齒科醫師及藥劑師
 - 二 保健婦、助産婦及看護婦
 - 三 建築技術者
 - 四 家屋大工、左官及鳶職
 - 五 前各號ニ掲グル者ノ外厚生大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官ノ定ムル者
- 第三條** 法第九條ノ規定ニ依リ管理スルコトヲ得ル施設ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス
- 一 旅館
 - 二 料理屋及飲食店
 - 三 病院、診療所及産院
 - 四 前各號ニ掲グルモノノ外厚生大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官ノ定ムル施設
- 第四條** 法第九條ノ規定ニ依リ物資ヲ保管セシムルコトヲ得ル者ハ救助ニ必要ナル物資ノ生産、配給又ハ保管ヲ業トスル者トス
- 第五條** 法第十一條ノ規定ニ依ル實費辨償ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官ノ定ム
- 第六條** 法第十二條ノ扶助金ハ療養扶助金、障害扶助金、打切扶助金、遺族扶助金及葬祭扶助金ノ五種トシ左ノ區別ニ從ヒ別表第一ニ依リ之ヲ給ス
- 一 療養扶助金ハ傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ療養ヲ要

- スル者ニシテ官公費ノ治療ヲ受ケザルモノニ之ヲ給ス
 - 二 障害扶助金ハ傷病又ハ疾病ノ治癒シタル時ニ於テ仍身體ニ著シキ障害ヲ存スル者ニ之ヲ給ス
 - 三 打切扶助金ハ療養ノ期間一年ヲ經過スルモ傷病又ハ疾病ノ治癒セザル者ニ之ヲ給ス
 - 四 遺族扶助金ハ死亡シタル者ノ遺族ニ之ヲ給ス
 - 五 葬祭扶助金ハ葬祭ヲ行フ遺族ニ之ヲ給ス葬祭ヲ行フ遺族ナキ場合ニ於テハ葬祭ヲ行フ者ニ之ヲ給スルコトヲ得
- 打切扶助金ヲ給スベキトキハ以後前項ノ規定ニ依ル他ノ扶助金ハ之ヲ給セズ
- 救助ノ實施ニ從事又ハ協力スル者重大ナル過失ニ因リ傷病ヲ受ケ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ障害扶助金又ハ遺族扶助金ハ之ヲ給セザルコトヲ得
- 第七條** 法第十三條ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ法第九條ノ規定ニ依ル處分ニ因ル通常生ズベキ損失トス
- 第八條** 扶助ヲ爲ス期間ハ十年トス但シ地方長官特別ノ事情アリト認ムルトキハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ此ノ期間ヲ延長スルコトヲ得
- 第九條** 法第二十二條ノ給與金ハ障害給與金及遺族給與金ノ二種トシ左ノ區別ニ從ヒ別表第二ニ依リ之ヲ給ス

- 但シ傷病、疾病又ハ死亡ガ其ノ者ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因レルモノナルトキハ之ヲ給セザルコトヲ得
 - 一 障害給與金ハ戰時災害ニ因リ傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル日ヨリ一年以内ニ其ノ傷病又ハ疾病ノ治癒シタル場合又ハ治癒セザルモ一年ヲ經過シタル場合ニ於テ仍身體ニ著シキ障害ヲ存スル者ニ之ヲ給ス
 - 二 遺族給與金ハ戰時災害ニ因リ死亡シタル者又ハ戰時災害ニ因リ傷病ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル日ヨリ一年以内ニ之ガ爲死亡シタル者ノ遺族ニ之ヲ給ス
- 命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ前項ノ給與金ノ全部又ハ一部ハ之ヲ給セズ
- 第十條** 法第二十三條ノ給與金ハ住宅(水上生活者ノ居住ノ用ニ供スル舟ヲ含ム以下同ジ)ニ付テハ千五百圓以内、家財ニ付テハ五百圓以内ニ於テ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ所有者ニ之ヲ給ス但シ所有者ニ於テ住宅又ハ家財ノ滅失又ハ毀損ニ付之ガ豫防又ハ防止ヲ怠リタル場合ハ之ヲ給セザルコトヲ得
- 前項ノ給與金ヲ受クベキ所有者死亡シタルトキハ給與金ハ死亡シタル者ノ遺族ニ之ヲ給ス
- 命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ第一項ハ給與金ノ全部又ハ一部ハ之ヲ給セズ
- 第十一條** 法第二十四條ノ給與金ハ療養給與金、障害給

- 與金、打切給與金、遺族給與金及葬祭給與金ノ五種トシ第六條第一項第一號乃至第五號ニ定ムル各種扶助金支給ノ區別ニ從ヒ別表第三ニ依リ之ヲ給ス
 - 第六條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ給與金ノ支給ニ之ヲ準用ス命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ第一項ノ給與金ノ全部又ハ一部ハ之ヲ給セズ
- 第十二條** 法第二十四條第一項ノ業務ハ通信又ハ運輸ノ業務其ノ他ノ業務ニ付厚生大臣關係大臣ト協議シテ之ヲ定ム
- 第十三條** 第六條第一項ノ障害扶助金若ハ打切扶助金、第九條第一項ノ障害給與金又ハ第十一條第一項ノ障害給與金若ハ打切給與金ハ第六條第一項、第九條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ依ル金額ノ範圍内ニ於テ傷病疾病ノ程度、身體障害ノ輕重等ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ定ム
- 第十四條** 第六條第一項ノ障害扶助金又ハ第十一條第一項ノ障害給與金ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ者ガ傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル日ヨリ起算シ三年以内ニ當該傷病疾病ノ再發ニ因リ身體障害ノ程度ヲ加重シタルトキハ障害扶助金其ハ障害給與金ノ額ハ新ニ之ヲ定メ既ニ給シタル障害扶助金又ハ障害給與金ノ金額ヲ控除シテ之ヲ給ス

第十五條 本令ニ於テ遺族トハ本人ノ配偶者・子・孫・父・母・祖父・祖母及兄弟姉妹ニシテ本人死亡ノ時之ト同一ノ家ニ在リ且引續キ其ノ家ニ在ルモノ(第十條第二項ノ遺族ニ付テハ本人死亡ノ時之ト同一ノ家及世帯ニ在リ且引續キ其ノ家及世帯ニ在ルモノ)ヲ謂フ
本人死亡後二年以内ニ昭和十五年法律第四號(委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル法律)ノ適用ヲ受ケ本人死亡ノ時之ト同一ノ家ニ在ルコトト爲ルニ至リタル者ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ本人死亡ノ時之ト同一ノ家ニ在ル者ト看做ス
本人死亡後分家シタル遺族又ハ分家シタル遺族ニ從ヒ其ノ家ニ入りタル遺族ハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ引續キ其ノ家ニ在ルモノト看做ス但シ第十條第二項ノ遺族ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻ト同様ノ關係ニ在ル者ハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ本人死亡ノ時之ト同一ノ家ニ在リ且引續キ其ノ家ニ在ル配偶者ト看做ス
本人死亡ノ時胎兒タル子又ハ孫出生シタルトキハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ本人死亡ノ時之ト同一ノ家及世帯ニ在リタルモノト看做ス

第十六條 第六條第一項ノ遺族扶助金(以下遺族扶助金ト稱ス)、第九條第一項若ハ第十一條第一項ノ遺族給與金(以下遺族給與金ト稱ス)又ハ法第二十三條ノ給與金ヲ受ケクベキ遺族ノ順位ハ前條第一項ニ掲グル順序ニ依ル
前項ノ規定ニ依ル同順位ノ子又ハ孫數人アルトキハ本人ヲ被相續人トナシタル家督相續ノ順位ニ準ジ之ヲ定ム
父母及祖父母ニ付テハ養方ヲ先ニシ實方ヲ後ニス
兄弟姉妹ニ遺族扶助金又ハ遺族給與金ヲ給スルハ其ノ者ガ未成年又ハ不具癡疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキ場合ニ限り前條第二項ノ規定ノ適用ヲ受クル者ニ遺族扶助金又ハ遺族給與金ヲ給スルハ既ニ之ヲ受ケタル者ナキ場合ニ限ル
第十七條 遺族扶助金、遺族給與金又ハ法第二十三條ノ給與金ヲ給スベキ順位ニ在ル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ此等ノ給與金ハ其ノ順位ニ在ル者ニ之ヲ給ス
一 死亡シタルトキ
二 所在不明ナルトキ
三 分家ノ場合ヲ除クノ外同一ノ家ニ在ラザルニ至リタルトキ(法第二十三條ノ給與金ニ付テハ同一ノ家及世帯ニ在ラザルニ至リタルトキ)
第十八條 法第十二條ノ扶助金ハ法第二十二條乃至第二十四條ノ給與金ヲ受ケクベキ者ガ扶助金又ハ給與金ヲ受

クベキ事由ノ生ジタル日ヨリ起算シ二年以内ニ申請ヲ爲サザルトキハ當該ノ扶助金又ハ給與金ハ之ヲ給セズ

附 則

本令ハ戦時災害保護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表第一)

種 別	療 養 扶 助 金		打 切 扶 助 金	遺 族 扶 助 金	葬 祭 扶 助 金
	金 額	實 費			
障 害 扶 助 金	終身自用ヲ辨ズルコト能ハザルモノ	一、五〇〇圓	一、五〇〇圓	一、〇〇〇圓	一〇〇圓
	終身業務ニ服スルコト助ハザルモノ	一、〇〇〇圓			
其ノ他身體ニ著シキ障害ヲ存スルモノ又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ		七〇〇圓			

(別表第二)

厚生法 (戦時災害保護法)

(別表第三)

種 別	障 害 給 與 金		打 切 給 與 金	遺 族 給 與 金	葬 祭 給 與 金
	金 額	實 費			
障 害 給 與 金	終身自用ヲ辨ズルコト能ハザルモノ	七〇〇圓	一、〇〇〇圓	七〇〇圓	七〇〇圓
	終身業務ニ服スルコト能ハザルモノ	七〇〇圓			
其ノ他身體ニ著シキ障害ヲ存スルモノ又ハ女子ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ		五〇〇圓			

戰時災害保護法施行規則

（昭和十七年四月三十日）
（厚生省令第二十六號）

戰時災害保護法施行規則左ノ通定ム

戰時災害保護法施行規則

第一條 戰時災害保護法（以下法ト稱ス）第六條ノ收容

施設ノ供與ハ避難所ヲ設置シ又ハ假設住宅ヲ貸與スル
コトニ依リ、學用品ノ給與ハ兒童ノ就學ノ爲必要ナル
教科書又ハ文房具ヲ給與スルコトニ依リ之ヲ行フ

第二條 救助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ厚生大臣ノ認可
ヲ受ケ地方長官之ヲ定ム

第三條 救助ヲ爲スベキ期間ハ二月（假設住宅ノ貸與ニ
付テハ六月）以内ニ於テ地方長官之ヲ定ム但シ特別ノ
必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ厚生大臣ノ認可ヲ受
ケ此ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

第四條 法第七條ノ規定ニ依ル命令ハ從事令書ノ交付ヲ
以テ之ヲ行フ

從事令書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 命令ヲ受ケベキ者ノ氏名、職業、出生ノ年月日及
居住ノ場所
- 二 從事スベキ救助業務
- 三 從事スベキ場所及期間

四 出頭スベキ日時及場所

五 其ノ他必要ト認ムル事項

從事令書ノ交付ヲ受ケタル者疾病其ノ他避クベカラザ
ル事故ニ依リ救助ノ實施ニ從事スルコト能ハザル場合
ハ直ニ事由ヲ具シ地方長官ニ其ノ旨届出ヅベシ
前項ノ規定ニ依ル届出アリタル場合ニ於テ地方長官救
助ノ實施ニ從事セシムルコトヲ適當ナラズト認ムルト
キハ第一項ノ命令ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ
從事取消令書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ

第五條 法律第九條ノ規定ニ依リ施設ヲ管理シ、土地、
家屋若ハ物資ヲ使用シ、物資ヲ保管セシメ又ハ物資ヲ
收用スル場合ニ於テハ公用令書ヲ交付シテ之ヲ爲スベ
シ

公用令書ハ當該ノ施設、土地、家屋又ハ物資ヲ所有ス
ル者ニ對シ之ヲ交付スベシ但シ所有者ニ交付スルコト
困難ナル場合ニ於テハ權原ニ基キ其ノ施設、土地、家
屋又ハ物資ヲ占有スル者ニ對シ之ヲ交付スルヲ以テ足
ル

前項本文ノ場合ニ於テ所有者占有者ニ非ザルトキハ占
有者ニ對シテモ公用令書ヲ交付スベシ

- 一 公用令書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 二 公用令書ノ交付ヲ受ケベキ者ノ氏名

二 管理スベキ施設ノ名稱、種類及所在ノ場所並ニ營

理ノ範圍及期間（土地又ハ家屋ノ使用ノ場合ニ在リ
テハ使用スベキ土地又ハ家屋ノ種類及所在ノ場所並
ニ使用ノ範圍及期間、物資ヲ使用若ハ收用シ又ハ保
管セシムベキ場合ニ在リテハ物資ノ種類、數量及所
在ノ場所並ニ使用若ハ保管ノ期間又ハ使用若ハ收用
スベキ物資ノ引渡時期）

三 其ノ他必要ト認ムル事項

地方長官公用令書ヲ交付シタル後前項各號ニ掲グル事
項ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク公用變更令書ヲ交付ス
ベシ

地方長官公用令書ヲ交付シタル後管理、使用、收用又
ハ保管ニ關スル處分ヲ必要トセザルニ至リタルトキハ
遲滞ナク公用取消令書ヲ交付スベシ

第六條 使用又ハ收用スベキ物資ハ公用令書ニ記載シタ
ル引渡時期ニ其ノ所在ノ場所ニ於テ之ヲ地方長官ニ引
渡スベシ

地方長官ハ當該官吏ヲシテ使用又ハ收用スベキ物資ノ
引渡ヲ受ケシムルモノトス

當該官吏引渡ヲ受ケタルトキハ受領調書ヲ作り引渡ヲ
爲シタル所有者又ハ占有者ニ之ヲ交付スベシ

當該官吏前項ノ規定ニ依リ受領書ヲ占有者ニ付シタ
ル場合ニ於テハ遲滞ナク所有者ニ其ノ謄本ヲ交付スベ
シ

シ

第七條 法第十三條ノ規定ニ依ル損失ノ補償ヲ請求セシ
トスル者ハ管理、使用又ハ保管ノ場合ニ在リテハ管

理、使用又ハ保管ノ期間満了ノ後收用ノ場合ニ在リテ
ハ收用アリタル後三月以内ニ補償請求ノ事由、補償請
求額其ノ他必要ト認ムル事項ヲ記載シタル損失補償請
求書ヲ地方長官ニ提出スベシ但シ管理、使用又ハ保管
ノ場合ニ在リテハ管理、使用又ハ保管ノ期間一月ヲ經
過スル毎ニ其ノ經過シタル期間ノ分ニ付直ニ損失補償
請求書ヲ提出スルコトヲ得損失補償請求書ニハ損失補
償額算出明細書ヲ添附スベシ受領調書ノ交付ヲ受ケタ
ル場合ナルトキハ尙其ノ寫ヲモ添附スルコトヲ要ス

第八條 法第十四條第一項ノ規定ニ依リ委任スルコトヲ
得ル地方長官ノ職權ハ救助ノ實施及法第七條乃至第十
條ニ定ムルモノニ限ル

第九條 法第十五條ノ規定ニ依リ一時繰替支辨セシムル
コトヲ得ル費用ハ救助ノ實施ニ要スル費用及第四條ノ

規定ニ依リ従事令書ノ交付ヲ受ケ出頭スベキ者ニシテ出頭ニ要スル旅費ノ前金拂ヲ受ケタルニ非ザレバ出頭スルコト能ハザルモノノ出頭旅費(以下出頭旅費ト稱ス)トシ、一時繰替支辨セシムルコトヲ得ル市町村又ハ之ニ準ズルモノハ現ニ救助ヲ必要トスル者ノ所在地(出頭旅費ニ付テハ其ノ者ノ居住地)ノ市町村又ハ之ニ準ズルモノトス

市町村又ハ之ニ準ズルモノヲシテ救助ノ實施ニ要スル費用ヲ一時繰替支辨セシムルコトヲ得ルハ法第十四條第一項ノ規定ニ依リ市町村又ハ之ニ準ズルモノニ委任シタル場合及道府縣ヲシテ一時繰替支辨セシムルコト能ハザル特別ノ事由アル場合ニ限ル

道府縣、市町村又ハ之ニ準ズルモノニ於テ救助ノ實施ニ要スル費用又ハ出頭旅費ヲ一時繰替支辨シタルトキハ證據書類ヲ具シ地方長官ニ其ノ拂戻ヲ請求スベシ

第十條 扶助ハ扶助ヲ受ケントスル者若ハ親族其ノ他ノ縁故者又ハ其ノ住所地市町村長若ハ之ニ準ズルモノノ申請ニ依リ之ヲ行フ但シ地方長官必要アリト認ムルトキハ其ノ申請ナキ場合ト雖モ之ヲ行フコトヲ得

第十一條 扶助ノ方法左ノ如シ
一 生活扶助ハ金錢又ハ物品ヲ給與スルコトニ依リ之ヲ行フ

二 療養扶助ハ醫療ヲ爲スコトニ依リ之ヲ行フ
三 出產扶助ハ助産ヲ爲スコトニ依リ之ヲ行フ
四 生業扶助ハ生業ニ必要ナル資金、器具、資料ノ給與若ハ貸與ヲ爲シ又ハ生業ニ必要ナル技能ヲ授ケタルコトニ依リ之ヲ行フ

地方長官扶助ヲ爲スニ當リ特ニ必要アリト認ムルトキハ扶助ヲ受ケタル者ヲ適當ナル施設ニ收容シ又ハ收容ヲ委託スルコトヲ得

第十二條 扶助ノ爲支スル費用ノ限度ハ前條第二項ノ規定ニ依リ收容ノ場合ヲ除キ生活扶助ニ付テハ一人一日三十錢以内、出產扶助ニ付テハ十二圓以内ニ於テ地方長官之ヲ定ム但シ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ此ノ金額ヲ増加スルコトヲ得

前項ニ定ムルモノノ外扶助ノ爲支スル費用ノ限度ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之ヲ定ム
扶助ノ爲扶助ヲ受ケタル者ノ移送ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ實費ヲ支出スルコトヲ得

第十三條 法第十九條ノ規定ニ依リ埋葬ノ爲支出スル費用ノ限度ハ十二圓以内ニ於テ地方長官之ヲ定ム但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ此ノ金額ヲ増加スルコトヲ得

扶助ヲ受ケタル者死亡シタル場合ニ於テ埋葬ヲ行フ者ナキトキハ扶助ヲ行ヒタル地方長官ニ於テ埋葬ヲ行フベシ

第十四條 戦時災害保護法施行令(以下令ト稱ス)第九條第二項ノ規定ニ依リ給與金ノ全費ヲ給セザル場合左ノ如シ

一 恩給法ニ依ル公務員若ハ之ニ準ズベキ者又ハ宮内省恩給令ニ依ル宮内職員戦時災害ニ因リ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ其ノ傷痍、疾病又ハ死亡ガ戦闘又ハ戦闘ニ準ズベキ公務員ニ因ルモノトシテ恩給法又ハ宮内省恩給令ニ依ル増加恩給、傷病年金、扶助料又ハ一時扶助料ヲ給セラレベキトキ

二 防空従事者防空従事者扶助令ニ依ル障害扶助金、打切扶助金又ハ遺族扶助金ヲ給セラレベキトキ

三 戦時災害ニ因リ死亡シタル者又ハ給與金ヲ受ケベキ者ノ所得ニ付所得税法第三十條ノ規定ニ依リ算出シタル總所得ガ七千圓ヲ超ユルトキ又ハ同條第一項第七號ノ所得以外ノ所得ノ合計額ガ三千圓ヲ超ユルトキ但シ本號後段ノ場合ニ於テ所得ノ基因タル資産又ハ事業ノ用ニ供スル資産ニ付甚大ナル被害ヲ受ケタル者ニシテ總所得七千圓以下ナルトキハ此ノ限ニ

厚生法 (戦時災害保護法)

在ラズ

市町村長若ハ之ニ準ズルモノ又ハ防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ヨリ防空従事者扶助令ニ依リ扶助金ヲ給セラレベキ防空従事者ニ付テハ前項第二號及第三號ノ規定ニ拘ラズ給與金ヲ給ス

第十五條 法第二十三條ノ給與金ノ額ハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依ル

一 住宅ニ付テハ其ノ住宅ガ家屋臺帳ニ登録セラレタルモノナルトキハ其ノ賃貸價格(家屋臺帳ニ登録セラレザル住宅ニ付テハ類似ノ住宅ノ家屋臺帳ニ登録セラレタル賃貸價格)ニ左ノ數ヲ乗ジタル額トス

市ニ所在スル住宅 六
町ニ所在スル住宅 十
其ノ他 二十

二 水上生活者ノ居室ノ用ニ供スル舟ニ付テハ其ノ價格ノ二分ノ一トス

三 家財ニ付テハ世帯毎ニ其ノ世帯ニ屬スル者ノ數ニ依リ左ノ割合ヲ以テ計算シタル額以内ニ於テ地方長官ノ定ムル額トス

成年者一人 二百圓
十五歳以上 人 百圓
六歳以上一人 七十圓

六歳未満一人 五十圓

四 毀損ノ場合ニ於テハ其ノ毀損ノ程度ニ應ジ前各號ノ金額ヲ算出ス但シ毀損ノ程度ガ三分ノ一ニ滿タザルトキハ給與金ハ之ヲ給セズ

第十六條 令第十條第三項ノ規定ニ依リ給與金ノ全部ヲ給セザル場合左ノ如シ

一 戦時災害ニ因リ滅失若ハ毀損シタル住宅(水上生活者ノ居住ノ用ニ供スル舟ヲ含ム以下同ジ)若ハ家財ノ所有者又ハ其ノ遺族ニシテ給與金ヲ受クベキモノノ所得ニ付所得税法第三十條ノ規定ニ依リ算出シタル總所得ガ七千圓ヲ超ユルトキ又ハ同條第一項第七號ノ所得以外ノ所得ノ合計額ガ三千圓ヲ超ユルトキ但シ本號後段ノ場合ニ於テ所得ノ基因タル資産又ハ事業ノ用ニ供スル資産ニ付甚大ナル被害ヲ受ケタル者ニシテ總所得七千圓以下ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

二 戦争保險臨時措置法ニ依ル保險金ノ支拂ヲ受クベキトキ但シ其ノ額ガ給與金ノ額ヨリ少額ナルトキハ其ノ差額ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

三 住宅ニ付テハ所有者又ハ其ノ家族ガ其ノ住宅ニ居住セザルトキ

第十七條 令第十一條第三項ノ規定ニ依リ給與金ノ全部ヲ給セザル場合ハ第十四條第一號ニ掲グル場合トス

戦時災害保護法施行期日ノ件

(昭和十七年四月二十七日) 勅令第四百五十四號

朕戦時災害保護法施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

戦時災害保護法ハ昭和十七年四月三十日ヨリ之ヲ施行ス

小形船舶乗組員手帳法

戦時下に於ける海上物資輸送の完遂を圖るには、船舶乗組要員の確保並びに整備が缺くべからざる要件であり、これが爲には船員の就業状況を明確にし、移動防止其の他の勞務規則を強化する必要がある。然るに船員法の適用を受くるものに關しては、既に船員手帳の制度があり、勞務規制の基礎に缺くところはないが、二十トン未満の船舶乗組員、其の他船員法の適用を受けざる船員に關しては、海上勞務の重要な資源であるにも拘らず手帳制度が完備してゐない爲、使用統制其の他の勞務規制の運用は極めて困難なる現状にあるのである。そこで船員法の適用を受けない小形

厚生法 (小形船舶乗組員手帳法)

第十八條 法第二十二條又ハ第二十四條ノ給與金ヲ受クベキ者同一ノ原因ニ付他ノ法令ニ依リ扶助、給付又ハ給與ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ扶助、給付又ハ給與ガ法第二十二條又ハ第二十四條ノ給與金ト同種ノモノナルトキハ法第二十二條又ハ第二十四條ノ給與金ノ一部ハ之ヲ給セズ

前項ノ他ノ法令ニ依リ扶助、給付又ハ給與ニシテ法第二十二條又ハ第二十四條ノ給與金ト同種ノモノ並ニ前項ノ規定ニ依リ減額支給スベキ法第二十二條及第二十四條ノ給與金ノ額ハ厚生大臣之ヲ定ム

第十九條 戦時災害ニ因リ傷痍ヲ受ケ、疾病ニ罹リ若ハ死亡シタルトキ又ハ住宅若ハ家財ノ滅失若ハ毀損アリタルトキハ危害ヲ受ケタル者又ハ其ノ遺族ハ危害ヲ受ケタル日ヨリ一月以内ニ危害ヲ受ケタル地ノ市町村長ヲ經由シ其ノ危害ニ付地方長官ニ證明書ノ交付ヲ申請スベシ

附 則

本令ハ戦時災害保護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前戦時災害ニ因リ危害ヲ受ケタル者アルトキハ第十九條ノ規定ニ依リ届出ヅベキ期間ハ本令施行後一月以内トス

船舶に乗込む者に對しても、船員手帳を受有せしめ、其の就業状況を明かにし、移動を規制すると共に、徵用船員の補充源たらしむる基礎を整備する目的を以て、政府は第七十九議會に小形船舶乗組員手帳法案を提出し、その協賛を経て三月三十一日附該法律を公布したのである。

小形船舶乗組員手帳法

(昭和十七年三月三十一日) 法律第八十三號

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル小形船舶乗組員手帳法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

小形船舶乗組員手帳法

第一條 左ニ掲グル日本船舶(漁船ヲ除ク)ニ乗組ム命令ヲ以テ定ムル船員(以下小形船舶乗組員ト稱ス)ハ小形船舶乗組員手帳ヲ受有スルコトヲ要ス
一 總噸數五噸以上二十噸未満ノ船舶
二 總噸數五噸以上ノ端舟及櫓楫ヲ以テ運轉スル舟
三 平水區域ヲ航行スル總噸數二十噸以上ノ船舶
本法ニ定ムルモノヲ除クノ外小形船舶乗組員手帳ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第二條 小形船舶乗組員ハ其ノ雇傭契約ノ成立、終了、